地 方 財 政 の 状 況

令和４年３月

総　務　省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号　(03) 5253-5111 (代表)

内線　5649

総務省ホームページ　https://www.soumu.go.jp/

目 次

はじめに

第1部　令和２年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割……3
（1）国・地方を通じた財政支出の状況……3
（2）国民経済と地方財政……5
ア　国内総生産（支出側）と地方財政……5
イ　公的支出の状況……5
2 地方財政の概況……7
（1）決算規模……7
（2）決算収支……9
ア　実質収支……9
イ　単年度収支及び実質単年度収支……11
（3）歳入……12
（4）歳出……15
ア　目的別歳出……15
イ　性質別歳出……20
（5）財政構造の弾力性……25
ア　経常収支比率……25
イ　実質公債費比率及び公債費負担比率……29
（6）将来の財政負担……30
ア　地方債現在高……30
イ　債務負担行為額……32
ウ　積立金現在高……33
エ　地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担……33
オ　普通会計が負担すべき借入金残高……34
（7）決算の背景……35
ア　国の予算……35
イ　地方財政計画……37
ウ　令和２年度補正予算及び一般会計の予備費等の使用……42
3 地方財源の状況……51
（1）租税の状況……51
（2）地方歳入……52
ア　地方税……52

目次

イ　地方譲与税……57
ウ　地方特例交付金……58
エ　地方交付税……58
オ　国庫支出金……59
カ　都道府県支出金……60
キ　地方債……60
ク　その他の収入……61

4 地方経費の内容……63

(1) 生活・福祉の充実……63
ア　社会福祉行政……63
イ　労働行政……67
(2) 教育と文化……68
(3) 土木建設……69
(4) 産業の振興……71
ア　農林水産行政……71
イ　商工行政……72
(5) 保健衛生……72
(6) 警察と消防……73
ア　警察行政……73
イ　消防行政……74

5 地方経費の構造……75

(1) 義務的経費……75
ア　人件費……75
イ　扶助費……79
ウ　公債費……80
(2) 投資的経費……81
ア　普通建設事業費……81
イ　災害復旧事業費……87
ウ　失業対策事業費……88
(3) その他の経費……89
ア　物件費……89
イ　維持補修費……90
ウ　補助費等……91
エ　繰出金……92
オ　積立金……93
カ　投資及び出資金……93
キ　貸付金……94

6 一部事務組合等の状況……95
(1) 団体数……95
(2) 一部事務組合等の歳入歳出決算……95
7 公営企業等の状況……97
(1) 公営企業等……97
ア 概況……97
イ 事業別状況……105
(2) 国民健康保険事業……117
ア 都道府県……117
イ 市町村（事業勘定）……118
ウ 市町村（直診勘定）……120
(3) 後期高齢者医療事業……120
ア 市町村……120
イ 後期高齢者医療広域連合……121
(4) 介護保険事業……122
ア 保険事業勘定……122
イ 介護サービス事業勘定……124
(5) その他の事業……125
ア 収益事業……125
イ 共済事業……125
ウ 公立大学附属病院事業……125
(6) 第三セクター等……126
ア 第三セクター等の定義……126
イ 第三セクター等に係る財政的リスクの状況……126
8 東日本大震災の影響……128
(1) 普通会計……128
ア 東日本大震災分の決算の状況……128
イ 特定被災地方公共団体等の決算の状況……129
(2) 公営企業会計等……130
9 令和２年度決算に基づく健全化判断比率等の状況……131
(1) 実質赤字比率……131
(2) 連結実質赤字比率……132
(3) 実質公債費比率……132
ア 実質公債費比率が18％以上である団体数……132
イ 実質公債費比率の段階別分布状況……133
ウ 団体区分別実質公債費比率の状況……133
(4) 将来負担比率……134
ア 早期健全化基準以上である団体数……134

目 次

イ　将来負担比率の段階別分布状況 …… 134
ウ　団体区分別将来負担比率の状況 …… 135
エ　団体区分別将来負担額等の状況 …… 135
(5) 資金不足比率 …… 137
ア　資金不足額がある公営企業会計数 …… 137
イ　公営企業会計の資金不足額 …… 139
(6) 個別団体の財政健全化 …… 141
10 市町村の規模別財政状況 …… 142
(1) 団体規模別団体数等の状況 …… 142
ア　団体数及び人口の状況 …… 142
イ　団体規模別の決算規模（歳入・歳出） …… 143
(2) 人口１人当たりの財政状況等 …… 144
ア　決算規模等 …… 144
イ　歳入 …… 144
ウ　歳出 …… 146
エ　財政構造の弾力性 …… 148
11 公共施設の状況 …… 149
(1) 道路 …… 149
(2) 公営住宅等 …… 149
(3) 公園 …… 150
(4) 下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設 …… 150
(5) 保育所 …… 151
(6) 高齢者福祉施設 …… 152
(7) 文化施設及び体育施設 …… 152

第2部　令和３年度及び令和４年度の地方財政

1 令和３年度の地方財政 …… 155
(1) 令和３年度の経済見通しと国の予算 …… 155
ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度 …… 155
イ　国の予算 …… 156
(2) 地方財政計画 …… 159
ア　通常収支分 …… 159
イ　東日本大震災分 …… 161
(3) 令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用及び補正予算 …… 163
ア　令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 …… 163
イ　令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用とそれに伴う地方財政措置等 …… 163
ウ　令和３年度補正予算（第１号）等とそれに伴う地方財政措置等 …… 164
(4) 地方公共団体の予算 …… 167
(5) 公営企業等に関する財政措置 …… 169
ア　公営企業 …… 169
イ　国民健康保険事業 …… 170
ウ　後期高齢者医療制度 …… 170
2 令和４年度の地方財政 …… 172
(1) 令和４年度の経済見通しと国の予算 …… 172
ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度 …… 172
イ　国の予算 …… 173
(2) 地方財政計画 …… 175
ア　通常収支分 …… 176
イ　東日本大震災分 …… 177
(3) 公営企業等に関する財政措置 …… 180
ア　公営企業 …… 180
イ　国民健康保険事業 …… 181
ウ　後期高齢者医療制度 …… 182

目次

第3部　最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症への対応……187
(1) 令和２年度における対応等……187
ア　令和２年度における対応……187
イ　令和２年度の地方公共団体における新型コロナウイルス感染症対策関連経費等……187
(2) 令和３年度における対応……189
(3) 保健所の恒常的な人員体制の強化……189
2 デジタル田園都市国家構想等の推進……190
(1) デジタル田園都市国家構想の推進……190
(2) 地方公共団体のDXの推進・マイナンバー制度の利活用の推進等……191
ア　地方公共団体のDXの推進……191
イ　地方公共団体の情報システムの標準化・共通化……192
ウ　マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及・利活用の推進……192
(3) 地方創生の推進……193
ア　地方創生の取組……193
イ　活力ある地方創り……194
ウ　過疎対策の推進……196
3 防災・減災、国土強靱化の推進……197
4 公共施設等の適正管理の推進……198
(1) 公共施設等の適正管理の更なる推進……198
(2) 公共施設等の脱炭素化の推進……199
5 社会保障制度改革……200
(1) 社会保障の充実と人づくり革命……200
(2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築……202
6 財政マネジメントの強化……204
(1) 地方公会計の整備・活用の推進及び地方財政の「見える化」の推進……204
ア　地方公会計の整備・活用の推進……204
イ　地方財政の「見える化」の推進……204
(2) 公営企業の経営改革等……205
ア　公営企業の更なる経営改革の推進……205
イ　公立病院経営強化の推進……209
ウ　第三セクター等の経営改革の推進……210
(3) 地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化……211
7 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進……212
(1) 第33次地方制度調査会の発足……212
(2) 多様な広域連携の推進……212
ア　定住自立圏構想の推進……212

イ　連携中枢都市圏構想の推進 …… 212
ウ　定住自立圏・連携中枢都市圏以外の市町村における広域連携の推進 …… 213
(3) 地方公務員行政に係る取組 …… 213
ア　定年の引上げ …… 213
イ　働き方改革 …… 213
ウ　その他 …… 213
(4) 地方分権改革の推進 …… 214
ア　地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組 …… 214
イ　令和３年の地方からの提案等に関する対応方針 …… 215
ウ　地方税財源の充実確保 …… 216

用語の説明

図 表 索 引

第１部　令和２年度の地方財政の状況

1　地方財政の役割

第 1 図　国・地方を通じた目的別歳出純計額の構成比の推移……3
第 2 図　国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況……4
第 3 図　国内総生産（支出側、名目）と地方財政……5
第 4 図　公的支出の推移……6
第 5 図　公的支出の状況……6

2　地方財政の概況

第 1 表　地方公共団体の決算規模（純計）……7
第 6 図　決算規模の推移（純計）……8
第 2 表　団体区分別決算規模の状況……8
第 3 表　実質収支の状況……9
第 7 図　実質収支及び赤字団体の赤字額の推移……10
第 8 図　実質収支比率の推移……10
第 4 表　単年度収支及び実質単年度収支の状況……11
第 5 表　赤字団体数の状況……11
第 6 表　歳入純計決算額の状況
その１　総計……12
その２　通常収支分……13
その３　東日本大震災分……13
第 9 図　歳入純計決算額の構成比の推移……14
第 10 図　歳入決算額の構成比……14
第 7 表　目的別歳出純計決算額の状況
その１　総計……16
その２　通常収支分……16
その３　東日本大震災分……17
第 8 表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移……17
第 11 図　目的別歳出決算額の構成比……18
第 9 表　一般財源の目的別歳出充当状況……18
第 12 図　一般財源充当額の目的別構成比の推移……19

第 10 表　性質別歳出純計決算額の状況
その１　総計 …… 20
その２　通常収支分 …… 21
その３　東日本大震災分 …… 21
第 13 図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移…… 22
第 14 図　性質別歳出決算額の構成比…… 22
第 11 表　一般財源の性質別歳出充当状況…… 23
第 15 図　一般財源充当額の性質別構成比の推移…… 24
第 12 表　経常収支比率の推移…… 25
第 16 図　経常収支比率を構成する分子及び分母の推移
その１　合計 …… 26
その２　都道府県 …… 27
その３　市町村 …… 28
第 13 表　経常収支比率の段階別分布状況…… 29
第 17 図　実質公債費比率及び公債費負担比率の推移…… 30
第 18 図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移…… 31
第 19 図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移…… 32
第 14 表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況…… 33
第 15 表　積立金現在高の状況…… 33
第 20 図　地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移…… 34
第 21 図　普通会計が負担すべき借入金残高の推移…… 35
第 16 表　令和２年度地方財政計画歳入歳出一覧
その１　通常収支分 …… 41
その２　東日本大震災分 …… 42

3　地方財源の状況

第 22 図　国税と地方税の状況…… 51
第 23 図　国税と地方税の推移…… 52
第 17 表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況…… 53
第 24 図　地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び
固定資産税の人口１人当たり税収額の指数…… 54
第 25 図　道府県税収入額の状況…… 55
第 26 図　道府県税収入額の推移…… 56
第 27 図　市町村税収入額の状況…… 56
第 28 図　市町村税収入額の推移…… 57
第 18 表　令和２年度地方交付税総額算定基礎…… 59
第 19 表　国庫支出金の状況…… 60
第 20 表　地方債の発行状況…… 61

第 21 表　その他の収入の状況…… 62

4　地方経費の内容

第 29 図　民生費の目的別内訳…… 63
第 30 図　民生費の目的別歳出の推移
その１　純計 …… 64
その２　都道府県 …… 65
その３　市町村 …… 65
第 31 図　民生費の性質別内訳…… 66
第 32 図　民生費の財源構成比の推移…… 67
第 33 図　労働費の性質別内訳…… 68
第 34 図　教育費の目的別内訳…… 68
第 35 図　教育費の性質別内訳…… 69
第 36 図　土木費の目的別内訳…… 70
第 37 図　土木費の性質別内訳…… 70
第 38 図　農林水産業費の目的別内訳…… 71
第 39 図　農林水産業費の性質別内訳…… 71
第 40 図　商工費の性質別内訳…… 72
第 41 図　衛生費の目的別内訳…… 73
第 42 図　衛生費の性質別内訳…… 73
第 43 図　警察費の性質別内訳…… 74
第 44 図　消防費の性質別内訳…… 74

5　地方経費の構造

第 45 図　人件費の推移…… 75
第 46 図　ラスパイレス指数の推移…… 76
第 47 図　人件費の費目別内訳…… 76
第 48 図　職員給の部門別構成比…… 77
第 49 図　職員給の部門別構成比の推移…… 77
第 50 図　人件費の財源内訳…… 78
第 51 図　地方公務員数の状況…… 79
第 52 図　扶助費の目的別内訳の推移…… 80
第 22 表　普通建設事業費（補助事業費・単独事業費・国直轄事業負担金）の推移…… 81
第 53 図　普通建設事業費の推移
その１　純計 …… 82
その２　都道府県 …… 82
その３　市町村 …… 83
第 54 図　普通建設事業費（補助事業費・単独事業費・国直轄事業負担金）の目的別内訳 … 83

第 55 図　補助事業費の目的別内訳………………………………………………………………… 84
第 56 図　単独事業費の目的別内訳………………………………………………………………… 85
第 57 図　普通建設事業費の財源構成比の推移
その１　総計 ……………………………………………………………………………… 86
その２　補助事業費 ……………………………………………………………………… 86
その３　単独事業費 ……………………………………………………………………… 87
第 58 図　用地取得費の推移………………………………………………………………………… 87
第 59 図　災害復旧事業費の状況…………………………………………………………………… 88
第 60 図　災害復旧事業費の推移…………………………………………………………………… 88
第 23 表　その他の経費の状況……………………………………………………………………… 89
第 61 図　物件費の推移……………………………………………………………………………… 90
第 62 図　物件費の目的別内訳……………………………………………………………………… 90
第 63 図　維持補修費の目的別内訳………………………………………………………………… 90
第 64 図　補助費等の目的別内訳の推移…………………………………………………………… 91
第 65 図　繰出金の繰出先内訳の推移……………………………………………………………… 92
第 66 図　積立金及び積立金取崩し額の状況……………………………………………………… 93
第 67 図　投資及び出資金の目的別内訳…………………………………………………………… 94
第 68 図　貸付金の目的別内訳……………………………………………………………………… 94

6　一部事務組合等の状況

第 24 表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況…………………………………………… 95
第 69 図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況……………………………………………… 96
第 25 表　市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）………… 96

7　公営企業等の状況

第 70 図　公営企業等の事業数の状況（令和２年度末）………………………………………… 97
第 26 表　事業全体に占める公営企業等の割合…………………………………………………… 98
第 71 図　決算規模の推移…………………………………………………………………………… 99
第 27 表　公営企業等全体の経営状況……………………………………………………………… 99
第 72 図　料金収入の状況……………………………………………………………………………100
第 73 図　建設投資額の推移…………………………………………………………………………101
第 74 図　企業債発行額の状況………………………………………………………………………101
第 75 図　企業債借入先別現在高の推移……………………………………………………………102
第 76 図　損益計算書の状況…………………………………………………………………………103
第 77 図　貸借対照表の状況…………………………………………………………………………103
第 28 表　法適用企業の経営状況……………………………………………………………………104
第 29 表　水道事業（法適用企業）の経営状況……………………………………………………106
第 78 図　水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源…………………………………106

第 30 表　工業用水道事業の経営状況……107
第 79 図　バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）……108
第 31 表　交通事業（法適用企業）の経営状況……109
第 32 表　交通事業のうちバス事業の経営状況……109
第 33 表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況……109
第 34 表　公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）……110
第 35 表　電気事業（法適用企業）の経営状況……111
第 36 表　ガス事業の経営状況……112
第 80 図　全国の病院に占める公立病院の状況……113
第 37 表　病院事業の経営状況……113
第 38 表　下水道事業の経営状況……115
第 39 表　その他の公営企業の経営状況……116
第 81 図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）……117
第 82 図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）……118
第 83 図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（市町村（事業勘定））……119
第 84 図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））……119
第 85 図　後期高齢者医療事業の歳入決算の状況……121
第 86 図　後期高齢者医療事業の歳出決算の状況……122
第 87 図　介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）……123
第 88 図　介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）……124
第 40 表　経営健全化方針の策定を要する法人数……127

8　東日本大震災の影響

第 41 表　普通会計における東日本大震災分の決算の状況（純計）……128

9　令和２年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 42 表　健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況……131
第 89 図　実質赤字額がある団体数の推移……132
第 90 図　連結実質赤字額がある団体数の推移……132
第 91 図　実質公債費比率が 18％以上である団体数の推移……133
第 92 図　実質公債費比率の段階別分布状況……133
第 43 表　団体区分別実質公債費比率の状況……134
第 93 図　将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移……134
第 94 図　将来負担比率の段階別分布状況……135
第 44 表　団体区分別将来負担比率の状況……135
第 95 図　団体区分別の将来負担額等の規模……136
第 45 表　団体区分別の項目別将来負担額等の状況……137
第 96 図　資金不足額がある公営企業会計数の推移……137

第 97 図　資金不足額の状況（団体区分別会計数）……138
第 46 表　資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数
（事業種類・団体区分別）……138
第 98 図　資金不足額の状況（事業別会計数）……139
第 99 図　資金不足額の状況（団体区分別合計額）……140
第100図　資金不足額の状況（事業別合計額）……140

10　市町村の規模別財政状況

第 47 表　団体規模別団体数の推移……142
第101図　団体規模別人口構成比の推移……143
第102図　団体規模別決算規模構成比の推移
その１　歳入……143
その２　歳出……143
第 48 表　団体規模別人口１人当たり決算額の状況……144
第103図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）……145
第104図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況……145
第105図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税）……146
第106図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）……147
第107図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）……147
第 49 表　団体規模別経常収支比率の状況……148
第 50 表　団体規模別実質公債費比率の状況……148

11　公共施設の状況

第 51 表　道路（地方道）の状況……149
第 52 表　公営住宅等の状況……149
第 53 表　公園の状況……150
第 54 表　下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の状況……151
第 55 表　公立保育所の状況……151
第 56 表　公立老人ホームの状況……152
第 57 表　公立の文化施設及び体育施設の状況……152

第２部　令和３年度及び令和４年度の地方財政

1　令和３年度の地方財政

第 58 表　令和３年度地方財政計画歳入歳出一覧
その１　通常収支分……162
その２　東日本大震災分……163
第 59 表　令和３年度普通会計予算の状況（9月補正後）……168

2　令和４年度の地方財政

第 60 表　令和４年度地方財政計画歳入歳出一覧
その１　通常収支分……179
その２　東日本大震災分……180

第３部　最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1　新型コロナウイルス感染症への対応

第108図　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況……188
第 61 表　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況（性質別歳出内訳）……188
第 62 表　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況（財源内訳）……189

2　デジタル田園都市国家構想等の推進

第109図　「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」（概要）……191

5　社会保障制度改革

第 63 表　令和４年度における「社会保障の充実」（概要）……201

6　財政マネジメントの強化

第 64 表　公営企業経営戦略の策定状況……206
第 65 表　公営企業の抜本的な改革の取組状況……207
第110図　公営企業会計の適用拡大のロードマップ……208
第 66 表　公営企業会計適用の取組状況……208

7　地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

第111図　令和３年の地方からの提案等に関する主な対応……215

はじめに

本報告は、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第30条の２第１項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で70回目になる。

令和２年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は、前年度と比べて26兆8,014億円増（26.0％増）の130兆472億円となった。このうち、通常収支分は27兆645億円増（26.8％増）の128兆1,883億円、東日本大震災分は2,632億円減（12.4％減）の1兆8,589億円となった。主な増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業の増加等による国庫支出金の増加（21兆6,213億円増）、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金元利収入の増加（4兆2,167億円増）、減収補塡債の増加等による地方債の増加（1兆3,902億円増）である。

歳出は、前年度と比べて25兆7,567億円増（25.8％増）の125兆4,588億円となった。このうち、通常収支分は26兆416億円増（26.6％増）の123兆9,385億円、東日本大震災分は2,850億円減（15.8％減）の1兆5,203億円となった。主な増要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等による補助費等の増加（19兆1,568億円増）、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金の増加（4兆5,622億円増）、新型コロナウイルス感染症対策に係る委託費の増加等による物件費の増加（6,959億円増）である。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、前年度と比べて748億円増（0.0％増）の192兆3,263億円となった。その内訳は、地方債現在高の増加（1兆1,268億円増）、企業債現在高（普通会計負担分）の減少（8,020億円減）、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金残高の減少（2,500億円減）である。

本報告は、以下の３部から構成されている。

第１部では、令和２年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、令和２年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第２部では、令和３年度及び令和４年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第３部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- （＊）を付記した用語は、「用語の説明」に定義を記載している。
- 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、令和４年２月末の状況を基に記述している。
- 各項目の詳細な計数は、関連資料集に集録してある（以下のURL又は二次元バーコード参照）。

総務省ホームページ・白書
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/index.html

1

第１部

令和２年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況

国・地方を通じた財政支出について、令和２年度の国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の６特別会計の純計）と地方（普通会計（＊））の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は222兆5,076億円で、前年度と比べると、新型コロナウイルス感染症対策に係る産業経済費、機関費の増加等により、29.2％増となっている。

目的別歳出純計額の構成比の推移は、第１図のとおりであり、社会保障関係費が最も大きな割合を占め、以下、産業経済費、公債費、機関費の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が98兆48億円（全体の44.0％）、地方が124兆5,029億円（同56.0％）で、前年度と比べると、国が33.5％増、地方が26.0％増となっている。

第１図　国・地方を通じた目的別歳出純計額の構成比の推移

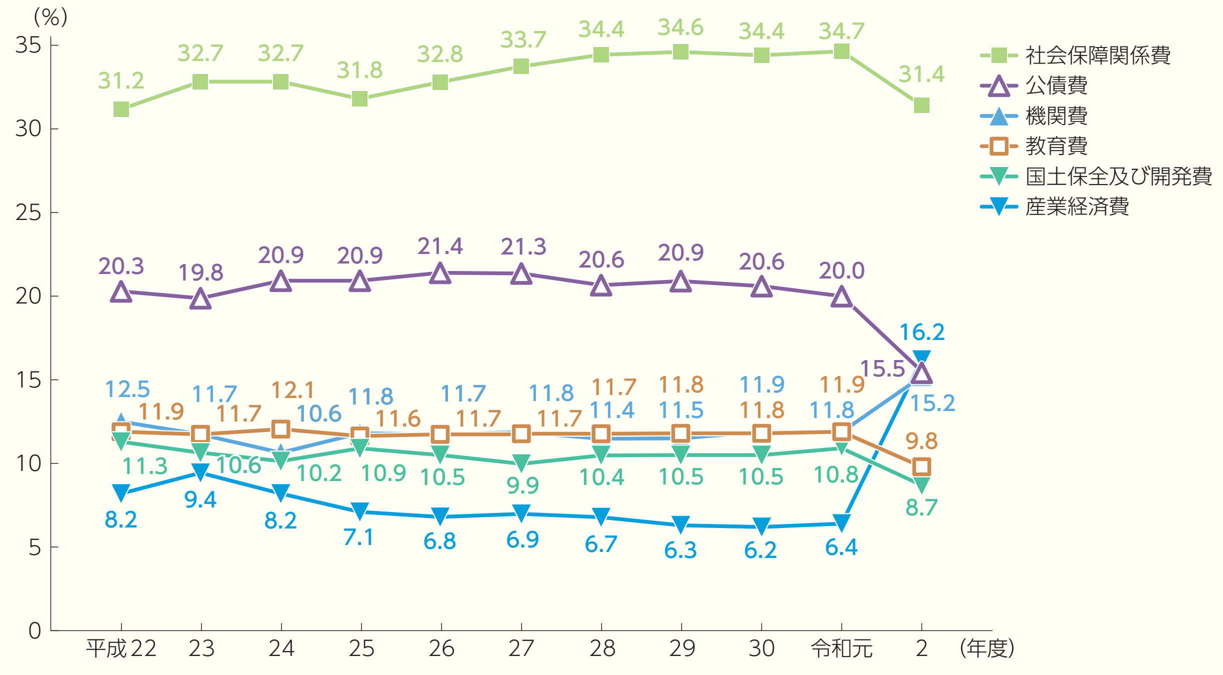

（注）１　機関費は、一般行政費、司法警察消防費等の合計額である。
　　　２　産業経済費は、農林水産業費、商工費の合計額である。

また、目的別歳出純計額の状況について、国と地方に分けて示したものが**第２図**である。これによると、防衛費、民生費のうち年金関係のように国のみが行う行政に係るものは別として、民生費（年金関係を除く。）、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。

第２図　国・地方を通じた目的別歳出純計額の状況

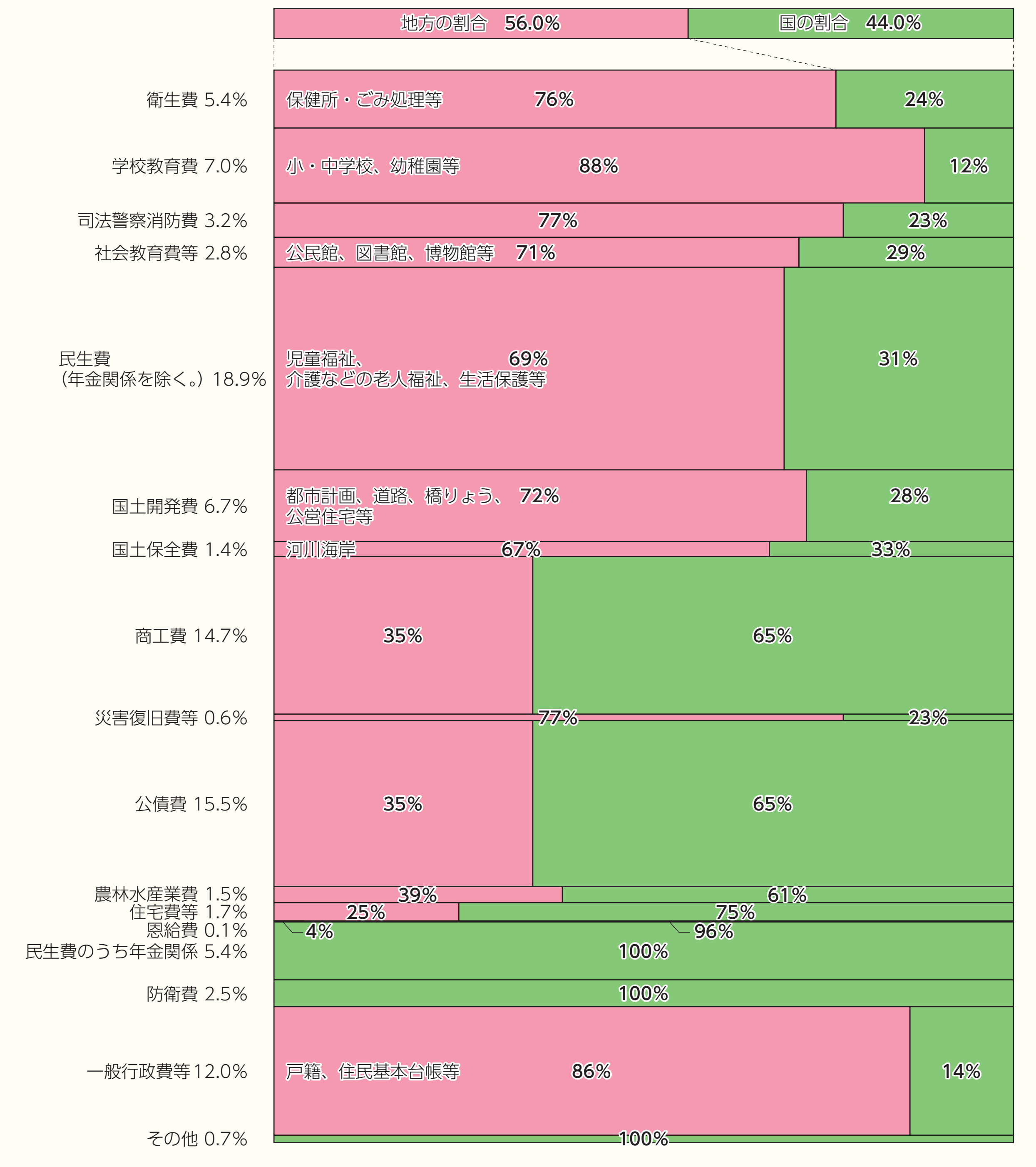

(2)　国民経済と地方財政

国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）のうち、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなる公的部門は、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

ア　国内総生産（支出側）と地方財政

令和２年度において、国民経済の中で地方政府が果たしている役割を国内総生産に占める割合でみると、第３図のとおりである。地方政府は国内総生産のうちの11.9％を占め、中央政府の約2.5倍となっている。

第３図　国内総生産（支出側、名目）と地方財政

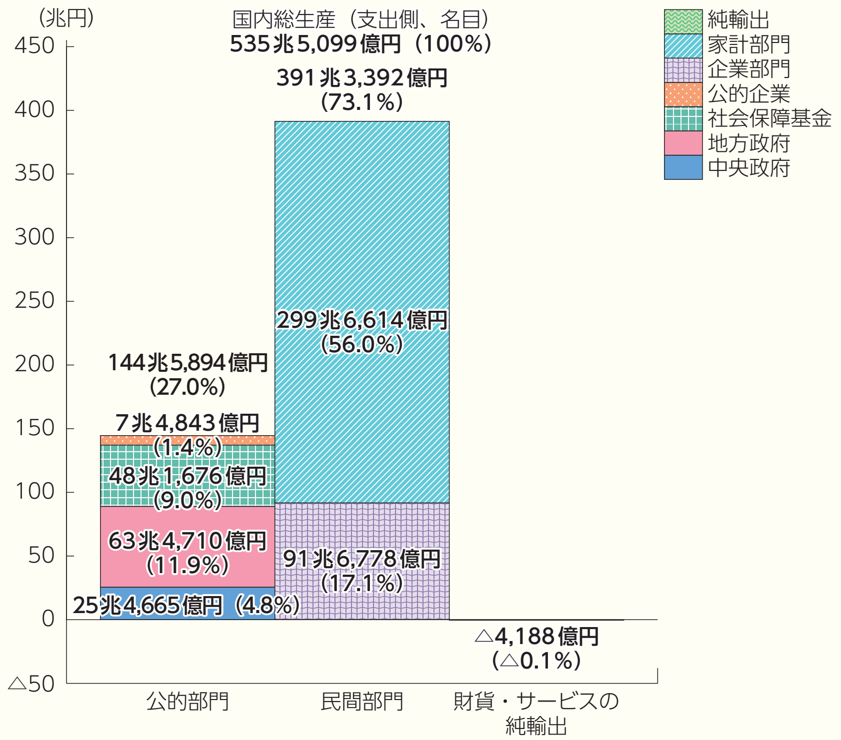

（注）１　内閣府「2020年度（令和２年度）国民経済計算年次推計」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。なお、「2020年度（令和２年度）国民経済計算年次推計」に基づき、国民経済計算上の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業を「公的部門」としている。
２　社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計（＊）に属するもの等が含まれている。
第４、５図において同じ。

イ　公的支出の状況

公的部門による公的支出＊1の推移は、第４図のとおりである。令和２年度の公的支出は、前年度と比べると2.4％増の144兆5,894億円となっており、平成23年度以降増加傾向にある。

＊１　公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

第4図　公的支出の推移

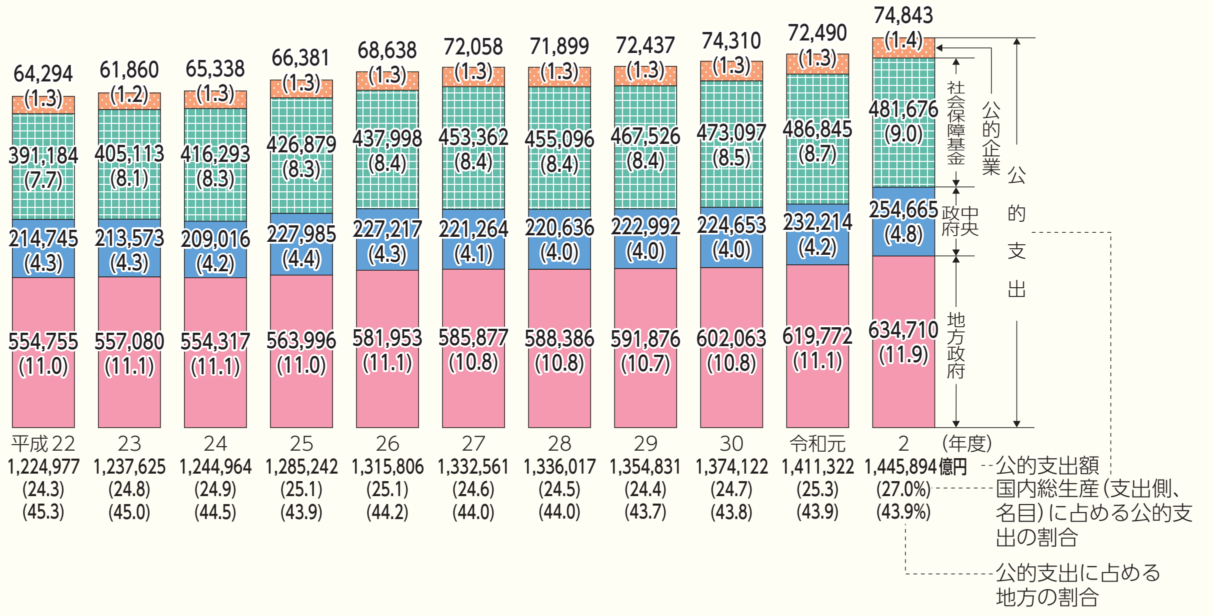

公的支出の内訳をみると、第5図のとおり、政府最終消費支出は113兆7,060億円で、前年度と比べると1.7%増、公的総資本形成は30兆8,835億円で、前年度と比べると5.4%増となっている。

地方政府による支出は、公的支出の43.9%（前年度と同率）を占め、最も大きな割合となっている。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の42.2%、公的総資本形成においては前年度と比べると0.9ポイント低下の50.3%となっている。

第5図　公的支出の状況

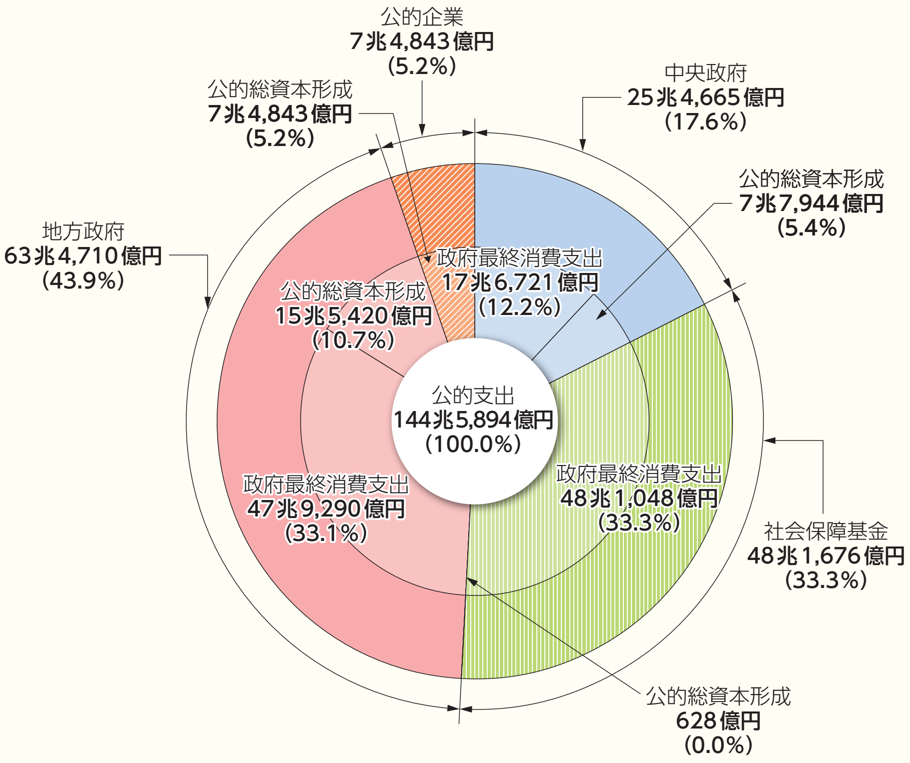

2　地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「公営事業会計」として区分している。

なお、普通会計決算については、平成23年度から、通常収支分（全体の決算額（＊）から東日本大震災分を除いたもの）と東日本大震災分（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）とを区分して整理している。

(1)　決算規模

令和２年度の地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区（＊）、1,165一部事務組合（＊）及び114広域連合（＊）(以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。)）の普通会計の純計決算額は、第１表のとおり、歳入130兆472億円（前年度103兆2,459億円）、歳出125兆4,588億円（同99兆7,022億円）となっており、前年度と比べると、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、歳入、歳出ともに大幅に増加し、過去最高額となっている。

第１表　地方公共団体の決算規模（純計）

区　分	令和２年度 決算額	令和２年度 増減率	令和元年度 決算額	令和元年度 増減率
	億円	%	億円	%
歳入	1,300,472	26.0	1,032,459	1.9
通常収支分	1,281,883	26.8	1,011,238	2.2
東日本大震災分	18,589	△12.4	21,221	△10.4
歳出	1,254,588	25.8	997,022	1.7
通常収支分	1,239,385	26.6	978,969	2.0
東日本大震災分	15,203	△15.8	18,053	△13.5

歳入については、地方税等が減少したものの、国庫支出金（＊）、貸付金元利収入の増加等により、前年度と比べると26.0％増となっている。歳出については、公債費（＊）が減少したものの、補助費等（＊）、貸付金の増加等により、前年度と比べると25.8％増となっている。

また、決算規模の推移は第６図のとおりであり、近年増加傾向にあるが、令和２年度は、前年度と比べると大幅に増加している。

決算規模の状況を団体区分別にみると、第２表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出、市町村の歳入及び歳出は、いずれも前年度と比べると大幅に増加している。

第6図　決算規模の推移（純計）

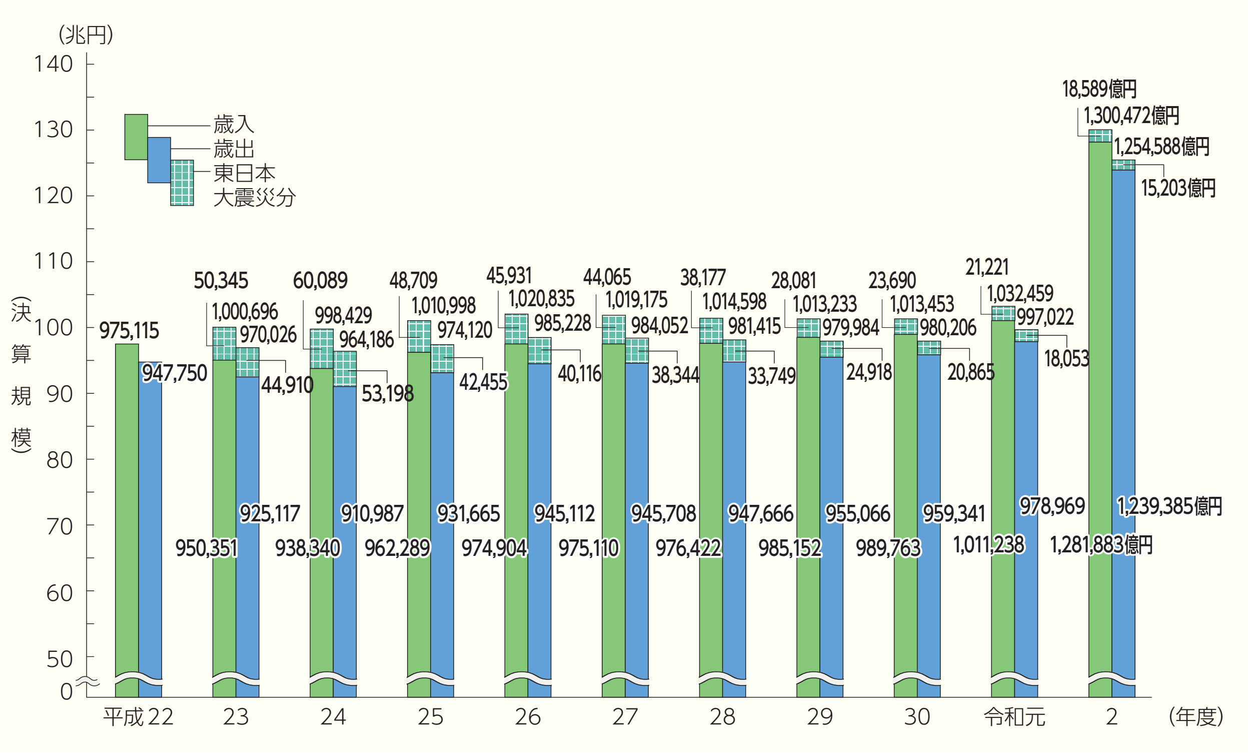

第2表　団体区分別決算規模の状況

区　分	決　算　額			増　減　率	
	令和２年度	令和元年度	増減額	２年度	元年度
	億円	億円	億円	%	%
歳　入					
都道府県	618,941	509,140	109,801	21.6	1.1
市町村（純計額）	780,341	614,051	166,290	27.1	2.5
政令指定都市（＊）	181,185	143,305	37,880	26.4	2.4
特別区	51,916	40,711	11,205	27.5	4.8
中核市（＊）	119,345	88,932	30,413	34.2	7.9
施行時特例市（＊）	30,440	25,606	4,834	18.9	△ 10.2
都市（＊）	303,192	238,003	65,190	27.4	2.6
町村（＊）	86,994	71,060	15,934	22.4	0.4
一部事務組合等	21,903	20,633	1,270	6.2	0.9
合計（純計額）	1,300,472	1,032,459	268,014	26.0	1.9
歳　出					
都道府県	597,063	493,390	103,673	21.0	0.8
市町村（純計額）	756,335	594,363	161,972	27.3	2.5
政令指定都市	178,744	141,487	37,257	26.3	2.3
特別区	49,914	39,163	10,752	27.5	4.6
中核市	116,446	86,666	29,780	34.4	8.0
施行時特例市	29,450	24,737	4,713	19.1	△ 10.5
都市	292,243	229,022	63,221	27.6	2.6
町村	83,442	67,807	15,636	23.1	0.3
一部事務組合等	20,729	19,680	1,049	5.3	0.8
合計（純計額）	1,254,588	997,022	257,567	25.8	1.7

（注）市町村（純計額）は、市町村の決算額の単純合計から、一部事務組合等とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

(2) 決算収支

ア 実質収支

実質収支（＊）（形式収支（＊）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第３表のとおりである。

令和２年度の実質収支は２兆7,274億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては１兆285億円の黒字であり、平成12年度以降黒字となっている。また、市町村においては１兆6,989億円の黒字であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体は、市町村で１団体となっている。

なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第７図のとおりである。標準財政規模（＊）に対する実質収支額の割合である実質収支比率（＊）（加重平均により、合計及び市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）の推移は、第８図のとおりである。

第３表　実質収支の状況

区分		令和２年度				令和元年度		増減	
		団体数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支
			億円	億円	億円		億円		億円
全団体	都道府県	47	21,878	11,593	10,285	47	7,539	－	2,746
	市町村	3,020	24,006	7,017	16,989	3,034	14,056	△ 14	2,932
	合計	3,067	45,884	18,610	27,274	3,081	21,595	△ 14	5,679
黒字団体	都道府県	47	21,878	11,593	10,285	47	7,539	－	2,746
	市町村	3,019	23,931	6,939	16,992	3,034	14,056	△ 15	2,936
	合計	3,066	45,808	18,531	27,277	3,081	21,595	△ 15	5,682
赤字団体	都道府県	－	－	－	－	－	－	－	－
	市町村	1	76	79	△ 3	－	－	1	△ 3
	合計	1	76	79	△ 3	－	－	1	△ 3

（注）市町村の額は単純合計である。

第７図　実質収支及び赤字団体の赤字額の推移

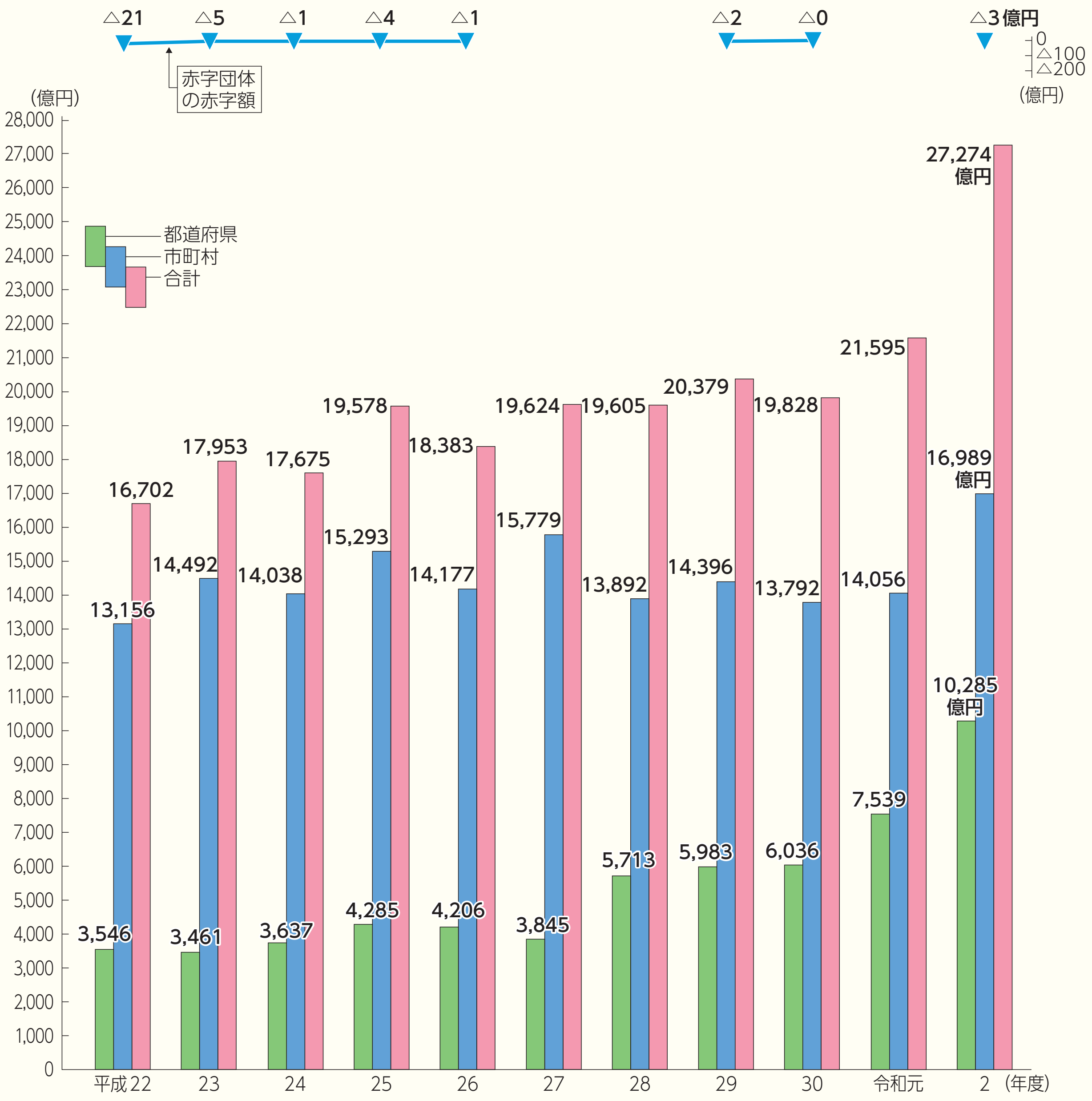

（注）1　市町村の額は単純合計額である。
　　　2　平成27、28年度、令和元年度は全団体で黒字となっている。

第８図　実質収支比率の推移

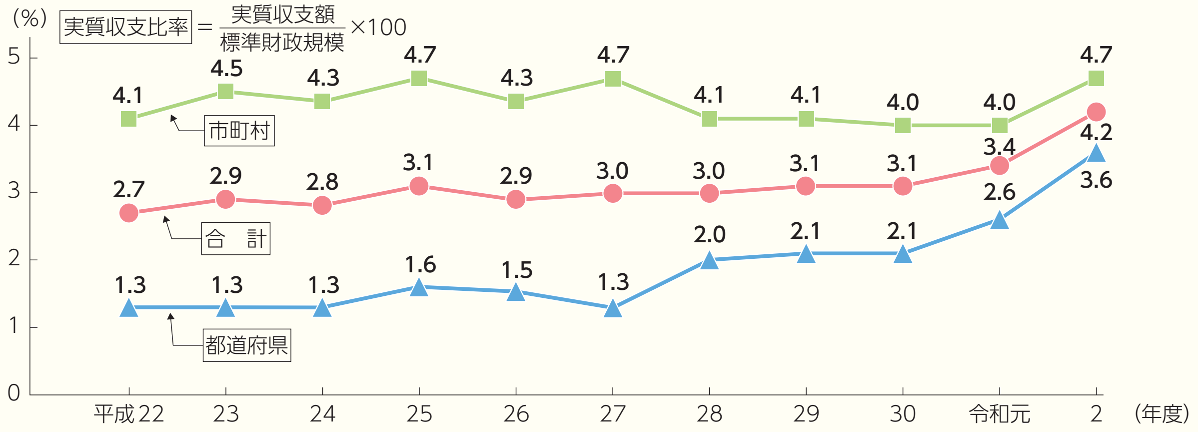

（注）合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

イ　単年度収支及び実質単年度収支

単年度収支（＊）（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）及び実質単年度収支（＊）（単年度収支に財政調整基金（＊）への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）の状況は、第４表のとおりであり、令和２年度の単年度収支は5,680億円の黒字、実質単年度収支は2,485億円の黒字となっている。

第４表　単年度収支及び実質単年度収支の状況

区　分	単年度収支			実質単年度収支		
	令和２年度	令和元年度	増減額	２年度	元年度	増減額
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
都道府県	2,746	1,503	1,243	324	2,652	△2,328
市町村	2,934	271	2,664	2,160	△1,873	4,033
合計	5,680	1,774	3,907	2,485	779	1,705

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第５表のとおりである。

第５表　赤字団体数の状況

区　分	全団体数		赤字団体数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
	令和2年度	令和元年度	2年度		元年度		2年度		元年度		2年度		元年度	
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都道府県	47	47	－	－	－	－	5	10.6	17	36.2	7	14.9	18	38.3
市町村計	3,020	3,034	1	0.0	－	－	1,016	33.6	1,356	44.7	1,157	38.3	1,591	52.4
政令指定都市	20	20	1	5.0	－	－	8	40.0	7	35.0	9	45.0	11	55.0
中核市	60	58	－	－	－	－	10	16.7	30	51.7	25	41.7	34	58.6
施行時特例市	25	27	－	－	－	－	3	12.0	6	22.2	12	48.0	16	59.3
都市	687	687	－	－	－	－	189	27.5	339	49.3	266	38.7	424	61.7
中都市	156	155	－	－	－	－	38	24.4	70	45.2	54	34.6	93	60.0
小都市	531	532	－	－	－	－	151	28.4	269	50.6	212	39.9	331	62.2
町村	926	926	－	－	－	－	323	34.9	419	45.2	356	38.4	547	59.1
市町村小計	1,718	1,718	－	－	－	－	533	31.0	801	46.6	668	38.9	1,032	60.1
特別区	23	23	－	－	－	－	6	26.1	12	52.2	9	39.1	8	34.8
一部事務組合等	1,279	1,293	－	－	－	－	477	37.3	543	42.0	480	37.5	551	42.6
合計	3,067	3,081	1	0.0	－	－	1,021	33.3	1,373	44.6	1,164	38.0	1,609	52.2

(3)　歳入

歳入純計決算額は130兆472億円で、前年度と比べると26.0％増となっている。このうち、通常収支分は128兆1,883億円で、前年度と比べると26.8％増となっており、東日本大震災分は1兆8,589億円で、前年度と比べると12.4％減となっている。

歳入純計決算額の主な内訳をみると、第6表のとおりである。

地方税は、法人関係二税の減少等により、前年度と比べると0.9％減となっている。

地方譲与税（＊）は、法人関係の地方譲与税の減少等により、前年度と比べると14.6％減となっている。

地方特例交付金（＊）は、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の廃止等により、前年度と比べると51.8％減となっている。

地方交付税（＊）は、前年度と比べると1.5％増となっている。

その結果、一般財源（＊）は、前年度と比べると1.2％減となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債（＊）を加えた額は1.4％減となっている。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の増加等により、前年度と比べると136.5％増となっている。

地方債は、臨時財政対策債が減少したものの、減収補填債（＊）の増加等により、前年度と比べると12.8％増となっている。

その他は、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金元利収入の増加等により、前年度と比べると29.3％増となっている。

第6表　歳入純計決算額の状況（その1　総計）

区分	決算額			構成比		増減率	
	令和2年度	令和元年度	増減額	2年度	元年度	2年度	元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地方税	408,256	412,115	△3,858	31.4	39.9	△0.9	1.1
地方譲与税	22,323	26,138	△3,815	1.7	2.5	△14.6	△1.4
地方特例交付金	2,256	4,683	△2,427	0.2	0.5	△51.8	203.3
地方交付税	169,890	167,392	2,497	13.1	16.2	1.5	1.2
小計（一般財源）	602,725	610,328	△7,603	46.3	59.1	△1.2	1.5
(一般財源+臨時財政対策債)	633,841	642,639	△8,798	48.7	62.2	△1.4	0.3
国庫支出金	374,557	158,344	216,213	28.8	15.3	136.5	6.4
地方債	122,607	108,705	13,902	9.4	10.5	12.8	3.4
うち臨時財政対策債	31,116	32,311	△1,195	2.4	3.1	△3.7	△18.0
その他	200,583	155,081	45,501	15.4	15.1	29.3	△2.1
合計	1,300,472	1,032,459	268,014	100.0	100.0	26.0	1.9

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。その2、その3において同じ。

第6表　歳入純計決算額の状況（その２　通常収支分）

区分	決算額			構成比		増減率	
	令和２年度	令和元年度	増減額	２年度	元年度	２年度	元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
一般財源	598,005	604,764	△ 6,759	46.7	59.8	△ 1.1	1.5
国庫支出金	370,266	151,851	218,416	28.9	15.0	143.8	7.2
地方債	122,273	108,475	13,798	9.5	10.7	12.7	3.5
その他	191,340	146,149	45,191	14.9	14.5	30.9	△ 0.9
合計	1,281,883	1,011,238	270,645	100.0	100.0	26.8	2.2

第6表　歳入純計決算額の状況（その３　東日本大震災分）

区分	決算額			構成比		増減率	
	令和２年度	令和元年度	増減額	２年度	元年度	２年度	元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
一般財源	4,720	5,564	△ 844	25.4	26.2	△ 15.2	7.7
国庫支出金	4,291	6,493	△ 2,202	23.1	30.6	△ 33.9	△ 9.9
地方債	334	231	104	1.8	1.1	45.0	△ 28.6
その他	9,243	8,933	311	49.7	42.1	3.5	△ 18.7
合計	18,589	21,221	△ 2,632	100.0	100.0	△ 12.4	△ 10.4

歳入純計決算額の構成比の推移は、第９図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等によって平成19年度までは上昇し、その後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していた。平成24年度以降は再び上昇の傾向にあったが、令和２年度においては、法人関係二税の減少や国庫支出金の増加等により、前年度と比べると大きく低下している。

地方交付税の構成比は、平成13年度以降、財源不足額に関して交付税特別会計における借入金による方式に代えて、臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額（＊）の一部を振り替えることとしたことや、三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等により、平成21年度までは低下した。その後、地方財政対策における地方交付税総額の増加等により上昇したが、平成24年度以降は、地方税収の増加等により低下の傾向にある。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等によって低下していたが、平成20年度以降、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等により上昇の傾向にあった。近年は15%前後で推移していたが、令和２年度においては、特別定額給付金給付事業費補助金等の新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の増加等により、前年度と比べると上昇している。

地方債の構成比は、臨時財政対策債の増加等により、平成22年度まで上昇の傾向にあったが、近年は臨時財政対策債の減少等により10%台で推移し、令和２年度においては、国庫支出金の増加等により、前年度と比べると低下している。

一般財源の構成比は、平成18年度まで上昇した後、平成21年度には大きく低下した。平成26

年度以降は上昇の傾向にあったが、令和２年度においては、地方税の減少や国庫支出金の増加等により、前年度と比べると大きく低下している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比も、前年度と比べると大きく低下している。

第９図　歳入純計決算額の構成比の推移

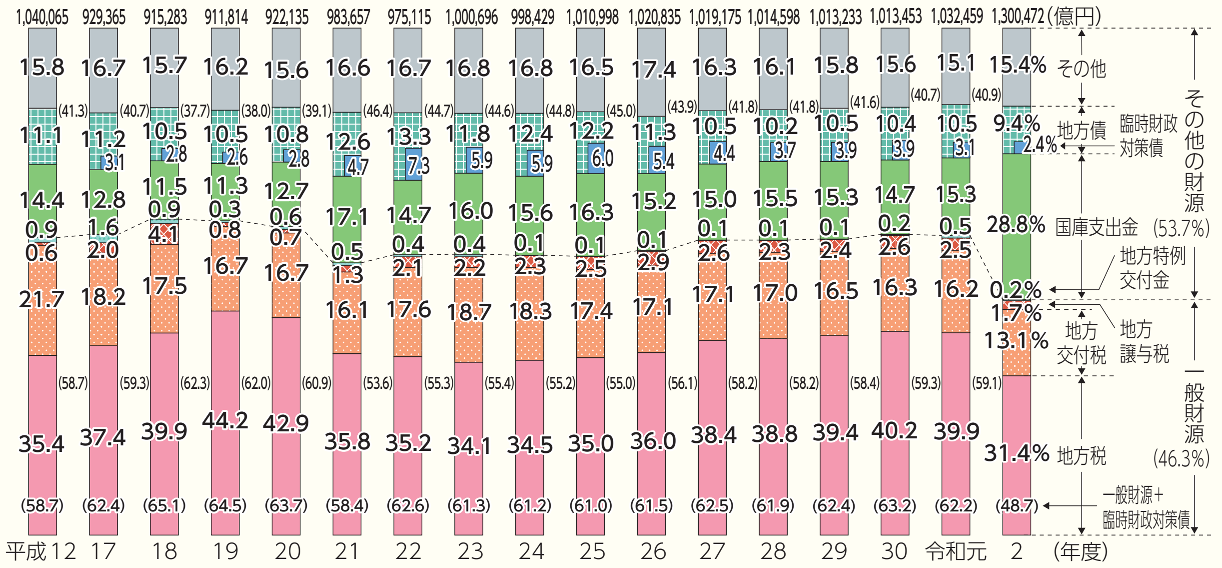

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

歳入決算額の構成比を団体区分別にみると、第10図のとおりである。

第10図　歳入決算額の構成比

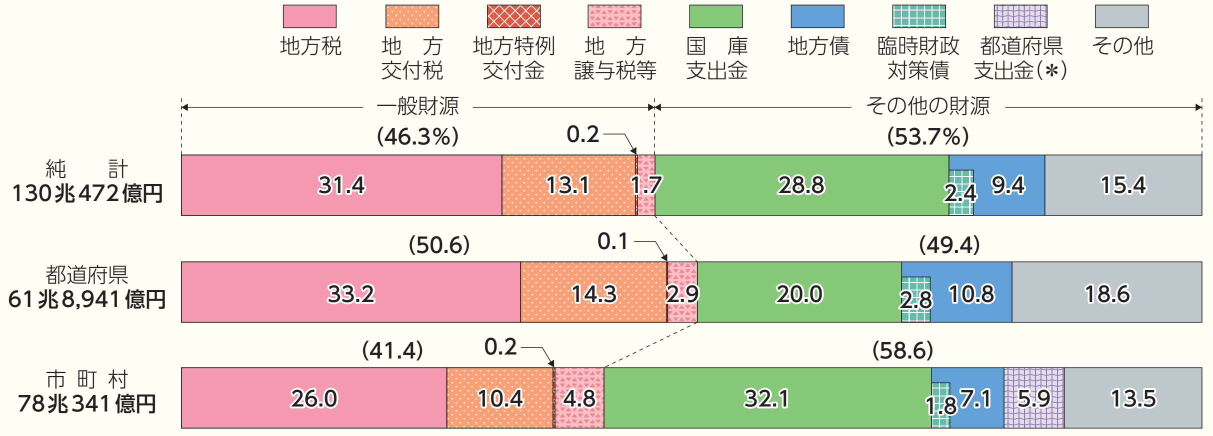

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

（ア）目的別歳出

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。歳出純計決算額は125兆4,588億円で、前年度と比べると25.8％増となっている。このうち、通常収支分は123兆9,385億円で、前年度と比べると26.6％増となっており、東日本大震災分は１兆5,203億円で、前年度と比べると15.8％減となっている。

歳出純計決算額の主な目的別内訳をみると、第７表のとおりであり、民生費、総務費、教育費、土木費の順となっている。

総務費は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると133.0％増となっている。

商工費は、制度融資等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると141.2％増となっている。

衛生費は、医療提供体制の確保等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると43.5％増となっている。

民生費は、生活福祉資金の貸付事業、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると8.1％増となっている。

教育費は、児童生徒向けの１人１台端末の整備等のGIGAスクール構想の推進に伴う事業の増加等により、前年度と比べると3.3％増となっている。

第７表　目的別歳出（＊）純計決算額の状況（その１　総計）

区分	決算額 令和2年度	決算額 令和元年度	決算額 増減額	構成比 2年度	構成比 元年度	増減率 2年度	増減率 元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	225,346	96,700	128,646	18.0	9.7	133.0	4.1
民生費	286,942	265,337	21,606	22.9	26.6	8.1	3.4
衛生費	91,202	63,540	27,662	7.3	6.4	43.5	1.9
労働費	3,264	2,443	821	0.3	0.2	33.6	△ 1.8
農林水産業費	34,106	33,192	913	2.7	3.3	2.8	2.1
商工費	115,336	47,821	67,515	9.2	4.8	141.2	0.5
土木費	126,902	121,274	5,627	10.1	12.2	4.6	2.1
消防費	21,250	20,920	330	1.7	2.1	1.6	4.5
警察費	33,211	33,558	△ 348	2.6	3.4	△ 1.0	1.7
教育費	180,961	175,235	5,726	14.4	17.6	3.3	3.8
公債費	120,636	121,414	△ 778	9.6	12.2	△ 0.6	△ 1.8
その他	15,433	15,588	△ 155	1.2	1.5	△ 1.0	△ 27.4
合計	1,254,588	997,022	257,567	100.0	100.0	25.8	1.7

第７表　目的別歳出純計決算額の状況（その２　通常収支分）

区分	決算額 令和2年度	決算額 令和元年度	決算額 増減額	構成比 2年度	構成比 元年度	増減率 2年度	増減率 元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	223,542	93,867	129,675	18.0	9.6	138.1	4.6
民生費	286,338	264,091	22,247	23.1	27.0	8.4	3.5
衛生費	90,509	62,695	27,814	7.3	6.4	44.4	2.2
労働費	3,241	2,420	821	0.3	0.2	33.9	△ 1.7
農林水産業費	32,594	31,549	1,045	2.6	3.2	3.3	3.5
商工費	113,290	45,433	67,857	9.1	4.6	149.4	0.9
土木費	121,549	115,766	5,783	9.8	11.8	5.0	3.1
消防費	21,063	20,795	267	1.7	2.1	1.3	4.6
警察費	33,173	33,513	△ 340	2.7	3.4	△ 1.0	1.7
教育費	180,576	174,791	5,785	14.6	17.9	3.3	3.9
公債費	120,131	120,927	△ 796	9.7	12.4	△ 0.7	△ 1.9
その他	13,379	13,120	258	1.1	1.4	2.0	△ 28.8
合計	1,239,385	978,969	260,416	100.0	100.0	26.6	2.0

第７表　目的別歳出純計決算額の状況（その３　東日本大震災分）

区分	決算額 令和２年度	決算額 令和元年度	決算額 増減額	構成比 ２年度	構成比 元年度	増減率 ２年度	増減率 元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総務費	1,804	2,833	△ 1,029	11.9	15.7	△ 36.3	△ 10.2
民生費	604	1,246	△ 642	4.0	6.9	△ 51.5	△ 14.5
衛生費	693	845	△ 152	4.6	4.7	△ 18.0	△ 15.7
労働費	23	22	0	0.1	0.1	0.6	△ 11.3
農林水産業費	1,512	1,643	△ 131	9.9	9.1	△ 8.0	△ 19.5
商工費	2,046	2,388	△ 342	13.5	13.2	△ 14.3	△ 8.1
土木費	5,352	5,508	△ 156	35.2	30.5	△ 2.8	△ 15.1
消防費	187	124	63	1.2	0.7	50.8	△ 1.6
警察費	38	46	△ 8	0.3	0.2	△ 17.0	15.2
教育費	385	443	△ 59	2.5	2.5	△ 13.3	△ 8.3
公債費	506	487	18	3.3	2.7	3.8	18.4
その他	2,054	2,468	△ 413	13.5	13.7	△ 16.7	△ 18.7
合計	15,203	18,053	△ 2,850	100.0	100.0	△ 15.8	△ 13.5

目的別歳出純計決算額の構成比の推移は、第８表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に平成19年度以降最も大きな割合を占めている。また、公債費の構成比は低下の傾向にある。

第８表　目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区分	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総務費	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7	18.0
民生費	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6	22.9
衛生費	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	7.3
労働費	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
農林水産業費	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	2.7
商工費	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8	9.2
土木費	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	12.2	10.1
消防費	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	1.7
警察費	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	2.6
教育費	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6	14.4
公債費	13.7	13.4	13.5	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9	12.6	12.2	9.6
その他	0.7	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	2.1	1.5	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳出合計	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984	980,206	997,022	1,254,588

目的別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、**第11図**のとおりである。

都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により、教育費が最も大きな割合を占め、以下、民生費、商工費、公債費、土木費の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合を占め、以下、総務費、教育費の順となっている。

第11図　目的別歳出決算額の構成比

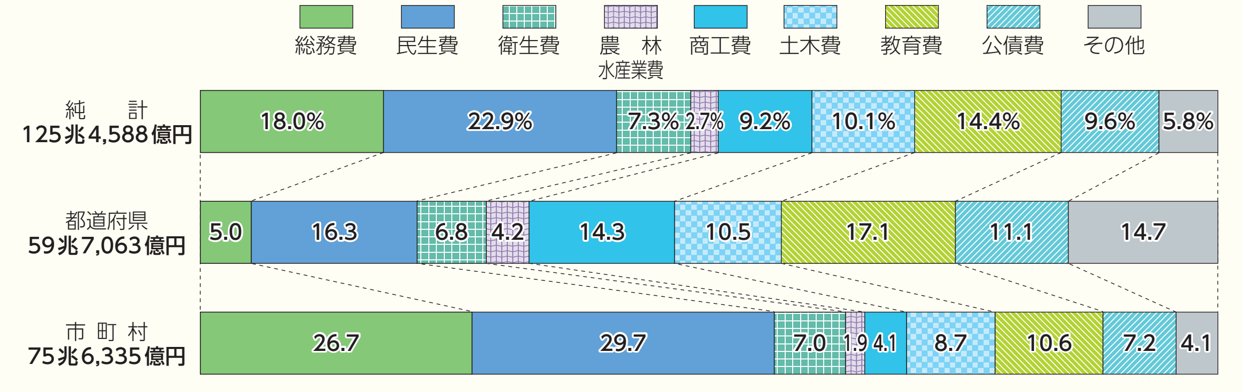

（イ）一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、**第９表**のとおりである。

第９表　一般財源の目的別歳出充当状況

区分	令和２年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	62,352	10.3	65,955	10.8
民生費	144,770	24.0	150,994	24.7
衛生費	39,561	6.6	38,964	6.4
労働費	1,802	0.3	1,255	0.2
農林水産業費	11,218	1.9	12,022	2.0
商工費	24,346	4.0	10,943	1.8
土木費	40,398	6.7	43,886	7.2
消防費	14,306	2.4	15,488	2.5
警察費	24,550	4.1	26,398	4.3
教育費	105,423	17.5	109,541	17.9
公債費	94,871	15.7	101,327	16.6
その他	5,079	0.9	5,829	1.1
翌年度への繰越額	34,047	5.6	27,725	4.5
一般財源計	602,725	100.0	610,328	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第12図において同じ。

目的別歳出純計決算額（第７表その１参照）と比べると、民生費、教育費、公債費等は一般財源充当額の構成比が大きく、総務費等は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第12図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にあったが、令和２年度は低下している。近年、公債費充当分及び土木費充当分は低下の傾向にある。商工費充当分は、令和２年度は上昇している。

第12図　一般財源充当額の目的別構成比の推移

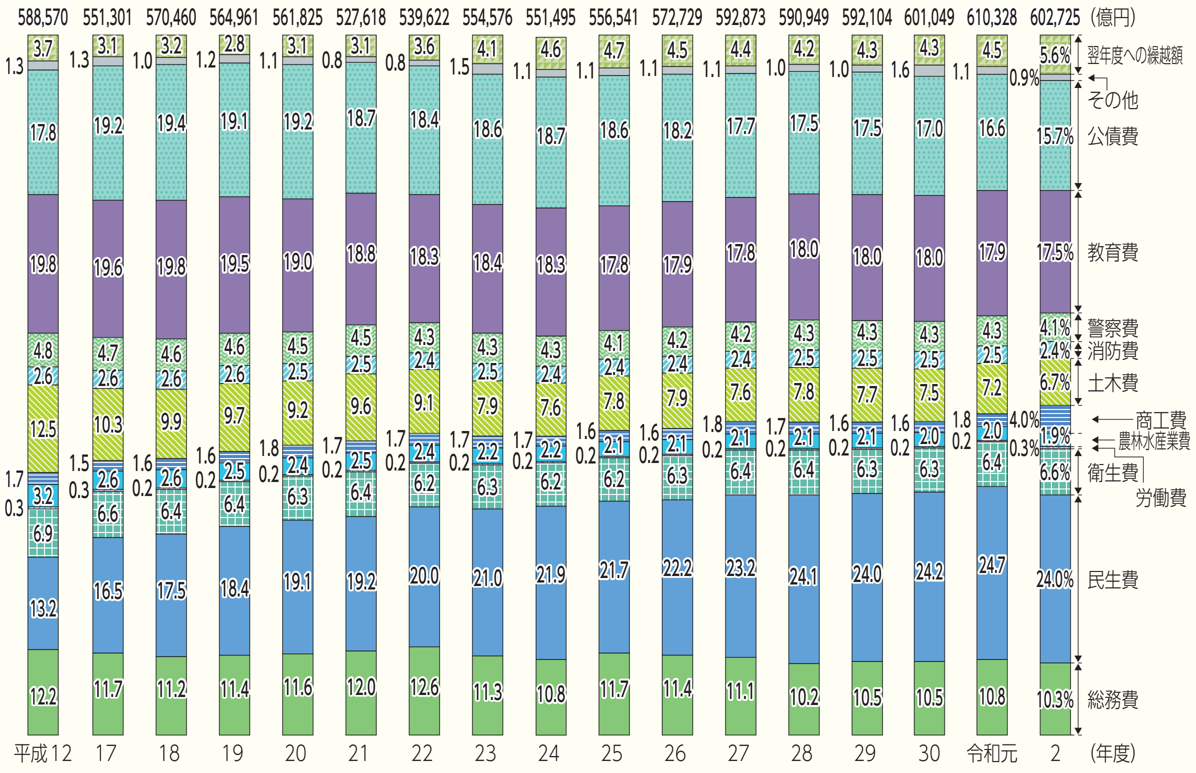

イ 性質別歳出

（ア）性質別歳出

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費（＊）、投資的経費（＊）及びその他の経費に大別することができる。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第10表のとおりである。

義務的経費は、会計年度任用職員制度の施行に伴う人件費の増加、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や幼児教育・保育の無償化に伴う扶助費（＊）の増加等により、前年度と比べると2.0％増となっている。

投資的経費は、補助事業費の増加等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると2.7％増となっている。

また、その他の経費は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等による補助費等の増加、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金の増加等により、前年度と比べると72.1％増となっている。

第10表　性質別歳出（＊）純計決算額の状況（その１　総計）

区分	決算額			構成比		増減率	
	令和2年度	令和元年度	増減額	2年度	元年度	2年度	元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	504,847	495,111	9,736	40.2	49.7	2.0	0.8
人件費	230,283	224,568	5,715	18.4	22.5	2.5	△ 0.0
扶助費	154,222	149,410	4,812	12.3	15.0	3.2	4.5
公債費	120,342	121,133	△ 791	9.6	12.1	△ 0.7	△ 1.8
投資的経費	168,709	164,239	4,469	13.4	16.5	2.7	3.9
普通建設事業費	158,663	154,164	4,499	12.6	15.5	2.9	4.4
うち 補助事業費	82,416	75,855	6,561	6.6	7.6	8.6	8.0
うち 単独事業費	67,074	70,084	△ 3,010	5.3	7.0	△ 4.3	△ 0.2
災害復旧事業費	10,045	10,075	△ 30	0.8	1.0	△ 0.3	△ 3.1
失業対策事業費	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 12.5	△ 29.4
その他の経費	581,033	337,672	243,361	46.3	33.9	72.1	2.0
うち補助費等	287,853	96,284	191,568	22.9	9.7	199.0	3.4
うち繰出金（＊）	56,412	60,048	△ 3,636	4.5	6.0	△ 6.1	0.0
合計	1,254,588	997,022	257,567	100.0	100.0	25.8	1.7

第10表　性質別歳出純計決算額の状況（その２　通常収支分）

区　分	決算額 令和2年度	決算額 令和元年度	決算額 増減額	構成比 2年度	構成比 元年度	増減率 2年度	増減率 元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	504,084	494,272	9,812	40.7	50.5	2.0	0.8
人件費	230,059	224,327	5,732	18.6	22.9	2.6	△0.0
扶助費	154,189	149,300	4,889	12.4	15.3	3.3	4.4
公債費	119,836	120,646	△810	9.7	12.3	△0.7	△1.9
投資的経費	159,554	154,173	5,381	12.9	15.7	3.5	5.6
普通建設事業費	151,562	146,564	4,998	12.2	15.0	3.4	5.8
うち 補助事業費	76,544	69,807	6,736	6.2	7.1	9.6	11.1
うち 単独事業費	66,360	69,311	△2,951	5.4	7.1	△4.3	0.1
うち災害復旧事業費	7,991	7,608	382	0.6	0.8	5.0	3.4
その他の経費	575,748	330,524	245,224	46.4	33.8	74.2	2.3
うち補助費等	286,179	95,206	190,972	23.1	9.7	200.6	4.0
うち繰出金	56,386	59,652	△3,266	4.5	6.1	△5.5	0.1
合計	1,239,385	978,969	260,416	100.0	100.0	26.6	2.0

第10表　性質別歳出純計決算額の状況（その３　東日本大震災分）

区　分	決算額 令和2年度	決算額 令和元年度	決算額 増減額	構成比 2年度	構成比 元年度	増減率 2年度	増減率 元年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	763	839	△76	5.0	4.6	△9.1	16.0
人件費	224	241	△18	1.5	1.3	△7.3	△10.3
扶助費	33	110	△77	0.2	0.6	△69.7	160.1
公債費	506	487	18	3.3	2.7	3.8	18.4
投資的経費	9,155	10,066	△911	60.2	55.8	△9.1	△16.7
普通建設事業費	7,101	7,600	△499	46.7	42.1	△6.6	△16.0
うち 補助事業費	5,873	6,047	△175	38.6	33.5	△2.9	△18.4
うち 単独事業費	714	773	△59	4.7	4.3	△7.6	△20.3
うち災害復旧事業費	2,054	2,467	△412	13.5	13.7	△16.7	△18.6
その他の経費	5,285	7,148	△1,862	34.8	39.6	△26.1	△11.3
うち補助費等	1,674	1,078	596	11.0	6.0	55.3	△29.9
うち繰出金	26	396	△370	0.2	2.2	△93.4	△5.8
合計	15,203	18,053	△2,850	100.0	100.0	△15.8	△13.5

次に、性質別歳出純計決算額の構成比の推移は、第13図のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成19年度には52.1％まで上昇し、近年は50％前後で推移していたが、令和２年度においては、補助費等や貸付金の増加等によりその他の経費の構成比が上昇したことにより、前年度と比べると大きく低下している。内訳をみると、人件費は平成20年度以降、公債費は平成18年度以降低下の傾向にある。扶助費は社会保障関係費の増加等により上昇の傾向にあったが、令和２年度においては前年度と比べると低下している。

投資的経費の構成比は、平成23年度までは低下の傾向にあったが、平成24年度に上昇に転じ、近年は15～16％台で推移していたが、令和２年度においては、補助費等や貸付金の増加等によりその他の経費の構成比が上昇したことにより、前年度と比べると低下している。

その他の経費の構成比は、補助費等の増加等により、平成23年度までは上昇の傾向にあった。

平成24年度以降は低下の傾向にあったが、令和2年度においては、補助費等や貸付金の増加等により、前年度と比べると大きく上昇している。

第13図　性質別歳出純計決算額の構成比の推移

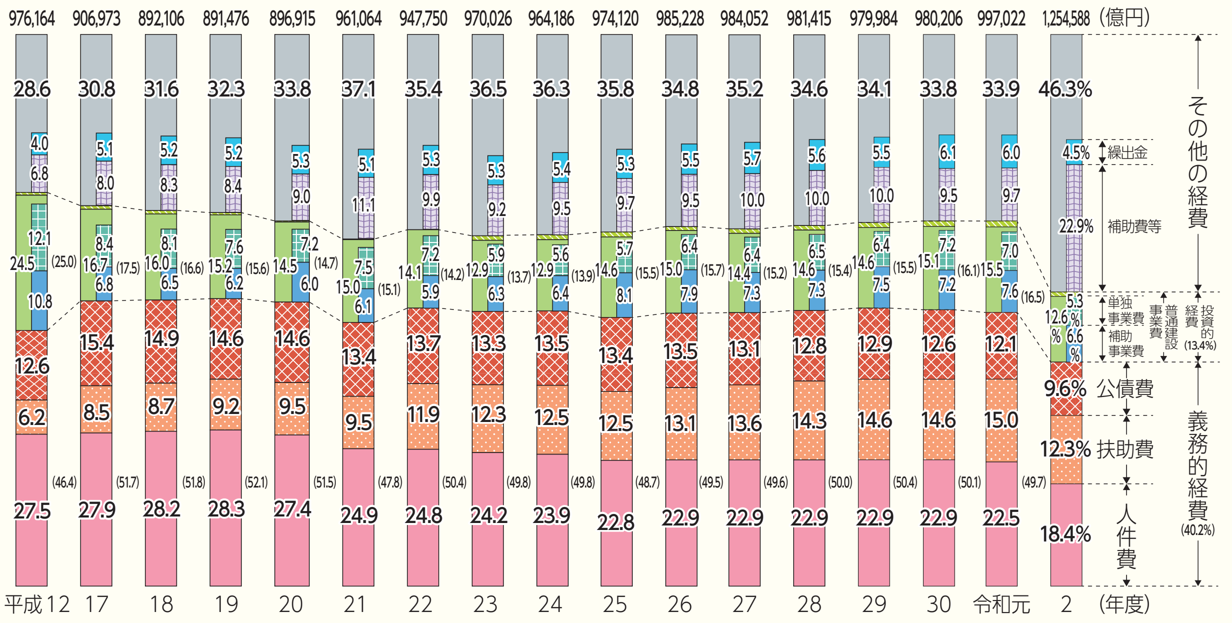

(注)（　）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

性質別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、**第14図**のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等から、都道府県が市町村を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村が都道府県を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県が市町村を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村が都道府県を上回っている。

第14図　性質別歳出決算額の構成比

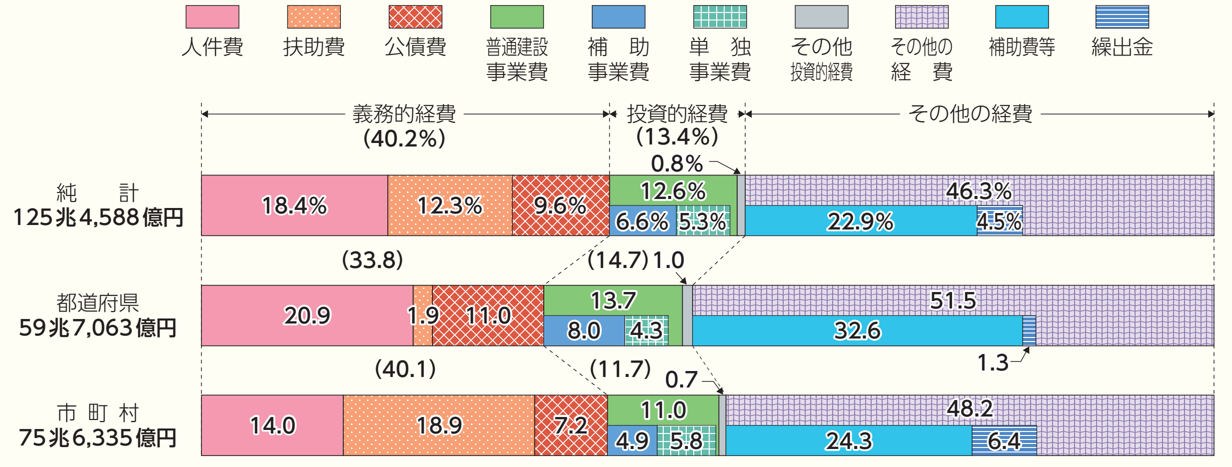

（イ）一般財源の充当状況

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、**第11表**のとおりである。

性質別歳出純計決算額（**第10表**その１参照）と比べると、義務的経費は一般財源充当額の構成比が大きくなっており、投資的経費は一般財源充当額の構成比が小さくなっている。

第11表　一般財源の性質別歳出充当状況

区分	令和２年度 決算額	令和２年度 構成比	令和元年度 決算額	令和元年度 構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	318,823	52.9	334,624	54.8
人件費	168,575	28.0	174,050	28.5
扶助費	55,641	9.2	59,516	9.8
公債費	94,607	15.7	101,058	16.6
投資的経費	24,244	4.0	28,856	4.7
普通建設事業費	23,351	3.9	27,605	4.5
災害復旧事業費	893	0.1	1,251	0.2
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0
その他の経費	225,611	37.5	219,123	36.0
うち 補助費等	84,314	14.0	70,555	11.6
うち 繰出金	43,705	7.3	49,599	8.1
翌年度への繰越額	34,047	5.6	27,725	4.5
一般財源計	602,725	100.0	610,328	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第15図において同じ。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第15図**のとおりである。

義務的経費充当分は、近年、扶助費充当分が上昇の傾向にあるものの、人件費充当分及び公債費充当分が低下の傾向にあり、平成19年度以降、全体として低下の傾向にある。

投資的経費充当分は、近年、低下の傾向にある。

その他の経費充当分は、近年、補助費等充当分の上昇等により、全体として上昇の傾向にある。

第15図　一般財源充当額の性質別構成比の推移

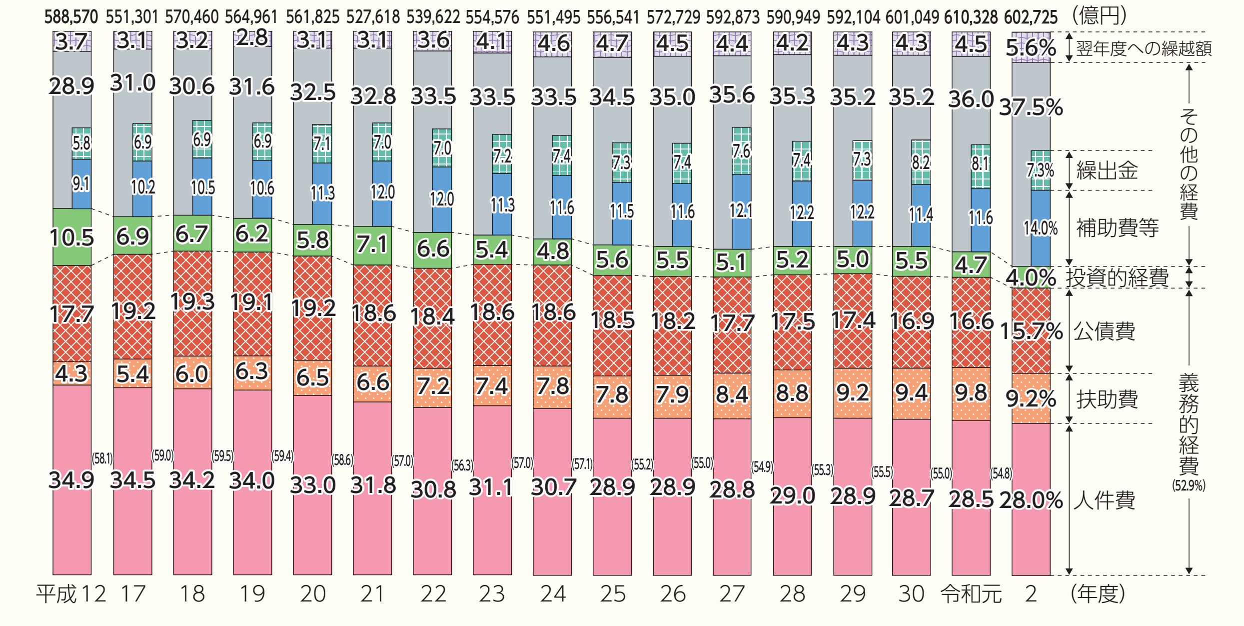

(5) 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率（＊）である。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）の、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税等のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補塡債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に対する割合である。

令和２年度の経常収支比率（加重平均により、市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）は、分子である経常経費充当一般財源が、社会保障関係費に係る補助費等が増加したこと等により、0.5％増となったこと、分母である経常一般財源等が、各種交付金や減収補塡債特例分等が増加した一方で、地方税が減少したこと等により、0.1％の増にとどまったことから、前年度と比べると0.4ポイント上昇の93.8％となっている。

経常収支比率の推移は**第12表**のとおりであり、また分子及び分母の推移は**第16図**のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、補助費等の増加等により、増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、平成24年度以降地方税の増加等により、増加の傾向にある。

第12表　経常収支比率の推移

区分		平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都道府県		91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0	93.2	94.4
		[109.9]	[110.0]	[109.6]	[107.5]	[105.2]	[102.7]	[102.3]	[103.0]	[100.7]	[99.8]	[103.0]
うち	人件費充当	40.9	41.8	40.6	38.6	38.7	38.5	38.8	36.8	36.4	36.2	36.3
	扶助費充当	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.9	2.0	1.9	2.0	1.9
	公債費充当	22.6	23.3	23.1	23.6	23.3	22.7	22.4	23.0	22.1	21.6	21.5
市町村		89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0	93.6	93.1
		[97.5]	[97.5]	[98.2]	[97.7]	[98.3]	[96.0]	[97.8]	[98.6]	[98.7]	[98.3]	[98.0]
うち	人件費充当	25.1	25.4	24.8	23.7	23.8	23.3	23.7	25.6	25.6	25.6	26.8
	扶助費充当	10.4	10.5	11.2	11.3	11.7	11.8	12.4	12.4	12.6	13.1	12.4
	公債費充当	19.0	19.0	18.8	18.6	18.2	17.4	17.7	16.9	16.6	16.5	16.3
合計		90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7	93.4	93.5	93.0	93.4	93.8
		[103.4]	[103.4]	[103.6]	[102.4]	[101.7]	[99.3]	[100.1]	[100.7]	[99.7]	[99.1]	[100.4]
うち	人件費充当	32.9	33.4	32.6	31.1	31.3	30.9	31.3	31.1	30.9	30.8	31.5
	扶助費充当	6.2	6.4	6.6	6.6	6.8	6.9	7.1	7.3	7.4	7.6	7.3
	公債費充当	20.7	21.1	20.9	21.1	20.8	20.1	20.0	19.9	19.3	19.0	18.9

（注）1　比率は、加重平均である。
　　　2　［　］内の数値は、減収補塡債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いて算出したものである。
　　　3　合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第16図、第13表において同じ。

第16図　経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その１　合計）

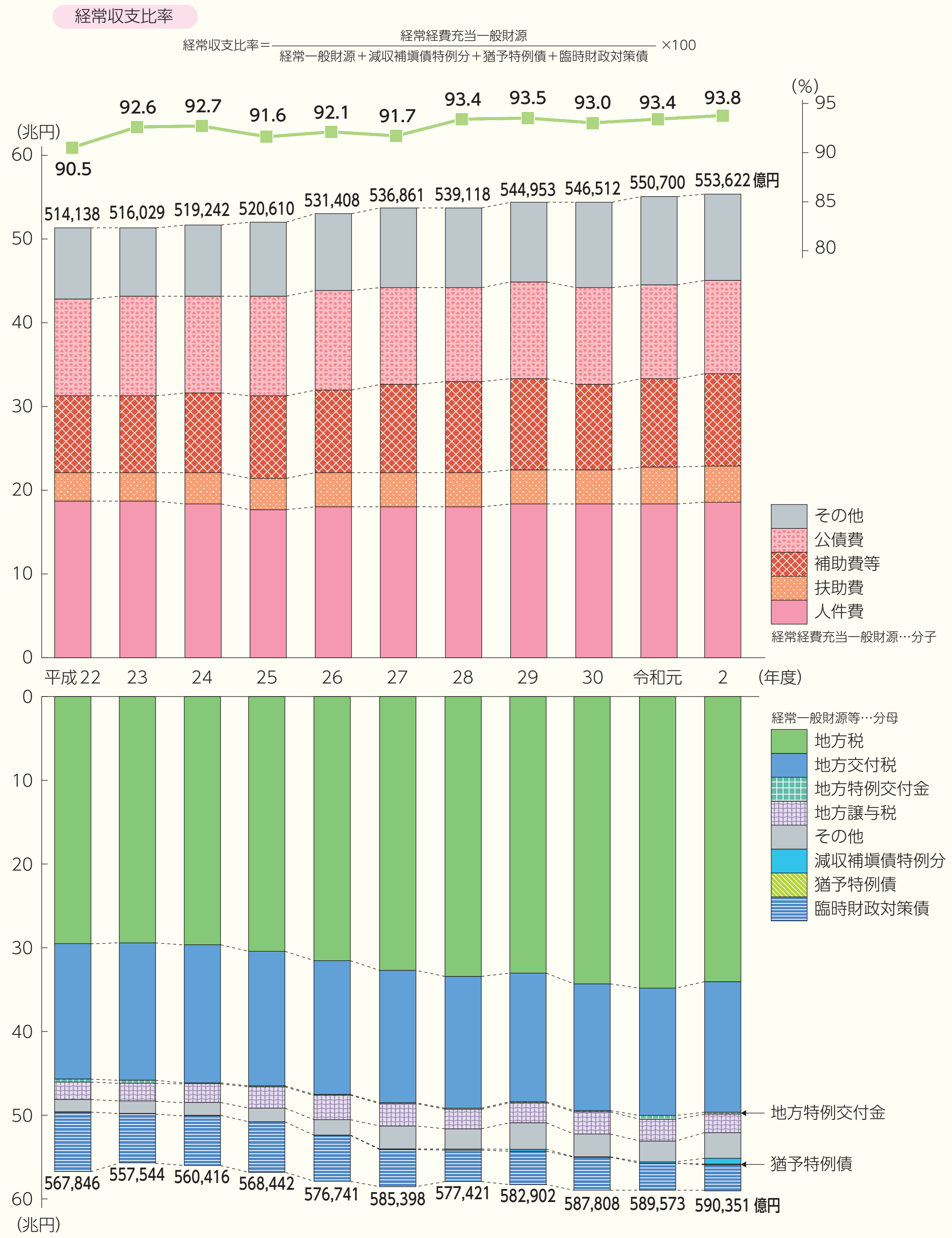

（注）経常収支比率の計算式は、その２、その３において同じ。

第16図　経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その２　都道府県）

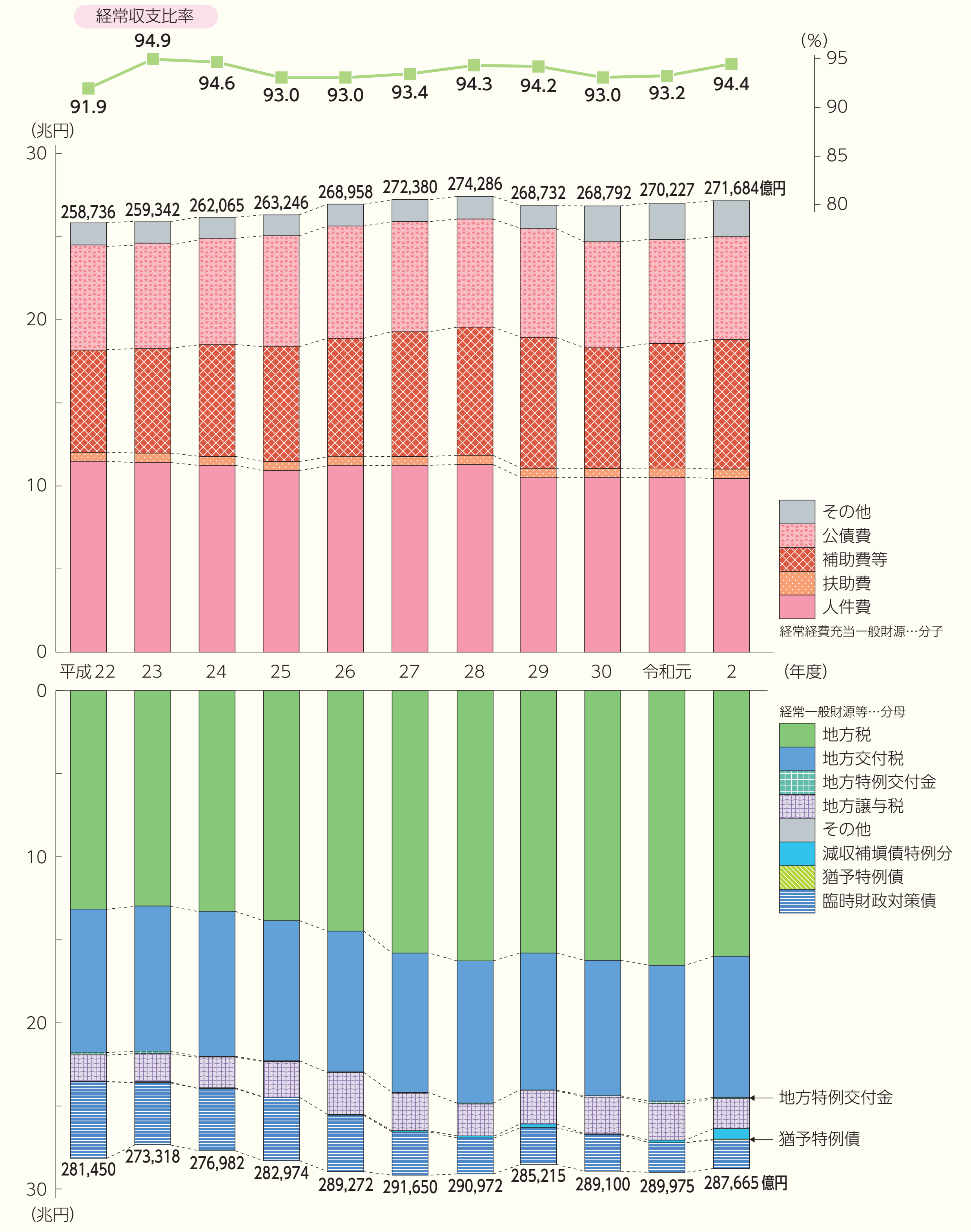

第16図　経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その３　市町村）

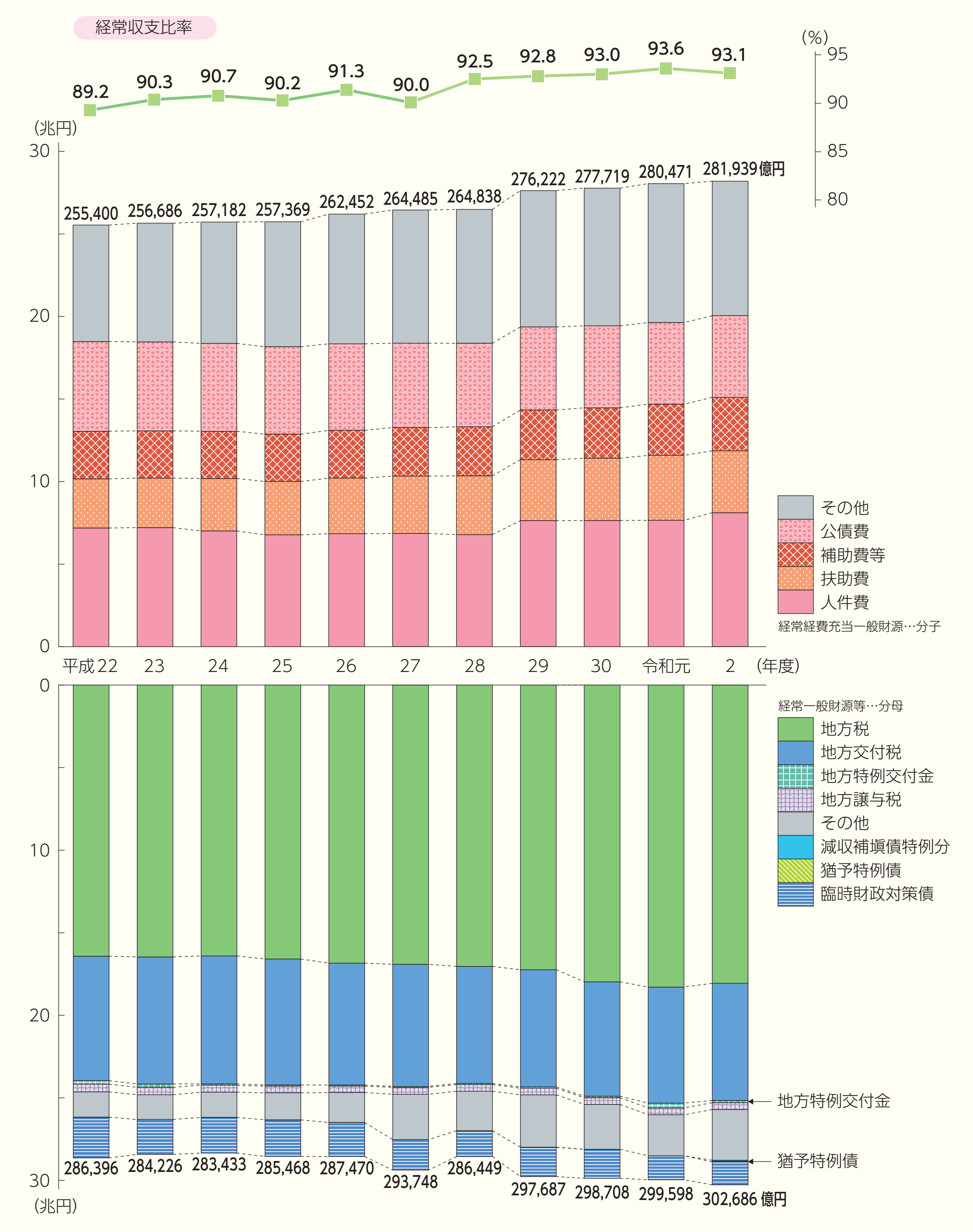

経常収支比率の段階別分布状況をみると、第13表のとおりである。経常収支比率が80％以上の団体数は、都道府県においては47団体、市町村においては全体の93.8％を占める1,612団体となっており、大きな割合を占めている。また、経常収支比率が100％以上の団体は、都道府県においては２団体、市町村においては全体の1.8％を占める31団体となっている。

第13表　経常収支比率の段階別分布状況

区分		70％未満	70％以上80％未満	80％以上90％未満	90％以上100％未満	100％以上	合計
令和２年度	都道府県	－（－）	－（－）	3（6.4）	42（89.4）	2（4.3）	47（100.0）
	市町村	11（0.6）	95（5.5）	682（39.7）	899（52.3）	31（1.8）	1,718（100.0）
	合計	11（0.6）	95（5.4）	685（38.8）	941（53.3）	33（1.9）	1,765（100.0）
令和元年度	都道府県	－（－）	1（2.1）	－（－）	46（97.9）	－（－）	47（100.0）
	市町村	11（0.6）	74（4.3）	569（33.1）	1,011（58.8）	53（3.1）	1,718（100.0）
	合計	11（0.6）	75（4.2）	569（32.2）	1,057（59.9）	53（3.0）	1,765（100.0）
増減	都道府県	－	△1	3	△4	2	－
	市町村	－	21	113	△112	△22	－
	合計	－	20	116	△116	△20	－

（注）（　）内の数値は、構成比である。

イ　実質公債費比率及び公債費負担比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標が、実質公債費比率（＊）及び公債費負担比率（＊）である。

実質公債費比率は、当該地方公共団体の標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対する、一般会計等（＊）が負担する元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの元利償還金に準ずるもの（充当された特定財源及び普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）の割合である。

令和２年度の実質公債費比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、元利償還金の減少等により、前年度と比べると0.2ポイント低下の7.8％となっており、初めて算定された平成17年度以降低下傾向にある。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源の一般財源総額に対する割合である。

令和２年度の公債費負担比率（加重平均）は、元利償還金の減少等により前年度と比べると0.9ポイント低下の15.7％となっており、平成25年度以降低下傾向にある。

実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第17図のとおりである。

第17図　実質公債費比率及び公債費負担比率の推移

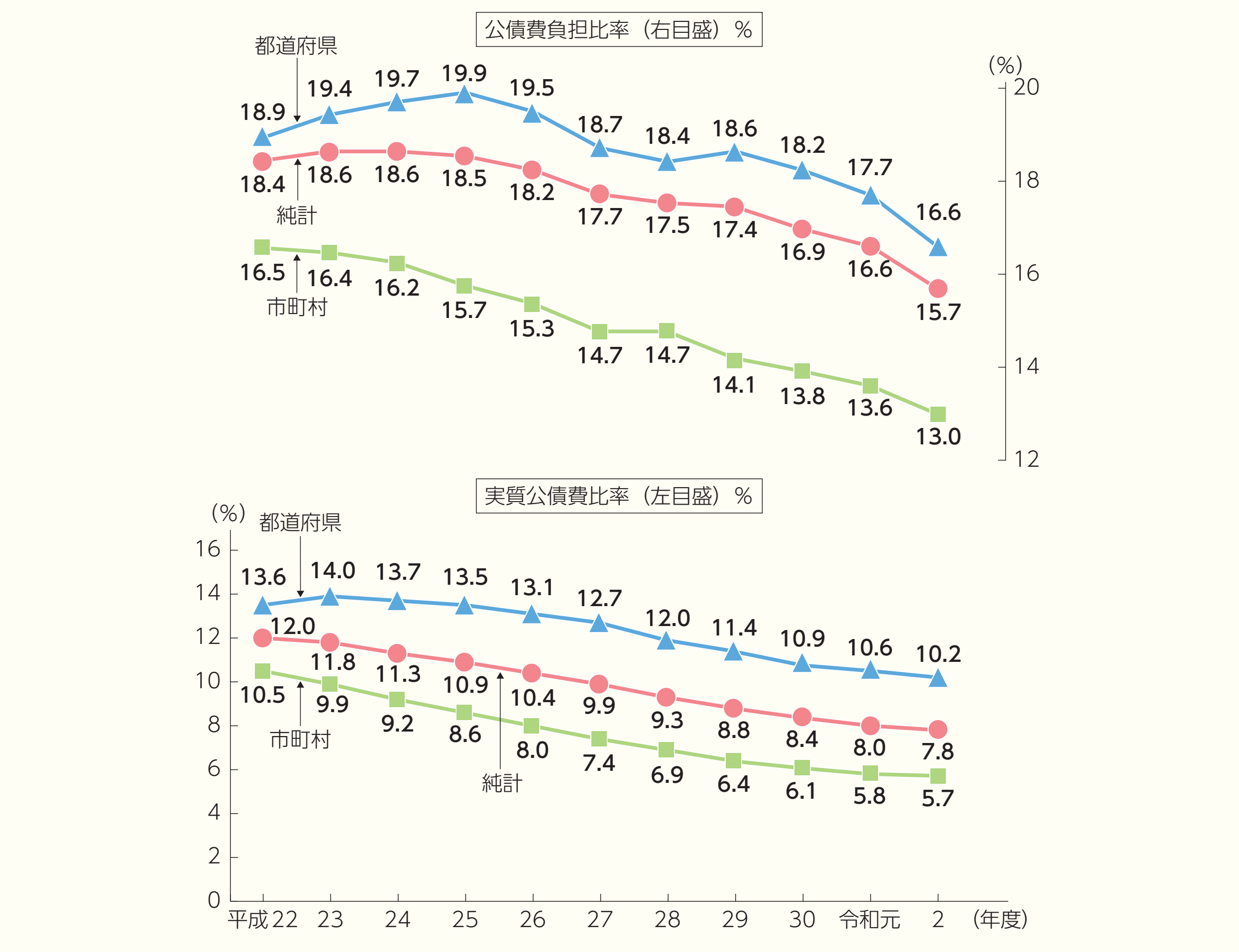

(6)　将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみならず、地方債、債務負担行為（＊）等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア　地方債現在高

令和２年度末における地方債現在高は144兆5,697億円で、減収補填債の発行額の増加等により、前年度末と比べると１兆1,268億円増（0.8％増）となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は90兆9,541億円で、前年度末と比べると１兆4,774億円増（1.7％増）となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金（＊）への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は156兆7,388億円となっている。

地方債現在高の歳入総額に対する割合及び一般財源総額に対する割合の推移は、それぞれ第18図のとおりである。

第18図　地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移

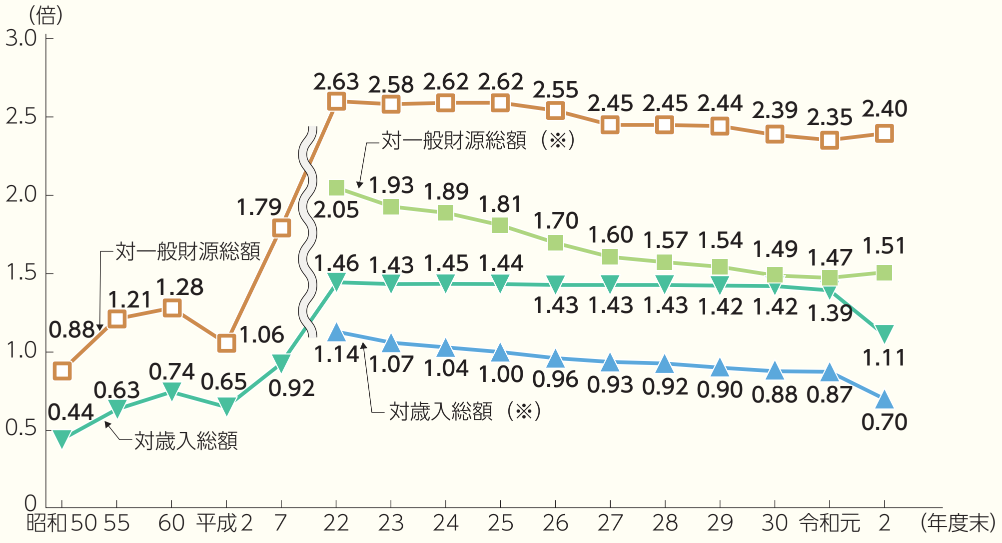

（注）地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
（※）臨時財政対策債を除いた地方債現在高の歳入総額等に対する割合である。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みへの対応や減税に伴う減収の補塡のため、また、経済対策に伴う公共投資の追加等により、地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成４年度末以降急増し、さらに、13年度からの臨時財政対策債の発行等により、高い水準で推移している。令和２年度末では歳入総額の1.11倍、一般財源総額の2.40倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、**第19図**のとおりである。臨時財政対策債が上昇の傾向にある一方で、一般単独事業債が低下の傾向にある。また、近年の市場における地方債資金の調達の推進及び公的資金の縮減等に伴い、市場公募債や市中銀行資金が上昇の傾向にある一方で、財政融資資金が低下の傾向にある。

地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては87兆6,794億円、市町村においては56兆8,903億円で、前年度末と比べると、それぞれ6,839億円増（0.8％増）、4,429億円増（0.8％増）となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては54兆7,212億円、市町村においては36兆2,329億円で、前年度末と比べると、それぞれ8,618億円増（1.6％増）、6,156億円増（1.7％増）となっている。

第19図　地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移

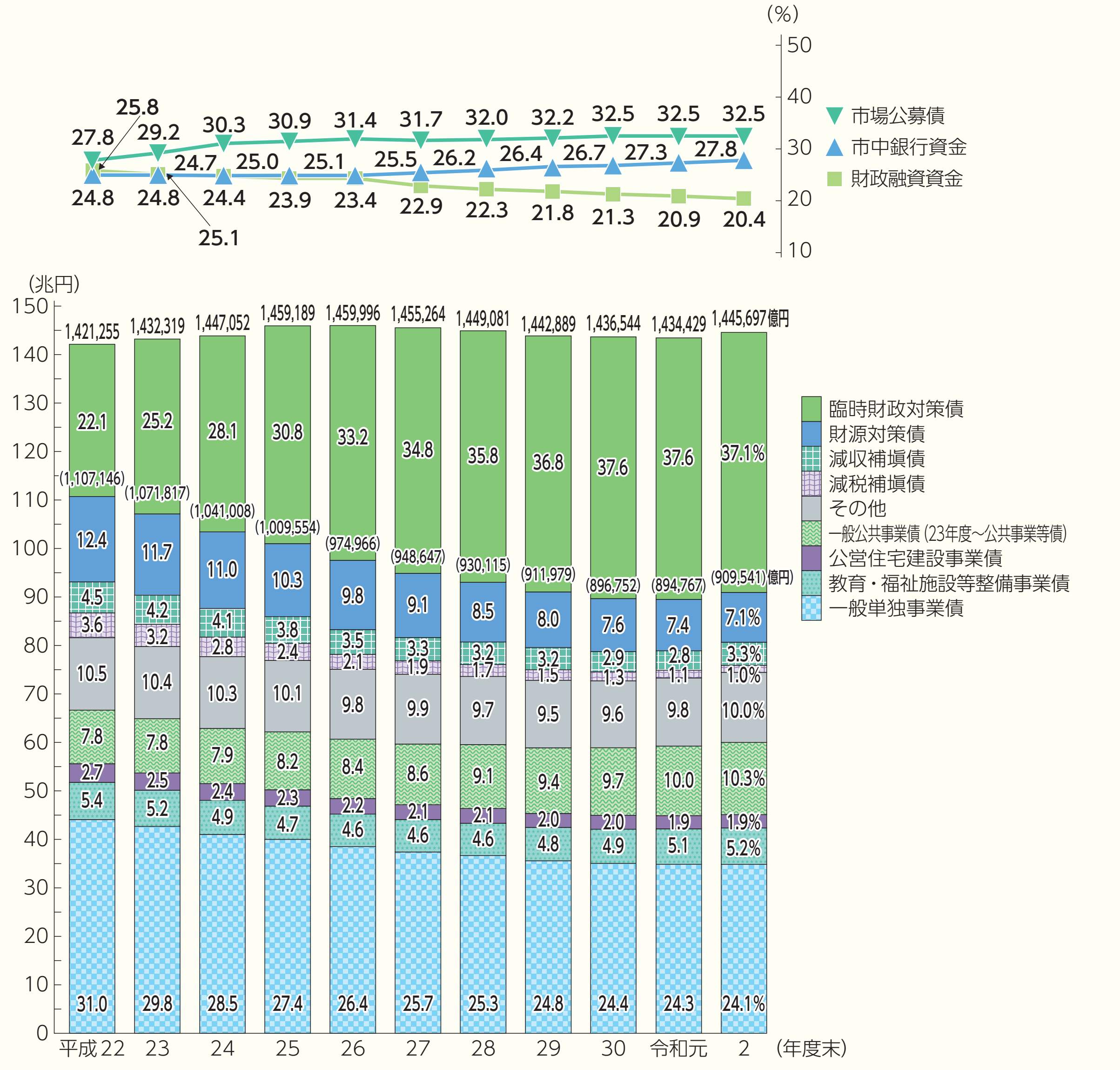

（注）1　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
　　　2　財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業等債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
　　　3　地方債現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない。
　　　　第20図、第21図において同じ。
　　　4　（　）内の数値は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。

イ　債務負担行為額

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の状況は、第14表のとおりである。

第14表　債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

区　分	令和２年度						令和元年度合計額	増減率
	都道府県		市町村		合計額			
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
物件の購入等に係るもの	26,756	48.7	46,865	39.3	73,621	42.3	78,452	△6.2
債務保証又は損失補償に係るもの	1,570	2.9	1,467	1.2	3,037	1.7	3,102	△2.1
そ　の　他	26,578	48.4	70,859	59.5	97,437	56.0	83,855	16.2
合　計	54,904	100.0	119,191	100.0	174,095	100.0	165,409	5.3

（注）「債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

ウ　積立金現在高

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第15表のとおりであり、令和２年度末における積立金現在高は22兆5,981億円で、前年度末と比べると1.5％減となっている。

その内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年度末と比べると3.4％減、地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は3.4％減、将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金（＊）は、0.0％減となっている。

第15表　積立金現在高の状況

区　分	令和２年度末			令和元年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	15,736 (22.6)	57,100 (36.5)	72,835 (32.2)	18,670 (25.8)	56,737 (36.1)	75,407 (32.9)	△15.7	0.6	△3.4
減債基金	8,679 (12.5)	12,776 (8.2)	21,455 (9.5)	9,062 (12.5)	13,158 (8.4)	22,221 (9.7)	△4.2	△2.9	△3.4
その他特定目的基金	45,219 (64.9)	86,471 (55.3)	131,690 (58.3)	44,676 (61.7)	87,055 (55.5)	131,731 (57.4)	1.2	△0.7	△0.0
合　計	69,634 (100.0)	156,347 (100.0)	225,981 (100.0)	72,409 (100.0)	156,949 (100.0)	229,358 (100.0)	△3.8	△0.4	△1.5

（注）1　（　）内の数値は、構成比である。
　　　2　積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない。第20図において同じ。

エ　地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第20図のとおりである。近年、地方債現在高は減少の傾向、債務負担行為額は増加の傾向、積立金現在高は減少の傾向にあり、地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は概ね横ばいの傾向にあった。一方、令和２年度末においては、地方債現在高、債務負担行為額がともに増加し、積立金現在高は減少したことにより、地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は139兆3,811億円で、前年度末と比べると1.7％増となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては86兆2,064億円、市町村においては53兆1,747億円で、前年度末と比べると、いずれも1.7％増となっている。

第20図　地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移

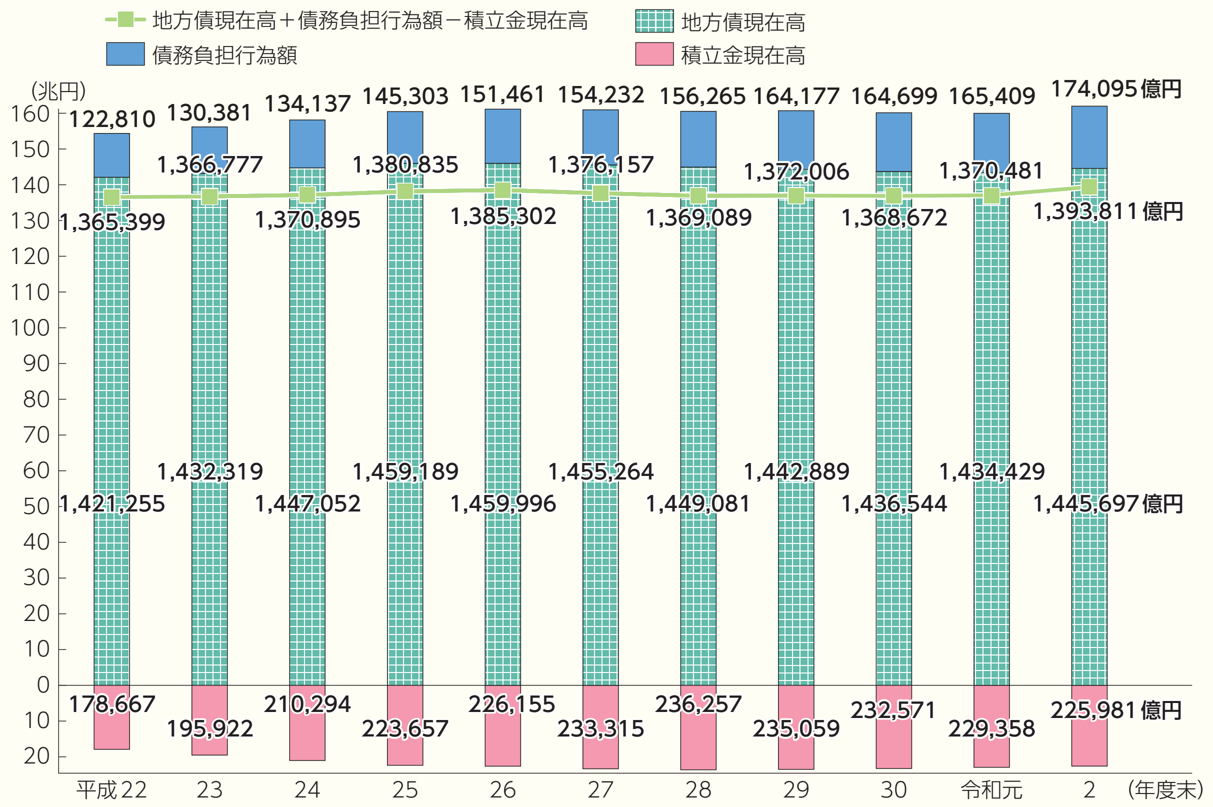

（注）１　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
　　　２　債務負担行為額は、翌年度以降の支出予定額である。

オ　普通会計が負担すべき借入金残高

　普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税特別会計借入金や、公営企業（＊）において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

　この観点から、地方債現在高に交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、**第21図**のとおりであり、近年は減少傾向にあるものの、未だに190兆円を超える高い水準にある。

　なお、令和２年度末における普通会計が負担すべき借入金残高は192兆3,263億円で、地方債現在高の増加により、前年度末と比べると748億円増（0.0％増）となっている。

第21図　普通会計が負担すべき借入金残高の推移

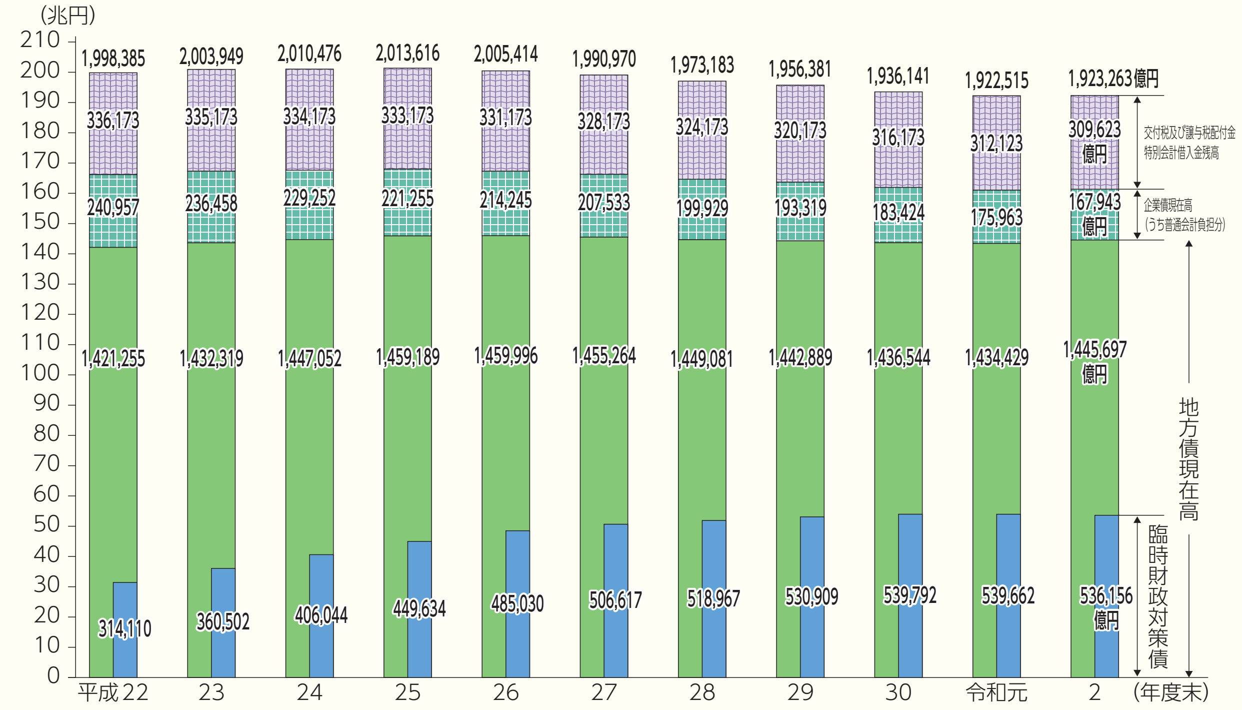

（注）１　地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
　　　２　企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

(7)　決算の背景

ア　国の予算

「令和２年度予算編成の基本方針」（令和元年12月５日閣議決定）及び「令和２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（同月18日閣議了解）に基づいて、同月20日、令和２年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和２年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和２年度予算の基本的な考え方

a　アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

b　経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

c　我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの２倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の２割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。

d　政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全

化目標の達成を目指す。

e　地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。）に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靭化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

f　財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

（イ）令和２年度予算編成についての考え方

a　令和２年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月５日閣議決定）に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和２年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

b　東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、３年間集中の防災・

減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

c　令和２年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定。以下「骨太方針2018」という。）及び骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

　また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

d　次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年３月までに行政手続コストを２割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM（Evidence－based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

e　新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

　このような方針に基づいて編成された令和２年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円で、前年度当初予算と比べると１兆2,009億円増（1.2％増）となった。

　また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は２兆739億円で、前年度当初予算と比べると608億円減（2.8％減）となった。

　財政投融資計画の規模は13兆2,195億円で、前年度計画額と比べると1,001億円増（0.8％増）となった。

　なお、令和２年度当初予算案は、令和２年１月20日に第201回通常国会に提出され、同年３月27日に成立した。

イ　地方財政計画

　令和２年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、骨太方針2018で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運

営に必要となる地方の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画（*）の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、令和元年６月10日に「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」及び同年12月13日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和２年度の地方財政への対応についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和２年度の地方財政計画を策定した。

（ア）通常収支分

a　地方税制については、令和２年度地方税制改正では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講じることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。

b　財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

(a)　地方交付税法第６条の３第２項に基づく制度改正として、令和２年度から令和４年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b)　令和２年度の財源不足見込額４兆5,285億円については、上記の考え方に基づき、従前と同様の例により、次の補塡措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補塡すべき額は生じないこととなる。

①　建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

②　地方交付税については、国の一般会計加算により5,187億円（地方交付税法附則第４条の２第１項の加算額154億円及び同条第３項の加算額2,533億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項（2）及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第８項に定める令和２年度における「乖離是正分加算額」2,500億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

③　地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を３兆1,398億円発行する。

(c)　交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第４条第１項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

(d)　上記の結果、令和２年度の地方交付税については、16兆5,882億円（前年度比4,073億円増、2.5%増）を確保する。

c　地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（＊）（通常収支分）の規模は、11兆7,336億円（普通会計分９兆2,783億円、公営企業会計（＊）等分２兆4,553億円）とする。

d　人づくり革命の実現、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策の推進、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(a) 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、一般行政経費（＊）に新たに「地域社会再生事業費」を4,200億円計上する。

(b)「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き１兆円（前年度同額）計上する。

(c) 地方団体が地方単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を900億円計上する。

(d) 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額する。

(e) 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、3,000億円（前年度同額）を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(f)「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

(g) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

(h) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(i) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

(j) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

e　公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

f　地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

（イ）東日本大震災分

a　復旧・復興事業

(a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税（＊）については、直轄・補助事業（＊）に係る地方負担分等を措置するため、3,742億円を確保する。また、一般財源充当分として86億円を計上する。

(b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分９億円）とする。

(c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費8,984億円を計上する。

b　全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和５年度）による地方税の収入見込額として756億円を計上するとともに、一般財源充当分として335億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和２年度の地方財政計画は、**第16表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は90兆7,397億円で、前年度と比べると１兆1,467億円増（1.3％増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が8,984億円で、前年度と比べると2,003億円減（18.2％減）、全国防災事業が1,092億円で、前年度と比べると34億円増（3.2％増）となった。

また、令和２年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆7,336億円（普通会計分９兆2,783億円、公営企業会計等分２兆4,553億円）で、前年度と比べると2,721億円減（2.3％減）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分９億円）で、前年度と比べると４億円減（14.3％減）となった。

第16表　令和２年度地方財政計画歳入歳出一覧（その１　通常収支分）

（単位　億円・％）

区分		令和２年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	409,366	401,633	7,733	1.9
	地方譲与税	26,086	27,123	△1,037	△3.8
	地方特例交付金	2,007	4,340	△2,333	△53.8
	地方交付税	165,882	161,809	4,073	2.5
	国庫支出金	152,157	147,174	4,983	3.4
	地方債	92,783	94,282	△1,500	△1.6
	うち臨時財政対策債	31,398	32,568	△1,171	△3.6
	うち財源対策債	7,700	7,900	△200	△2.5
	使用料（＊）及び手数料（＊）	15,761	16,083	△322	△2.0
	雑収入	43,776	43,887	△111	△0.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△86	△90	4	△4.4
	全国防災事業一般財源充当分	△335	△312	△23	7.4
	計	907,397	895,930	11,467	1.3
	一般財源	634,318	627,072	7,246	1.2
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	617,518	606,772	10,746	1.8
歳出	給与関係経費	202,876	203,307	△431	△0.2
	退職手当以外	187,553	187,685	△132	△0.1
	退職手当	15,323	15,622	△299	△1.9
	一般行政経費	403,717	384,197	19,520	5.1
	補助	227,126	214,845	12,281	5.7
	単独	147,510	144,504	3,006	2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	−	4,200	皆増
	公債費	116,979	119,088	△2,109	△1.8
	維持補修費	14,469	13,491	978	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	900	−	900	皆増
	投資的経費	127,614	130,153	△2,539	△2.0
	直轄・補助	66,477	69,077	△2,600	△3.8
	単独	61,137	61,076	61	0.1
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0	0.0
	公営企業繰出金	24,942	25,394	△452	△1.8
	企業債償還費普通会計負担分	15,138	15,383	△245	△1.6
	その他	9,804	10,011	△207	△2.1
	不交付団体水準超経費	16,800	20,300	△3,500	△17.2
	計	907,397	895,930	11,467	1.3
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	890,597	875,630	14,967	1.7
	地方一般歳出（＊）	758,480	741,159	17,321	2.3

（注）令和元年度における重点課題対応分については、一般行政経費（単独）に含めて計上している。

第16表 令和２年度地方財政計画歳入歳出一覧（その２ 東日本大震災分） （単位 億円・％）

（1）復旧・復興事業

区分		令和２年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6
	一般財源充当分	86	90	△ 4	△ 4.4
	国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△ 25.2
	地方債	15	12	3	25.0
	雑収入	76	68	8	11.8
	計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2
歳出	給与関係経費	71	78	△ 7	△ 9.0
	一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△ 27.8
	補助	1,104	1,756	△ 652	△ 37.1
	単独	644	666	△ 22	△ 3.3
	公債費	75	68	7	10.3
	投資的経費	7,075	8,344	△ 1,269	△ 15.2
	直轄・補助	6,941	8,182	△ 1,241	△ 15.2
	単独	134	162	△ 28	△ 17.3
	公営企業繰出金	15	75	△ 60	△ 80.0
	計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2

（2）全国防災事業

区分		令和２年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	756	745	11	1.5
	一般財源充当分	335	312	23	7.4
	雑収入	1	1	0	0.0
	計	1,092	1,058	34	3.2
歳出	公債費	1,092	1,058	34	3.2
	計	1,092	1,058	34	3.2

ウ 令和２年度補正予算及び一般会計の予備費等の使用

（ア）令和２年度補正予算（第１号）とそれに伴う地方財政措置等

a 令和２年度補正予算（第１号）

令和２年度補正予算（第１号）は、令和２年４月７日に閣議決定の後、同月20日に変更について閣議決定、同月27日に第201回通常国会に提出され、同月30日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定・同月20日変更閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を実施するための新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費25兆5,655億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金25兆6,914億円（建設公債２兆3,290億円の増額及び特例公債23兆3,624億円の増額）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和２年度当初予算に対し、25兆6,914億円増加し、128兆3,493億円となった。

b 令和２年度補正予算（第１号）に係る地方財政措置等

緊急経済対策に伴い、地方税における特例措置に伴う減収及びこの補正予算における歳出の

追加に伴う地方負担の増加が生じることから、(a)及び(b)のとおり措置を講じるとともに、補正予算において地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう(c)に掲げる交付金が創設されることとなった。

(a) 地方税における特例措置に伴う減収に対する措置

以下の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

① 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の発行

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴う令和２年度の一時的な減収に対応するため、地方財政法第５条の特例債である資金手当のための地方債を発行することができることとする。

② 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額の補填

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による令和２年度以降の減収額については、自動車税減収補填特例交付金（令和２年度の増額分226億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（令和２年度の増額分23億円）により全額国費で補填する。

③ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収額の補填

固定資産税及び都市計画税の軽減措置並びに固定資産税の特例措置の拡充・延長による令和３年度以降の減収額については、全額国費で補填する。

(b) 地方負担の増加に対する措置

この補正予算により令和２年度に追加されることとなる経費に係る地方負担については、(c)に掲げる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、この補正予算により令和２年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50％（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、当初における地方負担額に対する算入率である60％）を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付することとされる。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は１兆円とされ、各地方公共団体への交付限度額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業（ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象とする。）のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る。）の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

（イ）令和２年度補正予算（第２号）等とそれに伴う地方財政措置等

a　令和２年度補正予算（第２号）等

令和２年度一般会計の予備費の使用が令和２年４月24日に、令和２年度補正予算（第１号）により創設された令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用が同年５月26日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計の予備費において260億円、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において1,839億円が計上された。

また、令和２年度補正予算（第２号）は、令和２年５月27日に閣議決定、同年６月８日に第201回通常国会に提出され、同月12日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症対策関係経費31兆8,171億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金31兆9,114億円（建設公債９兆2,990億円及び特例公債22兆6,124億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和２年度補正予算（第１号）による補正後予算に対し、31兆9,114億円増加し、160兆2,607億円となった。

b　令和２年度補正予算（第２号）等に係る地方財政措置

この予備費の使用及び補正予算による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

また、この補正予算により令和２年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50％を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

c　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を２兆円増額することとされた。

このほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、補正予算（第１号）分も含め全額国費による負担とした上で２兆2,370億円（医療分１兆6,279億円、介護・福祉分6,091億円）増額するとともに、全額国費により、雇用調整助成金の拡充等（4,519億円）、家賃支援給付金の創設（２兆242億円）等に係る事業を計上することとされた。

（ウ）「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

a　予備費の使用

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和２年７月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策として、令和２年７月豪雨被災者生活・生業再建支援チームにおいて「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」（令和２年７月30日）が取りまとめられ、予備費等を活用し速やか

に対応を進めていくこととされ、令和２年度一般会計の予備費について、令和２年７月31日に1,017億円の使用が閣議決定された。

b　予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

(a)　災害復旧事業

①　直轄・補助事業として実施する災害復旧事業（公営企業が実施するものを除く。）について、地方負担額の100％まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

②　強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災産地施設支援対策）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業（被災木材加工流通施設等復旧対策）及び浜の活力再生・成長促進交付金事業（被災施設整備対策事業）について、地方負担額の100％まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5～85.5％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

③　公営企業が実施する災害復旧事業について、地方負担額の100％まで地方公営企業災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50％までを特別交付税により措置する。

(b)　災害関連事業

地方負担額の100％まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c)　災害廃棄物処理事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100％まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95％を特別交付税により措置する。

(d)　なりわい再建支援事業

地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100％まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95％を特別交付税により措置する。

なお、地方公共団体が事業者負担に対して総事業費の3/4以内で補助する経費の1/2を国が補助する場合、地方負担額の70％を特別交付税により措置する。

(e)　強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）

地方公共団体が事業者負担に対して国庫補助額の範囲内で補助する場合、地方負担額の70％を特別交付税により措置する。

(f)　災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の100％まで一般事業債を充当できることとする。

(g) 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

（エ）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和２年８月７日）

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和２年８月７日に１兆1,257億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち都道府県の予算に計上して経費を支出する生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

（オ）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等の使用とそれに伴う地方財政措置

a　予備費の使用

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和２年度一般会計の予備費の使用が令和２年９月15日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において１兆6,386億円、一般会計の予備費において315億円が計上された。

b　一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

c　一般会計の予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

(a)　災害復旧事業

地方負担額の100％まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b)　災害関連事業

地方負担額の100％まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（カ）　令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和２年12月11日）

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和２年12月11日に3,856億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち地方公共団体の予算に計上して経費を支出するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

（キ）　令和２年度補正予算（第３号）とそれに伴う地方財政措置等

a　令和２年度補正予算（第３号）

令和２年度補正予算（第３号）は、令和２年12月15日に閣議決定、令和３年１月18日に第204回通常国会に提出され、同月28日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策４兆3,581億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現11兆6,766億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保３兆1,414億円等が計上されたほか、既定経費の減額４兆1,963億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収が８兆3,880億円減額計上された一方、税外収入7,297億円、公債金22兆3,950億円（建設公債３兆8,580億円及び特例公債18兆5,370億円）等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和２年度補正予算（第２号）による補正後予算に対し、15兆4,271億円増加し、175兆6,878億円となった。

b　令和２年度補正予算（第３号）に係る地方財政措置

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

(a)　地方交付税

この補正予算においては、令和２年度の国税の減収に伴い地方交付税が２兆6,339億円の減額となったところであるが、これについては、令和２年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとし、この結果、令和２年度当初予算の地方交付税の総額を確保する。

①　地方交付税の減２兆6,339億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。

②　①の加算のうち国負担分8,651億円については、臨時財政対策特例加算とすることとし、地方負担分１兆7,688億円については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。

また、令和２年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、当該償還予定額から国の一般会計からの加算により償還財源を確保した分を控除した額（2,500億円）の償還を繰り延べるとともに、当該額を令和３年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとする。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出し、令和３年１月28日に成立した（令和３年法律第３号）。

(b)　追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じる。

①　新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。また、投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

②　ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として実施する事業に係る地方負担については、投資的経費を除き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

③　上記①②以外の事業

この補正予算による歳出の追加のうち、上記①②以外の事業に係る地方負担については、以下のとおり措置する。

Ⅰ　投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（Ⅰ）災害復旧事業債

ⅰ　補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ⅱ　災害対策債

（ⅰ）なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）及び令和２年７月豪雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95％を特別交付税により措置する。

（ⅱ）上記（ⅰ）以外の事業

災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80％を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57％を特別交付税により措置する。

ⅲ　一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5％～85.5％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（Ⅱ）令和２年７月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く。）に係る補正予算債

令和２年７月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く。）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（Ⅲ）公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

Ⅱ　地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

c　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1.5兆円（うち地方単独分1.0兆円、即時対応分0.2兆円）増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（1兆3,011億円（医療分1兆1,763億円、介護・福祉分1,248億円））、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額（4,199億円）及び新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（5,736億円）等に係る事業を計上することとされた。

d　地方税等の減収に対する措置

令和２年度の地方税等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税（地方消費税交付金を含む。）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税（ゴルフ場利用税交付金を含む。）、軽油引取税（軽油引取税交付金を含む。）、市町村たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税について景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであり、これらの地方税等の減収に対し、減収補塡債を発行可能とするよう、地方交付税法等の一部を改正する法律の中で、地方財政法第５条の特例を設けた。

なお、当該減収補塡債の後年度における元利償還金については、その75％（地方消費税引上げ分、地方消費税交付金引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税については100％）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

また、減収補塡債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとした。さらに、減収補塡債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための地方債を発行可能とするよう、令和２年度地方債同意等基準を改正することとした。

（ク）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和２年12月25日）

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和２年12月25日に4,862億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を2,169億円増額することとされた。

（ケ）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和３年１月15日）

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年１月15日に7,418億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を7,418億円増額することとされた。

（コ）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和３年２月９日）

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年２月９日に１兆1,372億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠及び即時対応特定経費分）を8,802億円増額することとされた。

（サ）令和２年度一般会計の予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

令和３年福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていくこととされ、令和２年度一般会計の予備費について、令和３年２月26日に31億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用により追加される中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（なりわい再建支援事業）については、地方負担額の95％を特別交付税により措置することとした。

（シ）令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用とそれに伴う地方財政措置等

令和２年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年３月23日に２兆1,692億円の使用が閣議決定された。

この予備費においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠及び即時対応特定経費分）を１兆5,403億円増額することとされた。

このほか、全額国費により、子育て世帯生活支援特別給付金の給付（2,175億円）、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額（3,410億円）等に係る事業を計上することとされた。

3　地方財源の状況

令和２年度における国税と地方税を合わせた租税の状況及び地方歳入の状況は、次のとおりである。

(1)　租税の状況

国税と地方税を合わせた租税として徴収された額は105兆7,586億円で、前年度と比べると2.3％増となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、令和２年度においては、前年度と比べると2.4ポイント上昇の28.2％となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ23.4％（2018暦年計数）、イギリス37.0％（同）、ドイツ32.1％（同）、フランス42.7％（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、第22図のとおりであり、租税総額に占める割合は、国税61.4％（前年度60.1％）、地方税38.6％（同39.9％）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は、国43.0％（同41.0％）、地方57.0％（同59.0％）となっている。なお、国税と地方税の推移は、第23図のとおりである。地方税は、平成24年度以降増加傾向にあったが、令和２年度は、法人関係二税の減少等により減少に転じている。

第22図　国税と地方税の状況

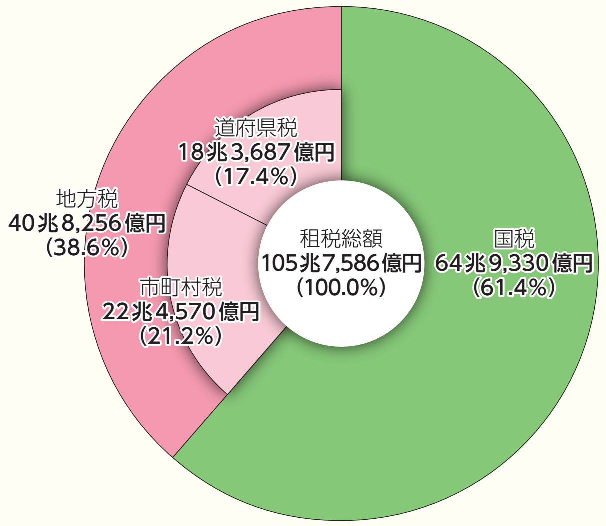

（注）東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

第23図　国税と地方税の推移

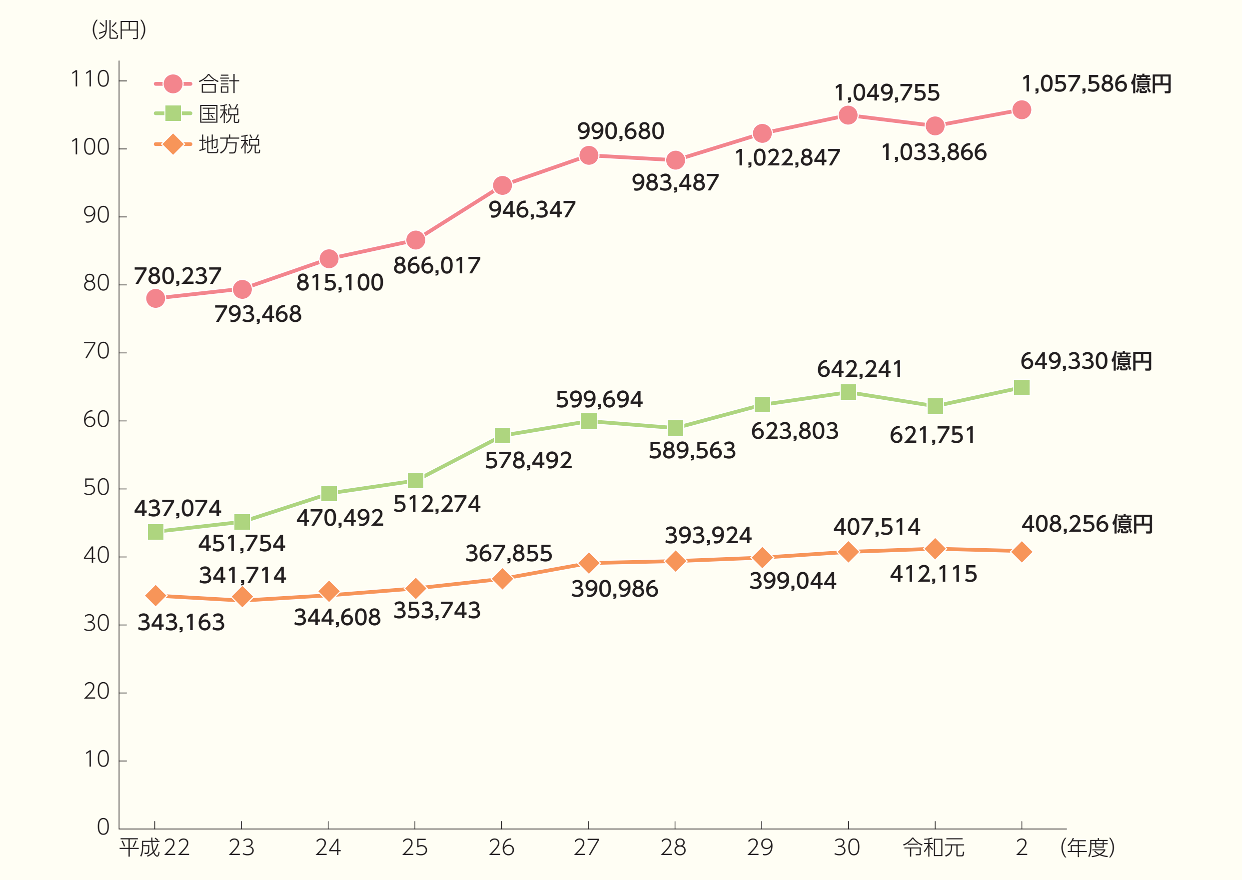

(2)　地方歳入

ア　地方税

地方税の決算額は40兆8,256億円で、前年度と比べると、0.9%減となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては20兆5,246億円で、前年度と比べると0.9%減となり、歳入総額の33.2%（前年度40.7%）を占めており、市町村においては20兆3,010億円で、前年度と比べると1.0%減となり、歳入総額の26.0%（同33.4%）を占めている。歳入総額に占める割合が全国平均（31.4%）より低い団体数は、全体の86.4%を占める1,545団体となっている。

地方税収入額の62.4%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第17表**のとおりであり、住民税が最も大きな割合を占め、以下、地方消費税、事業税の順となっている。住民税は、法人分の減少により、前年度と比べると3.9%減となっている。事業税は、法人分の減少により、前年度と比べると6.5%減となっている。地方消費税は、令和元年10月の地方消費税率の引上げの影響により、前年度と比べると13.1%増となっている。なお、法人関係二税（法人住民税及び法人事業税）は6兆4,429億円で、前年度と比べると15.2%減となっている。

第17表　住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区　分	収入額		構成比		増減率	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
	億円	億円	%	%	%	%
住　民　税	157,418	163,815	38.6	39.7	△ 3.9	0.9
個　人　分	133,487	131,348	32.7	31.9	1.6	1.7
法　人　分	23,606	32,164	5.8	7.8	△ 26.6	△ 1.4
利　子　割	325	303	0.1	0.1	7.4	△ 45.7
事　業　税	42,983	45,966	10.5	11.2	△ 6.5	3.3
個　人　分	2,160	2,114	0.5	0.5	2.1	2.0
法　人　分	40,823	43,851	10.0	10.6	△ 6.9	3.3
地方消費税	54,238	47,955	13.3	11.6	13.1	△ 0.4
地方税合計	408,256	412,115	100.0	100.0	△ 0.9	1.1

（注）住民税（個人分）は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

地方税収（超過課税及び法定外税等を除き、地方消費税清算後の数値）について、全国平均を100として、都道府県別に人口１人当たり税収額を比較してみると、第24図のとおりであり、地方税計については、最も大きい東京都が159.7、最も小さい長崎県が72.2で、約2.2倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が162.4、最も小さい秋田県が65.0で、約2.5倍の格差となっている。法人関係二税については、最も大きい東京都が245.0、最も小さい奈良県が45.0で、約5.4倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が108.5、最も小さい奈良県が87.1で、約1.2倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が156.8、最も小さい長崎県が69.3で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

第24図　地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口１人当たり税収額の指数

（全国平均を100とした場合、令和２年度決算）

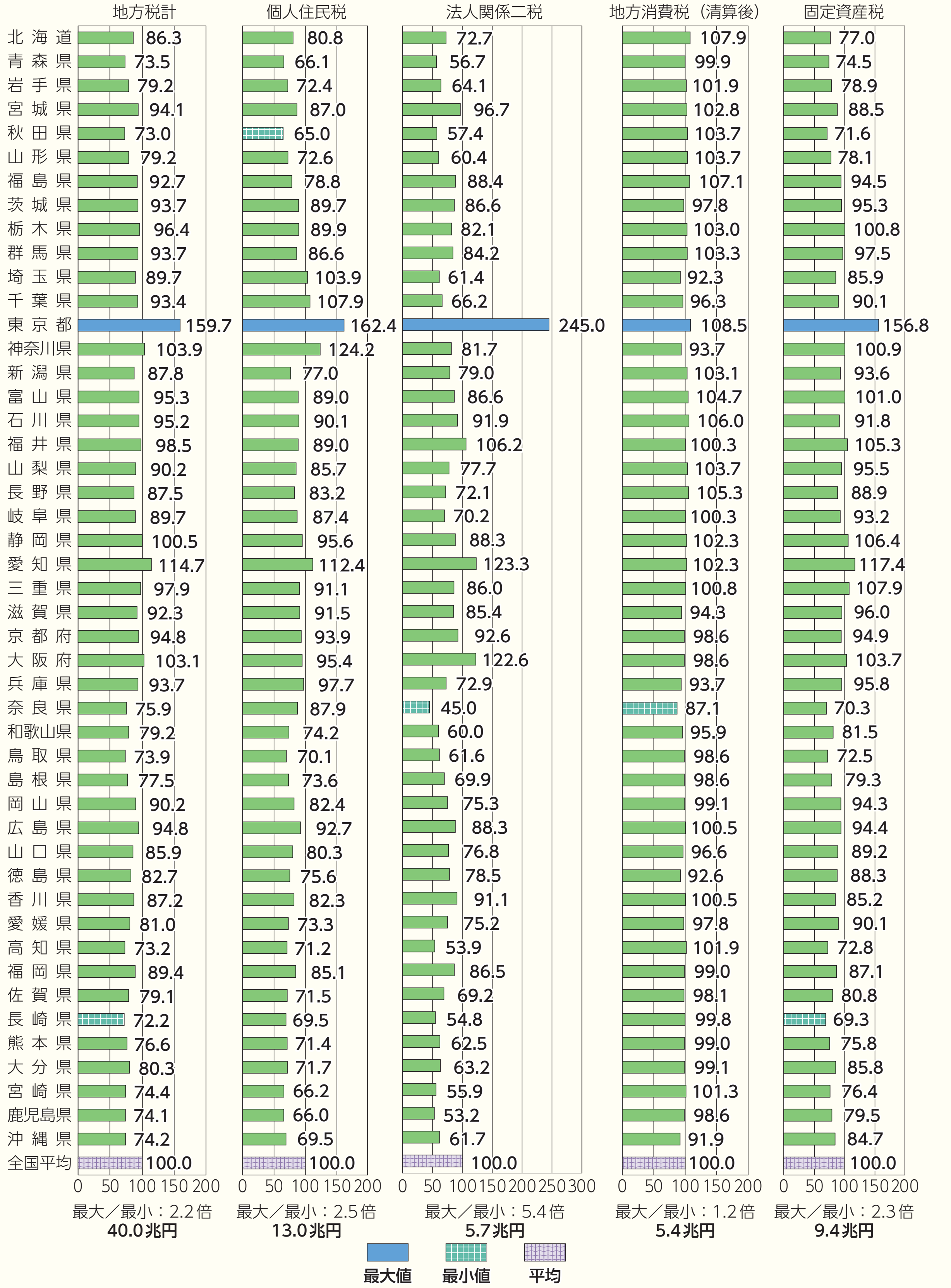

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
※地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。
（注）１　地方税収計の税収額は、特別法人事業譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
２　個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
３　法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税（特別法人事業譲与税を含まない。）の合計額であり、超過課税分等を除く。
４　固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
５　人口は、令和３年１月１日現在の住民基本台帳人口による。

（ア）道府県税の収入状況

都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた道府県税の収入額は18兆3,687億円で、法人関係二税（道府県民税の法人分及び法人事業税）が減少したものの、地方消費税の増加等により、前年度と比べると、0.1％増となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第25図のとおりであり、道府県民税が最も大きな割合を占め、以下、地方消費税、事業税の順となっている。

また、法人関係二税は４兆6,303億円で、道府県税総額に占める割合は25.2％となっている。

第25図　道府県税収入額の状況

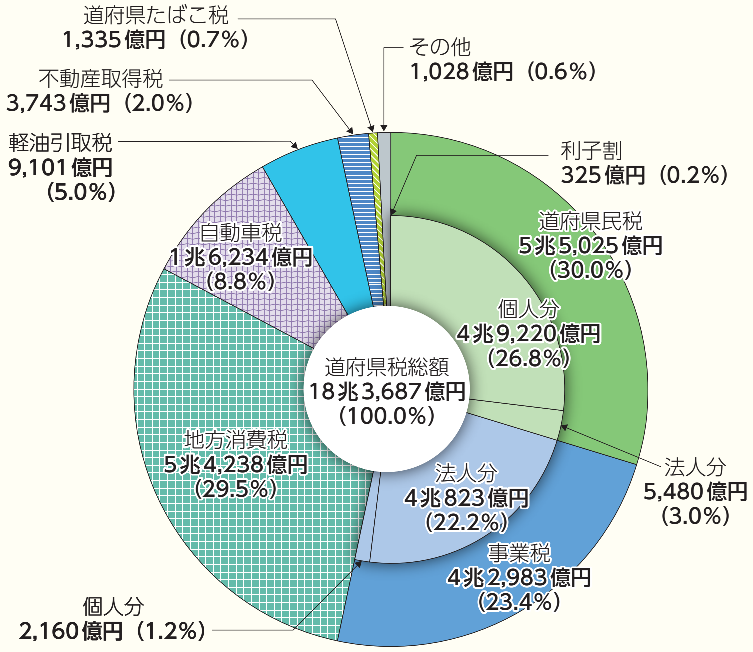

道府県税収入額の推移は、第26図のとおりである。事業税は、平成24年度以降増加傾向にあったが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等により減少に転じている。地方消費税は、地方消費税率の引上げにより、平成26年度、27年度及び令和２年度に増加している。

第26図　道府県税収入額の推移

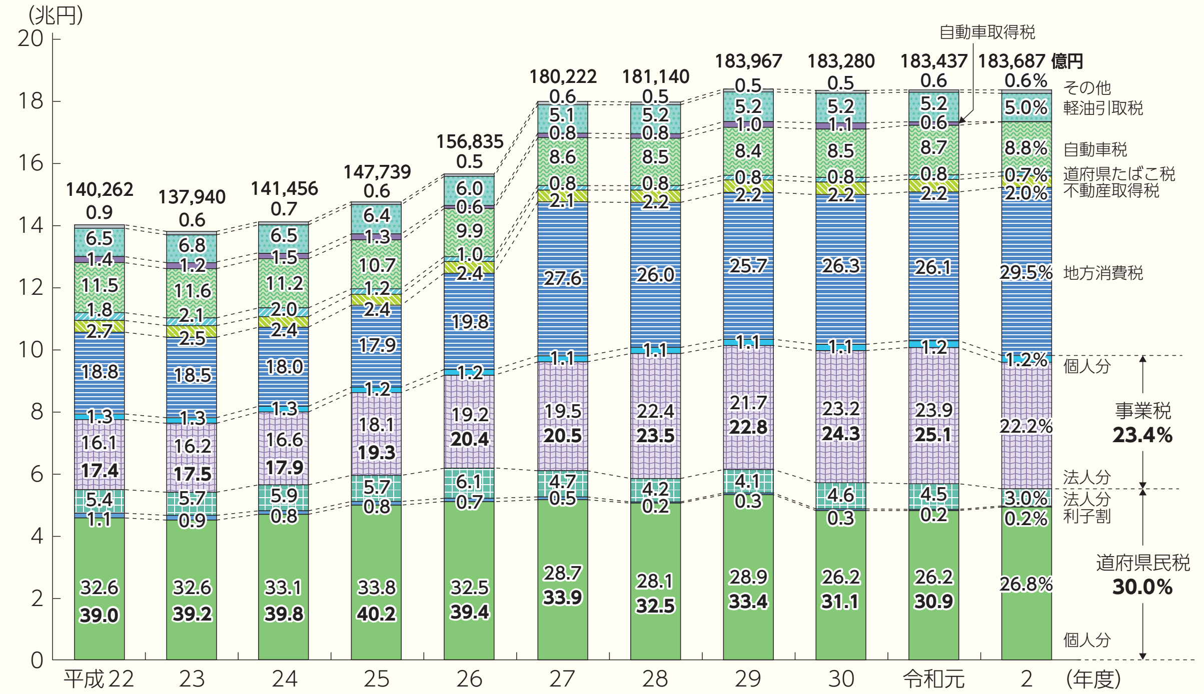

（注）太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

（イ）市町村税の収入状況

市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた市町村税の収入額は22兆4,570億円で、固定資産税が増加したものの、市町村民税（法人分）の減少等により、前年度と比べると、1.8%減となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、**第27図**のとおりであり、市町村民税が最も大きな割合を占め、次いで固定資産税となっている。

第27図　市町村税収入額の状況

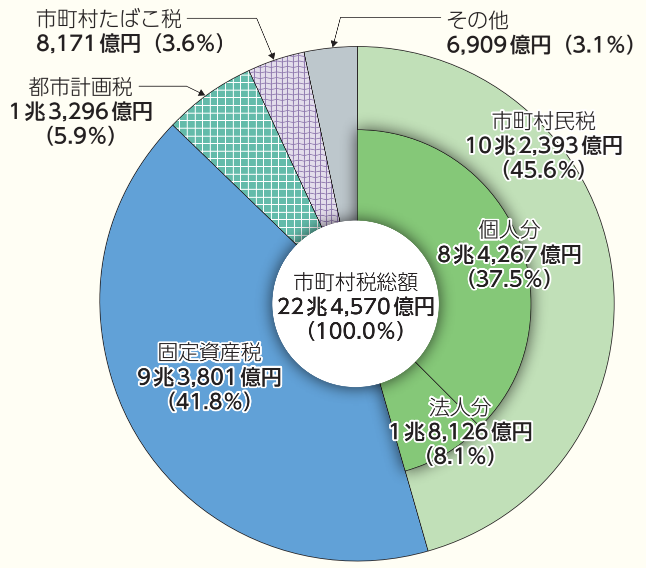

市町村税収入額の推移は、第28図のとおりである。市町村民税は、近年、増加傾向にあったが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等による法人分の減少により減少に転じている。

第28図　市町村税収入額の推移

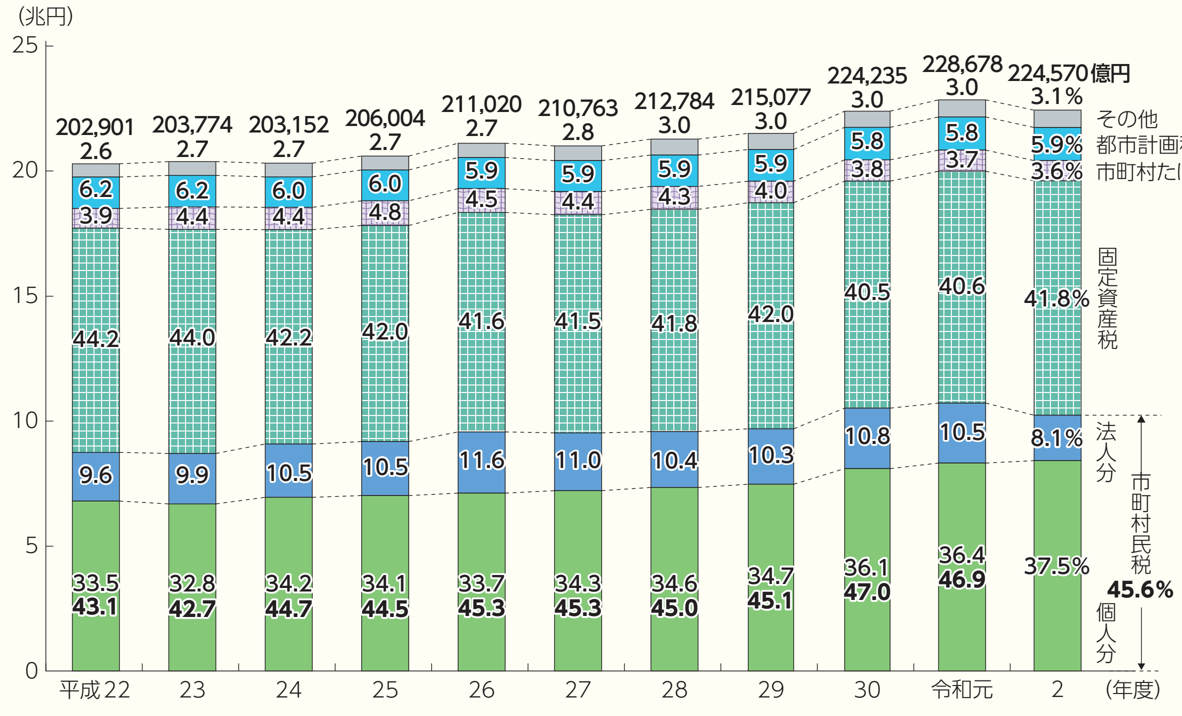

（注）太字の数値は、市町村民税の構成比である。

（ウ）法定外普通税

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は477億円で、前年度と比べると2.0％減となっている。

（エ）法定外目的税

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は120億円で、前年度と比べると34.4％減となっている。

（オ）超過課税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は5,945億円で、前年度と比べると、15.7％減となっている。

イ　地方譲与税

地方譲与税の決算額は２兆2,323億円で、前年度と比べると、法人関係の地方譲与税の減少等により、14.6％減となっている。

地方譲与税の主な内訳をみると、特別法人事業譲与税が１兆6,606億円（対前年度比皆増）、自

動車重量譲与税が2,861億円（同0.3%減）、地方揮発油譲与税が2,258億円（同1.9%減）となっている。

ウ 地方特例交付金

地方特例交付金の決算額は2,256億円で、前年度と比べると、51.8%減となっている。なお、前年度の決算額から前年度限りの措置で廃止となった子ども・子育て支援臨時交付金の額を除いた額と比べると、13.3%増となっている。

地方特例交付金の内訳をみると、個人住民税減収補塡特例交付金が1,751億円（対前年度比0.8%増）、自動車税減収補塡特例交付金が436億円（同92.1%増）、軽自動車税減収補塡特例交付金が69億円（同159.1%増）となっている。

エ 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は16兆9,890億円で、前年度と比べると、1.5%増となっている。また、歳入総額に占める割合は13.1%となっている。

地方交付税の決算額を団体区分別にみると、都道府県においては8兆8,781億円で、前年度と比べると、2.9%増、市町村においては8兆1,109億円で、前年度と比べると、0.0%増となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては52.3%（前年度51.6%）、市町村においては47.7%（同48.4%）となっている。

令和2年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べると、4,073億円増（2.5%増）の16兆5,882億円とされた。その算定基礎は、第18表のとおりである。

第18表　令和２年度地方交付税総額算定基礎　（単位　億円）

区分		令和２年度当初予算額	備考
一般会計	国税４税の法定率分	153,253	所得税×33.1％、法人税×33.1％、酒税×50％、消費税×19.5％
	平成20、21、28年度補正予算精算分	△2,355	
	既往法定加算等	5,187	配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補塡：154億円、公共事業等臨時特例債の利子負担額等：2,533億円、一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分：2,500億円
	計	156,085	
特別会計	地方法人税の法定率分	14,564	
	返還金	4	
	特別会計借入金償還額	△5,000	
	特別会計借入金利子	△　771	
	剰余金の活用	1,000	
	計	9,797	
地方交付税総額		165,882	

また、国の令和２年度補正予算（第３号）により、令和２年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分２兆6,339億円の減については、全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和２年度当初の地方交付税の総額を確保した。さらに、令和２年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、当該償還予定額から国の一般会計からの加算により償還財源を確保した分を控除した額（2,500億円）の償還を繰り延べるとともに、当該額を令和３年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとした。

なお、基準財政需要額は47兆5,814億円（財源不足団体分42兆6,011億円、財源超過団体分４兆9,803億円）、基準財政収入額（＊）は33兆3,223億円（財源不足団体分26兆9,867億円、財源超過団体分６兆3,356億円）で、財源不足額は15兆6,143億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の１団体である。市町村では前年度より10団体減少し、75団体となっている。また、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の令和２年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては全1,718団体に、それぞれ交付されている。

さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が、東日本大震災の被災地方公共団体等に4,007億円交付されている。

これらの結果、令和２年度の地方交付税の総額は16兆9,890億円となり、その内訳は普通交付税15兆5,926億円、特別交付税9,957億円、震災復興特別交付税4,007億円となっている。

オ　国庫支出金

国庫支出金の状況は、**第19表**のとおりである。国庫支出金の決算額は37兆4,557億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助事業の増加等により、前年度と比べると136.5％増となっている。

国庫支出金の内訳をみると、特別定額給付金給付事業費補助金等が最も大きな割合を占めてお

り、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、その他新型コロナウイルス感染症対策関係国庫支出金も含め、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金の合計は20兆8,573億円となり、国庫支出金総額の55.7%を占めている。

また、その他の国庫支出金を前年度と比べると、普通建設事業費支出金、社会資本整備総合交付金、児童保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金等が増加しており、生活保護費負担金、義務教育費負担金、児童手当等交付金等が減少している。

第19表　国庫支出金の状況　(単位　億円・%)

区分	令和２年度						令和元年度		比較	
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率
義務教育費負担金	12,369	10.0	2,750	1.1	15,119	4.0	15,300	9.7	△181	△1.2
生活保護費負担金	1,333	1.1	25,815	10.3	27,148	7.2	27,379	17.3	△230	△0.8
児童保護費等負担金	1,166	0.9	14,719	5.9	15,885	4.2	13,498	8.5	2,387	17.7
障害者自立支援給付費等負担金	796	0.6	13,696	5.5	14,492	3.9	13,831	8.7	661	4.8
児童手当等交付金	−	−	12,889	5.1	12,889	3.4	13,141	8.3	△252	△1.9
普通建設事業費支出金	14,139	11.4	7,885	3.1	22,024	5.9	19,271	12.2	2,753	14.3
社会資本整備総合交付金	11,150	9.0	7,167	2.9	18,317	4.9	17,735	11.2	583	3.3
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,359	14.8	14,216	5.7	32,575	8.7	−	−	32,575	皆増
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	30,211	24.4	−	−	30,211	8.1	−	−	30,211	皆増
特別定額給付金給付事業費補助金等	−	−	127,560	50.9	127,560	34.1	−	−	127,560	皆増
その他新型コロナウイルス感染症対策関係国庫支出金	12,538	10.1	5,690	2.3	18,227	4.9	−	−	18,227	皆増
その他	21,740	17.7	18,369	7.2	40,109	10.7	38,190	24.1	1,920	5.0
合計	123,801	100.0	250,756	100.0	374,557	100.0	158,344	100.0	216,213	136.5

(注) 交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

カ　都道府県支出金

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金の決算額は４兆5,698億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る支出金の増加等により、前年度と比べると9.7%増となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが65.6%、都道府県費のみのものが34.4%となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が4.6%増、児童保護費等負担金が17.9%増、児童手当等交付金が2.1%減、普通建設事業費支出金が3.7%減、新型コロナウイルス対策に係るものは皆増等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が7.8%減、災害復旧事業費支出金が42.5%減、新型コロナウイルス対策に係るものは皆増等となっている。

キ　地方債

地方債の発行状況は、第20表のとおりである。地方債の決算額は12兆2,607億円で、臨時財政対策債が減少したものの、減収補塡債や防災・減災、国土強靱化対策に係る地方債の増加等によ

り、前年度と比べると、12.8％増となっている。

地方債の決算額を団体区分別にみると、都道府県においては６兆7,063億円で、前年度と比べると19.7％増、市町村においては５兆5,773億円で、前年度と比べると5.3％増となっており、法人関係二税の減収の影響が大きく、減収補塡債の発行額が多い都道府県の増加率が高くなっている。

また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は9.4％で、前年度と比べると1.1ポイント低下している。

第20表　地方債の発行状況　（単位　億円・％）

区分	令和２年度						令和元年度		比較	
	都道府県		市町村		純計額		純計額			
	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比	増減額	増減率
公共事業等債	10,962	16.3	3,560	6.4	14,523	11.8	14,311	13.2	212	1.5
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	4,897	7.3	1,119	2.0	6,016	4.9	2,742	2.5	3,274	119.4
公営住宅建設事業債	715	1.1	977	1.8	1,692	1.4	1,729	1.6	△ 37	△ 2.2
災害復旧事業債	1,728	2.6	1,437	2.6	3,165	2.6	2,949	2.7	216	7.3
教育・福祉施設等整備事業債	1,189	1.8	6,995	12.5	8,184	6.7	8,687	8.0	△ 503	△ 5.8
一般単独事業債	14,435	21.5	16,503	29.6	30,938	25.2	27,963	25.7	2,975	10.6
うち地方道路等整備事業債	2,992	4.5	1,552	2.8	4,544	3.7	4,363	4.0	182	4.2
うち旧合併特例事業債	387	0.6	4,499	8.1	4,886	4.0	6,361	5.9	△ 1,475	△23.2
うち緊急防災・減災事業債	1,057	1.6	3,450	6.2	4,506	3.7	3,288	3.0	1,218	37.0
うち公共施設等適正管理推進事業債	1,559	2.3	2,780	5.0	4,339	3.5	3,220	3.0	1,119	34.7
うち緊急自然災害防止対策事業債	1,511	2.3	687	1.2	2,198	1.8	1,053	1.0	1,145	108.7
うち緊急浚渫推進事業債	385	0.6	49	0.1	434	0.4	－	－	434	皆増
辺地対策事業債	－	－	416	0.7	416	0.3	403	0.4	12	3.1
過疎対策事業債	－	－	3,853	6.9	3,853	3.1	4,106	3.8	△ 253	△ 6.2
行政改革推進債	1,358	2.0	288	0.5	1,647	1.3	2,364	2.2	△ 717	△30.3
退職手当債	216	0.3	2	0.0	218	0.2	549	0.5	△ 331	△60.3
財源対策債	4,593	6.8	2,203	3.9	6,796	5.5	6,272	5.8	524	8.3
減収補塡債	1,879	2.8	1,243	2.2	3,122	2.5	377	0.3	2,745	728.1
臨時財政対策債	17,210	25.7	13,905	24.9	31,116	25.4	32,311	29.7	△ 1,195	△ 3.7
減収補塡債特例分（平成19～30年度、令和元・2年度）	6,304	9.4	630	1.1	6,933	5.7	1,661	1.5	5,272	317.3
猶予特例債	504	0.8	374	0.7	878	0.7	－	－	878	皆増
特別減収対策債	74	0.1	117	0.2	191	0.2	－	－	191	皆増
その他	998	1.5	2,151	4.0	2,920	2.5	2,281	2.1	639	28.0
合計	67,063	100.0	55,773	100.0	122,607	100.0	108,705	100.0	13,902	12.8

ク　その他の収入

その他の収入の状況は、第21表のとおりである。決算額は20兆583億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金元利収入の増加等により、前年度と比べると29.3％増となっている。

基金、公営事業会計等からの繰入金の決算額は３兆8,530億円で、前年度と比べると2.6％増となっている。そのうち、積立金の取崩し等による基金からの繰入金は３兆7,396億円となっており、繰入金総額の97.1％を占めている。

貸付金元利収入の決算額は７兆8,744億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資

の増加等により、前年度と比べると115.3%増となっている。

第21表　その他の収入の状況

（単位　億円・％）

区分	令和２年度						令和元年度		比較	
	都道府県		市町村		純計額		純計額			
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
使用料	6,252	5.4	8,001	8.4	14,253	7.1	15,775	10.2	△ 1,523	△ 9.7
うち授業料	2,310	2.0	194	0.2	2,504	1.2	2,668	1.7	△ 163	△ 6.1
うち公営住宅使用料	2,247	2.0	3,139	3.3	5,387	2.7	5,438	3.5	△ 51	△ 0.9
手数料	1,874	1.6	3,720	3.9	5,594	2.8	5,916	3.8	△ 321	△ 5.4
繰入金	15,878	13.8	22,652	23.8	38,530	19.2	37,548	24.2	982	2.6
うち他会計からの繰入金	292	0.3	788	0.8	1,080	0.5	1,078	0.7	2	0.2
うち基金からの繰入金	15,586	13.5	21,811	23.0	37,396	18.6	36,412	23.5	985	2.7
諸収入	70,918	61.6	27,260	28.7	92,180	46.0	47,749	30.8	44,431	93.1
うち預金利子	2	0.0	4	0.0	5	0.0	9	0.0	△ 3	△ 39.4
うち貸付金元利収入	62,515	54.3	16,597	17.5	78,744	39.3	36,577	23.6	42,167	115.3
繰越金	15,348	13.3	17,682	18.6	33,031	16.5	31,061	20.0	1,969	6.3
分担金・負担金	2,775	2.4	4,784	5.0	3,946	2.0	5,160	3.3	△ 1,214	△ 23.5
財産収入	1,769	1.5	3,766	4.0	5,536	2.8	6,341	4.1	△ 806	△ 12.7
寄附金	384	0.3	7,131	7.5	7,514	3.7	5,531	3.6	1,983	35.9
合計	115,199	100.0	94,998	100.0	200,583	100.0	155,081	100.0	45,501	29.3

4　地方経費の内容

歳出決算額について、支出の対象となる主な行政の目的に従って、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1)　生活・福祉の充実

ア　社会福祉行政

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は28兆6,942億円で、生活福祉資金の貸付事業、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加や幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、前年度と比べると8.1％増となっている。

また、決算額を団体区分別にみると、市町村は都道府県の約2.31倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第29図のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合を占め、以下、社会福祉費＊2、老人福祉費、生活保護費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が6.5％増、社会福祉費が17.0％増、老人福祉費が8.7％増、生活保護費が1.8％減となっている。

第29図　民生費の目的別内訳

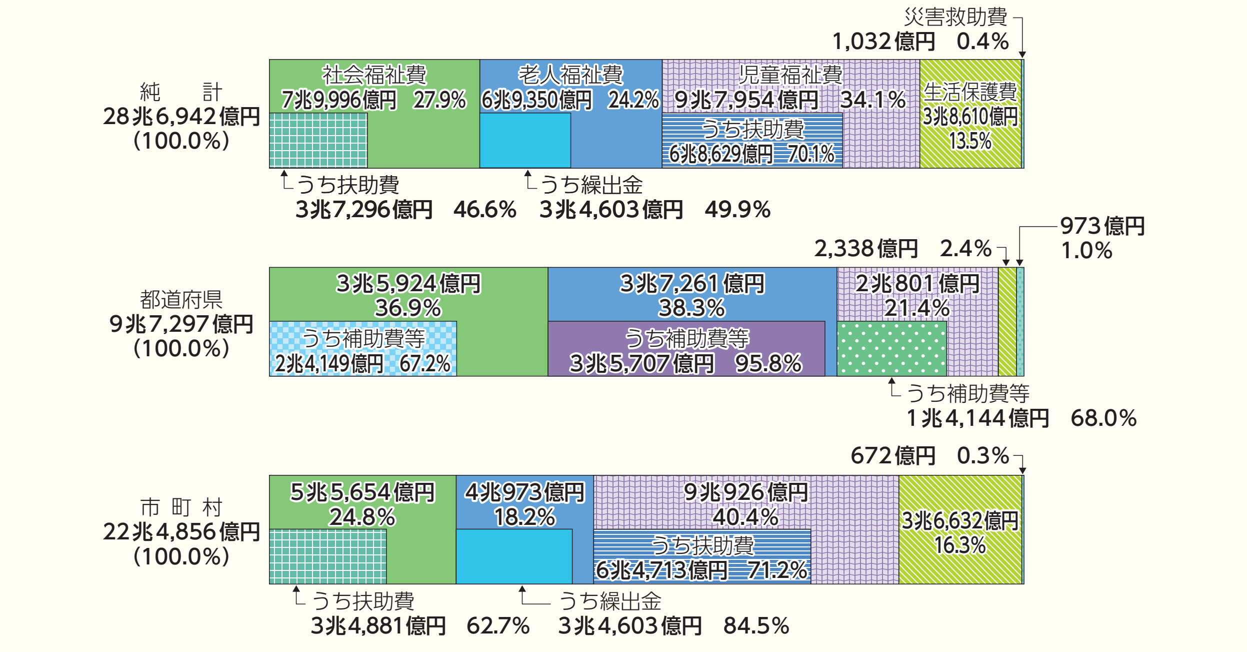

＊2　障害児等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費

これを団体区分別にみると、都道府県については、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計への負担金を拠出していることから、老人福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、児童福祉費の順となっている。市町村については、上述のとおり、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務を主として行っていることから、児童福祉費の構成比が最も大きく、以下、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費の順となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、**第30図**のとおりである。

10年前（平成22年度）と比べると、児童福祉費は1.4倍、社会福祉費は1.6倍、老人福祉費は1.3倍、生活保護費は1.1倍となっており、民生費総額は1.3倍となっている。

これを団体区分別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.4倍、社会福祉費が1.8倍、児童福祉費が1.5倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への負担金の増加及び幼児教育・保育の無償化に伴う市町村への負担金等の増加を背景に、老人福祉費、社会福祉費及び児童福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.4倍、社会福祉費が1.4倍、老人福祉費が1.3倍、生活保護費が1.1倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、幼児教育・保育の無償化、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、また後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景に、老人福祉費に係る繰出金が、それぞれ増加していること等によるものである。

第30図　民生費の目的別歳出の推移（その１　純計）

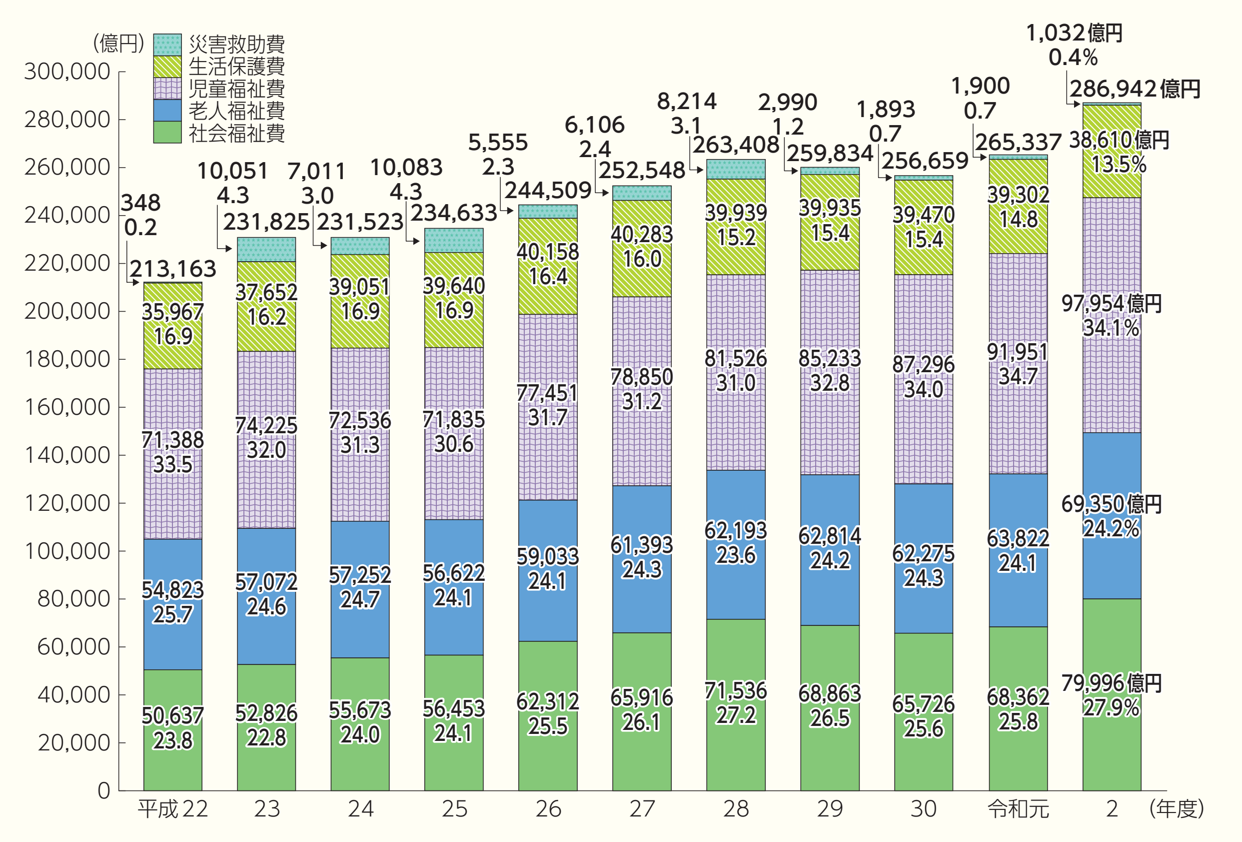

第30図　民生費の目的別歳出の推移（その２　都道府県）

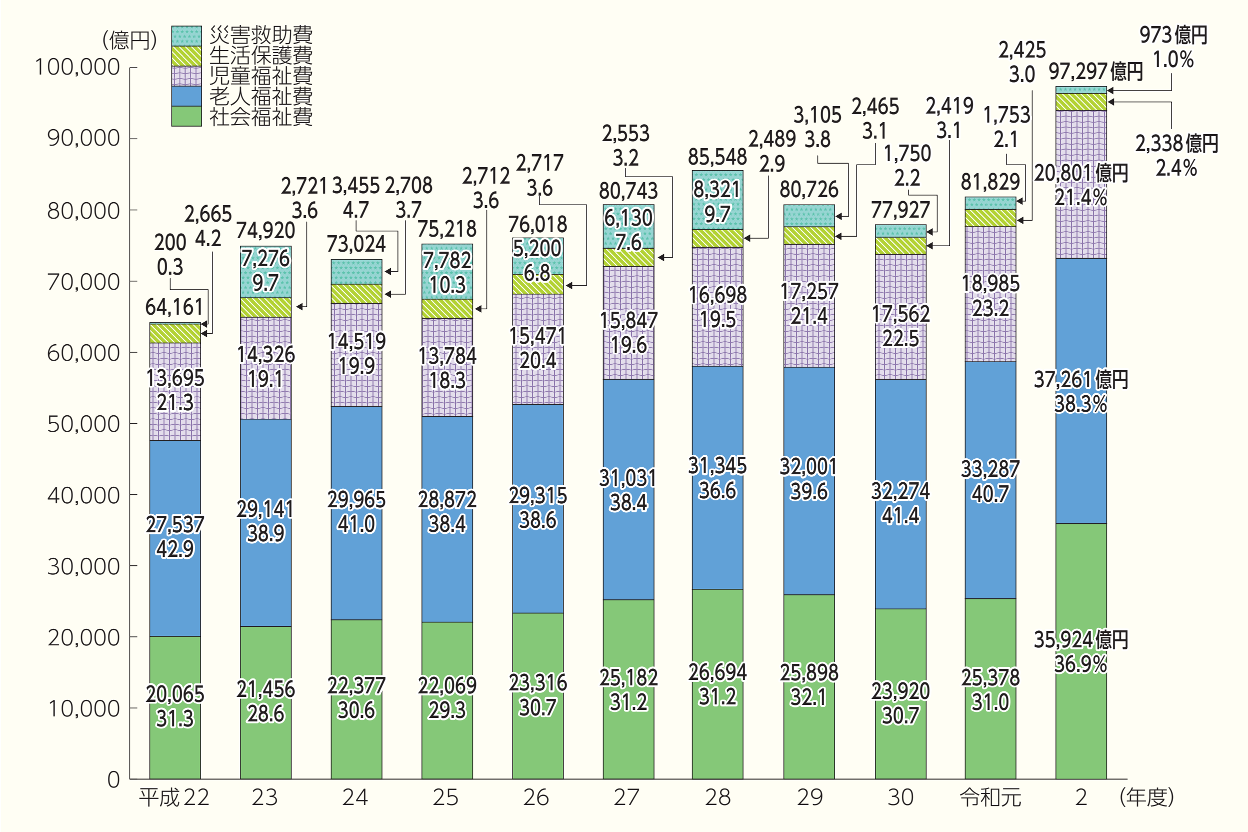

第30図　民生費の目的別歳出の推移（その３　市町村）

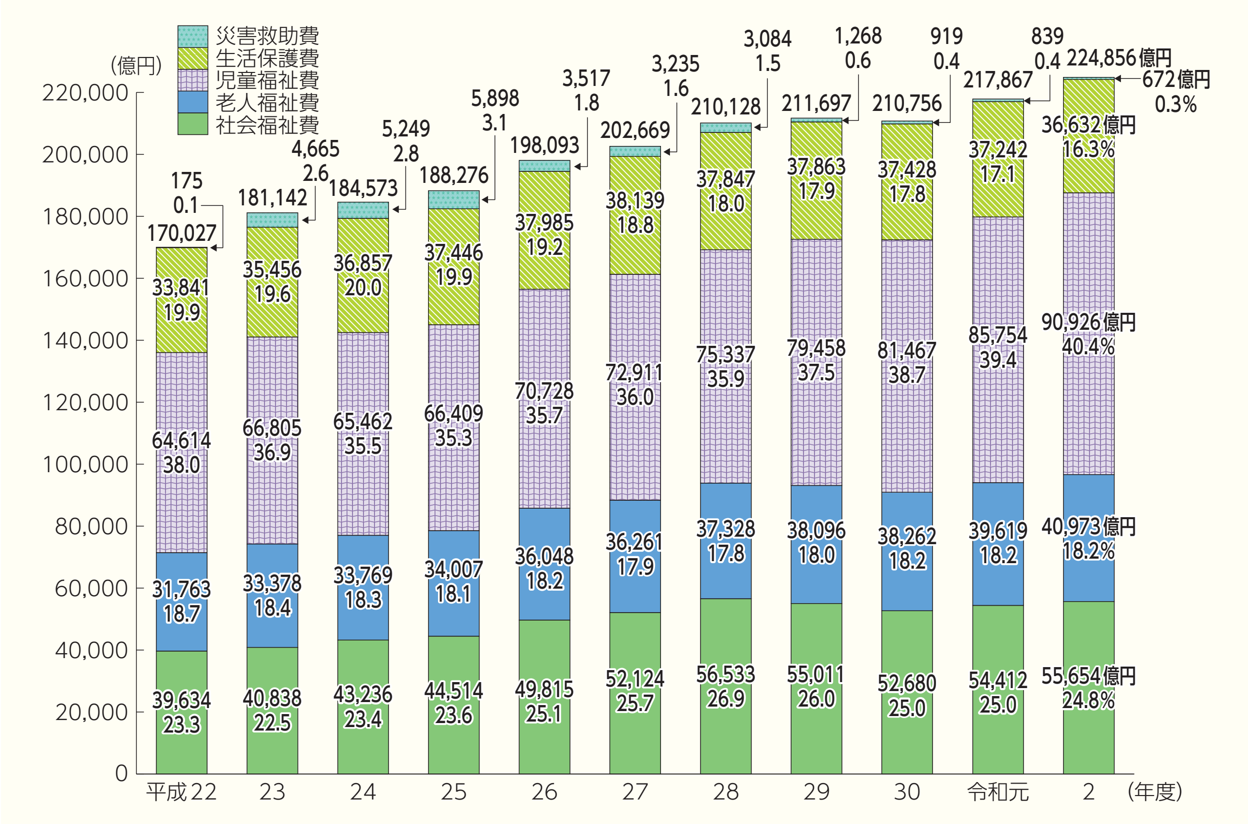

4
地方経費の内容

民生費の性質別の内訳をみると、第31図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護等に要する経費である扶助費が最も大きな割合を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金、補助費等の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加や幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、扶助費が2.6％増、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等により、繰出金が0.6％増、生活福祉資金の貸付事業の増加等により、補助費等が50.5％増となっている。

第31図　民生費の性質別内訳

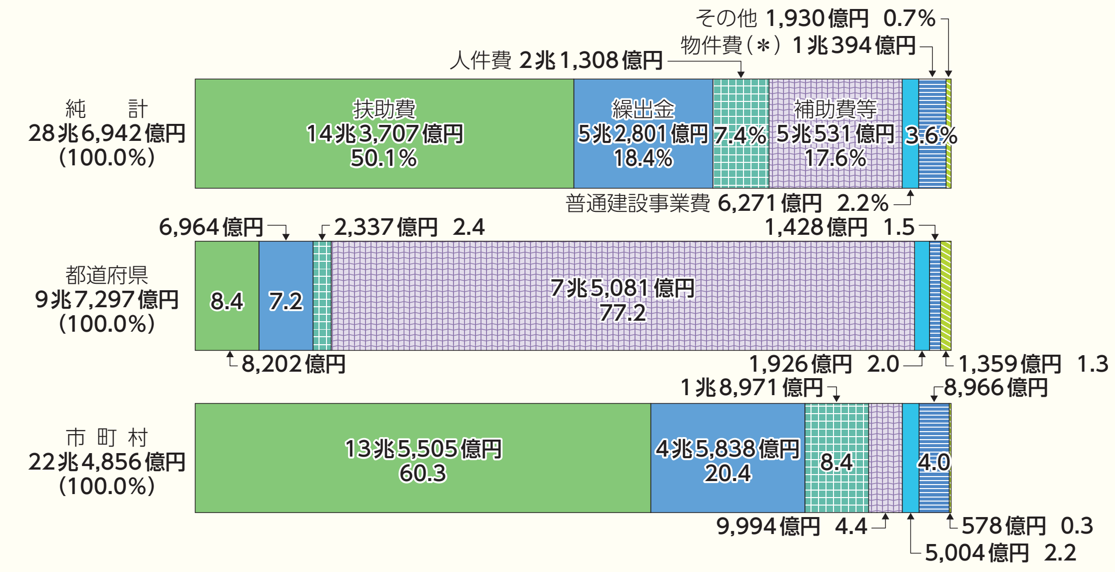

近年の民生費の財源構成比の推移は、第32図のとおりである。

昭和50年代においては一般財源等（＊）と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独事業（＊）の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度には一般財源等の割合が70.5％まで増加していた。平成20年度から23年度までは国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応、28年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金の創設、令和元年度は幼児教育・保育の無償化等、令和2年度はひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等により国庫支出金の割合が増加した。

第32図　民生費の財源構成比の推移

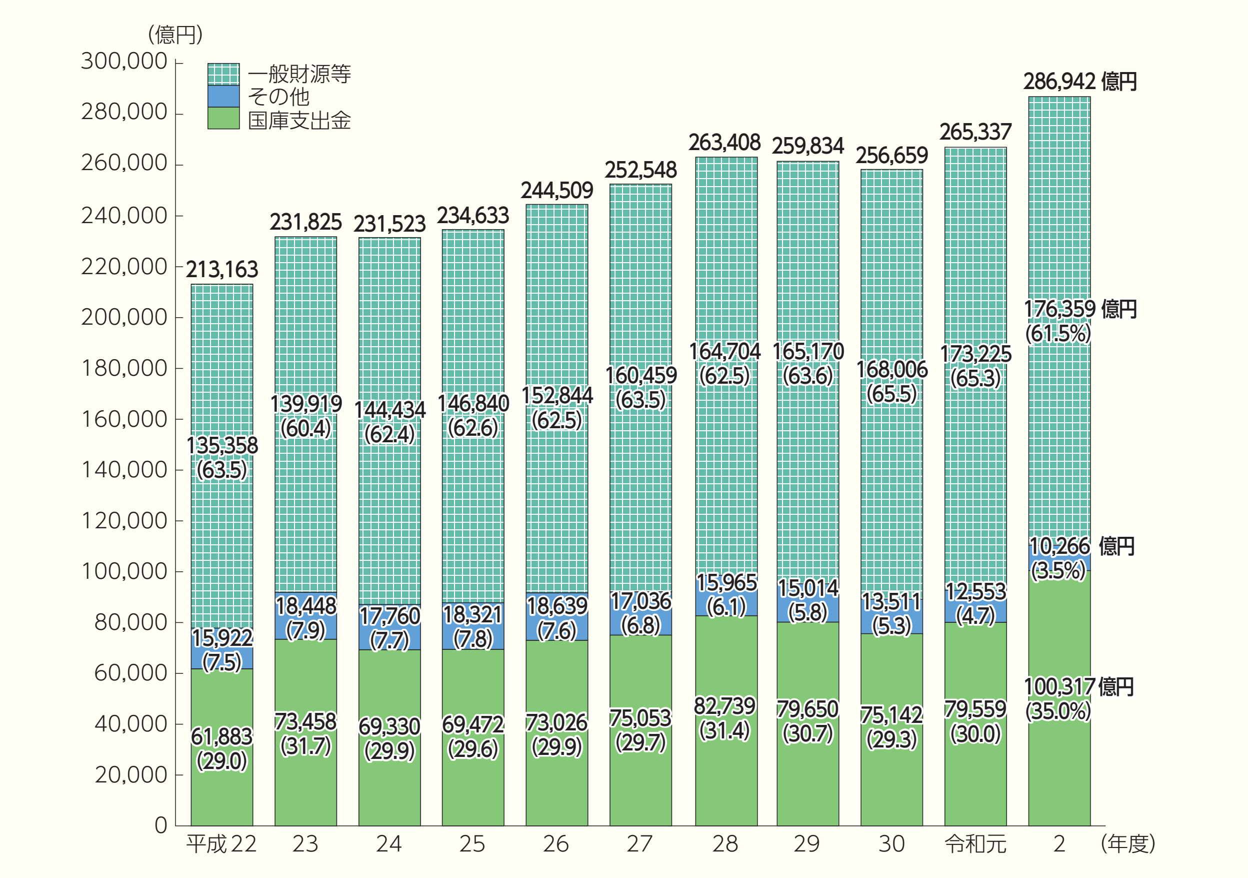

なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本項目（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は19兆8,009億円となっており、うち社会保障４経費＊3に則った範囲の社会保障給付に充てられる経費は15兆5,607億円となっている。

一方、平成26年４月１日及び令和元年10月１日に引き上げられた税率に係る令和２年度の地方消費税収入の額は２兆8,627億円、令和２年度の消費税の地方交付税法定率分は４兆894億円で、その合計は６兆9,521億円となっている。

イ　労働行政

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は3,264億円で、事業者に対する雇用維持支援等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると33.6％増となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第33図のとおりであり、物件費が最も大きな割合を占め、以下、人件費、補助費等、貸付金の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が6.8％増、人件費が3.7％増、補助費等が62.7％増、貸付金が11.0％増となっている。

＊3　「消費税法」（昭和63年法律第108号）第１条第２項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

第33図　労働費の性質別内訳

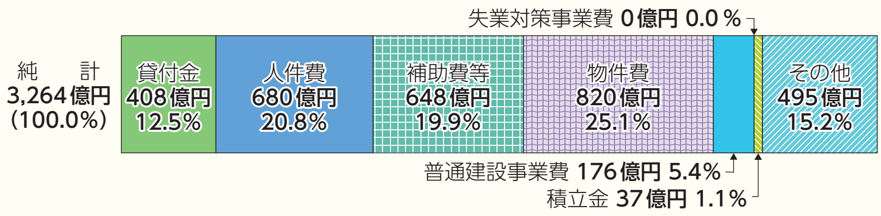

(2)　教育と文化

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は18兆961億円で、GIGAスクール構想の推進に伴う事業の増加等により、前年度と比べると3.3%増となっている。

教育費の目的別の内訳をみると、第34図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、教育総務費*4、中学校費、高等学校費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が4.6%増、教育総務費が9.8%増、中学校費が2.4%増、高等学校費が0.7%増となっている。

第34図　教育費の目的別内訳

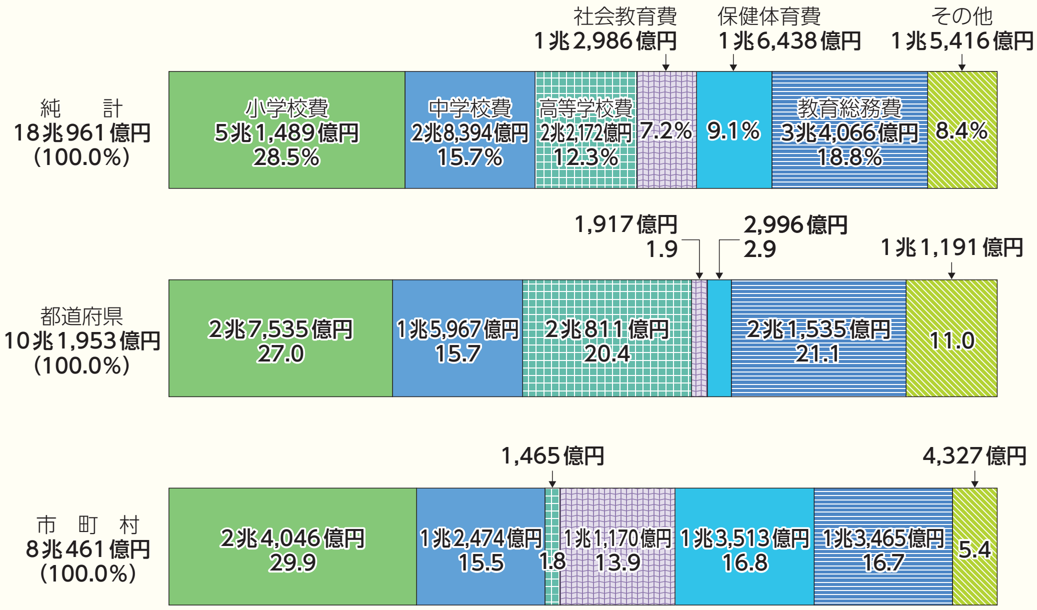

目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校の人件費を負担しているほか、私立学校の振興や高等学校の管理・運営を主に行っていることから、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、教育総務費、高等学校費、中学校費の順となっており、市町村においては、義務教育諸学校の管理・運営や給食等に要する経費を主に負担し

＊4　教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費

ていることから、小学校費が最も大きな割合を占め、以下、保健体育費*5、教育総務費、中学校費、社会教育費の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、人件費が最も大きな割合を占め、以下、物件費、普通建設事業費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.8％増、物件費が13.3％増、普通建設事業費が5.7％減となっている。

性質別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分を占めている。市町村においても、人件費が最も大きな割合を占め、以下、物件費、普通建設事業費の順となっている。

第35図　教育費の性質別内訳

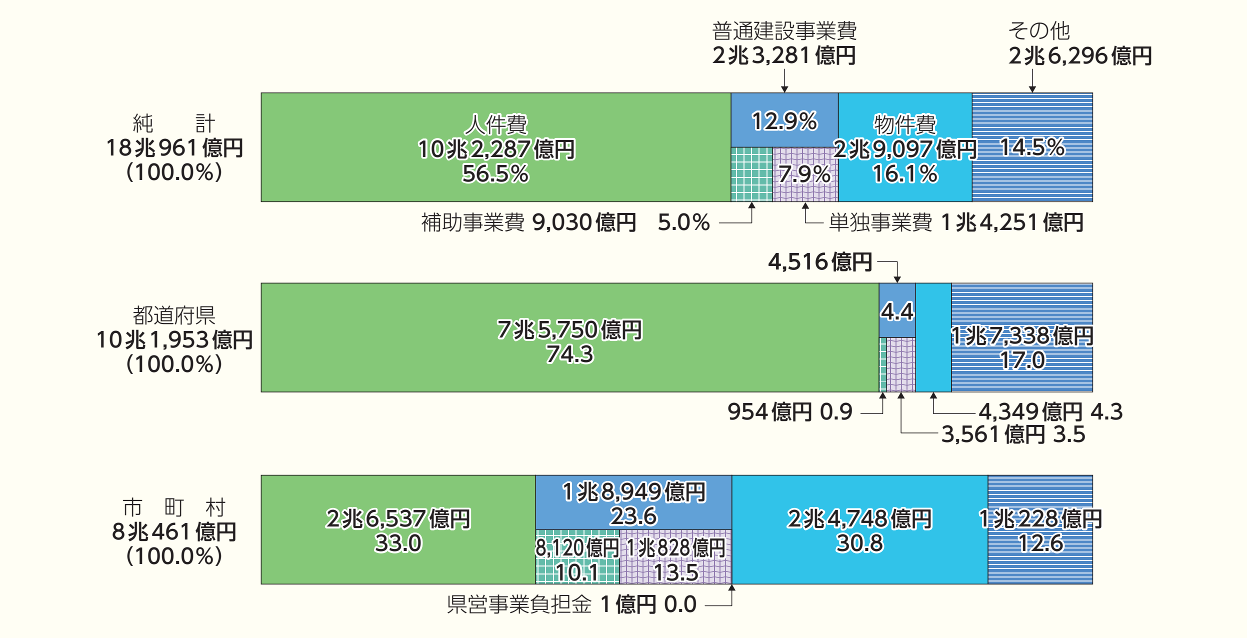

(3)　土木建設

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、公園、住宅等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆6,902億円で、防災・減災、国土強靱化対策に係る道路橋りょう費、河川海岸費の増加等により、前年度と比べると4.6％増となっている。

土木費の目的別の内訳をみると、第36図のとおりであり、道路橋りょう費が最も大きな割合を占め、以下、都市計画費*6、河川海岸費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、道路橋りょう費が9.5％増、都市計画費が0.7％減、河川海岸費が15.3％増となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、第37図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合を

*5　体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費
*6　街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費

占め、次いで補助費等となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が6.3％増、補助費等が25.3％増となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が37.5％、単独事業費が20.0％となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が9.0％増、単独事業費が0.3％減となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策事業として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,159億円で、前年度と比べると2.1％増となっている。

道路交通安全対策事業の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（72.0％）を占め、以下、交通安全運動等に要する経費（15.1％）、施設補修費（12.8％）の順となっている。

第36図 土木費の目的別内訳

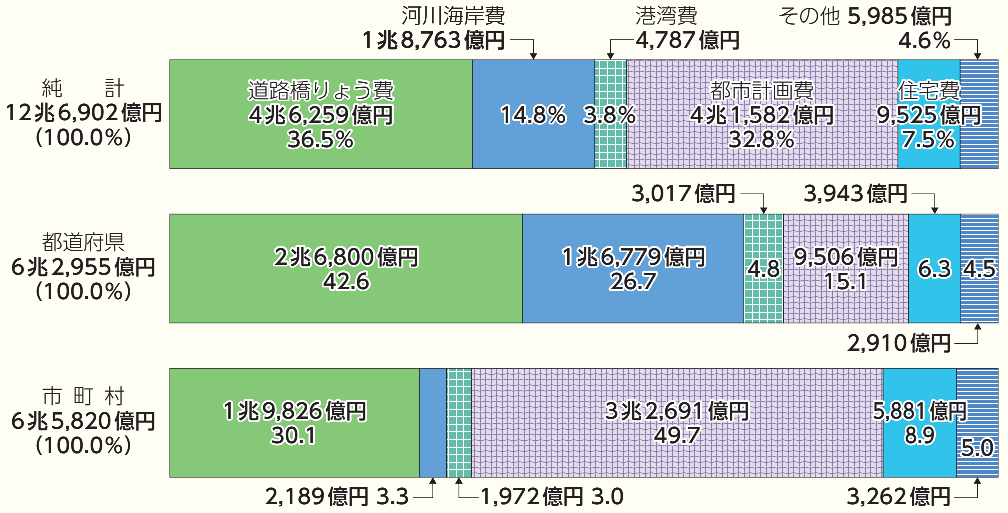

第37図 土木費の性質別内訳

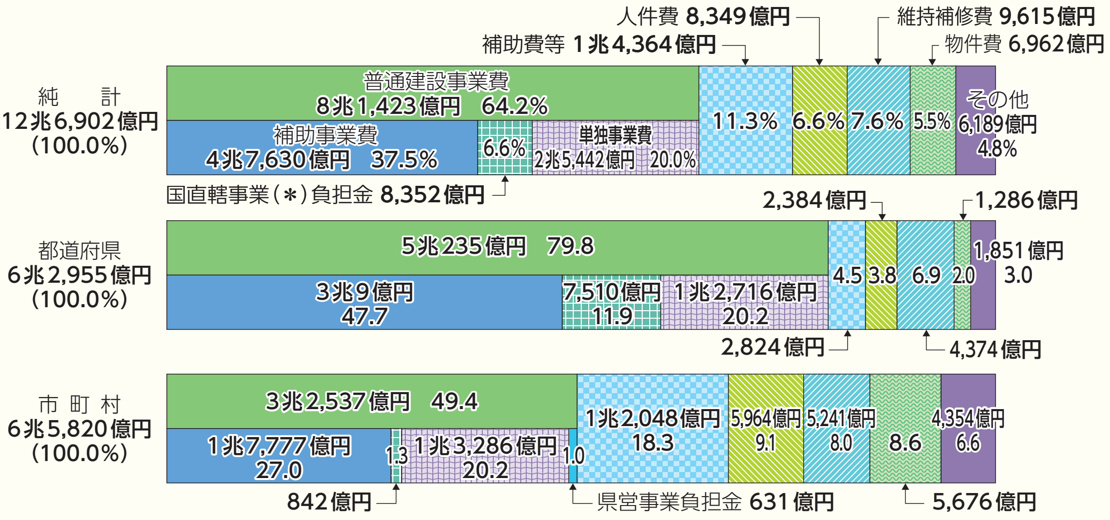

(4)　産業の振興

ア　農林水産行政

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の従来の施策に加え、６次産業化等の推進、人口減少社会における農村漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は３兆4,106億円で、農地費*7の増加等により、前年度と比べると2.8%増となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第38図のとおりであり、農地費が最も大きな割合を占め、以下、農業費、林業費、水産業費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が2.6%増、農業費が2.9%増、林業費が3.0%増、水産業費が3.9%増となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第39図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合を占め、以下、人件費、補助費等の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が2.5%増、人件費が1.9%増、補助費等が16.7%増となっている。

第38図　農林水産業費の目的別内訳

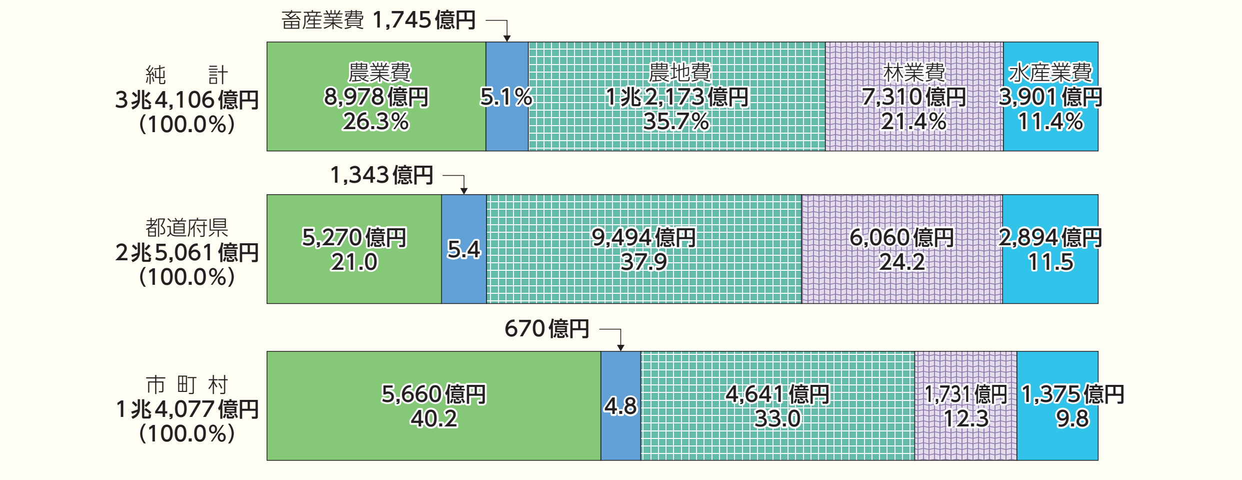

第39図　農林水産業費の性質別内訳

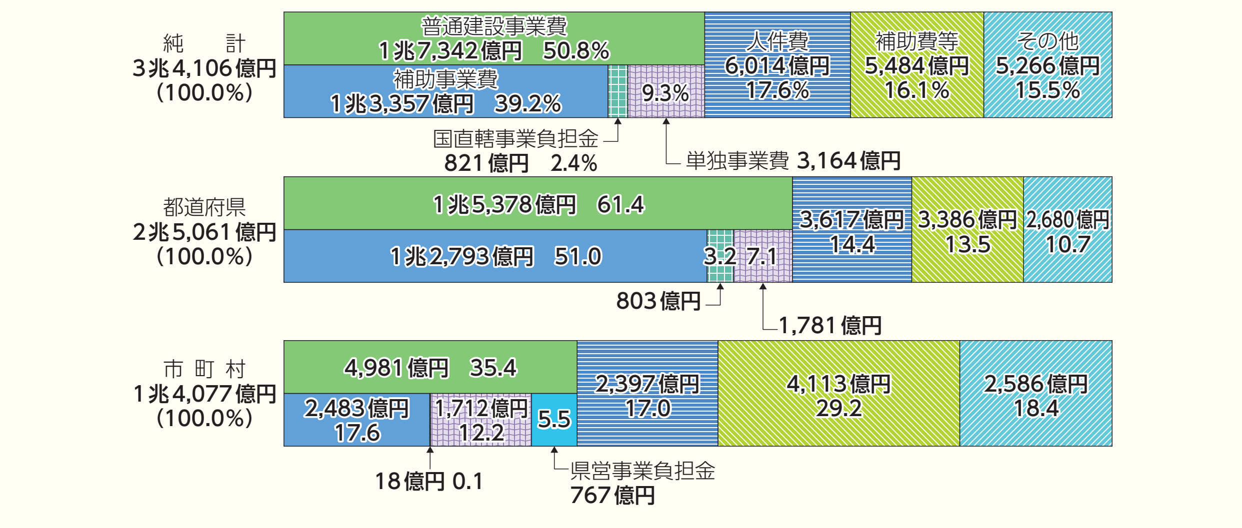

＊7　農業基盤整備等に要する経費

イ 商工行政

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は11兆5,336億円で、制度融資や営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の支給等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると141.2%増となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合を占め、次いで補助費等となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等により、貸付金が149.0%増、営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の支給等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、補助費等が316.1%増となっている。

第40図　商工費の性質別内訳

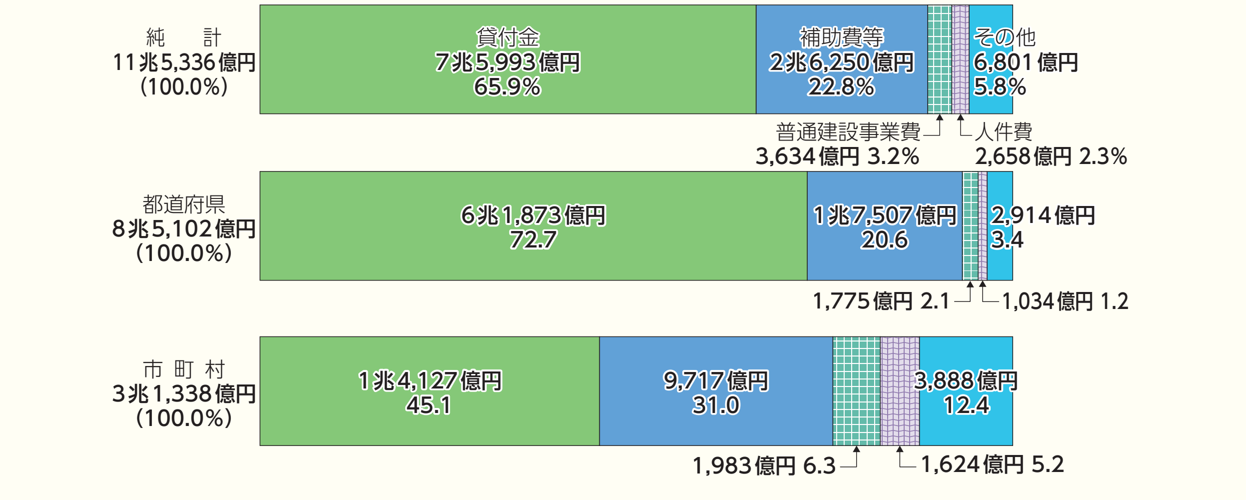

(5) 保健衛生

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は9兆1,202億円で、医療提供体制の確保等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると43.5%増となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第41図のとおりであり、公衆衛生費*8が最も大きな割合を占め、次いで清掃費*9となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が67.9%増、清掃費が3.0%増となっている。

目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、公衆衛生費が大部分（92.1%）

＊8　保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費
＊9　一般廃棄物等の収集処理等に要する経費

を占め、市町村においては、一般廃棄物の収集・処理等を行っていることから、公衆衛生費が50.4％、清掃費が46.9％となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、補助費等が最も大きな割合を占め、以下、物件費、人件費、普通建設事業費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保支援事業や医療従事者への慰労金交付事業の増加等により補助費等が196.1％増、宿泊療養施設の運営費の負担等により物件費が13.5％増、医療機関の設備整備等により普通建設事業費が13.1％増となっている。

第41図　衛生費の目的別内訳

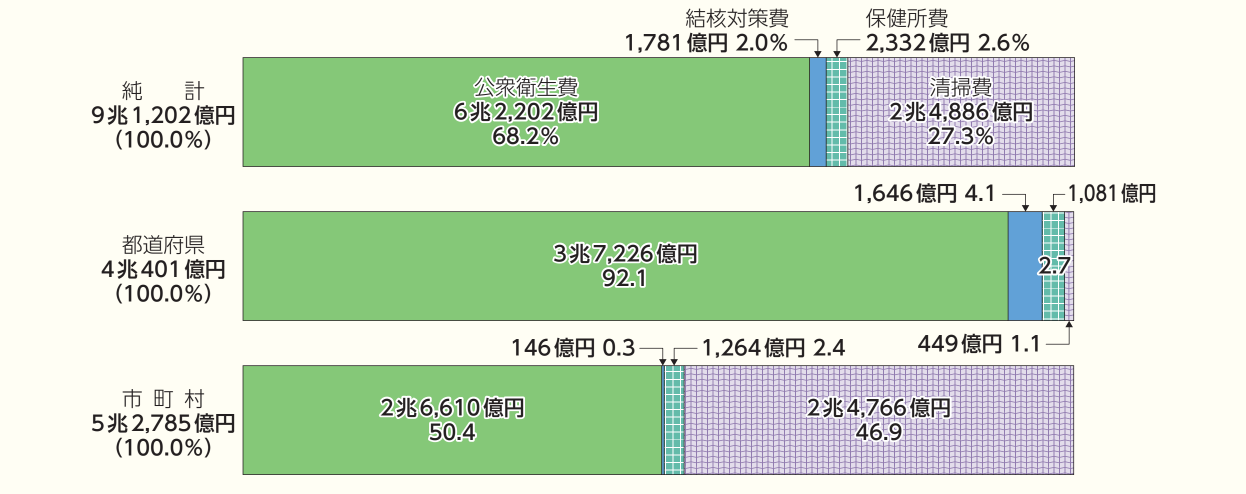

第42図　衛生費の性質別内訳

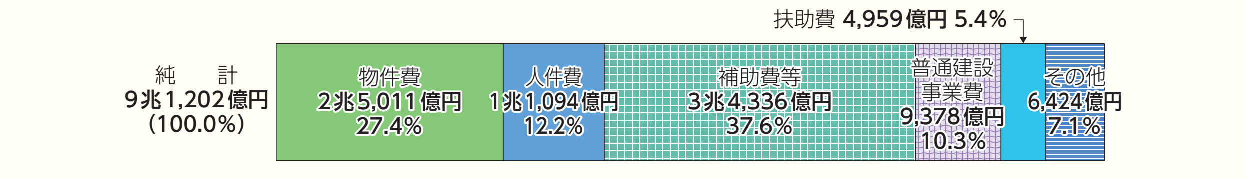

(6)　警察と消防

ア　警察行政

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,211億円で、人件費の減少等により、前年度と比べると1.0％減となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第43図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合を占め、次いで物件費となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.9％減、物件費が1.4％減となっている。

第43図　警察費の性質別内訳

イ　消防行政

東京都及び市町村等は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は２兆1,250億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると1.6％増となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、人件費が最も大きな割合を占め、以下、普通建設事業費、物件費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.1％減、普通建設事業費が11.5％増、物件費が10.5％増となっている。

第44図　消防費の性質別内訳

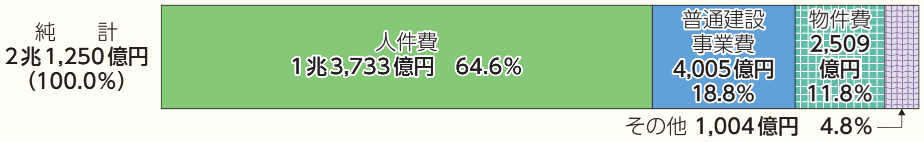

5　地方経費の構造

性質別の歳出決算額の状況をみると、以下のとおりである。

(1)　義務的経費

ア　人件費

（ア）人件費の状況

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、議員報酬等、委員等報酬等からなっている。

人件費の決算額は、23兆283億円で、会計年度任用職員制度の施行等により、前年度と比べると2.5％増となっている。近年の人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第45図のとおりである。令和２年度の人件費の決算額は増加したものの、他の費目である補助費等、貸付金等がより大きく増加したことにより、人件費の歳出総額に占める割合は、前年度から4.1ポイント低下の18.4％となっている。推移としては、平成26年度以降、横ばいとなっていたが、令和元年度及び令和２年度は減少している。

人件費の歳出総額に占める割合を団体区分別にみると、都道府県が、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費（平成28年度以前は政令指定都市分も負担）を負担していることなどから、市町村を上回っている。

第45図　人件費の推移

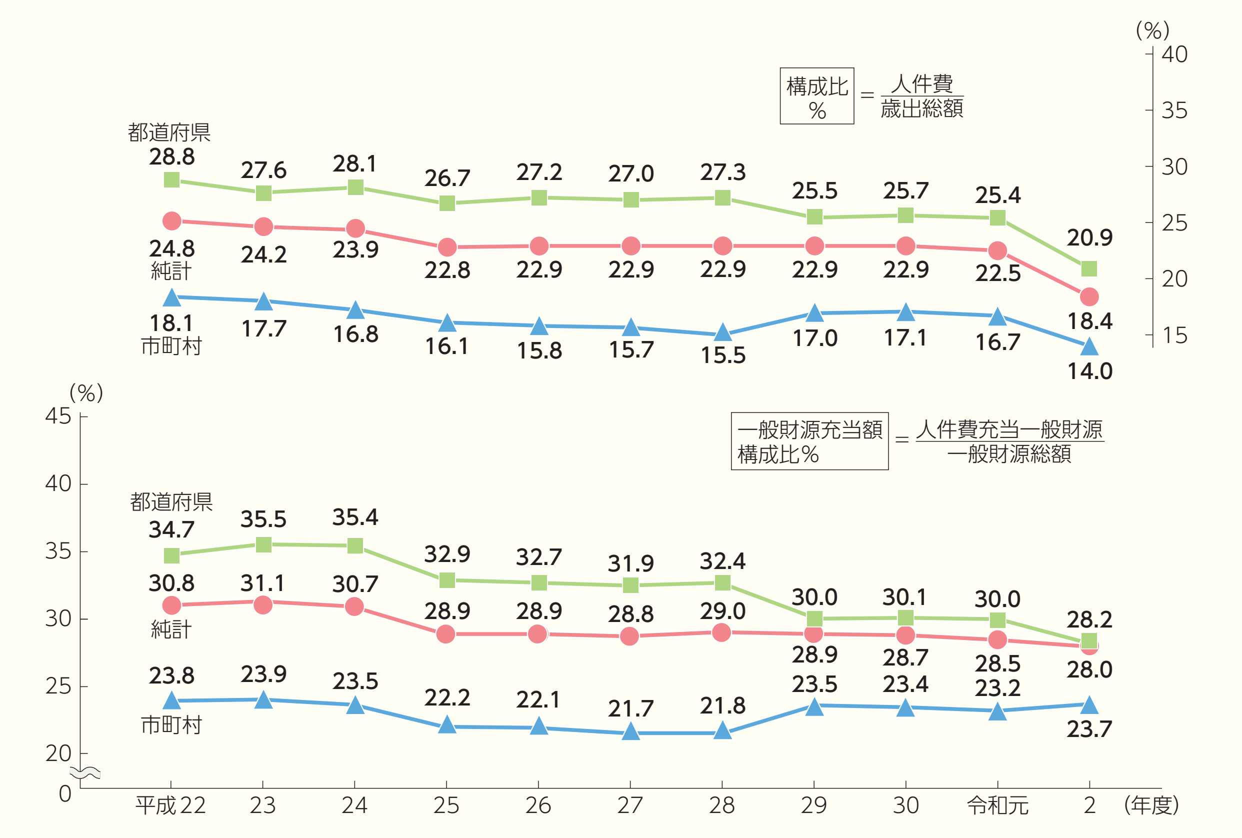

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数（＊）の推移は、第46図のとおりであり、令和２年４月１日現在のラスパイレス指数は99.1（対前年度比同率）となっている。

第46図　ラスパイレス指数の推移

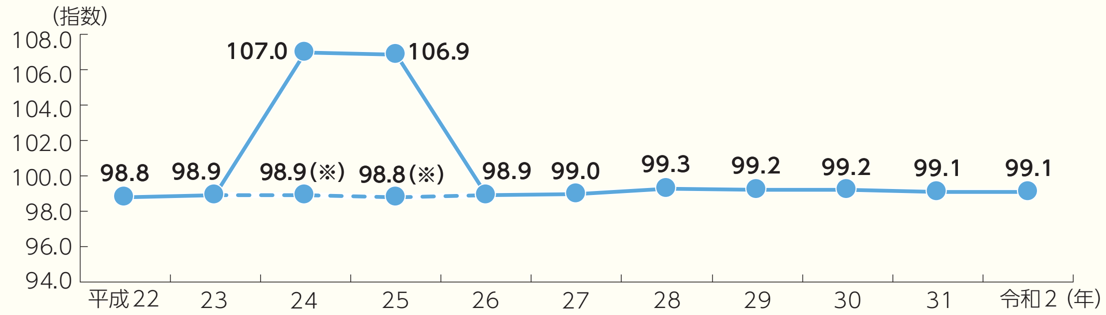

（注）「地方公務員給与実態調査」（令和２年４月１日現在）により算出。
（※）「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第２号）による措置がないとした場合の値である。

人件費の主な内訳をみると、第47図のとおりであり、職員給が最も大きな割合を占め、次いで地方公務員共済組合等負担金となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.2％増、地方公務員共済組合等負担金が0.6％増となっている。

職員給の決算額は15兆9,812億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等により、前年度と比べると0.2％増となっている。平成11年度以来15年連続で減少してきたが、平成26年度から上昇に転じた。なお、ピーク時の平成10年度と比較すると約８割まで減少している。

第47図　人件費の費目別内訳

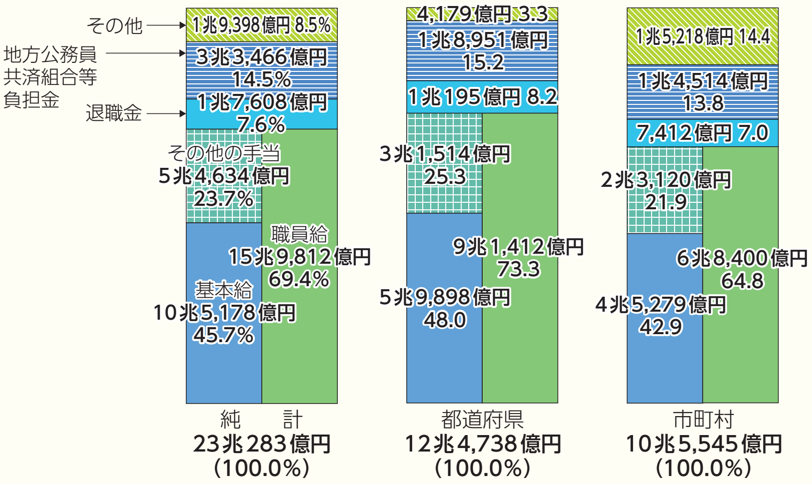

職員給の部門別構成比は、第48図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合を占め、以下、警察関係、議会・総務関係の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合

を占め、警察関係と合わせて全体の83.2％を占めている。市町村においては、教育関係が最も大きな割合を占め、以下、議会・総務関係、民生関係、消防関係の順となっている。

第48図　職員給の部門別構成比

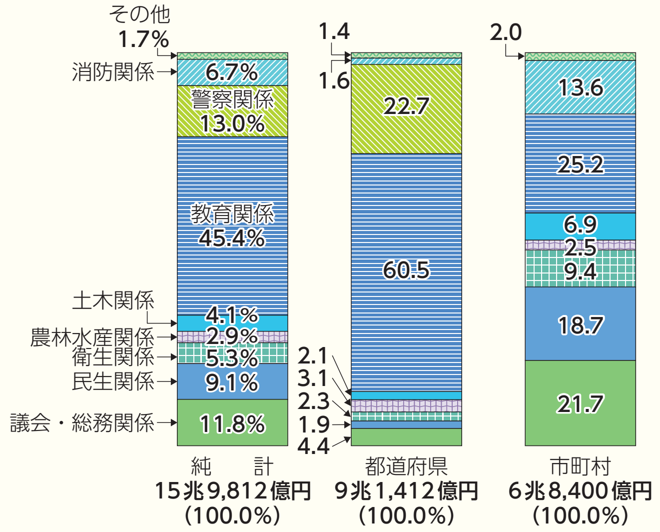

職員給の部門別構成比の推移は、第49図のとおりであり、近年は、警察関係や民生関係が上昇傾向にある。

第49図　職員給の部門別構成比の推移

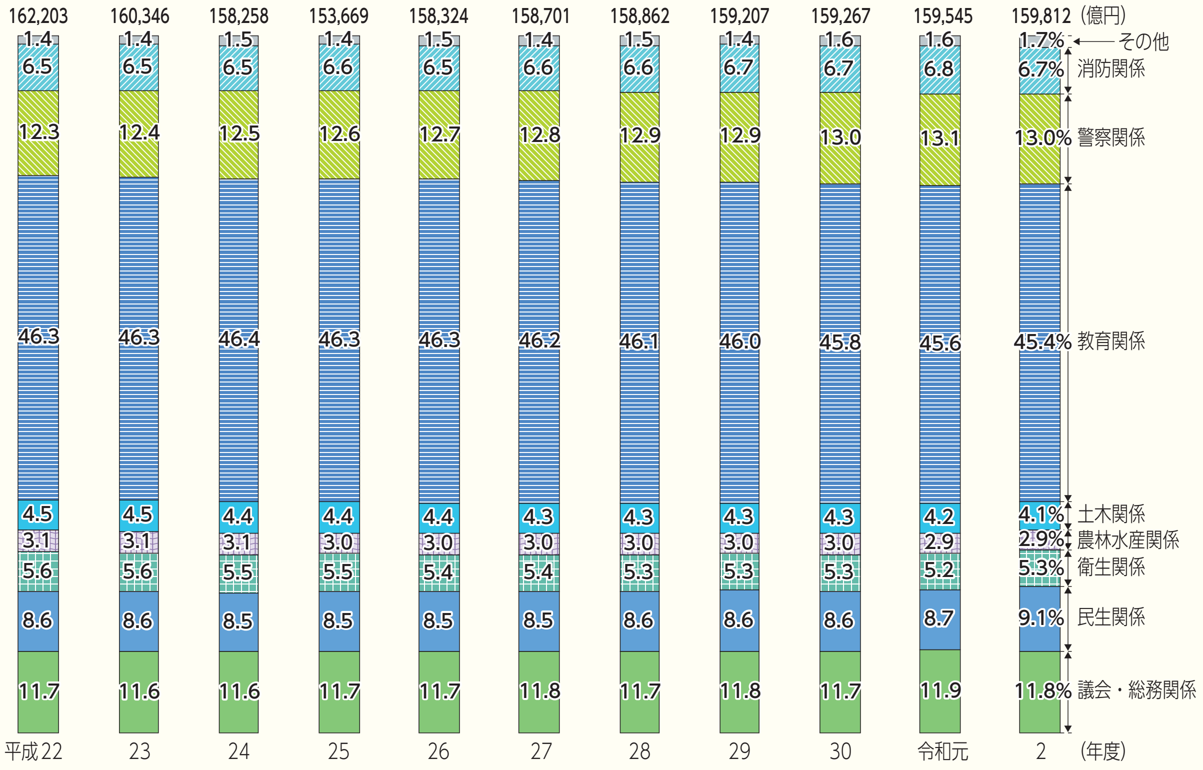

人件費に充当された財源の内訳をみると、第50図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合を占めている。

なお、国庫支出金の構成比について、都道府県が10％を超え、市町村を上回っているのは、都道府県が負担している政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

第50図　人件費の財源内訳

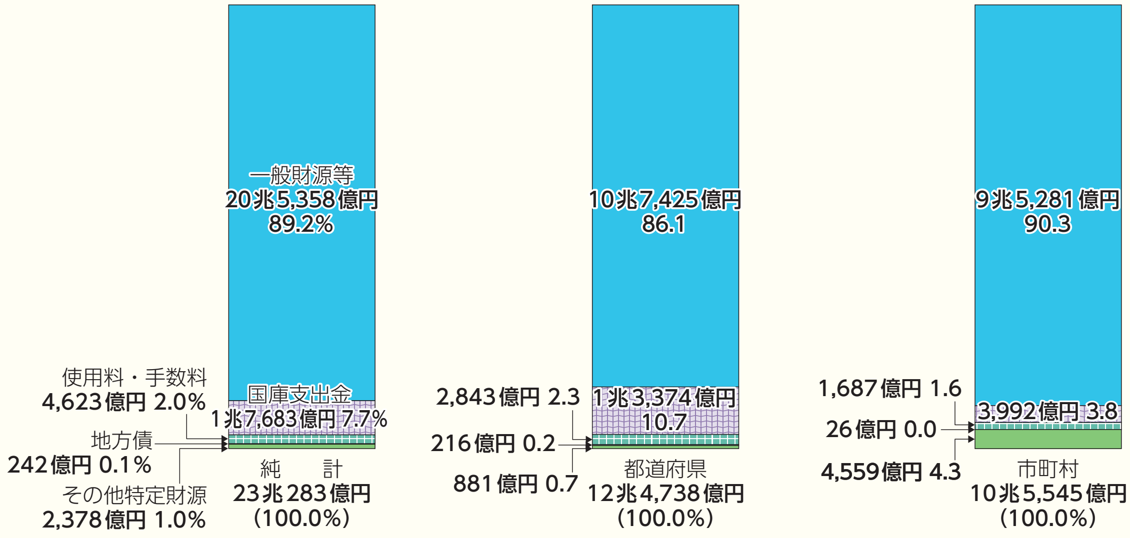

（イ）地方公務員の数

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成７年以降21年連続して減少し、平成27年４月１日現在の職員数は237万9,387人となったが、平成28年に増加に転じ、令和２年４月１日現在の職員数は240万8,669人で、前年同期と比べると１万9,018人増加（0.8％増）している。

職員の部門別構成比は、第51図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合を占め、以下、一般行政関係職員、警察関係職員の順となっている。なお、職員構成比を団体区分別にみると、都道府県においては教育関係職員が59.0％、警察関係職員が21.9％、一般行政関係職員が17.6％を占め、市町村においては一般行政関係職員が63.7％、教育関係職員が23.1％、消防関係職員が13.2％を占めている。

第51図　地方公務員数の状況

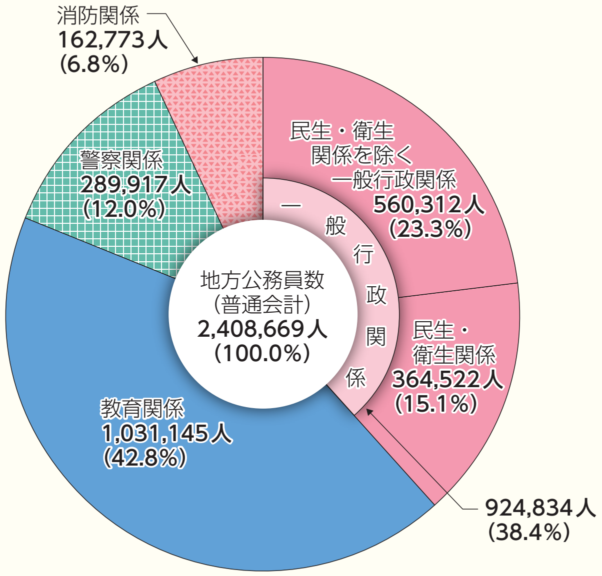

（注）「地方公務員給与実態調査」（令和２年４月１日現在）により算出。

イ　扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は15兆4,222億円で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、前年度と比べると3.2%増となっており、20年連続で増加している。

令和２年度決算の扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が最も大きな割合を占め、以下、社会福祉費、生活保護費の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が4.3%増、社会福祉費が4.4%増、生活保護費が1.7%減となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は、**第52図**のとおりであり、児童手当制度の拡充、幼児教育・保育の無償化、自立支援給付費の増加等により、特に、児童福祉費や社会福祉費が増加している。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童手当等交付金等の国庫支出金が８兆2,672億円（扶助費総額の53.6%）が最も大きな割合を占め、以下、一般財源等が６兆7,782億円（同44.0%）となっている。

第52図　扶助費の目的別内訳の推移

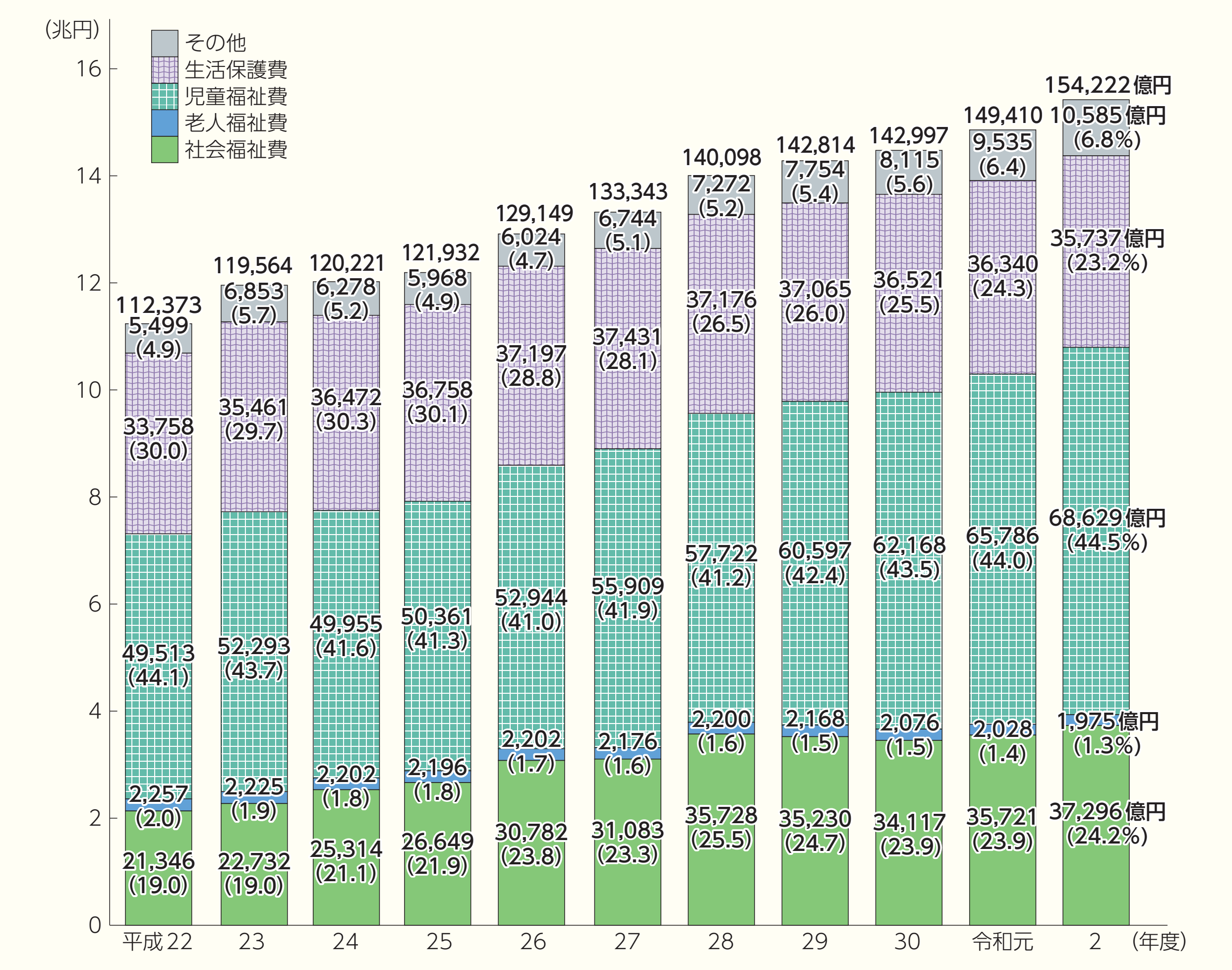

ウ　公債費

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆342億円で、地方債利子の減少により、前年度と比べると0.7%減となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆1,276億円（公債費総額の92.5%）で最も大きな割合を占めており、前年度と比べると、0.6%増となっている。また、地方債利子は9,058億円（同7.5%）となっており、前年度と比べると、13.8%減となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆5,250億円（公債費総額の95.8%）となっており、使用料・手数料等の特定財源が5,091億円（同4.2%）となっている。

(2)　投資的経費

ア　普通建設事業費

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は15兆8,663億円で、補助事業費の増加等により、前年度と比べると2.9%増となっている。

なお、普通建設事業費のうち更新整備*10に要した経費は、都道府県においては3兆886億円、市町村においては4兆4,929億円となっている。一方、新規整備*11に要した経費は、都道府県においては2兆6,423億円、市町村においては2兆3,120億円となっている。更新整備と新規整備に要する経費の合計額に占める更新整備に要する経費の割合は、都道府県では53.9%、市町村では66.0%となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、第22表及び第53図のとおりである。

東日本大震災からの復興事業や防災・減災、国土強靱化対策に基づく事業の増加等により、近年補助事業費が増加傾向にある。

第22表　普通建設事業費（補助事業費・単独事業費・国直轄事業負担金）の推移（単位　億円・%）

区分		平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2
普通建設事業費	(A)	133,334	125,352	124,490	141,914	147,786	141,838	143,069	143,206	147,644	154,164	158,663
うち 補助事業費	(B)	56,202	60,840	61,391	78,488	77,416	72,070	71,241	73,010	70,252	75,855	82,416
うち 単独事業費	(C)	68,632	56,929	53,933	55,806	63,364	62,596	64,006	62,978	70,208	70,084	67,074
うち 国直轄事業負担金	(D)	8,499	7,582	9,165	7,620	7,006	7,172	7,821	7,217	7,184	8,225	9,173
普通建設事業費に占める割合	(B)/(A)	42.2	48.5	49.3	55.3	52.4	50.8	49.8	51.0	47.6	49.2	51.9
普通建設事業費に占める割合	(C)/(A)	51.5	45.4	43.3	39.3	42.9	44.1	44.7	44.0	47.6	45.5	42.3

＊10　既存の公共施設等の建替え等（移転、集約化、複合化を含む。）の更新や機能強化等（長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等）をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。

＊11　新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

第53図　普通建設事業費の推移（その１　純計）

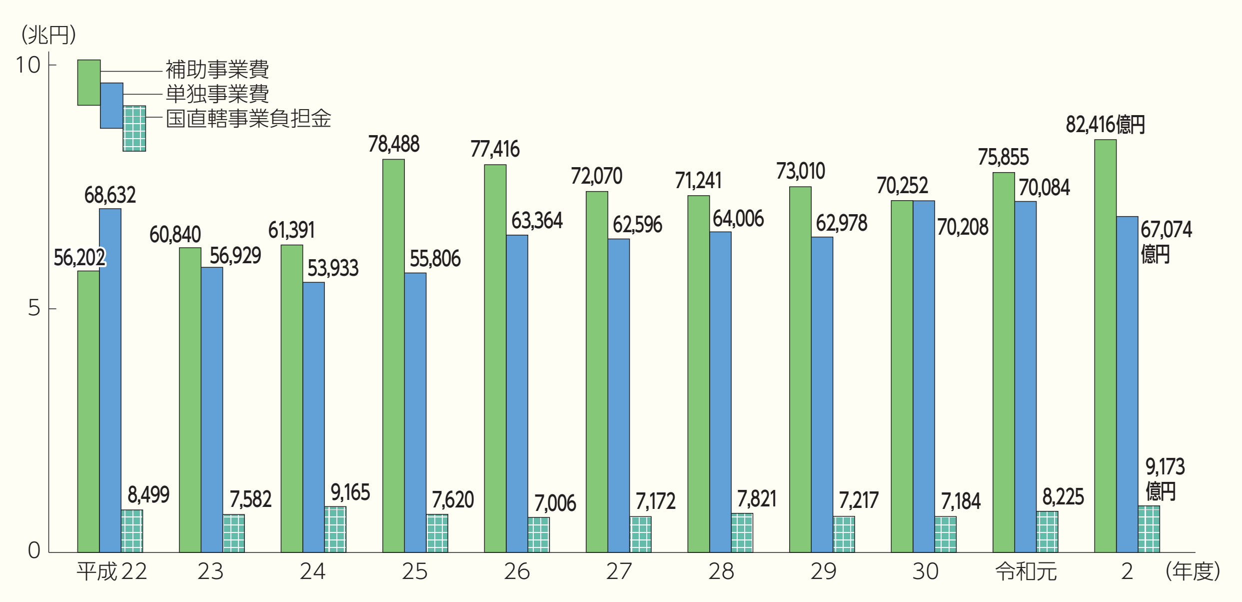

第53図　普通建設事業費の推移（その２　都道府県）

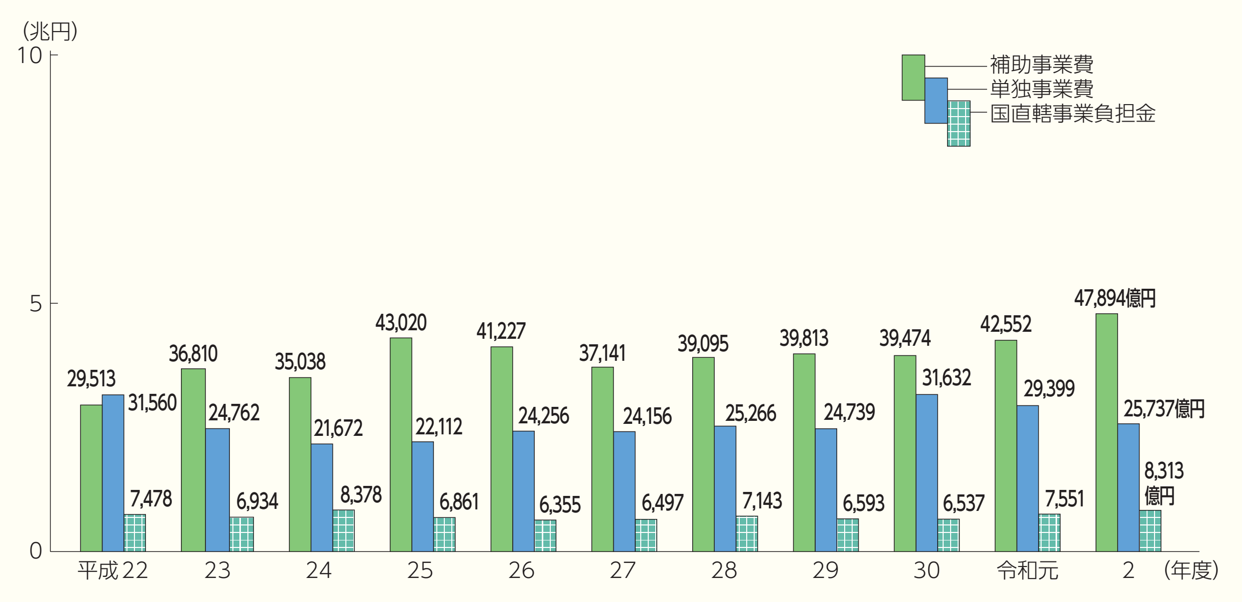

第53図　普通建設事業費の推移（その３　市町村）

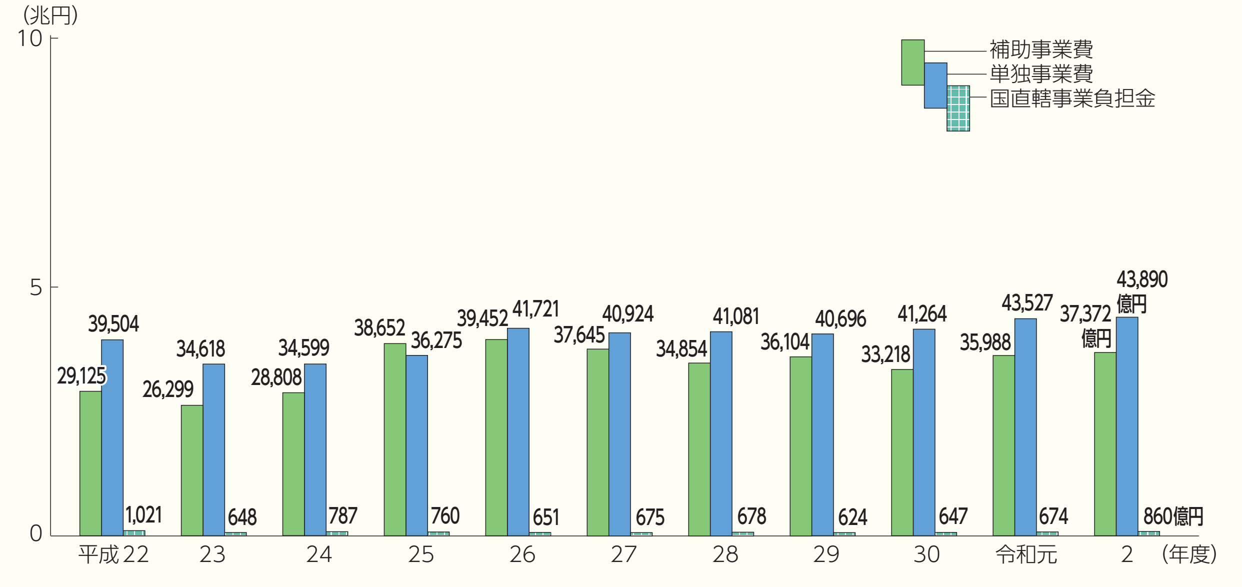

（ア）普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第54図のとおりであり、土木費が最も大きな割合を占め、以下、教育費、農林水産業費の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が6.3％増、教育費が5.7％減、農林水産業費が2.5％増となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合を占め、以下、都市計画費、河川海岸費の順となっている。

第54図　普通建設事業費（補助事業費・単独事業費・国直轄事業負担金）の目的別内訳

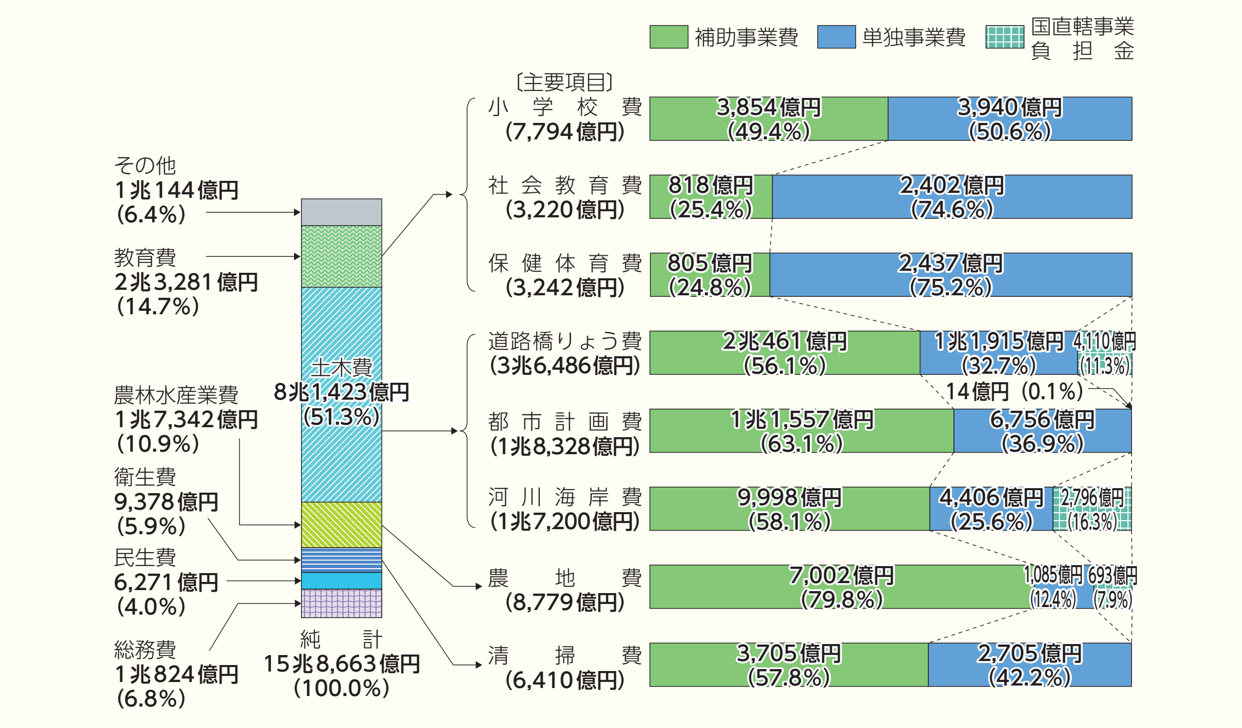

（イ）補助事業費

補助事業費の決算額は８兆2,416億円で、前年度と比べると8.6％増となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第55図のとおりであり、土木費が最も大きな割合を占め、以下、農林水産業費、教育費の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が9.0％増、農林水産業費が2.9％増、教育費が7.4％増となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合を占め、以下、都市計画費、河川海岸費の順となっている。

第55図　補助事業費の目的別内訳

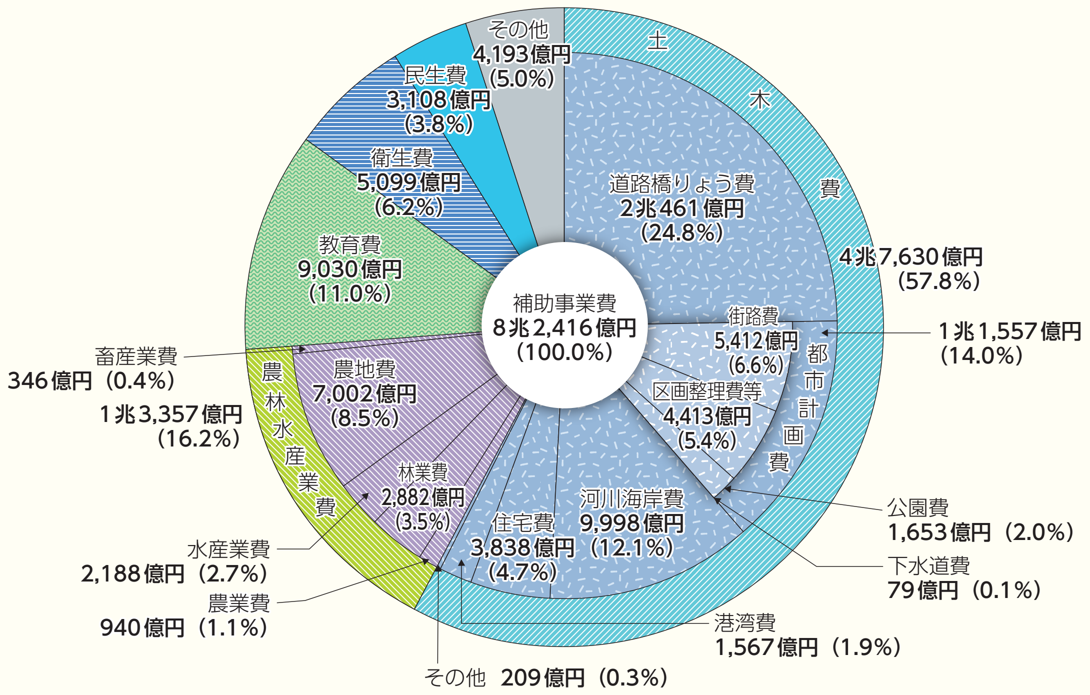

（ウ）単独事業費

単独事業費の決算額は６兆7,074億円で、前年度と比べると4.3％減となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第56図のとおりであり、土木費が最も大きな割合を占め、以下、教育費、総務費の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.3％減、教育費が12.4％減、総務費が6.8％減となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合を占め、次いで都市計画費となっている。

第56図　単独事業費の目的別内訳

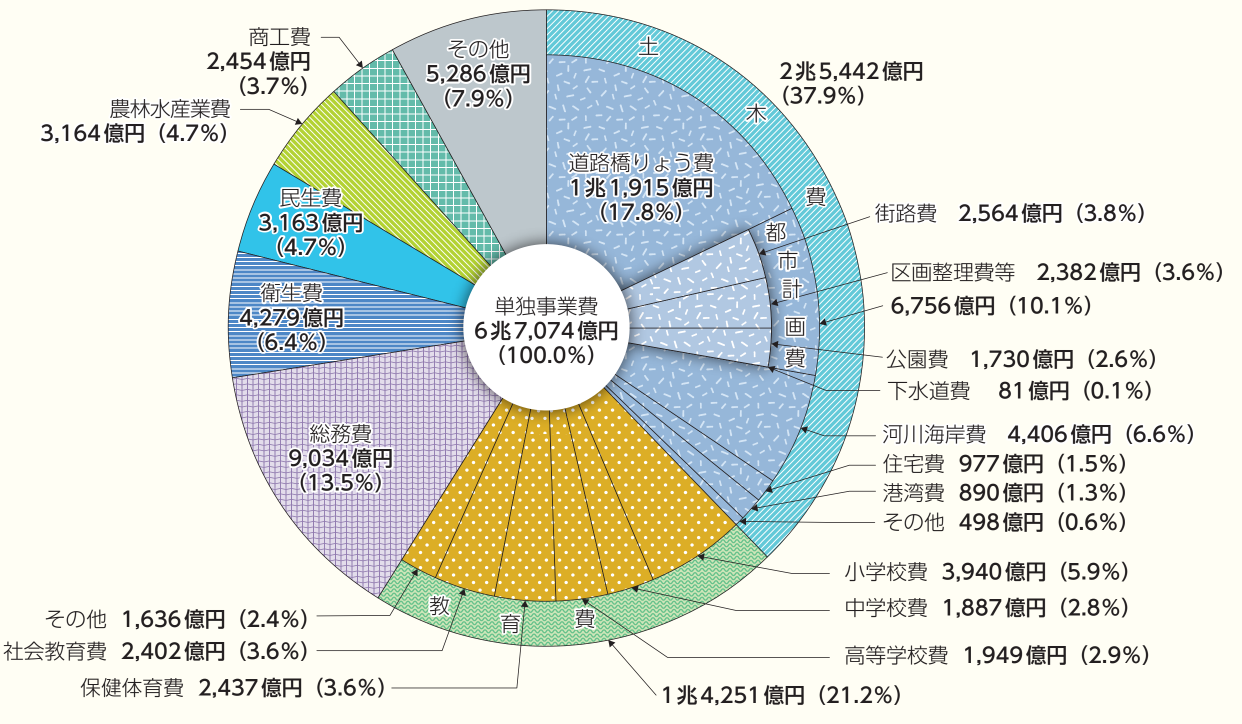

（エ）国直轄事業負担金

国直轄事業負担金の決算額は9,173億円で、前年度と比べると11.5％増となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合を占め、次いで農林水産業費となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が12.8％増、農林水産業費が0.1％増となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合を占め、以下、河川海岸費、港湾費の順となっている。

（オ）普通建設事業費の充当財源

普通建設事業費の財源構成比の推移は、**第57図**のとおりである。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合を占め、以下、国庫支出金、一般財源等の順となっている。

また、これを補助事業費と単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金、地方債、一般財源等の順となっており、単独事業費については、地方債、一般財源等の順となっている。

第57図　普通建設事業費の財源構成比の推移（その１　総計）

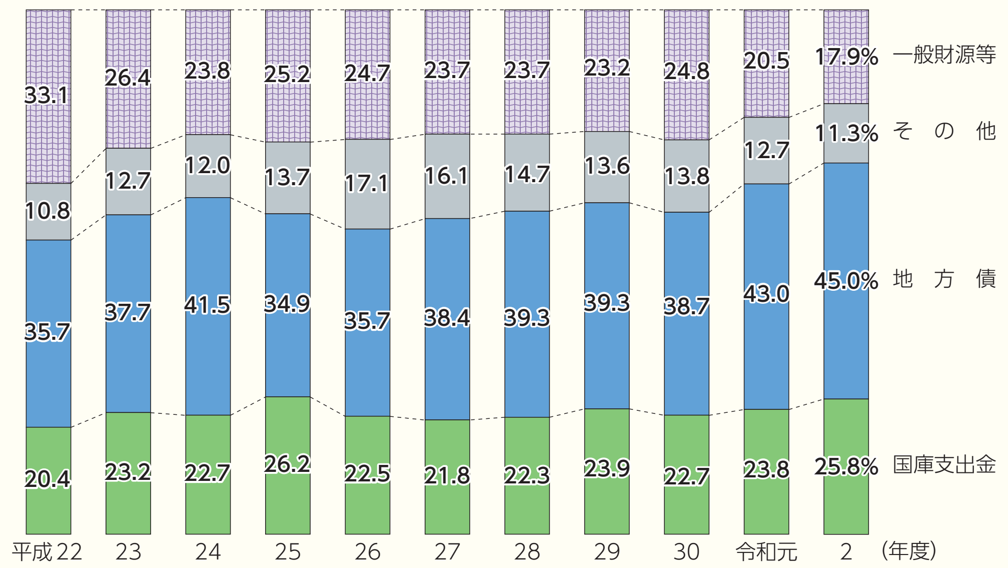

第57図　普通建設事業費の財源構成比の推移（その２　補助事業費）

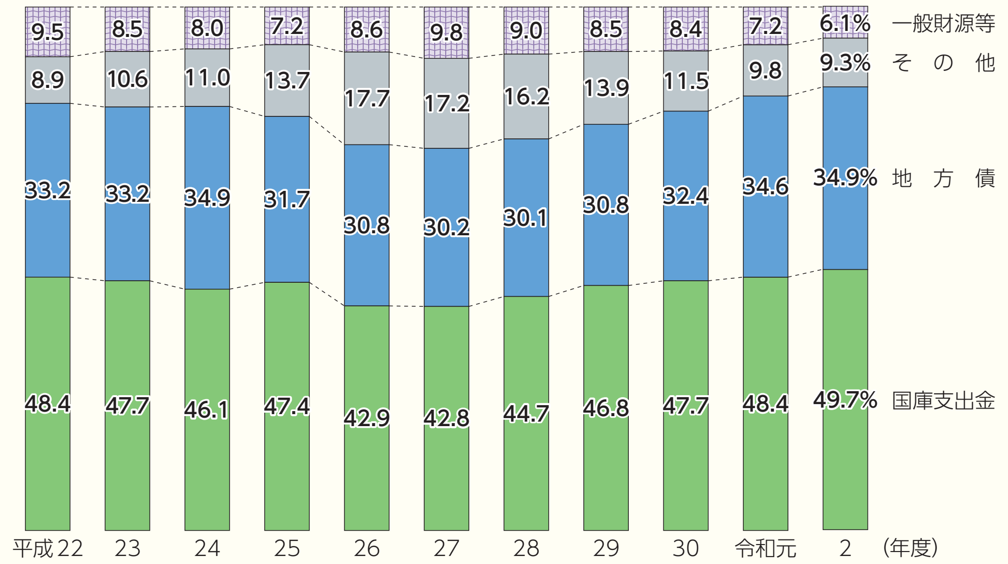

第57図　普通建設事業費の財源構成比の推移（その３　単独事業費）

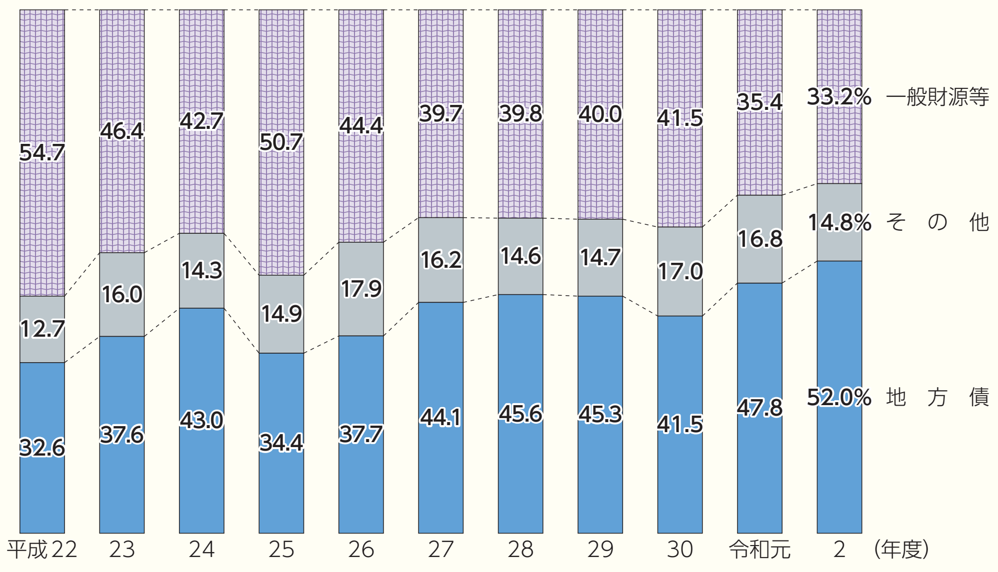

（カ）用地取得費

地方公共団体が社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は9,078億円で、前年度と比べると3.3％減となっている。

用地取得費の推移は、第58図のとおりである。

第58図　用地取得費の推移

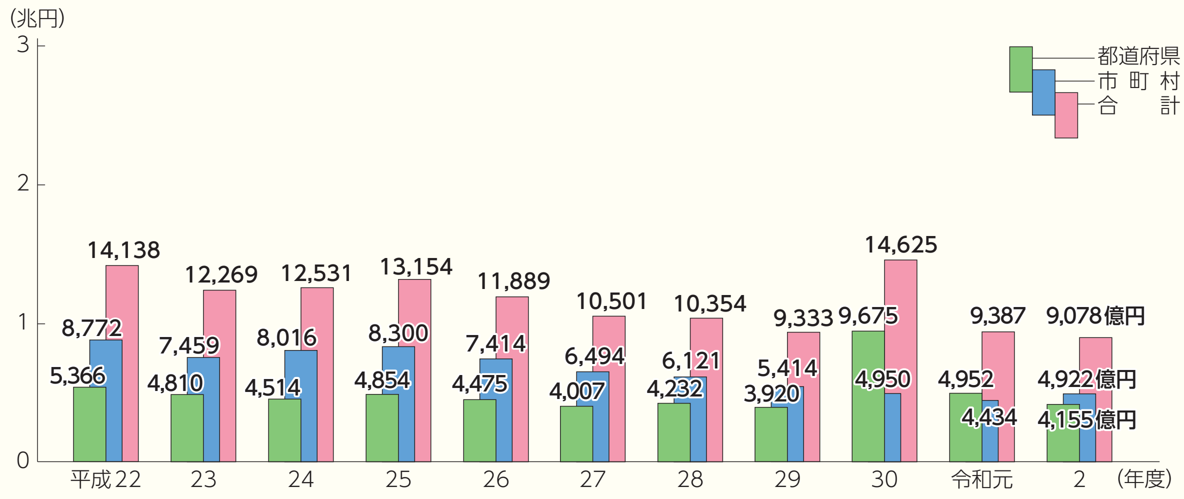

イ　災害復旧事業費

災害復旧事業費は、地震、豪雨、台風等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

災害復旧事業費の決算額は１兆45億円で、前年度と比べると0.3％減となっている。

災害復旧事業費の内訳及び推移は、第59図及び第60図のとおりである。

決算額を前年度と比べると、補助事業費が0.3％増、単独事業費が5.0％減となっている。

第59図　災害復旧事業費の状況

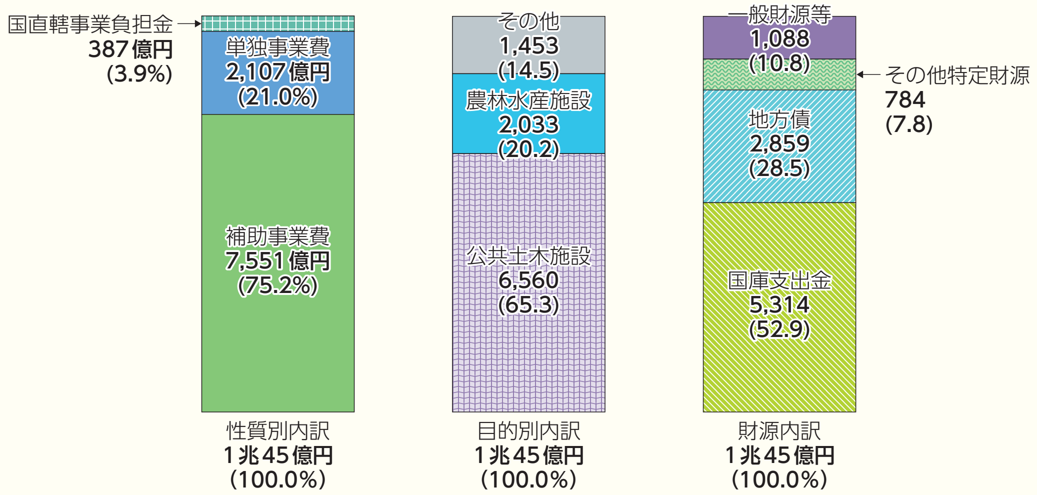

第60図　災害復旧事業費の推移

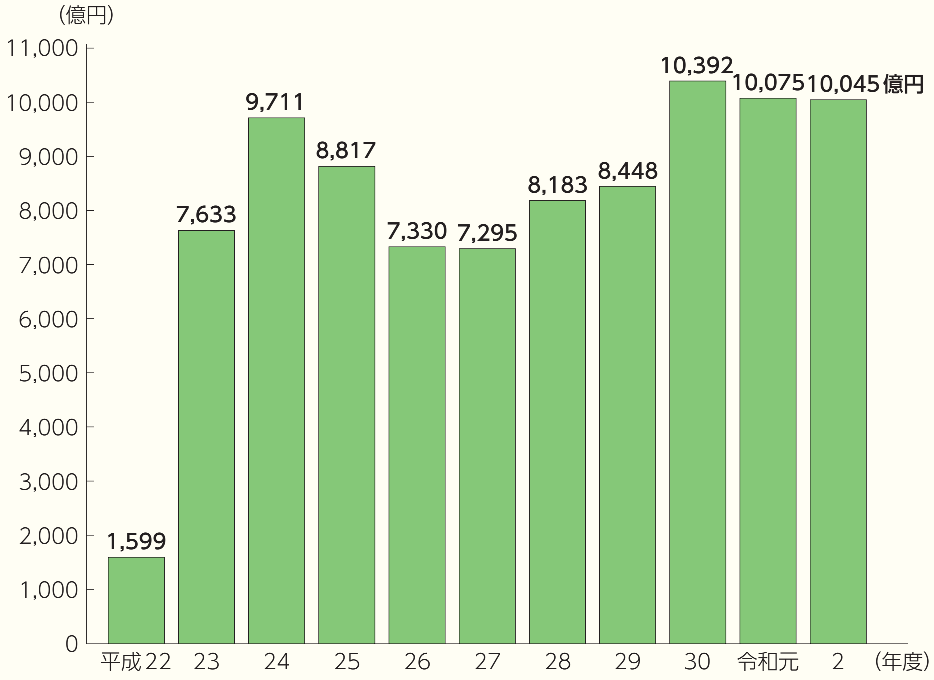

ウ　失業対策事業費

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

失業対策事業費の決算額は0.2億円で、前年度と比べると、12.5%減となっている。

失業対策事業費は、全て単独事業費となっており、その財源としては全て一般財源等が充当されている。

(3)　その他の経費

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金がある。

その決算額は58兆1,033億円で、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等による補助費等の増加、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等による貸付金の増加等により前年度と比べると72.1％増となっている。

その他の経費の内訳をみると、第23表のとおりである。

なお、その他の経費のうち公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業（「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用している事業。以下同じ。）の公営企業会計に対する繰出し（補助費等、投資及び出資金、貸付金）は２兆6,298億円、法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業。以下同じ。）の公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は3,227億円で、合計２兆9,525億円となっており、前年度と比べると0.8％増となっている。

第23表　その他の経費の状況

区分	決算額		増減率	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
	億円	億円	%	%
物件費	106,774	99,814	7.0	4.3
維持補修費	13,715	12,199	12.4	△ 3.9
補助費等	287,853	96,284	199.0	3.4
繰出金	56,412	60,048	△ 6.1	0.0
積立金	30,127	29,452	2.3	4.7
投資及び出資金	4,428	3,771	17.4	10.1
貸付金	81,723	36,101	126.4	△ 5.0
前年度繰上充用金	2	3	△ 9.2	△ 11.3
合計	581,033	337,672	72.1	2.0

ア　物件費

旅費、備品購入費、需用費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は10兆6,774億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の委託費や児童生徒向けの１人１台端末の整備等のGIGAスクール構想の推進に伴う事業費の増加等により、前年度と比べると7.0％増となっている。

物件費の内訳の推移は、第61図のとおりである。

各費目の内訳をみると、委託料が最も大きな割合を占め、次いで需用費となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が10.8％増、需用費が9.4％増となっている。

第61図　物件費の推移

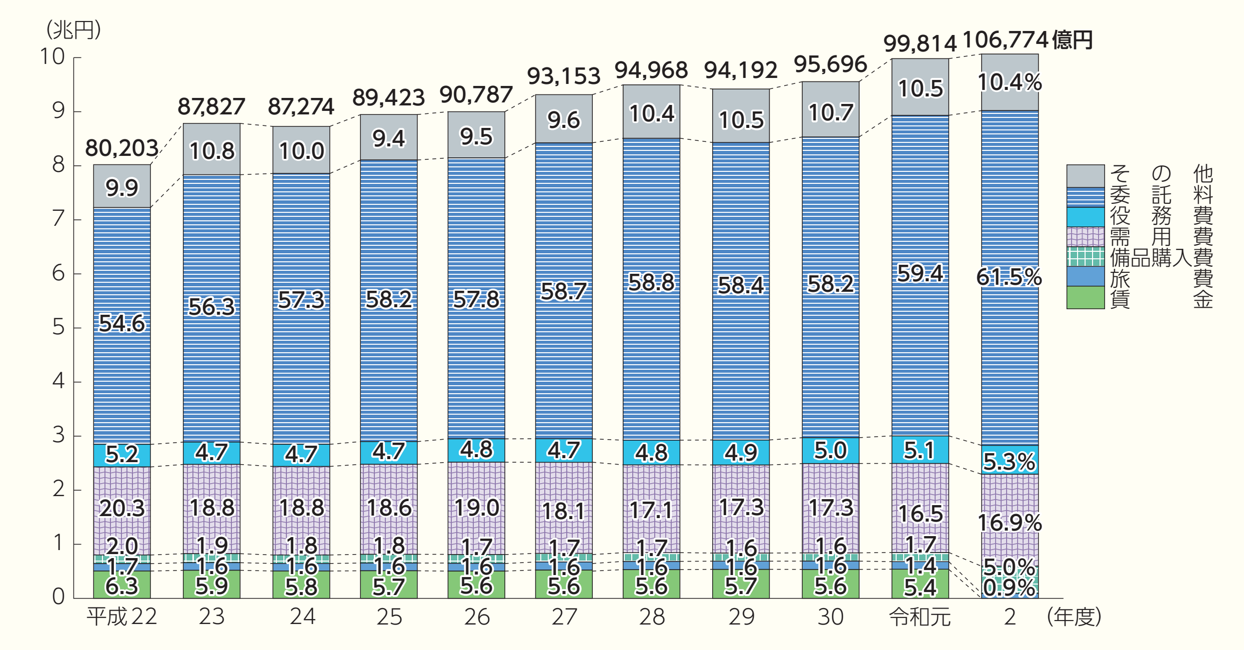

また、物件費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりである。

第62図　物件費の目的別内訳

イ　維持補修費

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は１兆3,715億円で、道路除雪事業による土木費の増加等により、前年度と比べると12.4％増となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第63図のとおりであり、土木費が最も大きな割合を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が17.2％増となっている。

第63図　維持補修費の目的別内訳

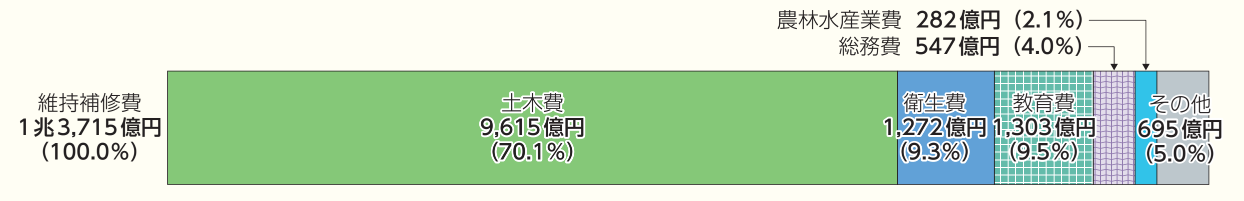

ウ　補助費等

公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金、市町村の公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は28兆7,853億円で、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により、前年度と比べると199.0％増となっている。

補助費等の目的別内訳の推移は、第64図のとおりである。

第64図　補助費等の目的別内訳の推移

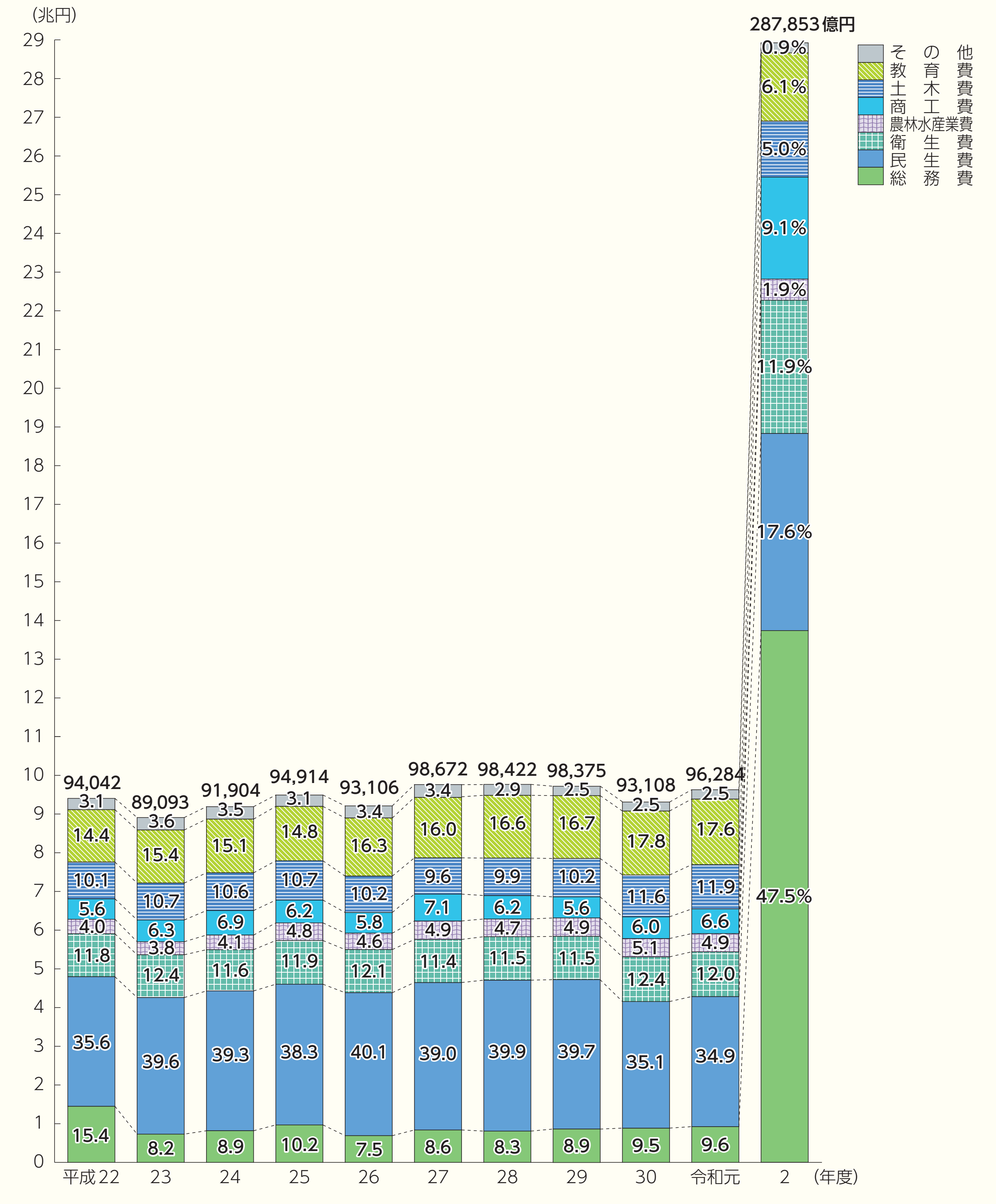

5 地方経費の構造

各費目の目的別の内訳をみると、総務費が最も大きな割合を占め、以下、民生費、衛生費の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、総務費が特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により1,375.8％増、民生費が生活福祉資金の貸付事業、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により50.5％増、衛生費が医療提供体制の確保等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増加等により196.1％増となっている。

補助費等のうち、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担する法適用企業に対する負担金及び補助金は２兆2,303億円で、前年度と比べると19.3％増となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが１兆3,110億円で最も大きな割合を占め、次いで病院事業に対するものが6,775億円となっている。

エ　繰出金

普通会計から他会計、基金に支出する経費である繰出金の決算額は５兆6,412億円で、法非適用企業の事業数が減少したこと等により、前年度と比べると6.1％減となっている。

繰出金の繰出先内訳の推移は、**第65図**のとおりである。

繰出金の繰出先内訳をみると、国民健康保険事業会計に対するものが最も大きな割合を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの、後期高齢者医療事業会計に対するものの順となっている。

第65図　繰出金の繰出先内訳の推移

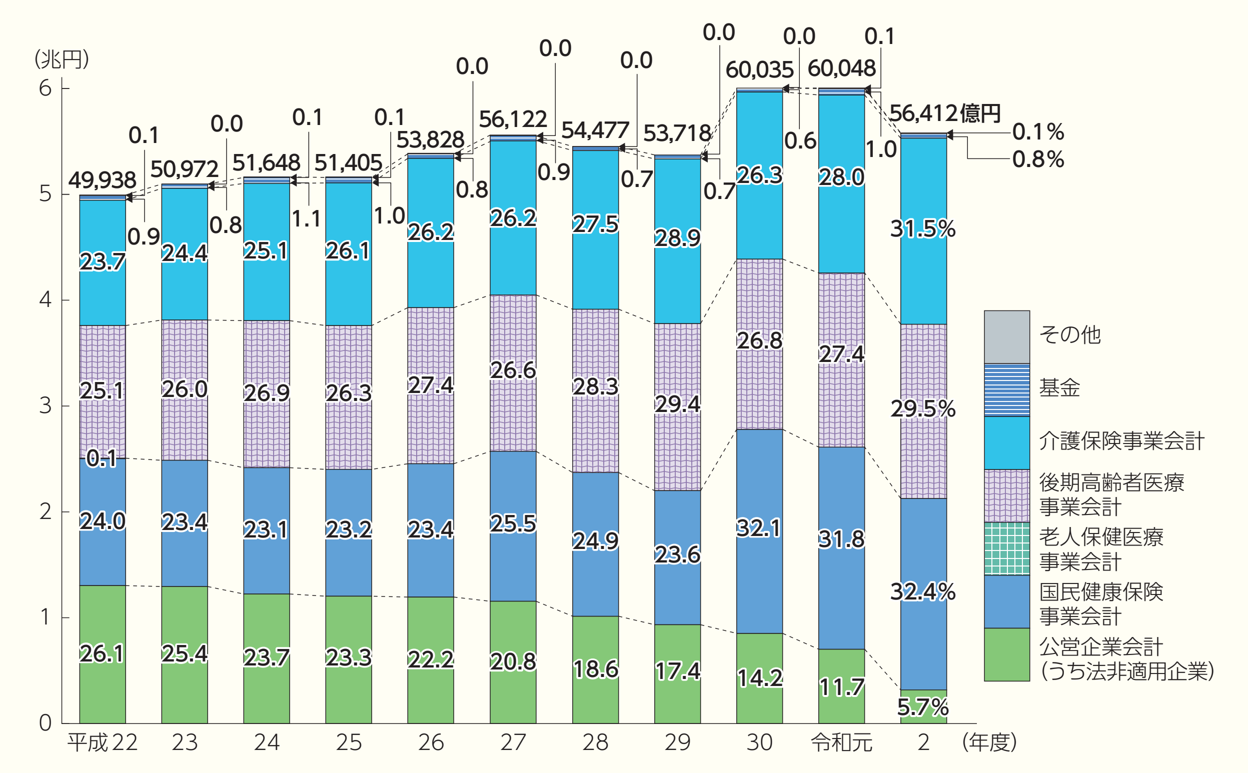

また、各費目の決算額を前年度と比べると、国民健康保険事業会計に対するものが4.3％減、介護保険事業会計に対するものが5.6％増、後期高齢者医療事業会計に対するものが1.3％増となっている。

公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金は、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担するものであり、決算額は3,227億円で、前年度と比べると3,815億円減少し、近年減少傾向となっている。その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1,545億円で最も大きな割合を占めており、次いで宅地造成事業に対するものが564億円となっている。

オ　積立金

特定の目的のための財産を維持し、又は資金を積み立てるための経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は３兆2,528億円で、前年度と比べると899億円増（2.8％増）となっている。

一方、積立金取崩し額の決算額は３兆5,905億円で、前年度と比べると1,168億円増（3.4％増）となっている。

その結果、令和２年度末における積立金現在高は22兆5,981億円で、前年度と比べると3,377億円減（1.5％減）となっている。

積立金及び積立金取崩し額の状況は、第66図のとおりであり、その内訳を基金の種類別にみると、いずれも、その他特定目的基金、財政調整基金、減債基金の順となっている。

第66図　積立金及び積立金取崩し額の状況

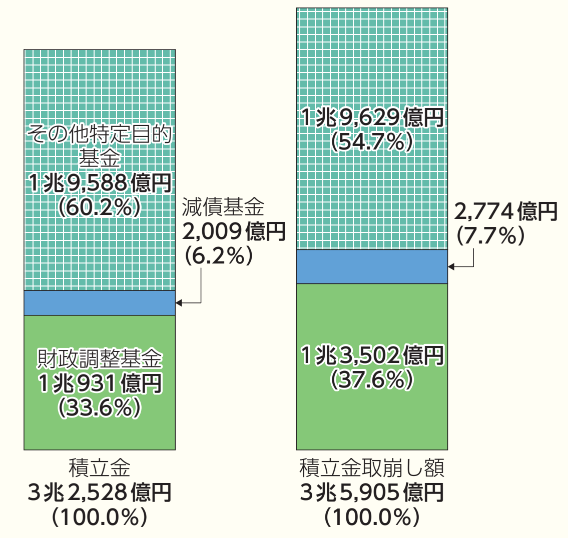

カ　投資及び出資金

国債・地方債の取得や第三セクター等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は4,428億円で、下水道事業等の公営企業への出資金の増加や財団等への出えん金の増加等により、前年度と比べると17.4％増となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第67図のとおりであり、土木費が最も大きな割合を占め、次いで衛生費の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が

15.2％増、衛生費が1.0％増となっている。

投資及び出資金のうち、公営企業会計（うち法適用企業）に対するものは3,341億円で、前年度と比べると13.7％増となっている。事業別にみると、下水道事業に対するものが最も大きな割合を占めており、以下、上水道事業、病院事業の順となっている。

令和２年度末における投資及び出資金の現在高は16兆8,188億円で、前年度末と比べると2.1％増となっている。その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが最も大きな割合を占めている。

第67図　投資及び出資金の目的別内訳

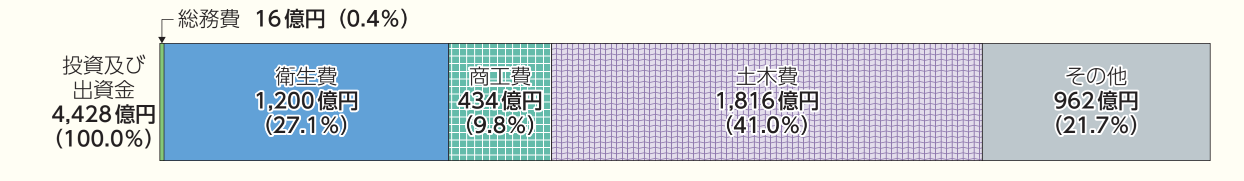

キ　貸付金

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は８兆1,723億円で、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等により商工費が大幅な増加となったこと等により、前年度と比べると126.4％増となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、第68図のとおりであり、商工費が最も大きな割合を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が149.0％増となっている。

公営企業会計（うち法適用企業）に対する貸付金は654億円で、前年度と比べると4.9％増となっている。

令和２年度末の貸付金の現在高は６兆233億円で、前年度末と比べると3.6％増となっている。その内訳をみると、商工関係に係るものが１兆5,472億円で最も大きな割合を占め、次いで観光・交通関係が8,931億円となっている。

第68図　貸付金の目的別内訳

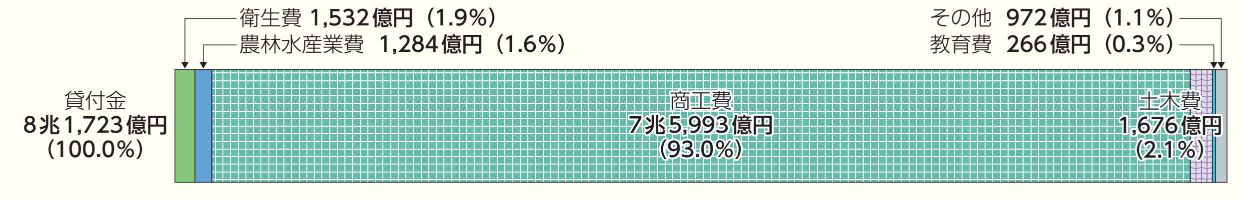

6 一部事務組合等の状況

令和２年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況について、団体数及び一部事務組合等の歳入歳出決算状況からみると、次のとおりである。

(1) 団体数

令和２年度末の一部事務組合等の総数は1,279団体で、前年度末と比べると14団体減少している。なお、このうち広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は114団体で、前年度末と同数となっている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第24表のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が最も大きな割合を占め、以下、消防関係、退職手当組合等の総務関係の順となっている。

第24表　一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区　分	令和２年度		令和元年度		増　減
	団体数	構成比	団体数	構成比	
		%		%	
総務関係組合	188	14.7	190	14.7	△ 2
うち退職手当組合	42	3.3	42	3.2	－
民生関係組合	72	5.6	75	5.8	△ 3
衛生関係組合	523	40.9	530	41.0	△ 7
うちし尿・ごみ処理組合	437	34.2	446	34.5	△ 9
農林水産関係組合	71	5.6	72	5.6	△ 1
消防関係組合	269	21.0	270	20.9	△ 1
教育関係組合	47	3.7	49	3.8	△ 2
うち 小学校組合	6	0.5	6	0.5	－
うち 中学校組合	18	1.4	19	1.5	△ 1
その他	109	8.5	107	8.2	2
合計	1,279	100.0	1,293	100.0	△ 14

（注）設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 一部事務組合等の歳入歳出決算

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第69図のとおりであり、歳入決算額は２兆1,903億円で、前年度と比べると6.2％増、歳出決算額は２兆729億円で、前年度と比べると5.3％増となっている。

第69図　一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況

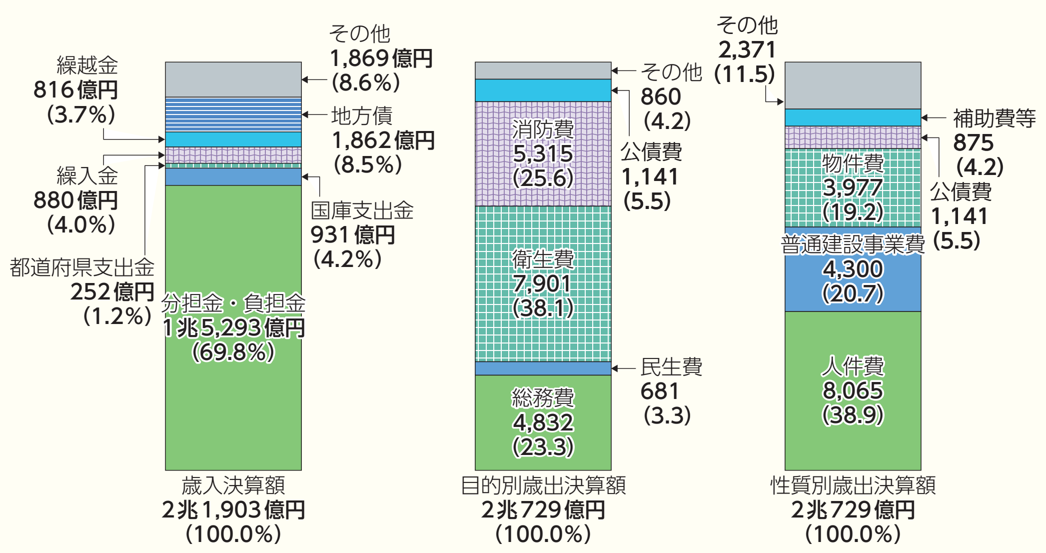

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、**第25表**のとおりであり、消防関係やごみ処理の事務等について共同処理及び広域的処理が行われる割合が高くなっている。

第25表　市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

（単位　億円・%）

区　　分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総　務　費	202,302	4,832	2.4
衛　生　費	52,785	7,901	15.0
消　防　費	19,730	5,315	26.9
公　債　費	54,763	1,141	2.1
そ　の　他	426,755	1,541	0.4
歳　出　合　計	756,335	20,729	2.7

7　公営企業等の状況

(1)　公営企業等

法適用企業（公営企業型地方独立行政法人を含む。以下同じ。）及び法非適用企業の決算及び業務状況等は、次のとおりである。

ア　概況

（ア）事業数

令和２年度末において、公営企業を経営している団体数は1,783団体（企業団・一部事務組合等のみで公営企業を経営している５団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,716市区町村（政令指定都市を除く。）となっている。

また、公営企業型地方独立行政法人を設立している団体数は58団体（一部事務組合等のみで公営企業型地方独立行政法人を設立している４団体を含む。）であり、その内訳は18都道府県、９政令指定都市、31市町村（政令指定都市を除く。）となっており、公営企業型地方独立行政法人が経営している事業は全て病院事業となっている。

これらの団体及び公営企業型地方独立行政法人が経営している公営企業等の事業数は8,165事業で、簡易水道事業における事業統合等により、前年度末と比べると117事業減少している。これを事業別にみると、第70図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、病院事業の順となっている。

第70図　公営企業等の事業数の状況（令和２年度末）

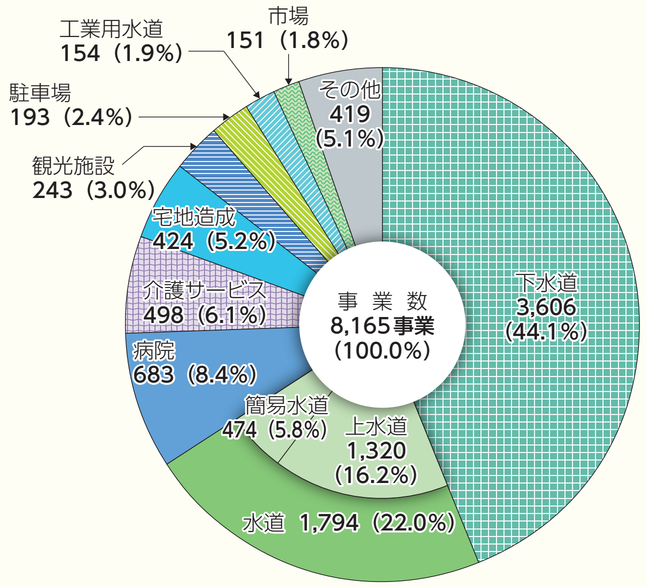

7　公営企業等の状況

（イ）業務の状況

公営企業等は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で公営企業等が占める割合は、第26表のとおりである。

令和２年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a　水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力6,790万５千m^3/日、導送配水管77万5,597kmを有し、年間150億m^3（対前年度比0.4％増）の配水を行っている。また、給水人口は令和２年度末で１億23百万人で、全国人口に対する割合は97.3％となっている。

b　工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,132万２千m^3/日、導送配水管8,939kmを有し、年間41億90百万m^3（対前年度比2.6％減）の配水を行っている。また、契約水量は1,639万４千m^3/日（同0.5％減）となっている。

c　都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両3,440両、営業路線432kmを有している。また、年間輸送人員は17億48百万人（対前年度比30.4％減）となっている。

d　バス事業

バス事業においては、車両7,007両、営業路線6,605kmを有している。また、年間輸送人員は６億56百万人（対前年度比23.6％減）となっている。

e　病院事業

病院事業においては、856病院、病床20万3,882床を有している。また、年延患者数は１億3,016万人（対前年度比10.4％減）であり、19年連続の減少となっている。

f　下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,080万m^3/日、下水管布設延長53万9,881kmを有している。また、年間有収水量は113億m^3（対前年度比0.7％増）となっている。

第26表　事業全体に占める公営企業等の割合

事業	指標	全事業	左記に占める公営企業等の割合
水道事業	現在給水人口	１億2,437万人	99.6%
工業用水道事業	年間総配水量	41億91百万m^3	99.9%
交通事業（鉄軌道）	年間輸送人員	177億人	10.2%
交通事業（バス）	年間輸送人員	33億人	20.1%
電気事業	年間発電電力量	8,454億９百万kWh	0.9%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆6,539億36百万MJ（メガジュール）	1.5%
病院事業	病床数	1,510千床	13.5%
下水道事業	汚水処理人口	１億1,637万人	90.5%

（ウ）決算規模

決算規模は18兆751億円で、下水道事業等における建設改良費の増加等により、前年度と比

べると1.5％増となっている。

これを事業別にみると、第71図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、下水道事業、水道事業の順となっている。

第71図　決算規模の推移

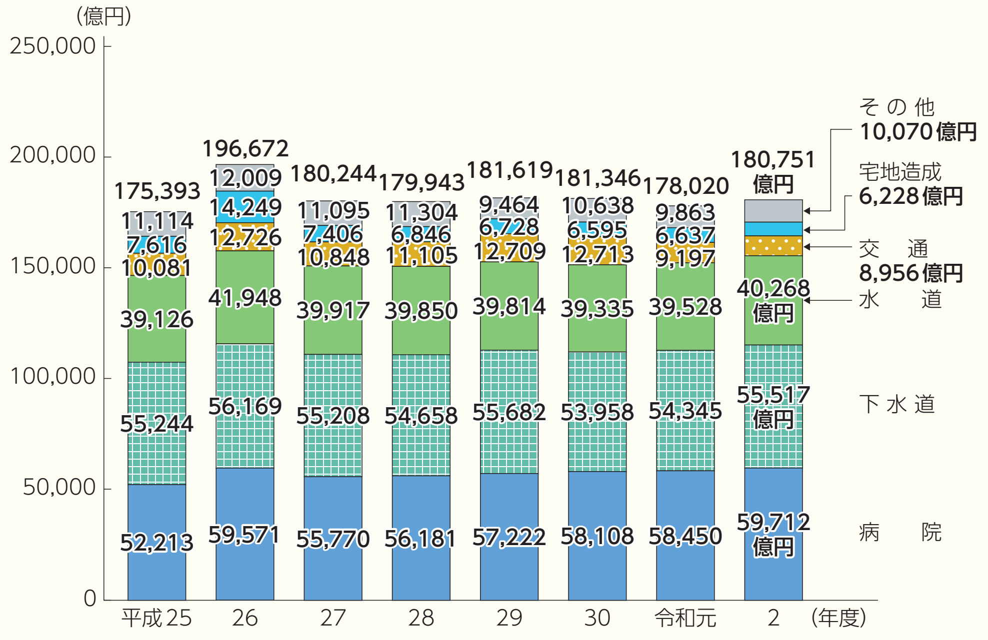

（注）決算規模の算出は、次のとおりとした。
法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

（エ）全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況は、第27表のとおりであり、黒字事業数は全体の86.4％、赤字事業数は13.6％となっている。全体の総収支は6,962億円の黒字で、交通事業における営業収益の減少等により、前年度と比べると6.8％減となっている。また、赤字額は2,173億円で、前年度と比べると3.1％増となっている。

第27表　公営企業等全体の経営状況　（単位　事業、億円）

区　分	令和２年度（A）			令和元年度（B）			差引（A）－（B）		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
黒字事業数	3,622 [77.8%]	3,376 [98.1%]	6,998 [86.4%]	2,808 [74.4%]	4,329 [97.7%]	7,137 [87.0%]	814	△953	△　139
黒　字　額	8,415	720	9,135	7,987	1,592	9,579	429	△872	△　444
赤字事業数	1,031 [22.2%]	67 [1.9%]	1,098 [13.6%]	968 [25.6%]	103 [2.3%]	1,071 [13.0%]	63	△　36	27
赤　字　額	2,040	133	2,173	1,929	178	2,107	111	△　45	66
総事業数	4,653	3,443	8,096	3,776	4,432	8,208	877	△989	△　112
収　　支	6,375	587	6,962	6,058	1,414	7,472	317	△828	△　510

（注）1　事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第28表～第39表において同じ。
2　黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第28表～第39表において同じ。
3　[　] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

（オ）料金収入

料金収入は９兆1,224億円で、病院事業における患者数及び交通事業における乗客数の減少等により、前年度と比べると6.1％減となっている。これを事業別にみると、第72図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業の順となっている。

第72図　料金収入の状況

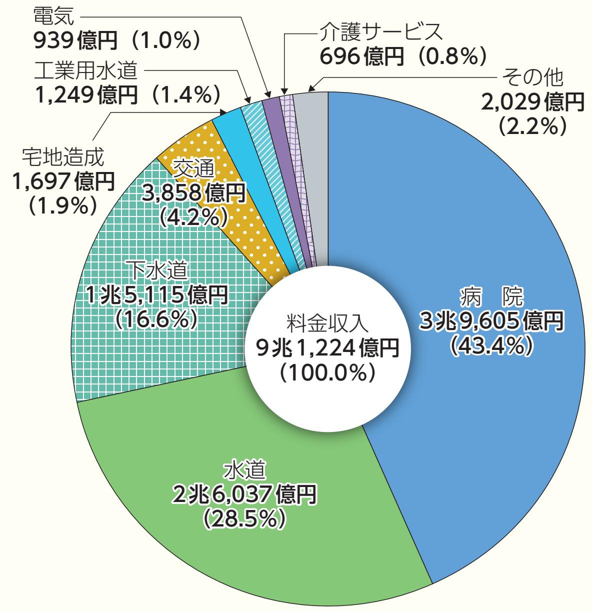

（カ）建設投資額の推移

建設投資額の推移は、第73図のとおりであり、令和２年度の額は４兆431億円で、下水道事業等における改修工事の増加等により、前年度と比べると5.9％増となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、下水道事業（対前年度比6.5％増）、水道事業（同4.4％増）、病院事業（同6.9％増）となっている。

第73図　建設投資額の推移

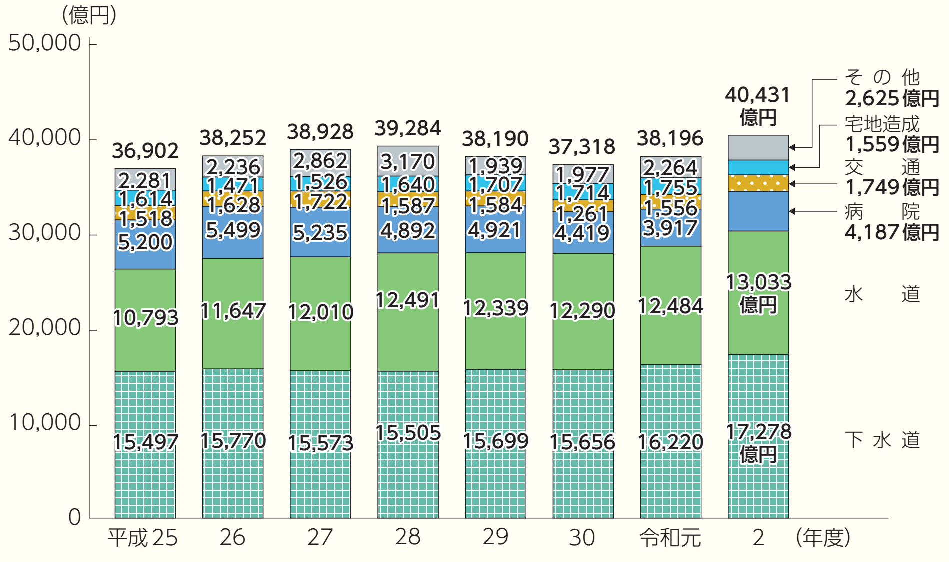

（注）建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

（キ）企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第74図のとおりであり、発行額は２兆3,003億円で、企業債を財源とした建設改良費の増加等により、前年度と比べると1.0％増となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順となっている。

第74図　企業債発行額の状況

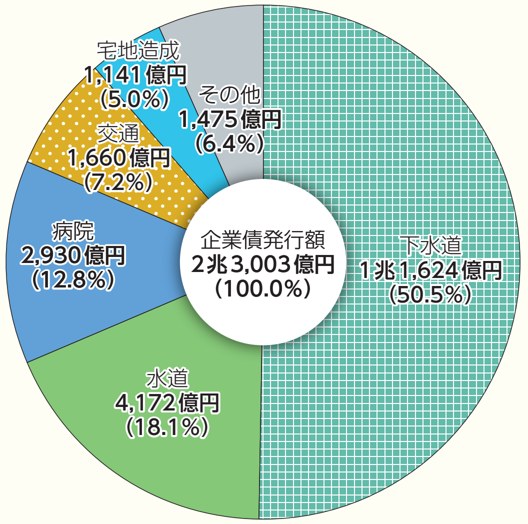

（注）公営企業型地方独立行政法人においては、長期借入金額を計上している。

企業債借入先別現在高の推移は、第75図のとおりであり、企業債現在高の令和２年度末の総額は38兆6,767億円で、前年度末と比べると3.2％減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。

第75図　企業債借入先別現在高の推移

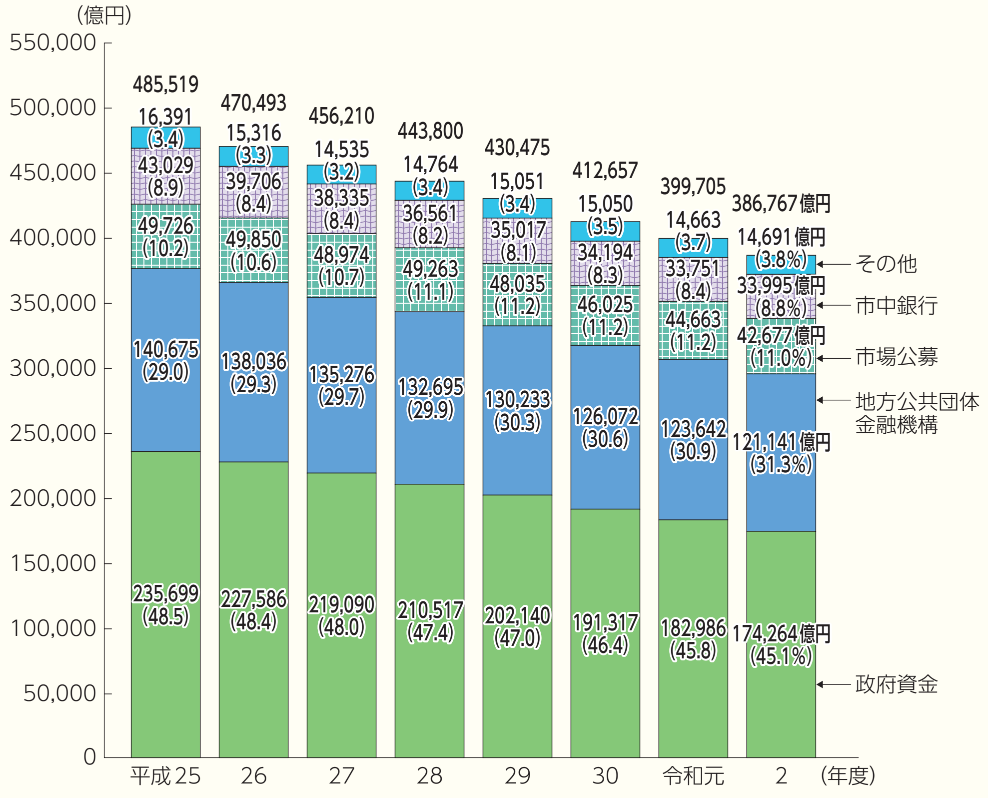

（注）公営企業型地方独立行政法人においては、地方債（転貸債）償還債務残高を計上している。

（ク）他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は２兆9,593億円で、下水道事業における事業費の減少等により、前年度と比べると0.6％減となっている。

この内訳をみると、収益的収入（＊）として２兆532億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.4％）、資本的収入（＊）として9,061億円（資本的収入に対する繰入金の割合21.0％）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合（繰入額総額の55.8％）を占め、以下、病院事業（同28.7％）、水道事業（同6.8％）の順となっている。

（ケ）法適用企業の経営状況

a　損益計算書、貸借対照表

損益計算書の状況は、第76図のとおりであり、令和２年度は、総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

また、法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、総費用及び総収益ともに増加している。

貸借対照表の状況は、第77図のとおりであり、同じく法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、資産の総額は増加している。

第76図　損益計算書の状況

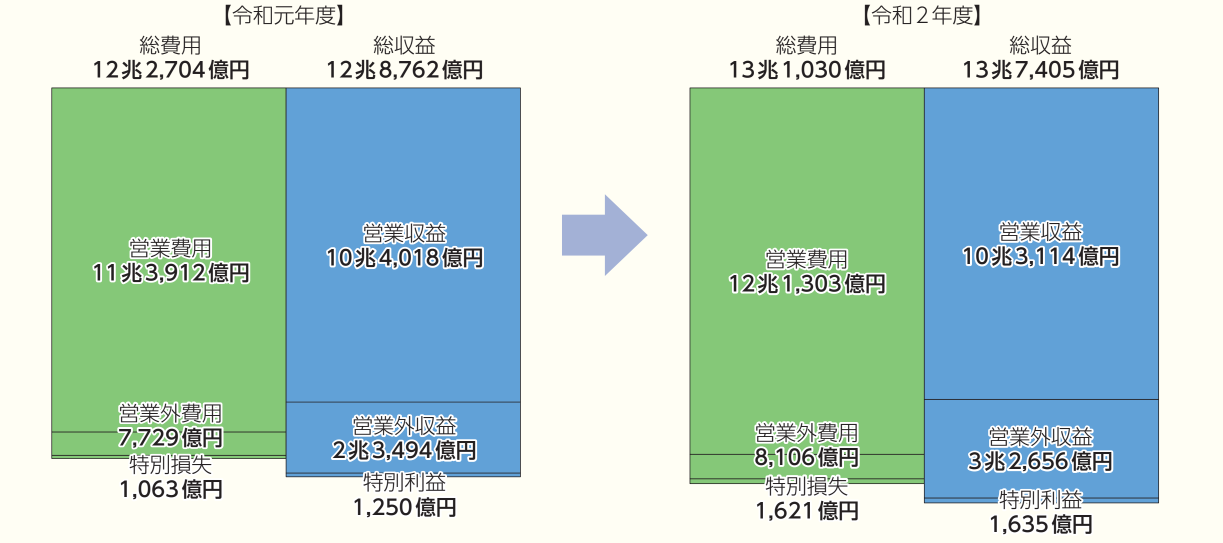

第77図　貸借対照表の状況

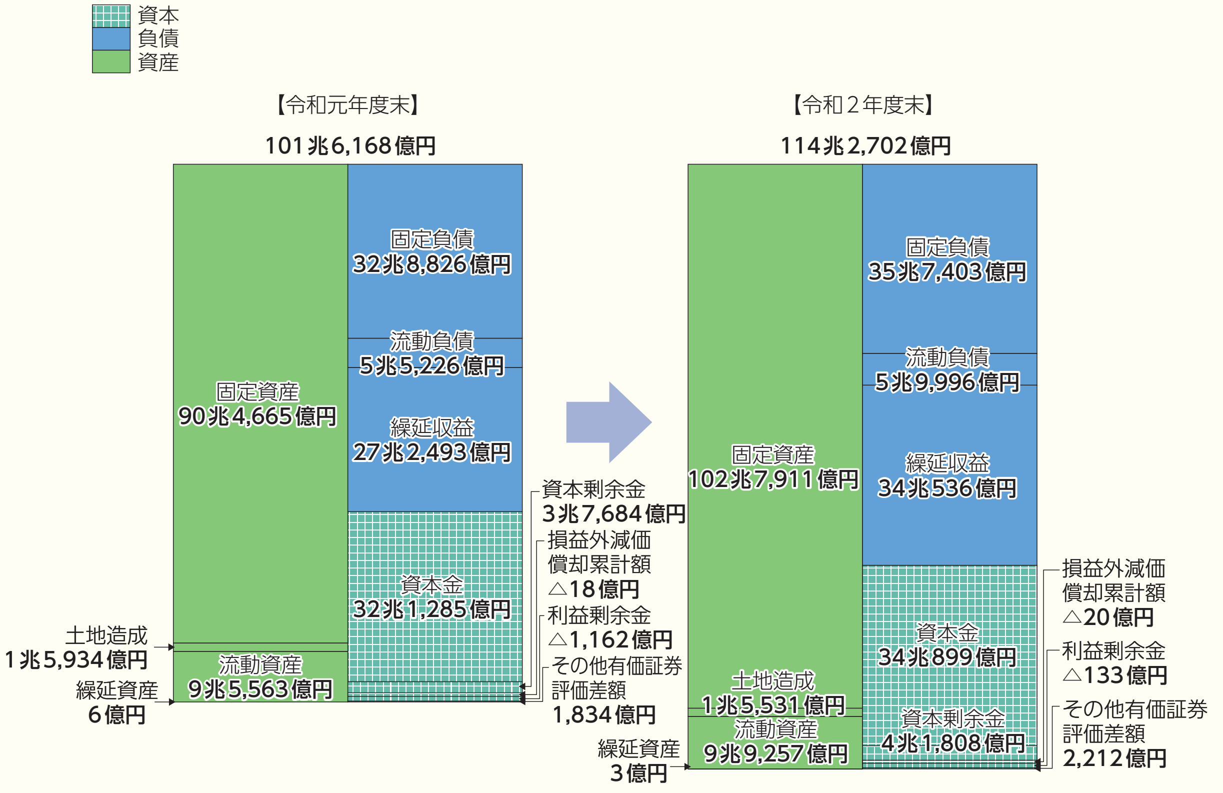

7 公営企業等の状況

b　損益収支（＊）＊12

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は13兆7,405億円、総費用（経常費用＋特別損失）は13兆1,030億円となっている。この結果、純損益は6,375億円の黒字となっており、総収支比率は前年度と同じ104.9%となっている。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は13兆5,770億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は12兆9,409億円となっている。この結果、経常損益は6,361億円の黒字となっており、経常収支比率は104.9%と前年度より0.1ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは18年連続で100%を上回っている。

なお、純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第28表のとおりである。

第28表　法適用企業の経営状況　（単位　事業、億円）

区　分	純損益		経常損益	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
黒字事業数	3,622	2,808	3,595	2,788
黒字額	8,415	7,987	8,205	7,661
赤字事業数	1,031	968	1,058	988
赤字額	2,040	1,929	1,844	1,790
総事業数	4,653	3,776	4,653	3,776
収支	6,375	6,058	6,361	5,871

c　資本収支（＊）

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は7兆2,474億円で、前年度と比べると15.6%増となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆7,860億円、損益勘定留保資金等の内部資金が3兆3,649億円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は965億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は3兆7,261億円で、前年度と比べると15.5%増となっている。建設改良費が大きい事業は、下水道事業（建設改良費総額の44.3%）、水道事業（同34.3%）、病院事業（同11.2%）である。

d　累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆619億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、病院事業（累積欠損金合計額の46.9%）、交通事業（同35.8%）である。

＊12　法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。
純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。
経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表す。経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。
総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

e　不良債務

令和２年度末現在において、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,234億円で、前年度と比べると9.7％減となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額総額の53.5％）、下水道事業（同21.5％）、病院事業（同19.3％）である。

（コ）法非適用企業の経営状況

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の98.1％、赤字事業数は1.9％を占めており、全体では587億円の黒字（前年度1,414億円の黒字）となっている。

イ　事業別状況

（ア）水道事業

a　事業数

(a)　上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、令和２年度決算対象となるものは、1,320事業であり、このうち、末端給水事業は1,251事業、用水供給事業は69事業（うち建設中２事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が４事業、政令指定都市営が19事業、市営が664事業、町村営が510事業、企業団等営が54事業であり、用水供給事業は、府県営が21事業、政令指定都市営が１事業、市営が１事業、企業団等営が46事業となっている。

(b)　簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、令和２年度決算対象となるものは、474事業（うち法適用96事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が391事業（うち建設中１事業）で全体の82.5％を占め、政令指定都市営が２事業、市営が79事業、一部事務組合等営が２事業となっている。

b　業務の状況

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、令和２年度末で１億23百万人（上水道事業１億22百万人、簡易水道事業１百万人）であり、前年度と比べると微減となっている。また、令和２年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は179億54百万m^3で、前年度と比べると0.5％増となっており、給水人口１人当たり１日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は299lで、前年度と比べると1.4％増となっている。

c　経営状況

(a)　法適用企業

①　損益収支

水道事業の総収益は３兆1,736億円、総費用は２兆8,899億円となっており、この結果、純損益は2,837億円の黒字、総収支比率は109.8％となっている。また、経常収益は３兆1,472億円、経常費用は２兆8,524億円となっており、この結果、経常損益は2,949億円の黒字、経常収支比率は110.3％となっている。純損益及び経常損益におけ

る黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は743億円で、前年度と比べると14.9％増となっている。また、不良債務は２億円で、前年度と比べると40.8％減となっている。

第29表　水道事業（法適用企業）の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	1,213	1,211	1,223	1,213
黒字額	3,088	3,531	3,054	3,522
赤字事業数	201	161	191	159
赤字額	251	190	105	77
総事業数	1,414	1,372	1,414	1,372
収支	2,837	3,342	2,949	3,445

②　資本収支

資本的支出は、第78図のとおりであり、令和２年度の額は１兆9,058億円で、前年度と比べると3.7％増となっている。これに対する財源は、外部資金が6,544億円、内部資金が１兆2,491億円で、財源不足額は23億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は１兆2,790億円で、前年度と比べると5.4％増、企業債償還金は5,723億円で、前年度と比べると0.6％増となっている。

第78図　水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源

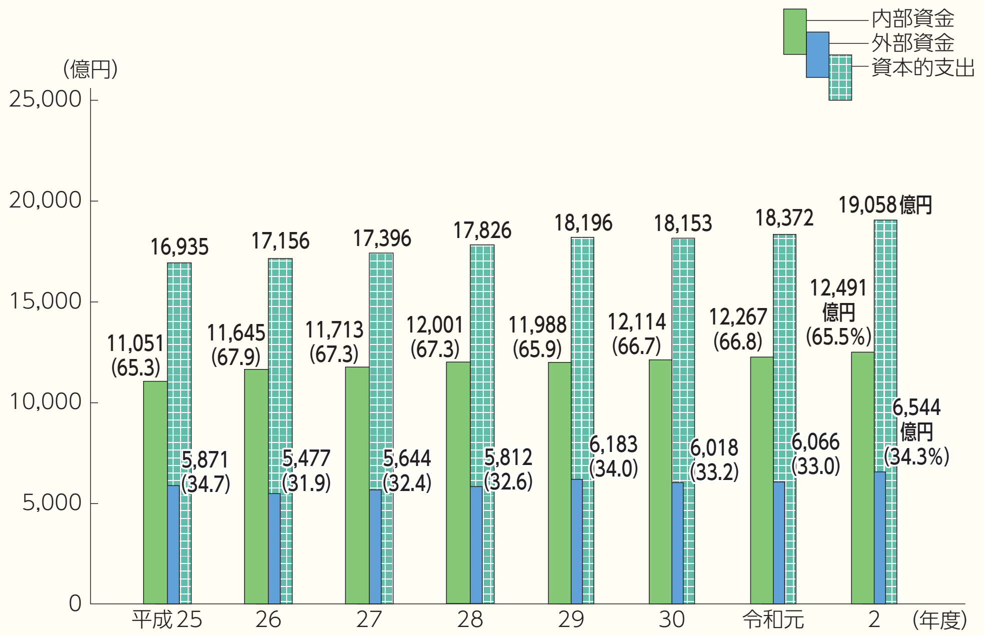

（注）（　）内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

③　給水原価と供給単価

有収水量1m^{3}当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は166.78円（資本費57.99円、職員給与費20.62円、受水費27.72円、その他の経費60.44円）、1m^{3}当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は166.48円となっており、給水原価が供給単価を0.30

円上回っている。

また、令和２年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は95事業（前年度77事業）で、営業中の事業の6.7%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は378事業（うち建設中１事業）で、実質収支をみると、黒字事業が374事業で24億円の黒字となっており、赤字事業が３事業で0.2億円の赤字となっている。

（イ）工業用水道事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、令和２年度決算対象となるものは、154事業（うち建設中２事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が39事業、政令指定都市営が９事業、市営が79事業、町村営が17事業、企業団等営が10事業となっている。

施設数は251施設、給水先事業所数は5,719箇所、年間総配水量は41億90百万m^3となっている。また、施設利用率（１日平均配水量を現在配水能力で除したもの。）の平均は53.4%（前年度55.2%）となっている。

b　経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,523億円、総費用は1,288億円となっており、この結果、純損益は235億円の黒字、総収支比率は118.3%となっている。また、経常収益は1,469億円、経常費用は1,240億円となっており、この結果、経常損益は229億円の黒字、経常収支比率は118.5%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は250億円で、前年度と比べると24.0%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第30表　工業用水道事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	133	128	132	129
黒字額	250	250	235	244
赤字事業数	19	25	20	24
赤字額	14	13	6	8
総事業数	152	153	152	153
収支	235	237	229	237

(b) 資本収支

資本的支出は1,035億円で、前年度と比べると2.1%減となっている。これに対する財源は、外部資金が411億円、内部資金が617億円で、財源不足額は８億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は632億円で、前年度と比べると2.7%減、企業債償還金は290億円で、前年度と比べると1.9%増となっている。

(c)　給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は27.01円（資本費11.63円、職員給与費3.18円、その他の経費12.20円）、1m³当たりの供給単価は30.60円となっており、これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（16.02円）が給水原価（13.27円）を2.75円上回っており、補助事業では供給単価（34.32円）が給水原価（30.52円）を3.80円上回っている。

（ウ）交通事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、令和２年度決算対象となるものは、85事業である。これを事業別にみると、バスが24事業、都市高速鉄道が９事業、路面電車が５事業、モノレール等が２事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は24億7,042万人、１日平均677万人（対前年度比28.6％減）である。１日平均輸送人員を事業別にみると、バスが180万人（対前年度比23.4％減）、都市高速鉄道が479万人（対前年度比30.2％減）、路面電車が９万人（対前年度比39.3％減）、その他が９万人（対前年度比23.8％減）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、第79図のとおりであり、バスについては20.1％、鉄軌道については10.2％となっている。

第79図　バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）

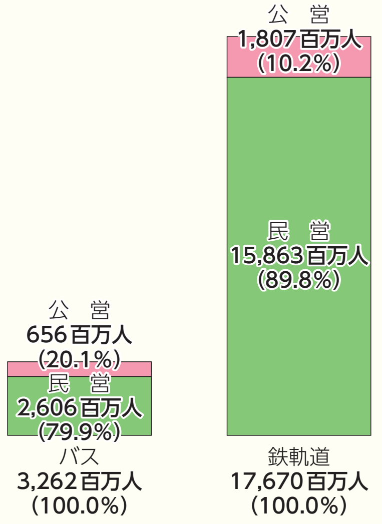

b　経営状況

(a)　法適用企業

①　損益収支

法適用の交通事業の総収益は5,057億円、総費用は5,821億円となっており、この結果、純損益は764億円の赤字、総収支比率は86.9％となっている。また、経常収益は5,040億円、経常費用は5,811億円となっており、この結果、経常損益は771億円の赤字、経常収支比率は86.7％となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業

数及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。

累積欠損金は１兆4,535億円で、前年度と比べると4.6％増となっている。また、不良債務は659億円で、前年度と比べると10.8％増となっている。

第31表　交通事業（法適用企業）の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	7	19	7	19
黒字額	1	747	1	744
赤字事業数	40	27	40	27
赤字額	765	109	773	89
総事業数	47	46	47	46
収支	△764	638	△771	655

これを事業別にみると、バス事業においては、純損益は263億円の赤字となっており、経常損益は261億円の赤字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

累積欠損金は663億円で、前年度と比べると29.8％増となっている。また、不良債務は77億円で、前年度と比べると0.5％減となっている。

都市高速鉄道事業においては、純損益は460億円の赤字となっており、経常損益は467億円の赤字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は１兆3,651億円で、前年度と比べると3.5％増となっている。また、不良債務は582億円で、前年度と比べると12.4％増となっている。

第32表　交通事業のうちバス事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	5	8	5	8
黒字額	1	20	1	17
赤字事業数	19	16	19	16
赤字額	264	42	262	42
総事業数	24	24	24	24
収支	△263	△23	△261	△25

第33表　交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	－	7	－	7
黒字額	－	722	－	722
赤字事業数	9	2	9	2
赤字額	460	49	467	30
総事業数	9	9	9	9
収支	△460	673	△467	692

②　資本収支

資本的支出は4,361億円（うちバス事業258億円、都市高速鉄道事業3,963億円）で、前年度と比べると2.8％増となっている。これに対する財源は、外部資金が2,438億円、内部資金が1,380億円で、財源不足額は543億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,741億円（うちバス事業183億円、都市高速鉄道事業1,498億円）で、前年度と比べると13.2％増、企業債償還金は2,542億円（うちバス事業63億円、都市高速鉄道事業2,401億円）で、前年度と比べると3.9％増となっている。

(b)　法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の38事業で、実質収支をみると、黒字事業が36事業で６億円の黒字となっており、赤字事業が２事業で５億円の赤字となっている。

（エ）電気事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、令和２年度決算対象となるものは、99事業（うち建設中２事業）であり、法適用企業が31事業、法非適用企業が68事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が４事業、市営が33事業、町村営が34事業、一部事務組合等営が２事業となっている。

施設数は498施設で、最大出力の合計は266万kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は78億59百万kWh、年間売電電力量は76億82百万kWhとなっている。そのうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は**第34表**のとおりである。

第34表　公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）

発電型式	施　設	最大出力（千kW）	年間発電電力量（百万kWh）	年間売電電力量（百万kWh）
水力	339	2,319	7,288	7,202
ごみ	5	28	170	90
スーパーごみ	1	25	38	33
ごみ固形燃料	1	12	－	－
風力	27	105	175	170
太陽光	115	142	188	187
バイオマス	1	0	0	0
合計	489	2,631	7,859	7,682

b　経営状況

(a)　法適用企業

①　損益収支

法適用の電気事業の総収益は953億円、総費用は717億円となっており、この結果、純損益は236億円の黒字、総収支比率は132.9％となっている。また、経常収益は952億円、経常費用は707億円となっており、この結果、経常損益は245億円の黒字、経常収支比率は134.6％となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第35表**のとおりである。

累積欠損金は13億円で、前年度と比べると86.7%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第35表　電気事業（法適用企業）の経営状況　（単位　事業、億円）

区　分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	27	27	27	27
黒字額	248	227	253	228
赤字事業数	4	4	4	4
赤字額	13	69	9	14
総事業数	31	31	31	31
収支	236	157	245	214

②　資本収支

資本的支出は640億円で、前年度と比べると10.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が188億円、内部資金が452億円で、財源不足額は3百万円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は428億円で、前年度と比べると23.1%増、企業債償還金は84億円で、前年度と比べると31.4%減となっている。

(b)　法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業及びバイオマス発電事業の68事業（うち建設中2事業）で、実質収支をみると、黒字事業が65事業で9億円の黒字となっており、赤字事業が1事業で0.3億円の赤字となっている。

（オ）ガス事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、令和2年度決算対象となるものは、23事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が15事業、町村営が7事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は65万戸（対前年度比5.8%減）で、供給区域内戸数に対する普及率は63.6%となっている。また、販売量は241億65百万MJで、前年度と比べると6.5%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、供給戸数で2.3%、販売量で1.5%となっている。

b　経営状況

(a)　損益収支

ガス事業の総収益は711億円、総費用は634億円となっており、この結果、純損益は77億円の黒字、総収支比率は112.2%となっている。また、経常収益は711億円、経常費用は634億円となっており、この結果、経常損益は77億円の黒字、経常収支比率は112.2%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第36表のとおりである。

累積欠損金は68億円で、前年度と比べると44.0%減となっている。なお、不良債務を有

する事業はない。

第36表　ガス事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	19	20	19	19
黒字額	78	67	78	60
赤字事業数	4	5	4	6
赤字額	1	0	1	1
総事業数	23	25	23	25
収支	77	67	77	60

(b) 資本収支

資本的支出は263億円で、前年度と比べると34.0％増となっている。これに対する財源は、外部資金が26億円、内部資金が237億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は98億円で、前年度と比べると12.4％減、企業債償還金は80億円で、前年度と比べると0.6％減となっている。

（カ）病院事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業で、令和２年度決算対象となるものは、683事業であり、これらの事業が有する病院（以下「公立病院」という。）数は856病院である。これを経営主体別にみると、地方公共団体が経営する地方公営企業法を適用する病院は762病院であり、都道府県立が147病院（35都道府県）、政令指定都市立が24病院（14政令指定都市）、市立が339病院（290市）、町村立が151病院（148町村）及び一部事務組合等立が101病院（75組合）となっている。また、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院は94病院であり、都道府県が設立団体となるものは42病院（18都道府県）、政令指定都市が設立団体となるものは20病院（9政令指定都市）、市が設立団体となるものは26病院（23市）、町村が設立団体となるものは4病院（4町村）及び一部事務組合等が設立団体となるものは2病院（2組合）となっている。

一般病院816病院＊13のうち病床数300床以上の病院は、34.3％に当たる280病院となっており、地域における中核的な役割を担う病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の38.0％に当たる310病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、公立病院全体の85.6％に当たる733病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

令和２年度末における病床数は20万４千床で、前年度と比べると0.7％減となり、入院及び外来延患者数は１億３千万人で、前年度と比べると10.4％減となっている。

＊13　精神科病院以外の病院をいう。

また、病床利用率は67.2％（前年度74.7％）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は161.4％（前年度159.5％）となっている。なお、全国の病院に占める公立病院の数及び病床数の推移は、第80図のとおりである。

第80図　全国の病院に占める公立病院の状況

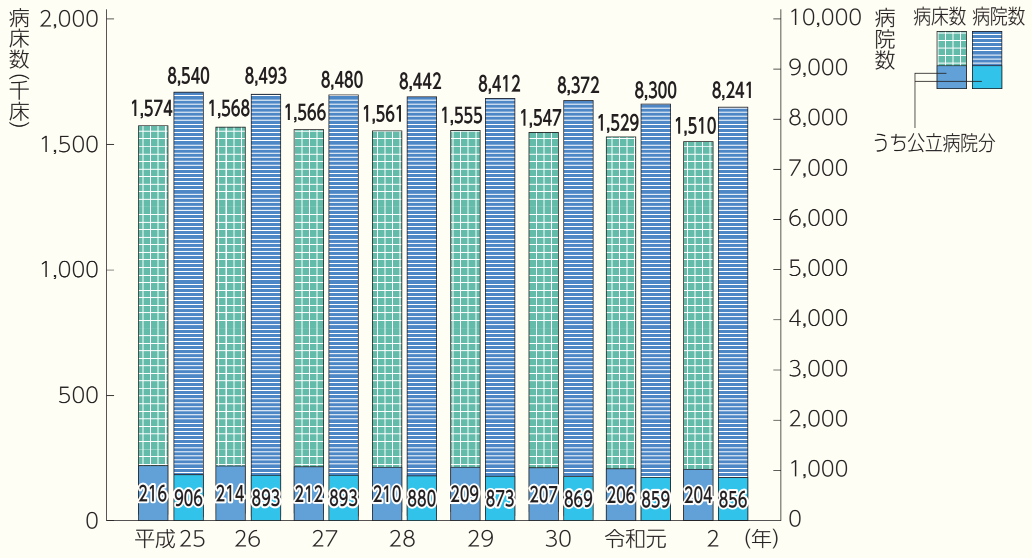

（注）全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年10月1日現在）」を基にした数である。

b　経営状況

（a）損益収支

病院事業の総収益は５兆5,285億円、総費用は５兆3,919億円となっており、この結果、純損益は1,366億円の黒字、総収支比率は102.5％となっている。また、経常収益は５兆4,399億円、経常費用は５兆3,149億円となっており、この結果、経常損益は1,251億円の黒字、経常収支比率は102.4％となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第37表のとおりである。

累積欠損金は１兆9,062億円で、前年度と比べると4.2％減となっている。また、不良債務は238億円で、前年度と比べると50.3％減となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.1％（前年度91.0％）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が88.4％（同91.3％）、精神科病院が72.9％（同73.6％）となっている。

第37表　病院事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区　分	純損益		経常損益	
	令和２年度	令和元年度	令和２年度	令和元年度
黒字事業数	431	290	420	281
黒字額	1,953	386	1,798	304
赤字事業数	252	394	263	403
赤字額	587	1,371	548	1,284
総事業数	683	684	683	684
収支	1,366	△984	1,251	△980

7　公営企業等の状況

(b)　資本収支

資本的支出は8,623億円で、前年度と比べると6.5％増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,808億円、内部資金が2,620億円で、財源不足額は195億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,187億円で、前年度と比べると6.9％増、企業債償還金は3,866億円で、前年度と比べると5.0％増となっている。

（キ）下水道事業

a　事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、令和２年度決算対象となるものは、3,606事業（うち建設中11事業）であり、法適用企業が2,092事業、法非適用企業が1,514事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,871事業、町村営が1,579事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の令和２年度末における現在処理区域内人口は１億526万人、現在処理区域面積は550万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は153億m^3で、前年度と比べると0.6％増となっており、年間有収水量は113億m^3で、前年度と比べると0.7％増となっている。

b　経営状況

(a)　法適用企業

①　損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は３兆9,705億円で、前年度と比べると26.2％増となっている。その内訳をみると、使用料収入が１兆4,447億円（総収益に占める割合36.4％）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が１兆1,067億円（同27.9％）等となっている。一方、総費用は３兆7,548億円で、前年度と比べると27.6％増となっており、うち企業債利息が3,143億円（総費用に占める割合8.4％）となっている。この結果、純損益は2,157億円の黒字、総収支比率は105.7％となっている。また、経常収益は３兆9,347億円、経常費用は３兆7,189億円となっており、この結果、経常損益は2,158億円の黒字、経常収支比率は105.8％となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第38表のとおりである。

累積欠損金は1,654億円で、前年度と比べると40.4％増となっている。また、不良債務は265億円で、前年度と比べると20.8％増となっている。

②　資本収支

資本的支出は３兆5,030億円で、前年度と比べると26.4％増となっている。これに対する財源は、外部資金が２兆1,534億円、内部資金が１兆3,302億円で、財源不足額は194億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は１兆6,499億円で、前年度と比べると30.7％増、企業債償還金は１兆8,305億円で、前年度と比べると22.6％増となっている。

(b)　法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1,872億円で、前年度と比べると74.5％減となっている。その内訳をみると、使用料収入が668億円（総収益に占める割合35.7％）、

他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が1,122億円（同59.9％）等となっている。一方、総費用は1,085億円で、前年度と比べると75.5％減となっており、うち地方債利息が232億円（総費用に占める割合21.4％）となっている。

資本的支出は2,044億円で、前年度と比べると75.5％減となっている。その内訳をみると、建設改良費は779億円で、前年度と比べると78.4％減、地方債償還金は1,254億円で、前年度と比べると73.3％減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が1,494事業で68億円の黒字、赤字事業が15事業で６億円の赤字となっており、差引61億円の黒字となっている（第38表）。

第38表　下水道事業の経営状況　（単位　事業、億円）

区　分	令和２年度（A）			令和元年度（B）			差引（A）－（B）		
	法適用企業	法非適用企業	合　計	法適用企業	法非適用企業	合　計	法適用企業	法非適用企業	合　計
黒字事業数	1,669	1,494	3,163	987	2,305	3,292	682	△811	△129
黒　字　額	2,349	68	2,417	2,178	778	2,956	171	△710	△539
赤字事業数	417	15	432	269	46	315	148	△　31	117
赤　字　額	193	6	199	133	16	149	59	△　10	50
総事業数	2,086	1,509	3,595	1,256	2,351	3,607	830	△842	△　12
収　　支	2,157	61	2,218	2,045	762	2,806	112	△700	△589

（c）全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,417億円、赤字額は199億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は2,218億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は140.79円/m^3（維持管理費78.67円/m^3、資本費62.12円/m^3）で、前年度と比べると1.2％減となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は134.55円/m^3で、前年度と比べると2.4％減となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は95.6％となっており、前年度と比べると1.1ポイント低下している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は１兆7,278億円で、前年度と比べると6.5％増となっている。

（ク）その他の公営企業

a　事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、令和２年度決算対象となるものは、港湾整備事業が95事業、市場事業が152事業、と畜場事業が50事業（うち建設中１事業）、観光施設事業が244事業（うち建設中１事業）、宅地造成事業が424事業（うち建設中54事業）、有料道路事業が１事業、駐車場整備事業が194事業、介護サービス事業が499事業、その他事業（廃棄物等処理施設、診療所等）が67事業となっている。

b　経営状況

その他の公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字

額は、第39表のとおりである。このうち、観光施設事業については、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）が23億円の黒字であるものの、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると5.8％増の198億円となっており、経営状況が悪化している事業については、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は473億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると1.7％減の3,333億円となっているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている会計が全体（地方債償還が終了した会計を除く。）の39.7％を占めている。厳しい経営状況にある事業については、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第39表　その他の公営企業の経営状況　（単位　事業、億円）

区分			港湾整備	市場	と畜場	観光施設	宅地造成	有料道路	駐車場整備	介護サービス	その他
法適用企業	純損益	黒字事業数	6	11	1	15	30	－	3	18	39
		黒字額	90	7	0	6	323	－	1	2	19
		赤字事業数	2	3	－	20	14	－	3	24	28
		赤字額	3	111	－	23	64	－	1	6	9
		総事業数	8	14	1	35	44	－	6	42	67
		収支	88	△104	0	△17	259	－	1	△4	9
	経常損益	黒字事業数	6	10	1	15	29	－	3	17	38
		黒字額	71	5	0	6	336	－	1	2	18
		赤字事業数	2	4	－	20	15	－	3	25	29
		赤字額	3	122	－	11	64	－	1	6	9
		総事業数	8	14	1	35	44	－	6	42	67
		収支	68	△117	0	△5	272	－	1	△4	9
法非適用企業	実質収支	黒字事業数	82	137	48	203	309	1	179	448	－
		黒字額	145	44	5	44	289	－	44	43	－
		赤字事業数	5	1	－	5	17	－	9	9	－
		赤字額	7	0	－	4	75	－	34	2	－
		総事業数	87	138	48	208	326	1	188	457	－
		収支	138	44	5	40	214	－	10	41	－

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体とされ、市町村とともに都道府県も国民健康保険の保険者となっている。

また、市町村は、国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うこととされているが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収した保険料（税）は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとされている。

ア 都道府県

（ア）歳入

都道府県の歳入決算額は11兆4,835億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。

歳入の内訳をみると、第81図のとおりであり、前期高齢者交付金が最も大きな割合を占めており、以下、市町村から納付された国民健康保険事業費納付金、療養給付費等負担金等の国庫支出金の順となっている。

第81図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）

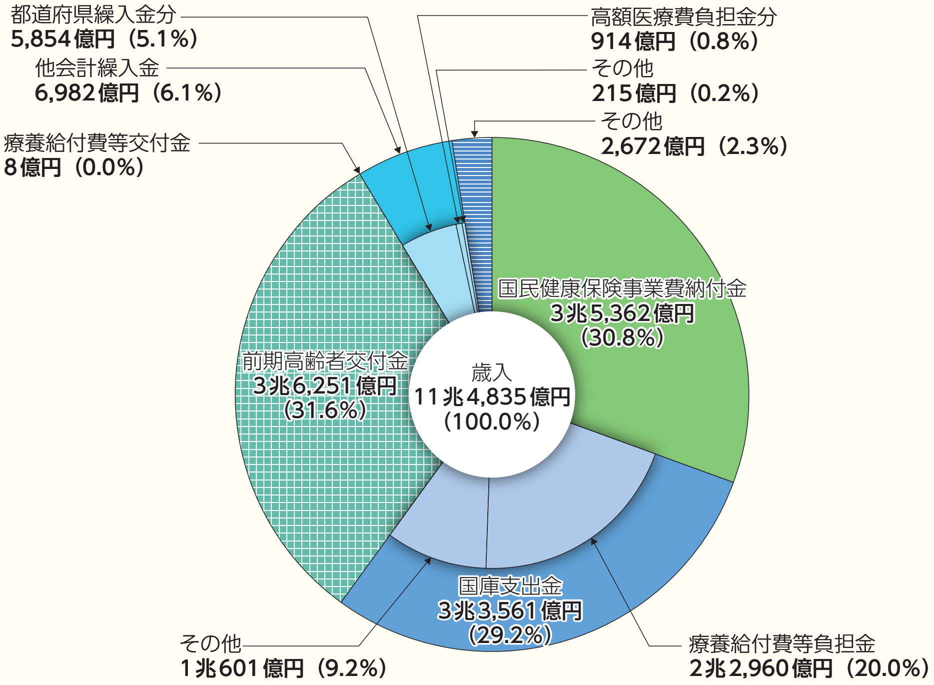

（イ）歳出

歳出決算額は10兆9,840億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。

歳出の内訳をみると、第82図のとおりであり、保険給付費等交付金が最も大きな割合を占めており、次いで後期高齢者支援金等となっている。

第82図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）

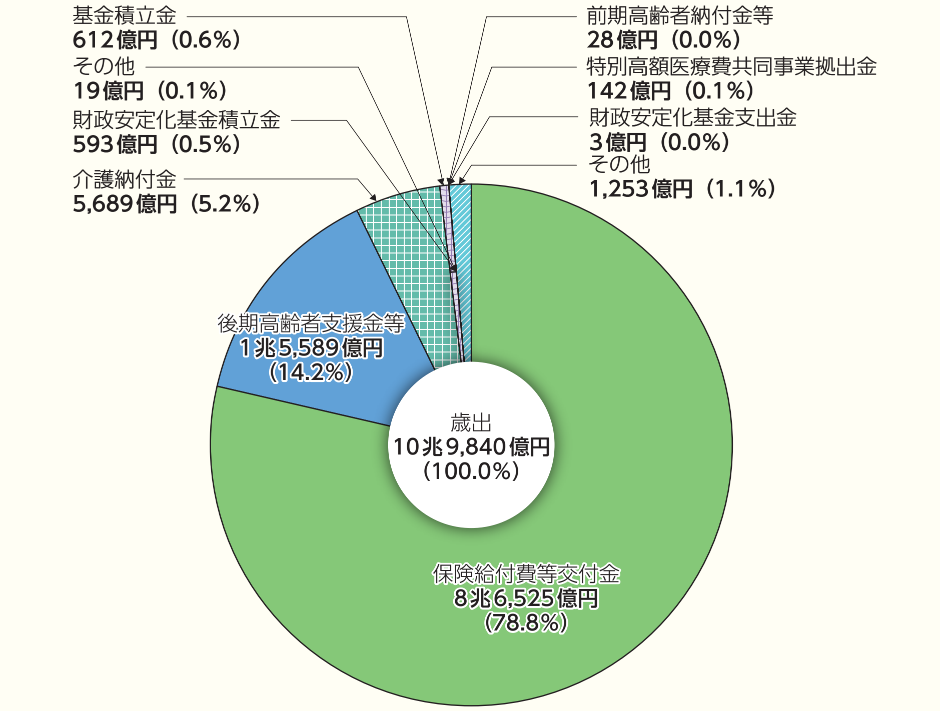

（ウ）収支

実質収支は4,959億円の黒字（前年度1,996億円の黒字）となっており、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、47団体全てにおいて黒字で、黒字額は4,960億円（同1,991億円の黒字）となっている。

イ 市町村（事業勘定）

令和２年度末において国民健康保険事業会計を有する団体は、1,743団体（前年度同数）となっている。

また、被保険者数は2,619万人であり、加入世帯数は1,724万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は41万人減少、加入世帯数は９万世帯減少している。

（ア）歳入

事業勘定の歳入決算額は12兆6,713億円で、前年度と比べると3.3％減となっている。

歳入の内訳をみると、第83図のとおりであり、都道府県から医療給付等に必要な資金として交付される保険給付費等交付金等の都道府県支出金が最も大きな割合を占めており、次いで国民健康保険税（料）となっている。また、前年度と比べると、都道府県支出金が3.4％減、国民健康保険税（料）が2.1％減となっている。

第83図　国民健康保険事業の歳入決算の状況（市町村（事業勘定））

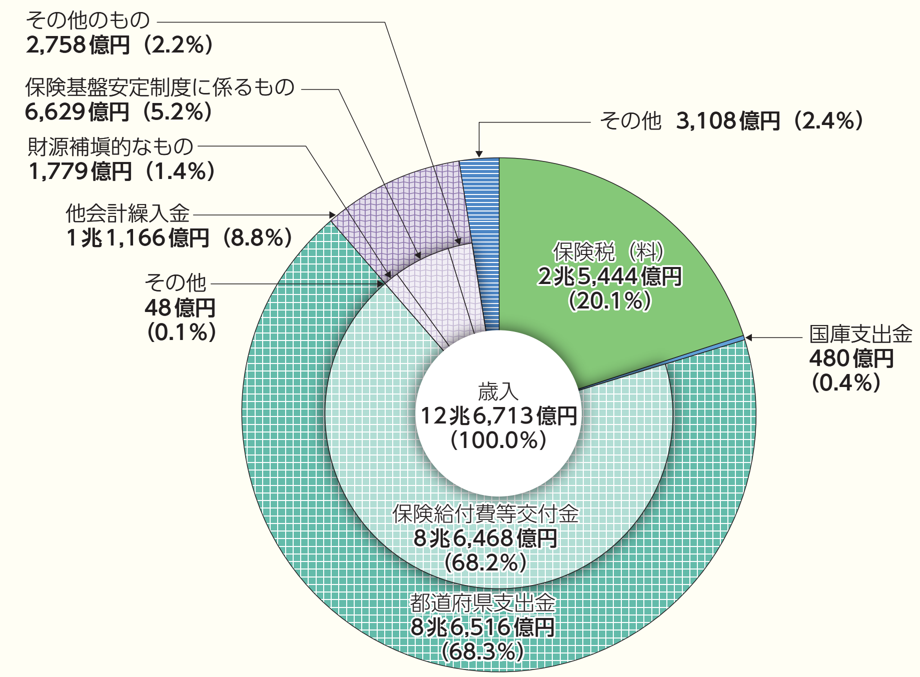

（イ）歳出

歳出決算額は12兆3,939億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。

歳出の内訳をみると、第84図のとおりであり、保険給付費が最も大きな割合を占めており、次いで市町村から都道府県へ納付される国民健康保険事業費納付金となっている。また、前年度と比べると、保険給付費が3.9%減、国民健康保険事業費納付金が3.6%減となっている。

第84図　国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））

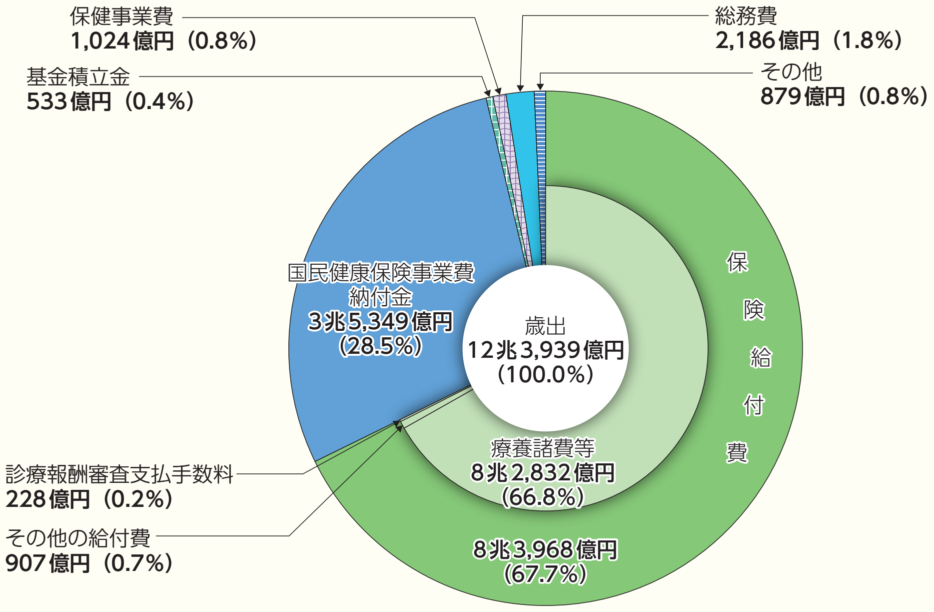

（ウ）収支

実質収支は2,762億円の黒字（前年度2,088億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向

が続いている。

実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、1,026億円の黒字（前年度147億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,274団体（前年度1,206団体）で、その黒字額は1,813億円（同1,386億円）となっている。

一方、赤字団体数は469団体（前年度537団体）で、その赤字額は787億円（同1,240億円）となっている。

ウ 市町村（直診勘定）

令和２年度末において直営診療所を設置している団体は、359団体（前年度362団体）となっている。

直診勘定の歳入決算額は604億円で、前年度と比べると3.1％増となっている。

歳入の内訳をみると、診療収入が270億円で最も大きな割合を占めており、次いで他会計繰入金が177億円となっている。また、前年度と比べると、診療収入が8.7％減、他会計繰入金が4.7％増となっている。

直診勘定の歳出決算額は577億円で、前年度と比べると1.9％増となっている。

歳出の内訳をみると、総務費が367億円で最も大きな割合を占めており、次いで医業費が139億円となっている。また、前年度と比べると、総務費が1.1％増、医業費が3.0％減となっている。

実質収支は25億円の黒字（前年度18億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、148億円の赤字（同146億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う団体（1,739団体（前年度同数））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体（前年度同数））に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は１兆9,193億円で、前年度と比べると6.2％増となっている。

歳入の内訳をみると、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料が１兆3,788億円で最も大きな割合を占めており、次いで繰入金が4,771億円となっている。また、前年度と比べると、後期高齢者医療保険料が6.6％増、繰入金が5.9％増となっている。

歳出決算額は１兆8,896億円で、前年度と比べると6.2％増となっている。

歳出の内訳をみると、後期高齢者医療広域連合への納付金が１兆7,962億円で最も大きな割合を占めており、前年度と比べると、6.4％増となっている。

イ 後期高齢者医療広域連合

（ア）歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は16兆5,488億円で、前年度と比べると0.0％増となっている。

歳入の内訳をみると、第85図のとおりであり、支払基金交付金が最も大きな割合を占めており、以下、国庫支出金、市町村支出金の順となっている。また、前年度と比べると、支払基金交付金が2.3％減、国庫支出金が2.6％増、市町村支出金が4.1％増となっている。

第85図　後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

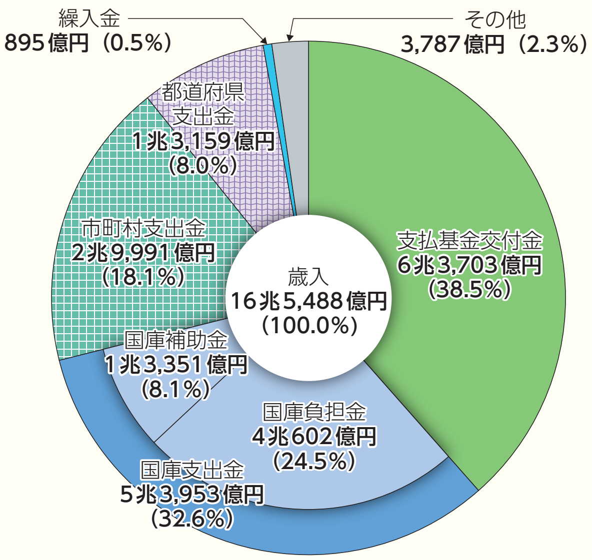

（イ）歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は15兆7,298億円で、前年度と比べると2.8％減となっている。

歳出の内訳をみると、第86図のとおりであり、保険給付費が最も大きな割合を占めている。また、前年度と比べると、保険給付費は2.7％減となっている。

第86図　後期高齢者医療事業の歳出決算の状況

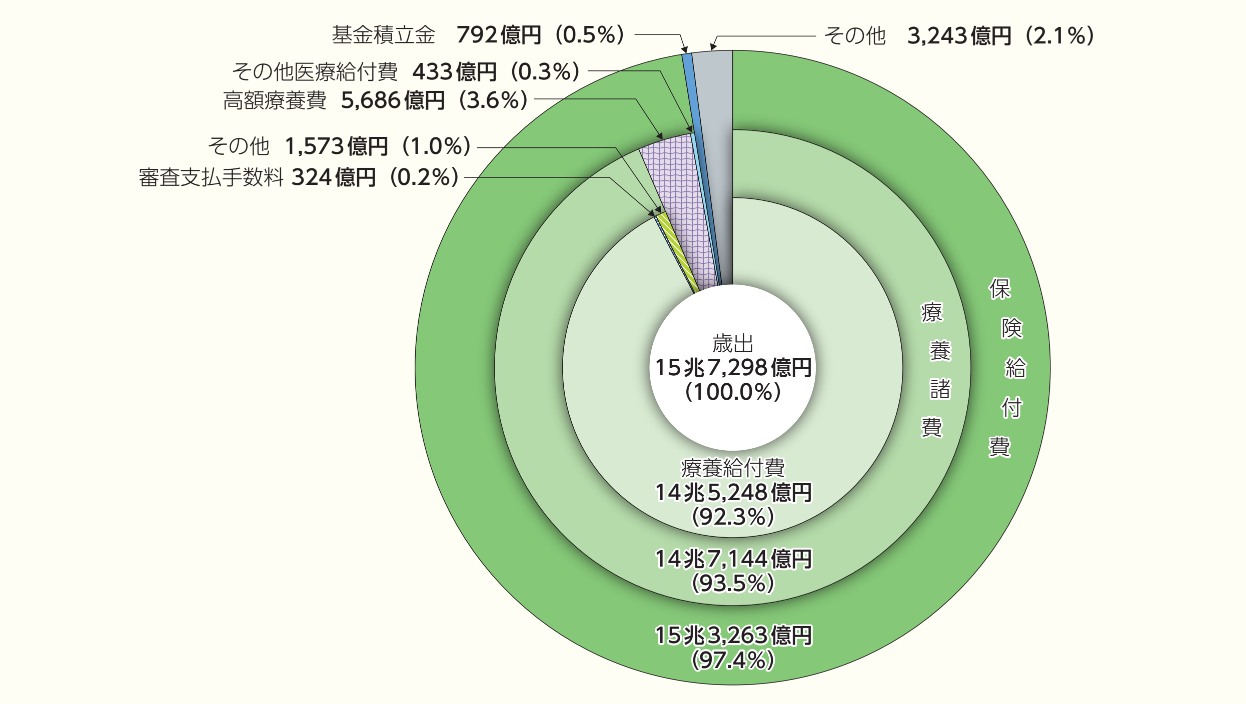

（ウ）収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は、前年度と比べると4,615億円増の8,189億円（前年度3,574億円の黒字）となっている。

(4) 介護保険事業

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第１号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、支払基金交付金（第２号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの５施設により介護サービスを提供する事業は、介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

令和２年度末において、介護保険事業の保険者は、1,571団体（前年度1,573団体）となっている。

また、介護サービス事業勘定を設置している団体は、635団体（前年度649団体）となっている。

ア 保険事業勘定

（ア）歳入

保険事業勘定の歳入決算額は11兆5,853億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。

歳入の内訳をみると、第87図のとおりであり、支払基金交付金が最も大きな割合を占めており、以下国庫支出金＊14、第１号被保険者が支払う保険料、他会計繰入金、都道府県支出金の順となっている。また、前年度と比べると、支払基金交付金が3.0％増、国庫支出金が4.1％増、保険料が1.6％減、他会計繰入金が6.0％増、都道府県支出金が3.4％増となっている。

第87図　介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

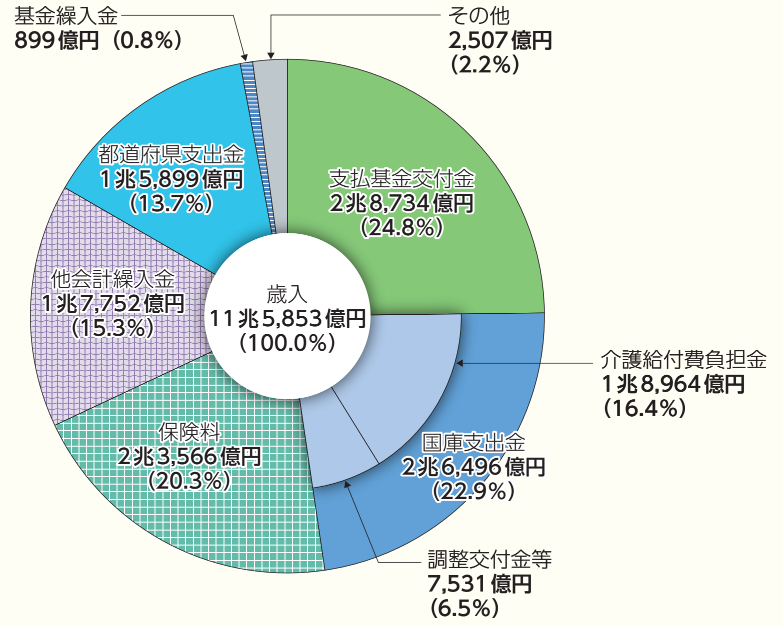

（イ）歳出

保険事業勘定の歳出決算額は11兆2,564億円で、前年度と比べると2.0％増となっている。

歳出の内訳をみると、第88図のとおりである。このうち、保険給付費は、最も大きな割合を占めており、前年度と比べると2.7％増となっている。

＊14　国庫支出金　　：・介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあっては100分の15）に相当する額）
・調整交付金（介護・予防給付額の100分の５に相当する額）　等
都道府県支出金：都道府県の法定負担（※１）を含む
（※１）介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあっては100分の17.5）に相当する額
他会計繰入金　：市町村の法定負担分（※２）を含む
（※２）介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額

第88図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）

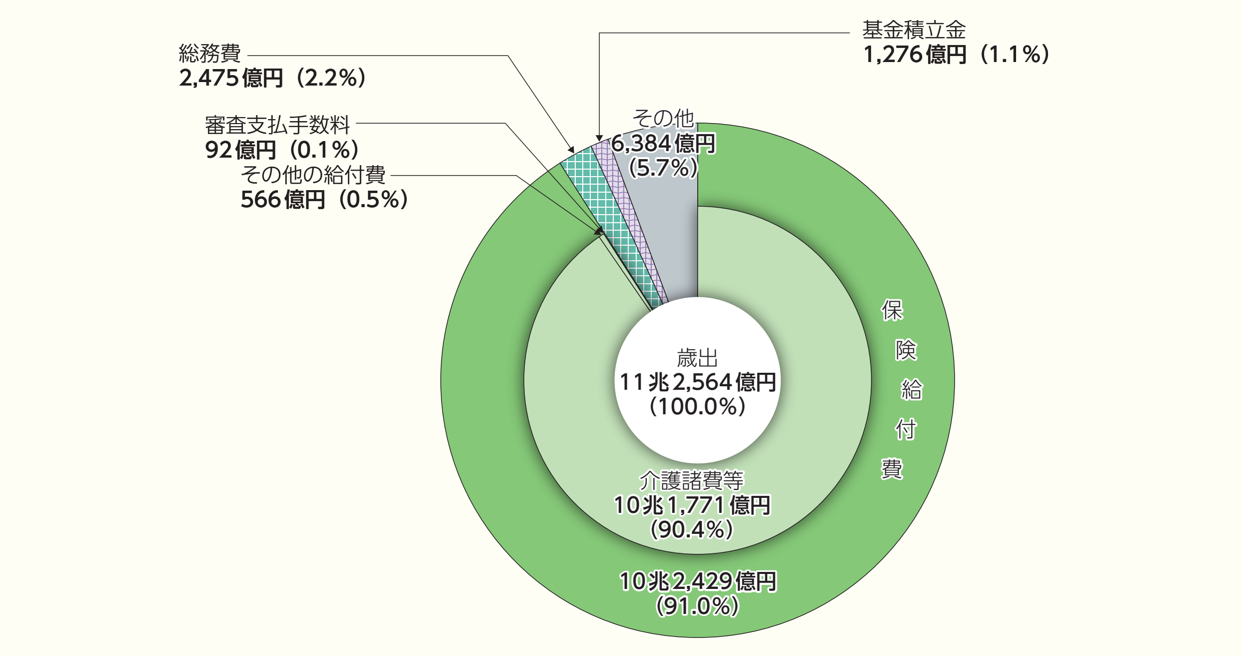

（ウ）収支

実質収支は3,180億円の黒字（前年度2,472億円の黒字）となっており、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、3,161億円の黒字（同2,452億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字団体別にみると、黒字団体数は1,562団体（前年度1,558団体）で、その黒字額は3,187億円（同2,480億円）となっている。

一方、赤字団体数は9団体（前年度15団体）で、その赤字額は26億円（同28億円）となっている。

イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は178億円で、前年度と比べると16.7%減となっている。

歳入の内訳をみると、普通会計等からの繰入金が86億円で最も大きな割合を占めており、次いで利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入が71億円となっている。また、前年度と比べると、他会計繰入金が26.5%減、サービス収入が6.3%減となっている。

歳出決算額は167億円で、前年度と比べると16.3%減となっている。

歳出の内訳をみると、サービス事業費が73億円で最も大きな割合を占めており、以下、総務費が43億円、公債費が25億円の順となっている。また、前年度と比べると、サービス事業費が3.1%減、総務費が9.8%減、公債費が27.6%減となっている。

なお、実質収支は10億円の黒字（前年度13億円の黒字）となっており、再差引収支は72億円の赤字（同100億円の赤字）となっている。

(5)　その他の事業

ア　収益事業

収益事業を実施した地方公共団体の数は、延べ280団体（前年度同数）となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業55団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業５団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

収益事業の決算額は歳入４兆7,012億円、歳出４兆4,707億円で、前年度と比べると、歳入は22.9％増、歳出は21.5％増となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は、5,452億円の黒字（前年度4,609億円の黒字）となっている。

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は3,771億円で、前年度と比べると3.4％増となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が112億円、自転車競走事業が84億円、小型自動車競走事業が２億円、モーターボート競走事業が517億円、宝くじ事業が3,057億円となっている。

イ　共済事業

（ア）農業共済事業

農業共済事業を実施した市町村の数は、５団体（前年度35団体）で、農業共済組合による共済事業への移行が進んだため、前年度と比べると30団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入22億円、歳出22億円で、前年度と比べると歳入は72.5％減、歳出は72.0％減となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、２億円の赤字（前年度22億円の赤字）となっている。

（イ）交通災害共済事業

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体の数は、58団体（前年度60団体）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入47億円、歳出34億円で、前年度と比べると、歳入は10.4％減、歳出は16.9％減となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、14億円の黒字（前年度12億円の黒字）となっている。

ウ　公立大学附属病院事業

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体の数は、１団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益23億円、総費用24億円となり、前年度と比べると総収益は1.8％減、総費用は3.3％増となっている。

また、資本的収支では資本的収入6億円、資本的支出5億円で、前年度と比べると資本的収入は18.8％増、資本的支出は26.7％増となっている。

実質収支は0.5億円の黒字（前年度1億円の黒字）となっている。

(6) 第三セクター等

ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

（ア）第三セクター

a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人

b 「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

（イ）地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

イ 第三セクター等に係る財政的リスクの状況

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請している。

第三セクター等に係る財政的リスクの状況は**第40表**のとおりである。

経営健全化方針の策定要件に該当した法人数は302法人で、前年度（275法人）に比べ27法人増加している。

第40表　経営健全化方針の策定を要する法人数

法人分類	全体	経営健全化方針策定要件該当状況					
		① 債務超過法人	② 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人	③ 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が５年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10％以上の公社	④ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合（※１）が、実質赤字比率（＊）の早期健全化基準（※２）相当以上の法人	合計 ※（①～④）の重複を除く	（参考） 前年度調査 合計 ※（①～④）の重複を除く
	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）
第三セクター	687 (61.0%)	218 (87.9%)	2 (25.0%)	－	14 (29.8%)	233 (77.2%)	206 (74.9%)
社団・財団法人	264 (23.4%)	20 (8.1%)	0 (0.0%)	－	12 (25.5%)	32 (10.6%)	28 (10.2%)
会社法法人	423 (37.6%)	198 (79.8%)	2 (25.0%)	－	2 (4.3%)	201 (66.6%)	178 (64.7%)
地方三公社	439 (39.0%)	30 (12.1%)	6 (75.0%)	17 (100.0%)	33 (70.2%)	69 (22.8%)	69 (25.1%)
地方住宅供給公社	26 (2.3%)	6 (2.4%)	0 (0.0%)	－	0 (0.0%)	6 (2.0%)	6 (2.2%)
地方道路公社	26 (2.3%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	－	3 (6.4%)	5 (1.7%)	5 (1.8%)
土地開発公社	387 (34.4%)	22 (8.9%)	6 (75.0%)	17 (100.0%)	30 (63.8%)	58 (19.2%)	58 (21.1%)
合計	1,126 (100.0%)	248 (100.0%)	8 (100.0%)	17 (100.0%)	47 (100.0%)	302 (100.0%)	275 (100.0%)
全体比	1,126/1,126 (100.0%)	248/1,126 (22.0%)	8/1,126 (0.7%)	17/1,126 (1.5%)	47/1,126 (4.2%)	302/1,126 (26.8%)	275/1,112 (24.7%)

（※１）（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）／標準財政規模
（※２）実質赤字の早期健全化基準…道府県3.75％（東京都5.63％）、市区町村11.25～15.00％
注１：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいては法人１件として計上している。
注２：表中①～④は、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が①～④の複数に該当する場合、①～④それぞれに１件として計上している。

8 東日本大震災の影響

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、死者19,747人、行方不明者2,556人（令和３年３月９日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆９千億円（平成23年６月24日、内閣府（防災担当）発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、令和２年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業などの東日本大震災関連経費が支出された。その状況は次のとおりである。

(1) 普通会計

ア 東日本大震災分の決算の状況

普通会計における東日本大震災分の決算の状況は、第41表のとおりである。

歳入決算額は１兆8,589億円で、東日本大震災復興関連基金からの繰入金、復興事業に係る地方債等が増加したものの、震災復興特別交付税の減少等による一般財源の減少、東日本大震災復興交付金の減少等による国庫支出金の減少等により、前年度と比べると12.4％減となっている。

第41表　普通会計における東日本大震災分の決算の状況（純計）

区　分	令和２年度		令和元年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
	億円	%	億円	%	億円	%
歳入	18,589	100.0	21,221	100.0	△2,632	△12.4
一般財源	4,720	25.4	5,564	26.2	△844	△15.2
うち震災復興特別交付税	4,007	21.6	4,634	21.8	△626	△13.5
国庫支出金	4,291	23.1	6,493	30.6	△2,202	△33.9
地方債	334	1.8	231	1.1	104	45.0
その他	9,243	49.7	8,933	42.1	311	3.5
うち繰入金	4,929	26.5	4,476	21.1	453	10.1
歳出（目的別）	15,203	100.0	18,053	100.0	△2,850	△15.8
総務費	1,804	11.9	2,833	15.7	△1,029	△36.3
民生費	604	4.0	1,246	6.9	△642	△51.5
商工費	2,046	13.5	2,388	13.2	△342	△14.3
災害復旧費	2,054	13.5	2,467	13.7	△412	△16.7
その他	8,695	57.1	9,120	50.5	△425	△4.7
歳出（性質別）	15,203	100.0	18,053	100.0	△2,850	△15.8
義務的経費	763	5.0	839	4.6	△76	△9.1
うち扶助費	33	0.2	110	0.6	△77	△69.7
投資的経費	9,155	60.2	10,066	55.8	△911	△9.1
うち普通建設事業費	7,101	46.7	7,600	42.1	△499	△6.6
うち災害復旧事業費	2,054	13.5	2,467	13.7	△412	△16.7
その他の経費	5,285	34.8	7,148	39.6	△1,862	△26.1
うち補助費等	1,674	11.0	1,078	6.0	596	55.3
うち積立金	1,131	7.4	2,799	15.5	△1,668	△59.6

歳出決算額は１兆5,203億円で、性質別歳出では、東日本大震災復興交付金返還金の増加等により補助費等が増加したものの、福島県内市町村の生活再建促進交付金の減少等による扶助費の減少、国直轄事業負担金の減少等による普通建設事業費の減少、東日本大震災復興関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると15.8％減となっている。

なお、東日本大震災分の決算規模は、平成24年度以降減少傾向にある。

イ　特定被災地方公共団体等の決算の状況

（ア）特定被災県

a　歳入歳出

特定被災県（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第２条第２項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。）である９県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）の歳入総額は、11兆4,486億円で、前年度と比べると19.4％増（全国では21.6％増）となっている。

このうち通常収支分は10兆3,377億円で、前年度と比べると24.8％増（全国では22.5％増）、東日本大震災分は１兆1,110億円で、前年度と比べると14.9％減（同14.7％減）となっている。

特定被災県の歳出総額は10兆9,399億円で、前年度と比べると19.2％増（同21.0％増）となっている。

このうち通常収支分は10兆261億円で、前年度と比べると24.3％増（全国では21.9％増）、東日本大震災分は9,138億円で、前年度と比べると17.4％減（同17.2％減）となっている。なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国の都道府県における東日本大震災分の歳出の98.7％を占めている。

b　地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は15兆7,858億円で、前年度と比べると0.5％増（全国では0.8％増）となっている。債務負担行為額は9,189億円で、前年度と比べると18.7％減（同9.2％増）となっている。積立金現在高は１兆5,655億円で、前年度と比べると6.8％減（同3.8％減）となっている。

（イ）特定被災市町村等

a　歳入歳出

特定被災市町村等（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第１に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第２及び別表第３に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。）である227市町村の歳入総額は９兆5,142億円で、前年度と比べると25.8％増（全国では27.1％増）となっている。

このうち通常収支分は８兆6,857億円で、前年度と比べると30.3％増（全国では27.6％増）、東日本大震災分は8,285億円で、前年度と比べると7.5％減（同8.3％減）となっている。

特定被災市町村等の歳出総額は９兆838億円で、前年度と比べると26.3％増（同27.3％増）

となっている。

　このうち通常収支分は８兆4,105億円で、前年度と比べると31.1％増（全国では27.8％増）、東日本大震災分は6,733億円で、前年度と比べると13.5％減（同14.1％減）となっている。なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国の市町村における東日本大震災分の歳出の96.2％を占めている。

b　地方債現在高等の状況

　特定被災市町村等の地方債現在高は６兆6,118億円で、前年度と比べると1.4％増（全国では0.8％増）、債務負担行為額は１兆3,474億円で、前年度と比べると2.0％増（同3.5％増）、積立金現在高は１兆9,609億円で、前年度と比べると10.8％減（同0.4％減）となっている。

(2)　公営企業会計等

　公営企業等については、特定被災県及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の別表第１に定める特定被災地方公共団体である178市町村（当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。）を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

　特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業（建設中のものを除く。）を合わせた収支の状況は、黒字事業が779事業（事業数全体の87.3％）で、前年度と比べると2.5％減、黒字額は1,257億円で、前年度と比べると1.8％減となっている。また、赤字事業は113事業（事業数全体の12.7％）で、前年度と比べると20.2％増、赤字額は254億円で、前年度と比べると0.2％増となっている。

　この結果、特定被災地方団体における公営企業等の総収支は1,003億円の黒字で、前年度と比べると2.3％減となっている。

9　令和２年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）に基づき、健全化判断比率（＊）又は資金不足比率（＊）が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上となった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされている。

令和２年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第42表のとおりである。団体区分別の合計（純計）は、前年度と同数の市区１団体で、当該団体は財政再生基準以上となっており、新たに早期健全化基準以上となった団体はない。このため、令和２年度に財政健全化計画等を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区１団体である。

第42表　健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率(＊)	実質公債費比率	将来負担比率(＊)	合　計	合計（純計）
都道府県 (47団体)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)
政令指定都市 (20団体)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)
市区 (795団体)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	1(1) (元 1(1))	0 (元　1　)	1(1) (元 2(1))	1(1) (元 1(1))
町村 (926団体)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	0 (元　0　)
合計 (1,788団体)	0 (元　0　)	0 (元　0　)	1(1) (元 1(1))	0 (元　1　)	1(1) (元 2(1))	1(1) (元 1(1))

（注）１　（　）内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
　　　２　将来負担比率には、財政再生基準はない。

また、令和２年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は９会計である。

令和２年度決算に基づく健全化判断比率等のそれぞれの状況は、以下のとおりである。

(1)　実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、第89図のとおりである。

令和２年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体は市区１団体で、当該団体は早期健全化基準未満である。

第89図　実質赤字額がある団体数の推移

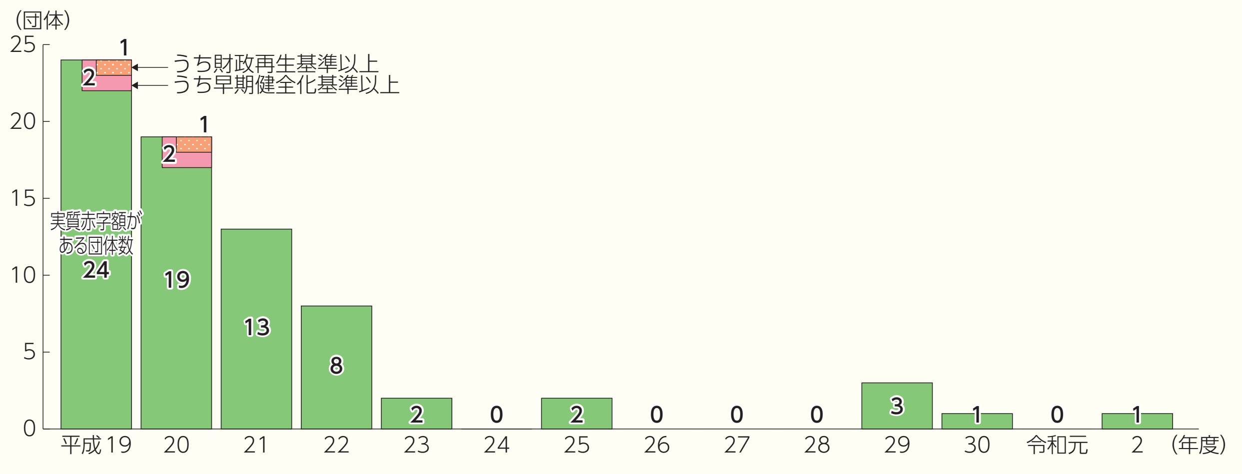

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第90図のとおりである。

令和２年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が０%超である）団体は町村１団体で、当該団体は早期健全化基準未満である。

第90図　連結実質赤字額がある団体数の推移

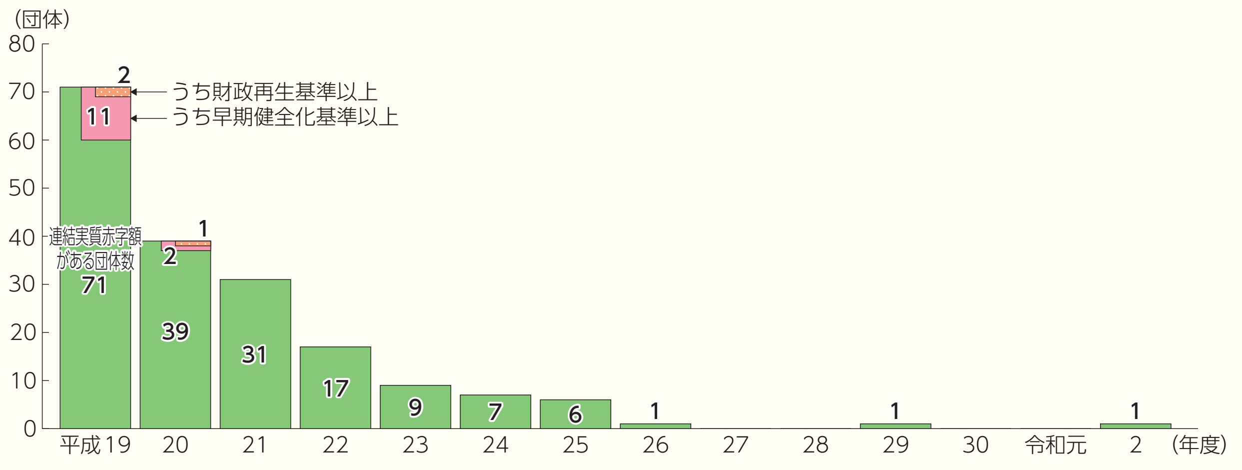

(3) 実質公債費比率

ア　実質公債費比率が18%以上である団体数

実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。これらの団体数の推移は、第91図のとおりである。

令和２年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上である団体数は市区１団体で、当該団体は財政再生基準（35%）以上である。

第91図　実質公債費比率が18%以上である団体数の推移

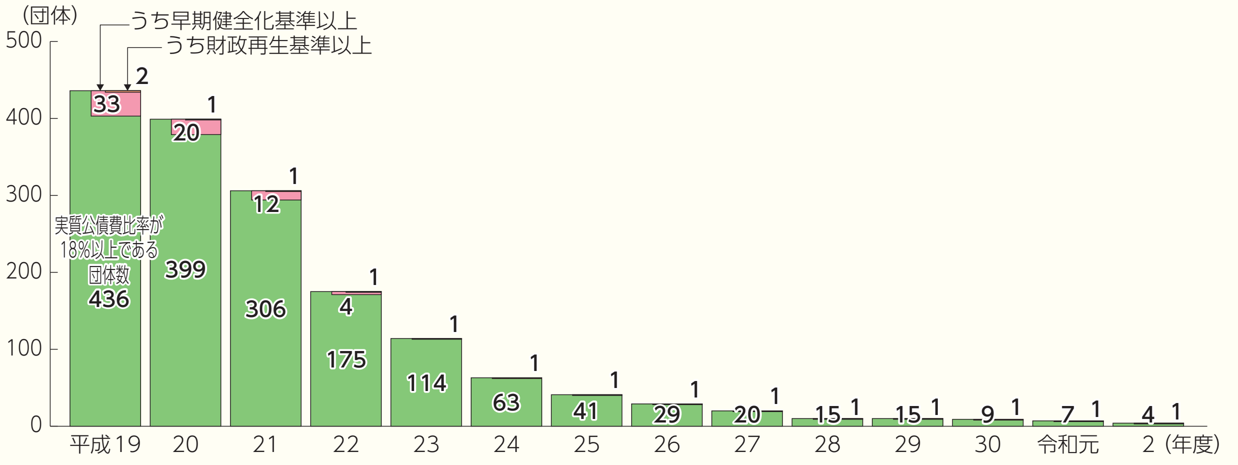

イ　実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第92図のとおりである。

実質公債費比率が18%以上である団体数は、都道府県１団体（構成比2.1%）、市区２団体（同0.3%）、町村１団体（同0.1%）の合計４団体（同0.2%）となっている。

このうち、実質公債費比率が早期健全化基準以上財政再生基準未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区１団体（構成比0.1%）となっている。

第92図　実質公債費比率の段階別分布状況

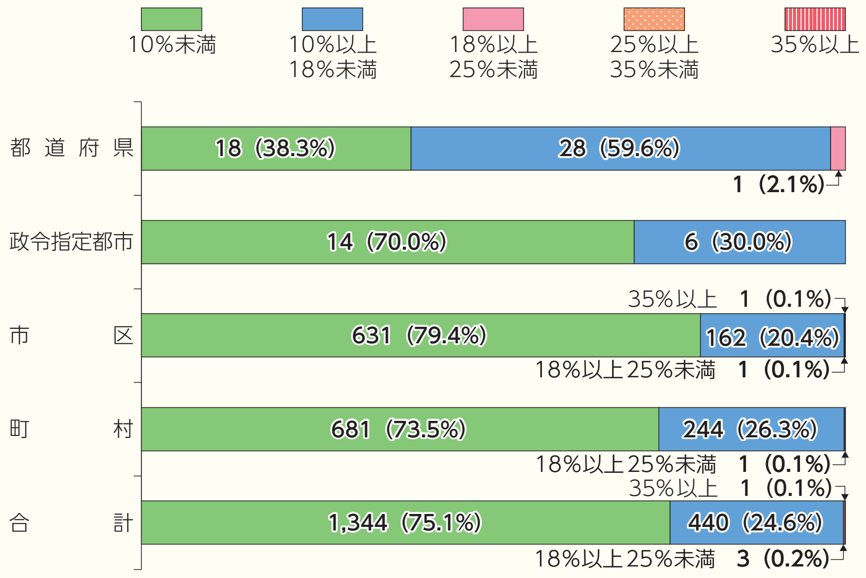

（注）１　（　）内の数値は、構成比である。
２　「25%以上35%未満」の団体はなし。

ウ　団体区分別実質公債費比率の状況

団体区分別の実質公債費比率の状況は、第43表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県10.2%、政令指定都市7.3%、市区4.7%、町村7.6%となっている。

第43表　団体区分別実質公債費比率の状況

区　分	都道府県	政令指定都市	市　区	町　村	市区町村合計
令和２年度	% 10.2	% 7.3	% 4.7	% 7.6	% 5.7

（注）１　比率は、加重平均である。
　　　２　「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

(4) 将来負担比率

ア　早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、**第93図**のとおりである。

令和２年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体はない。

第93図　将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移

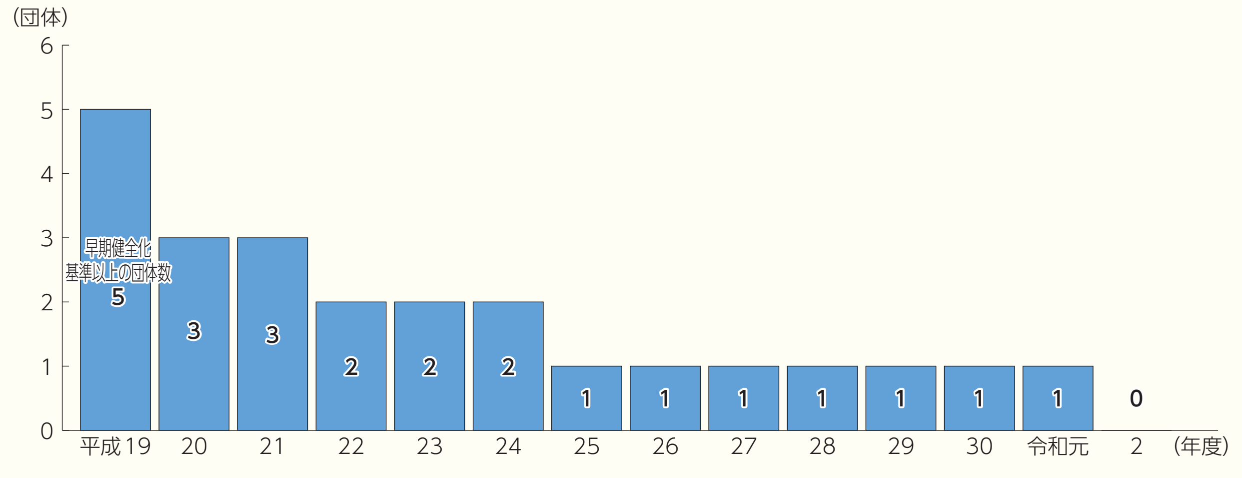

イ　将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、**第94図**のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては100％以上200％未満の区分、市区及び町村においては100％未満の区分における団体数が最も多くなっており、政令指定都市においては100％未満の区分及び100％以上200％未満の区分が同数となっている。

第94図　将来負担比率の段階別分布状況

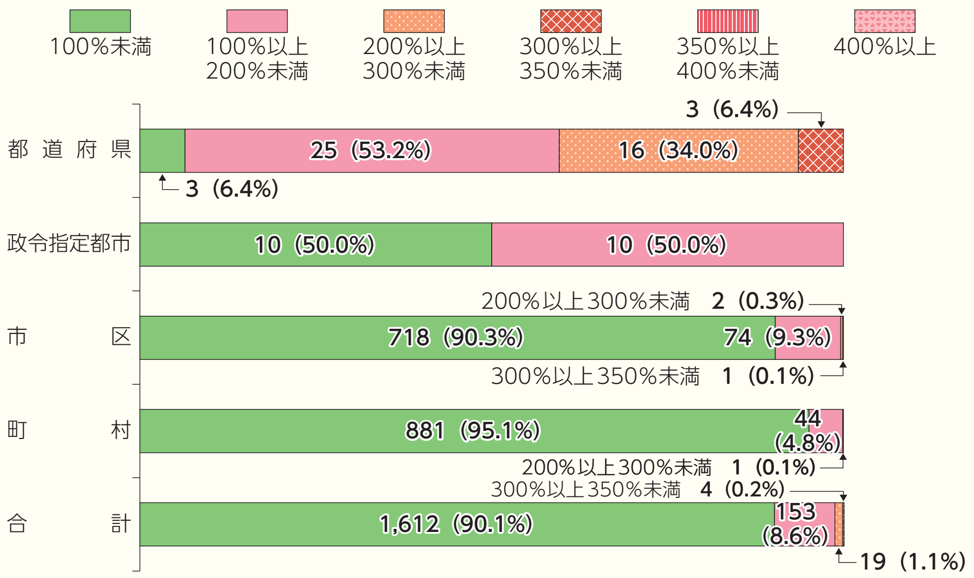

（注）1　（　）内の数値は、構成比である。
　　　2　「350%以上400%未満」及び「400%以上」の団体はなし。

ウ　団体区分別将来負担比率の状況

団体区分別の将来負担比率の状況は、**第44表**のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県171.3%、政令指定都市86.0%、市区8.4%となっている。なお、町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っている。

第44表　団体区分別将来負担比率の状況

区　　分	都道府県	政令指定都市	市　　区	町　　村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
令和２年度	171.3	86.0	8.4	−	24.9

（注）1　比率は、加重平均である。
　　　2　「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。
　　　3　町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、「−」で表記している。

エ　団体区分別将来負担額等の状況

団体区分別の将来負担額等の規模は、**第95図**のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体区分別合計額は、都道府県41兆9,760億円、政令指定都市５兆7,553億円、市区１兆5,630億円となっている。町村においては、基金等の充当可能財源等が将来負担額を2,237億円上回っている。

第95図　団体区分別の将来負担額等の規模

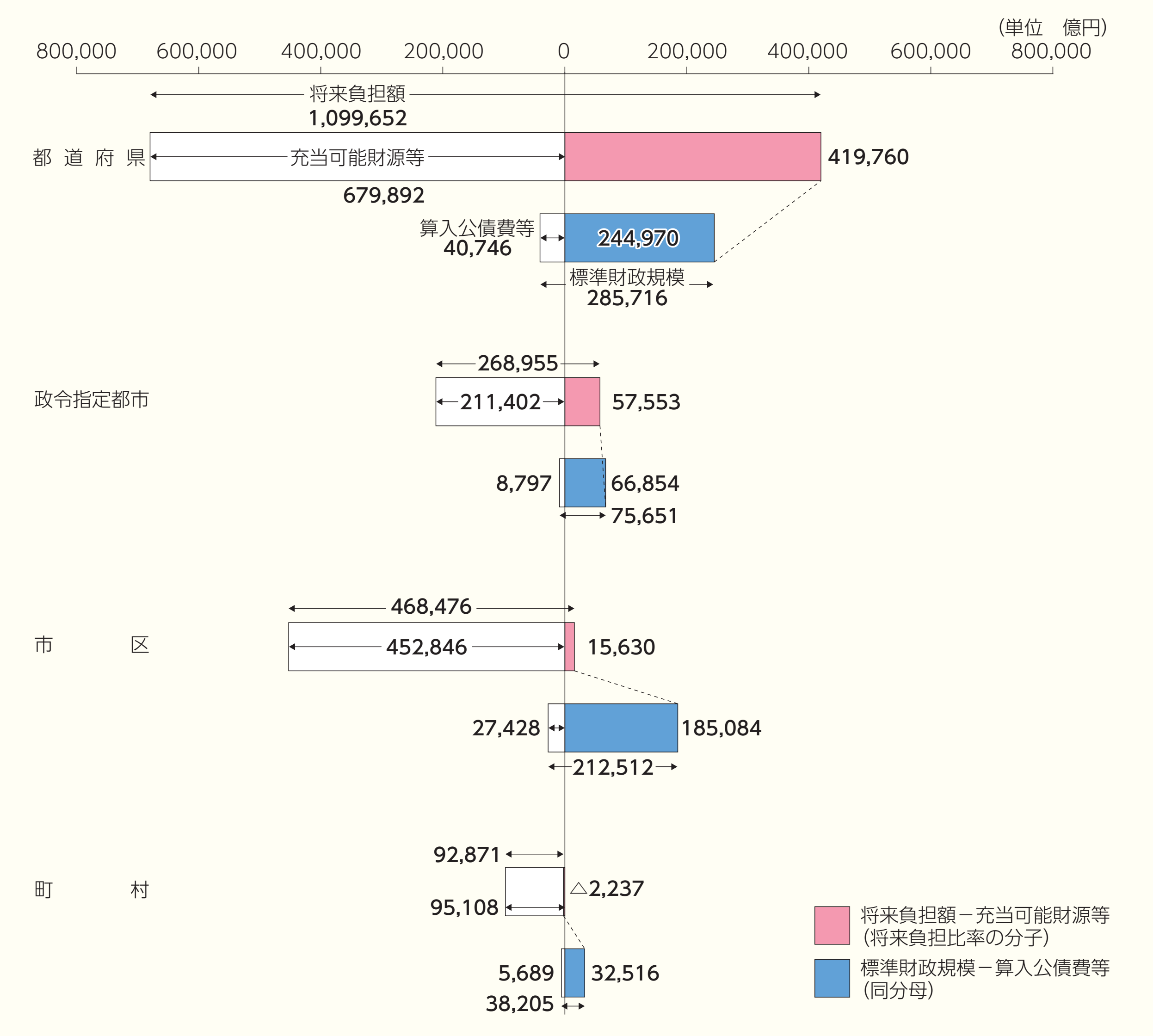

また、団体区分別の項目別将来負担額等の状況は**第45表**のとおりであり、都道府県は、一般会計等に係る地方債現在高が97兆3,304億円と最も多く、退職手当負担見込額9兆1,423億円、公営企業債等繰入見込額2兆5,019億円の順になっている。政令指定都市は、一般会計等に係る地方債現在高が21兆456億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額3兆3,313億円、退職手当負担見込額1兆9,330億円の順になっている。市区は、一般会計等に係る地方債現在高が31兆8,045億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額9兆722億円、退職手当負担見込額4兆2,525億円の順になっている。町村は、一般会計等に係る地方債現在高が6兆2,809億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額1兆8,823億円、退職手当負担見込額7,366億円の順になっている。

第45表　団体区分別の項目別将来負担額等の状況

（単位　億円）

		都道府県	政令指定都市	市区	町村	合計
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	973,304	210,456	318,045	62,809	1,564,613
	②債務負担行為に基づく支出予定額	4,623	4,151	6,966	787	16,528
	③公営企業債等繰入見込額	25,019	33,313	90,722	18,823	167,877
	④組合等負担等見込額	939	450	9,115	2,917	13,421
	⑤退職手当負担見込額	91,423	19,330	42,525	7,366	160,644
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	4,344	1,255	1,097	158	6,855
	⑦連結実質赤字額	–	–	–	1	1
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	–	–	6	10	16
充当可能財源等	⑨充当可能基金	146,572	38,757	105,458	32,717	323,503
	⑩充当可能特定歳入	32,942	47,570	49,514	3,440	133,466
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	500,378	125,075	297,874	58,951	982,277
（分母）	⑫標準財政規模	285,716	75,651	212,512	38,205	612,083
	⑬算入公債費等の額	40,746	8,797	27,428	5,689	82,659

（注）1　計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。
　　　2　将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値（将来負担額）－⑨～⑪の合計値（充当可能財源等）〕／（⑫－⑬）である。

(5)　資金不足比率

ア　資金不足額がある公営企業会計数

　資金不足額がある公営企業会計数の推移は**第96図**、令和２年度決算に基づく資金不足額の状況を団体区分別にみたものが**第97図**である。

第96図　資金不足額がある公営企業会計数の推移

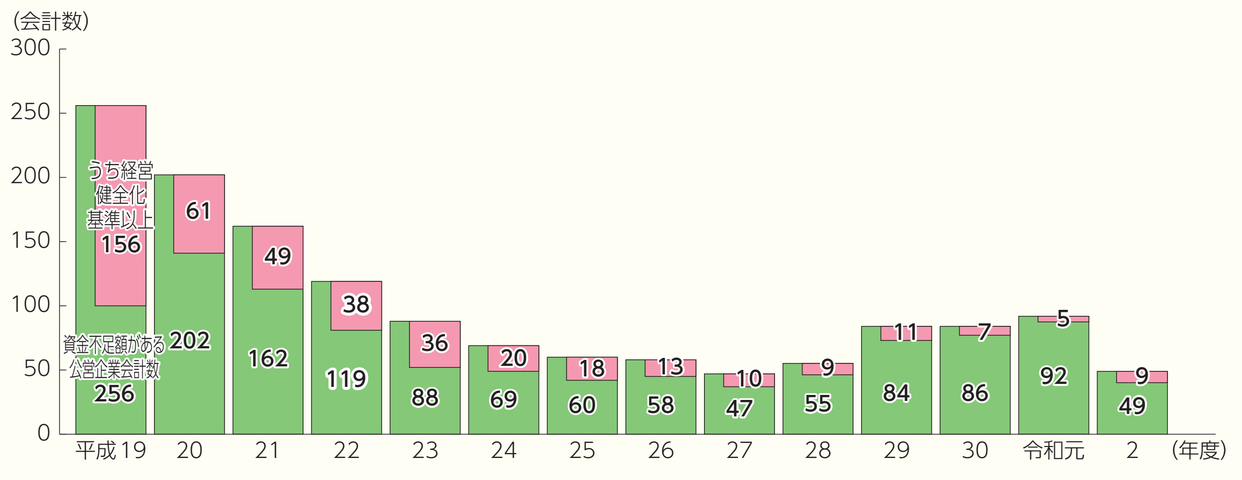

第97図　資金不足額の状況（団体区分別会計数）

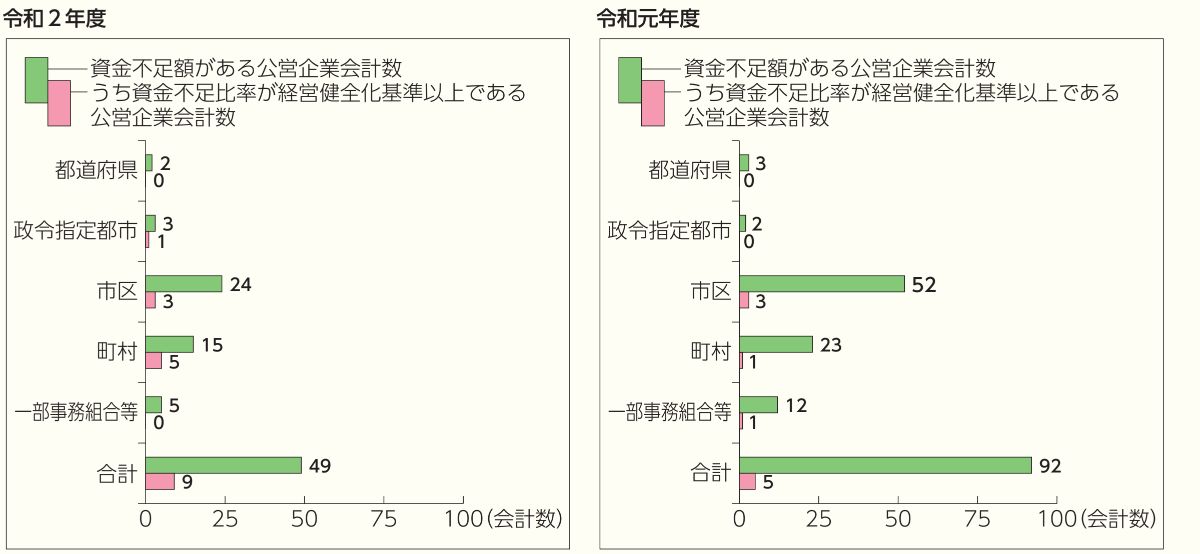

資金不足額がある公営企業会計数をみると、都道府県２会計、政令指定都市３会計、市区24会計、町村15会計、一部事務組合等５会計であり、合計49会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準（20％）以上である会計数は９会計（資金不足額がある会計数の18.4％）となっている。都道府県及び一部事務組合等は該当がなく、政令指定都市１会計（同33.3％）、市区３会計（同12.5％）、町村５会計（同33.3％）となっている。

令和２年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数を事業種類・団体区分別にみたものが第46表である。前年度（都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区３会計、町村１会計、一部事務組合等１会計の合計５会計）より４会計増加（政令指定都市で１会計、町村で４会計が増加、一部事務組合等で１会計が減少）している。その内訳は、令和２年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が９会計あり、令和２年度決算で経営健全化基準未満となった会計が５会計ある。

第46表　資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	計	計（R元年度）
水道事業	0/ 24	0/ 19	0/1,175	0/ 96	0/1,314	0/1,313
簡易水道事業	0/ 0	0/ 2	0/ 480	0/ 1	0/ 483	0/ 561
工業用水道事業	0/ 39	0/ 9	0/ 95	0/ 10	0/ 153	0/ 154
交通事業	0/ 3	1/ 18	2/ 55	0/ 3	3/ 79	0/ 79
電気事業	0/ 25	0/ 2	1/ 69	0/ 2	1/ 98	0/ 97
ガス事業	0/ 0	0/ 1	0/ 21	0/ 0	0/ 22	0/ 24
港湾整備事業	0/ 35	0/ 4	0/ 41	0/ 6	0/ 86	0/ 88
病院事業	0/ 37	0/ 14	1/ 438	0/ 78	1/ 567	0/ 569
市場事業	0/ 9	0/ 18	0/ 117	0/ 9	0/ 153	0/ 153
と畜場事業	0/ 1	0/ 6	0/ 26	0/ 6	0/ 39	0/ 44
宅地造成事業	0/ 48	0/ 16	0/ 343	0/ 5	0/ 412	1/ 419
下水道事業	0/ 45	0/ 28	3/2,152	0/ 21	3/2,246	2/2,442
観光施設事業	0/ 6	0/ 4	1/ 216	0/ 0	1/ 226	2/ 231
その他事業	0/ 15	0/ 2	0/ 64	0/ 21	0/ 102	0/ 111
計	0/287	1/143	8/5,292	0/258	9/5,980	5/6,285

（注）分母は事業種類別の公営企業会計数である。

次に、資金不足額の状況を事業別にみたものが**第98図**である。

資金不足額がある公営企業会計数は、病院事業（当該事業の全体会計数の5.8%）が最も多く、以下、交通事業（同7.6%）、下水道事業（同0.2%）の順となっている。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、交通事業（当該事業における資金不足額のある会計数の50.0%）及び下水道事業（同60.0%）が最も多くなっている。

第98図　資金不足額の状況（事業別会計数）

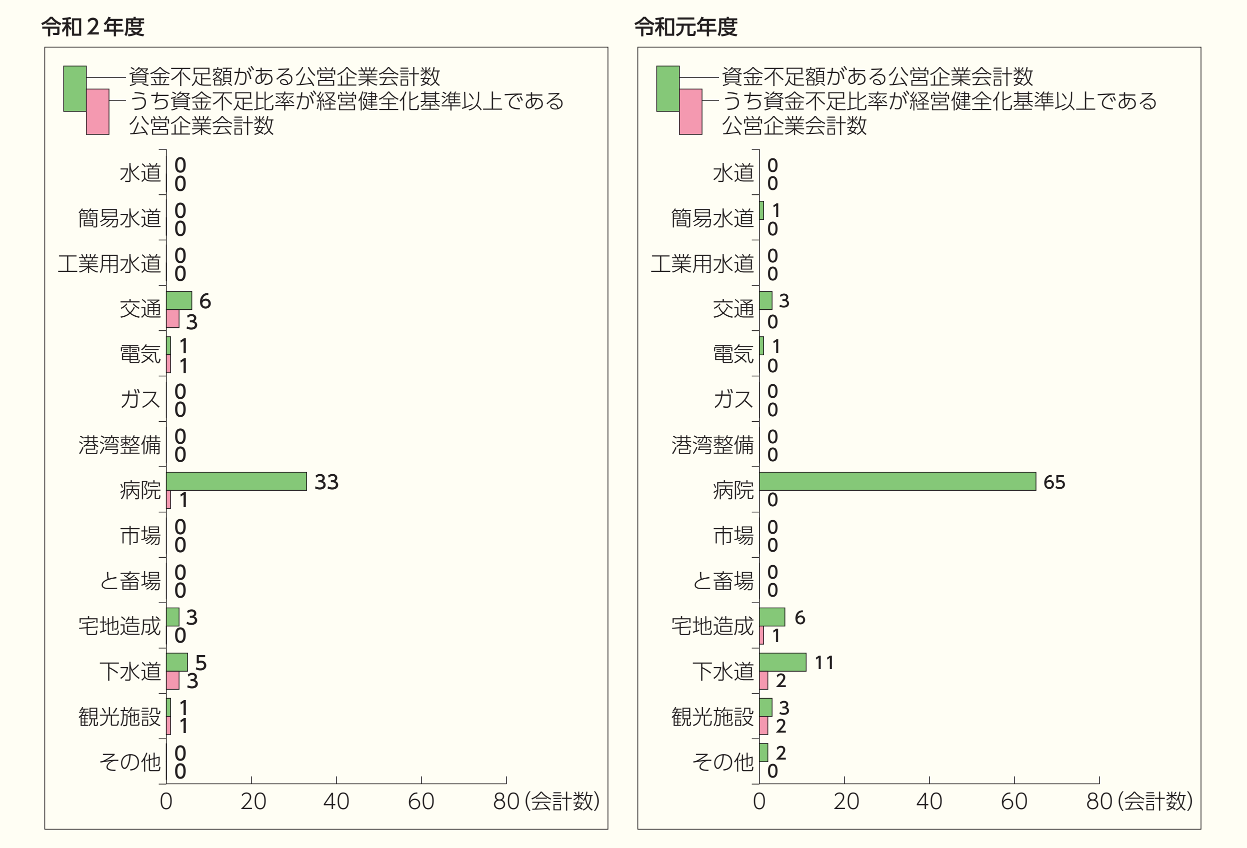

イ　公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体区分別にみたものが**第99図**であり、都道府県52億円、政令指定都市137億円、市区78億円、町村10億円、一部事務組合等14億円であり、合計292億円となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県及び一部事務組合等は該当する会計がなく、政令指定都市120億円（資金不足額がある会計の87.6%）、市区2億円（同2.6%）、町村3億円（同30.0%）で、合計125億円（同42.8%）となっている。

第99図　資金不足額の状況（団体区分別合計額）

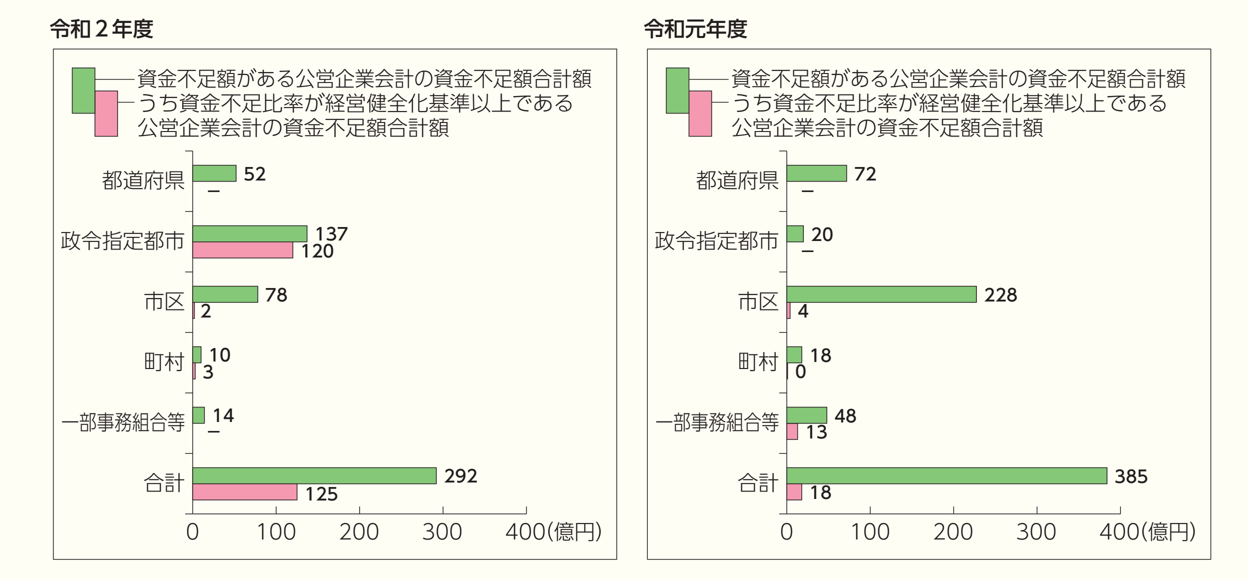

資金不足額の状況を事業別にみたものが**第100図**であり、交通事業が最も多く、次いで病院事業となっている。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業（当該事業の資金不足額合計額の86.5%）が最も多くなっている。

第100図　資金不足額の状況（事業別合計額）

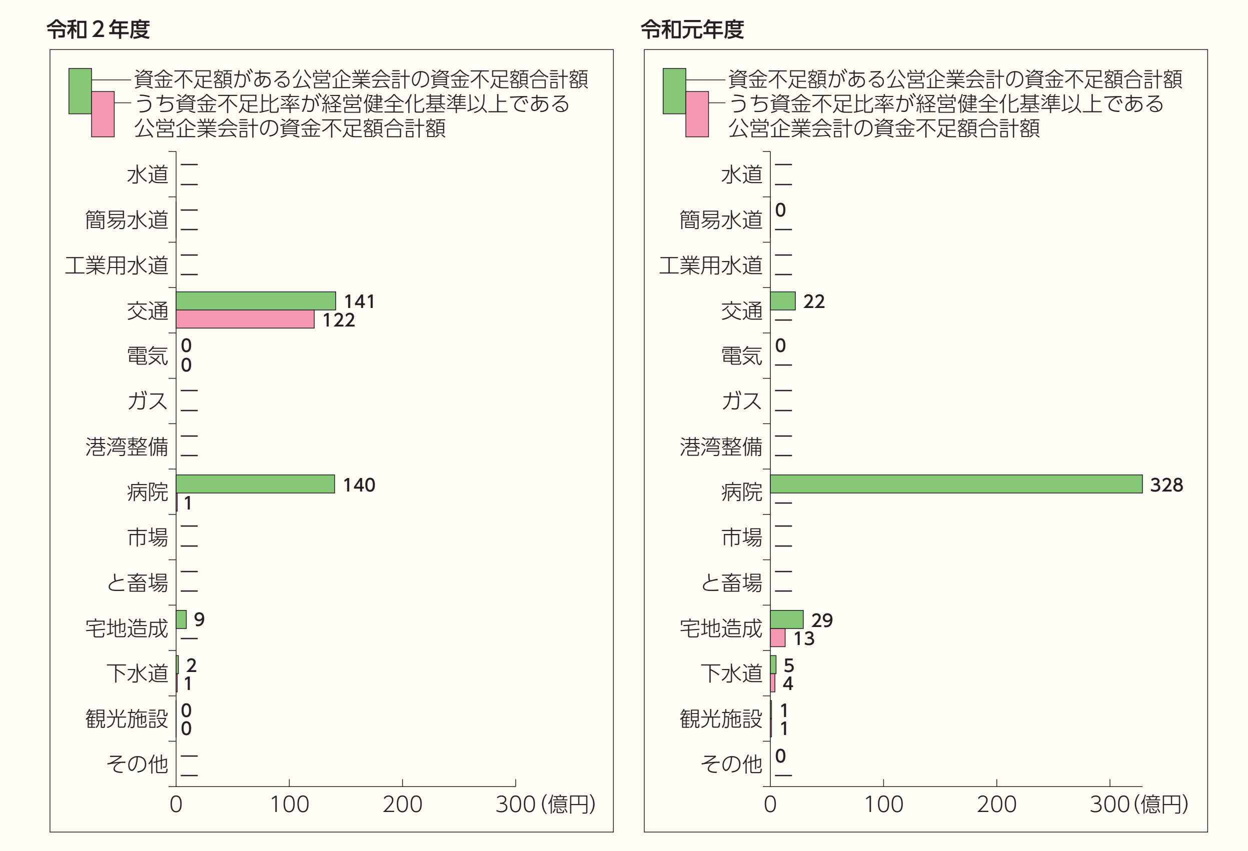

(6) 個別団体の財政健全化

令和２年度決算に基づく健全化判断比率が財政再生基準以上の団体は、北海道夕張市の１団体のみとなっている。夕張市では、令和11年度までの財政再生計画に基づき、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による歳出削減と、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による歳入確保により、財政状況の改善を図っている。平成29年３月には、引き続き財政の再生を図りつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、地域再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ、同計画の大幅見直しを行い、同計画に基づき財政再生と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

これにより、再生振替特例債の償還等の財政再生に向けた取組は着実に進み、令和２年度決算に基づく将来負担比率は336.0％となり、初めて早期健全化基準（350％）を下回った。

また、地域再生への取組として、令和２年３月に支所、図書館、多目的ホール等の機能を持った拠点複合施設が供用を開始し、令和３年４月に認定こども園が供用を開始した。

資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業会計については、平成29年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった１会計の公営企業は、平成30年度に経営健全化計画を策定し、資金不足額が減少するよう、収益の増加や経費の節減等の取組を継続している。

令和元年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった５会計のうち、２会計（資金不足比率が経営健全化基準以上の期間が令和元年度限りであった３会計については、経営健全化計画の策定を要しない。）については、令和２年度末までに同計画を策定済みである。２会計はいずれも、経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、地方公共団体財政健全化法に基づいて令和３年度中に完了報告を行った。

令和２年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となったのは９会計であった。このうち、令和３年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となる見込みである会計については、同年度末までに経営健全化計画を策定し、経営健全化のための取組を行うこととしている。

10　市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口１万人以上の町村及び人口１万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

（1）　団体規模別団体数等の状況

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア　団体数及び人口の状況

団体規模別の団体数の推移は、第 47 表のとおりである。

第 47 表　団体規模別団体数の推移

区分	団体数											増減率（%）										
	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
市町村合計	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	−	△ 0.5	−	−	△ 0.1	−	−	−	−	−	−
政令指定都市	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	5.6	−	5.3	−	−	−	−	−	−	−	−
中核市	40	41	41	42	43	45	48	48	54	58	60	△ 2.4	2.5	−	2.4	2.4	4.7	6.7	−	12.5	7.4	3.4
施行時特例市	41	40	40	40	40	39	36	36	31	27	25	−	△ 2.4	−	−	−	△ 2.5	△ 7.7	−	△13.9	△12.9	△ 7.4
都市	686	687	688	688	687	686	687	687	687	687	687	−	0.1	0.1	−	△ 0.1	△ 0.1	0.1	−	−	−	−
中都市	169	167	166	165	164	156	156	156	155	155	156	1.2	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	△ 4.9	−	−	△ 0.6	−	0.6
小都市	517	520	522	523	523	530	531	531	532	532	531	△ 0.4	0.6	0.4	0.2	−	1.3	0.2	−	0.2	−	△ 0.2
町村	941	932	930	929	928	928	927	927	926	926	926	−	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	−	△ 0.1	−	△ 0.1	−	−
町村（人口1万人以上）	466	452	447	445	441	434	425	421	417	411	408	△ 1.1	△ 3.0	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.6	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.0	△ 1.4	△ 0.7
町村（人口1万人未満）	475	480	483	484	487	494	502	506	509	515	518	1.1	1.1	0.6	0.2	0.6	1.4	1.6	0.8	0.6	1.2	0.6

また、団体規模別の人口構成比の推移は、第 101 図のとおりである。

第101図　団体規模別人口構成比の推移

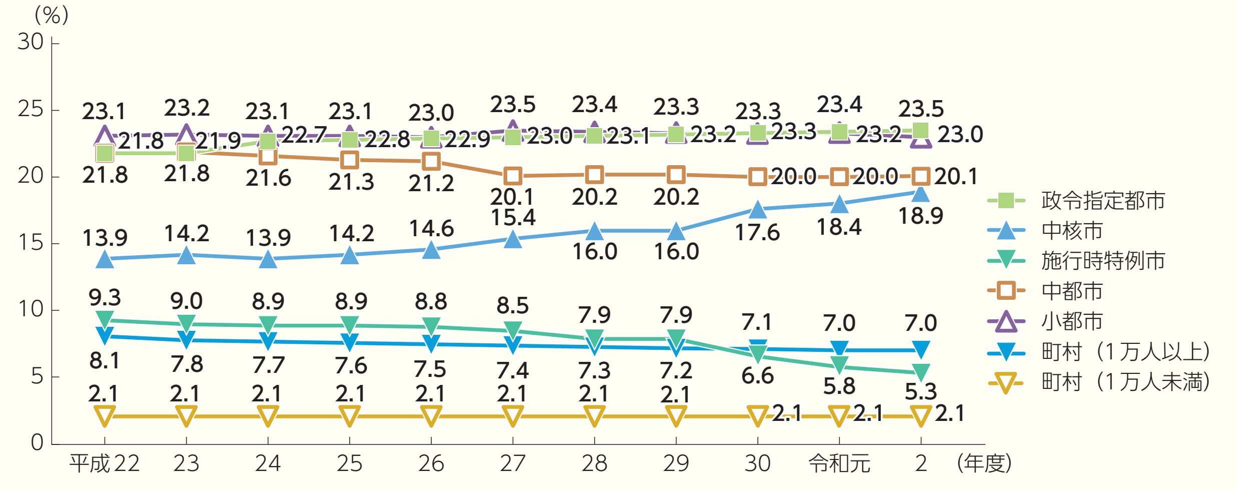

イ　団体規模別の決算規模（歳入・歳出）

団体規模別の決算規模の構成比の推移は、**第102図**のとおりである。

第102図　団体規模別決算規模構成比の推移（その１　歳入）

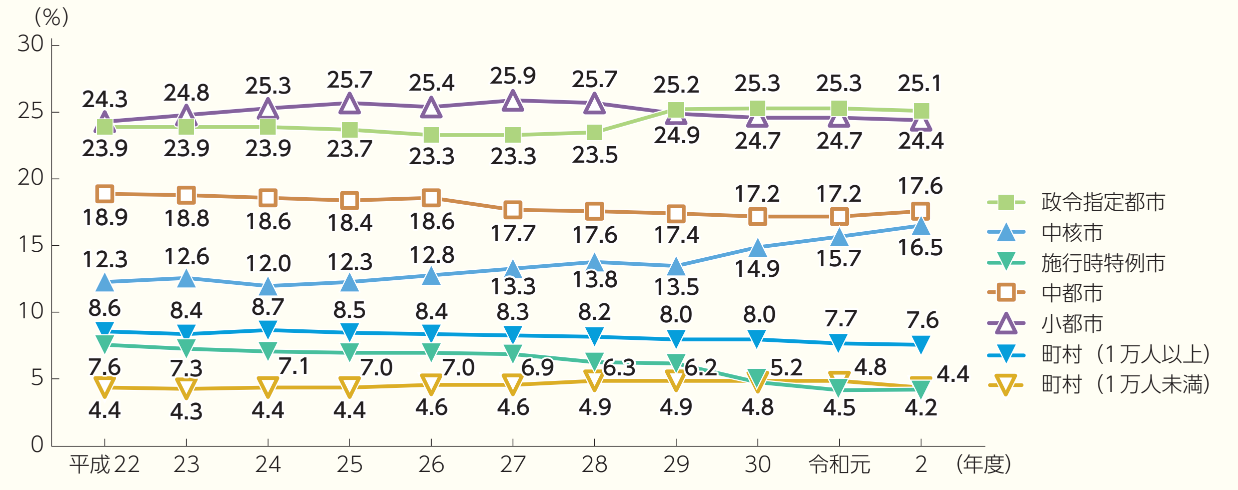

第102図　団体規模別決算規模構成比の推移（その２　歳出）

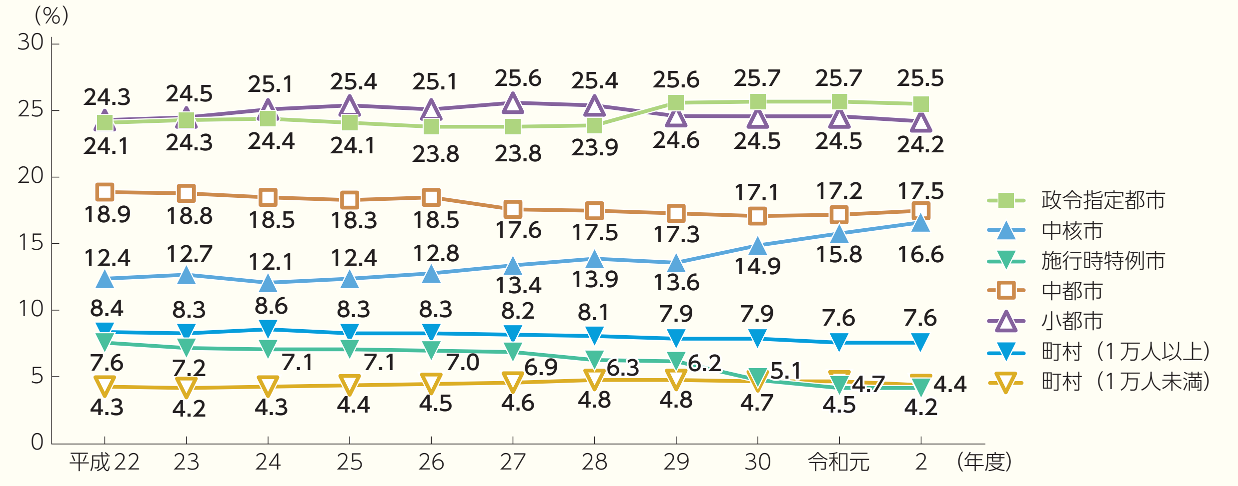

(2)　人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たりの決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア　決算規模等

人口1人当たりの決算額をみると、第48表のとおりである。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については行政権能が異なっており、人口1人当たりの決算額にも差が生じている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

第48表　団体規模別人口1人当たり決算額の状況

区分	令和2年度 人口1人当たり 歳入	令和2年度 人口1人当たり 歳出	令和元年度 人口1人当たり 歳入	令和元年度 人口1人当たり 歳出	増減 人口1人当たり 歳入	増減 人口1人当たり 歳出
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村合計	616	598	482	468	134	130
政令指定都市	658	649	520	514	138	135
中核市	539	525	412	401	127	124
施行時特例市	490	474	373	360	117	114
中都市	540	520	415	401	125	119
小都市	654	630	515	494	139	136
町村（人口1万人以上）	675	649	531	507	144	142
町村（人口1万人未満）	1,274	1,217	1,078	1,027	196	190

イ　歳入

歳入決算の主な内訳は、第103図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市、政令指定都市、中核市の順となっており、団体規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村、人口1万人以上の町村、小都市の順となっており、団体規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

また、国庫支出金の構成比の高い順にみると、中核市、施行時特例市、中都市の順となっており、団体規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第104図のとおりであり、小都市及び町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。

なお、主な税目の人口1人当たりの額は、第105図のとおりである。

第103図　団体規模別歳入決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）

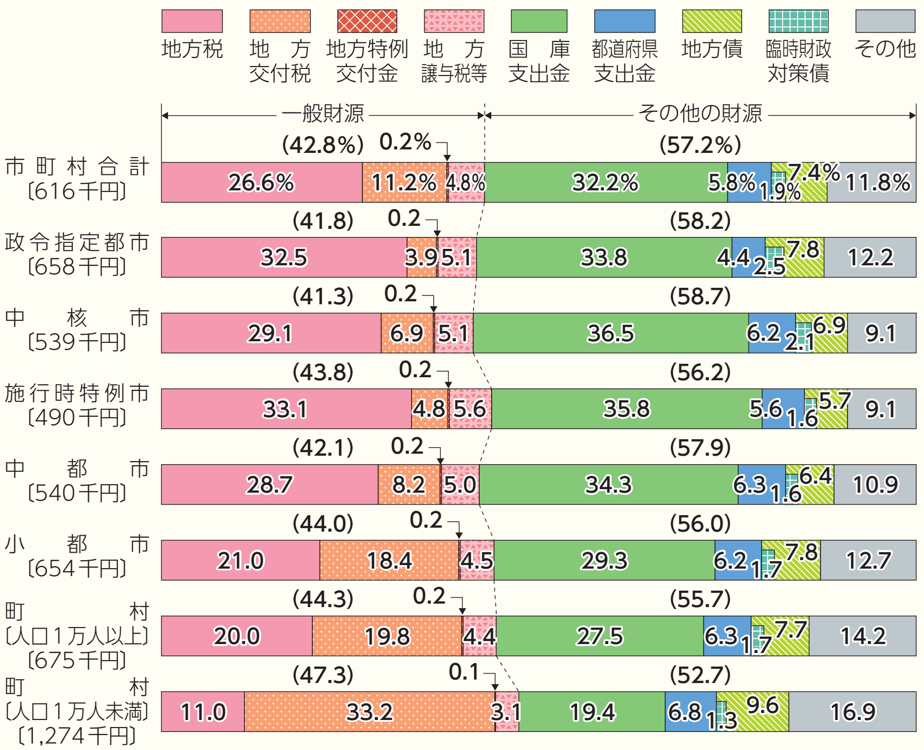

（注）１　「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
２　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
３　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳入決算額である。

第104図　団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況

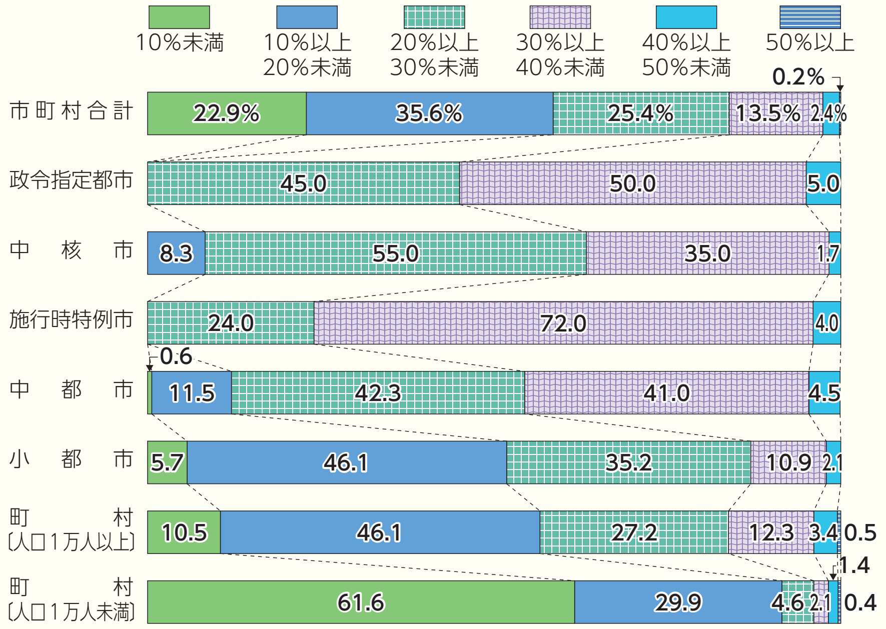

（注）「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第105図　団体規模別地方税の構造（人口１人当たりの地方税）

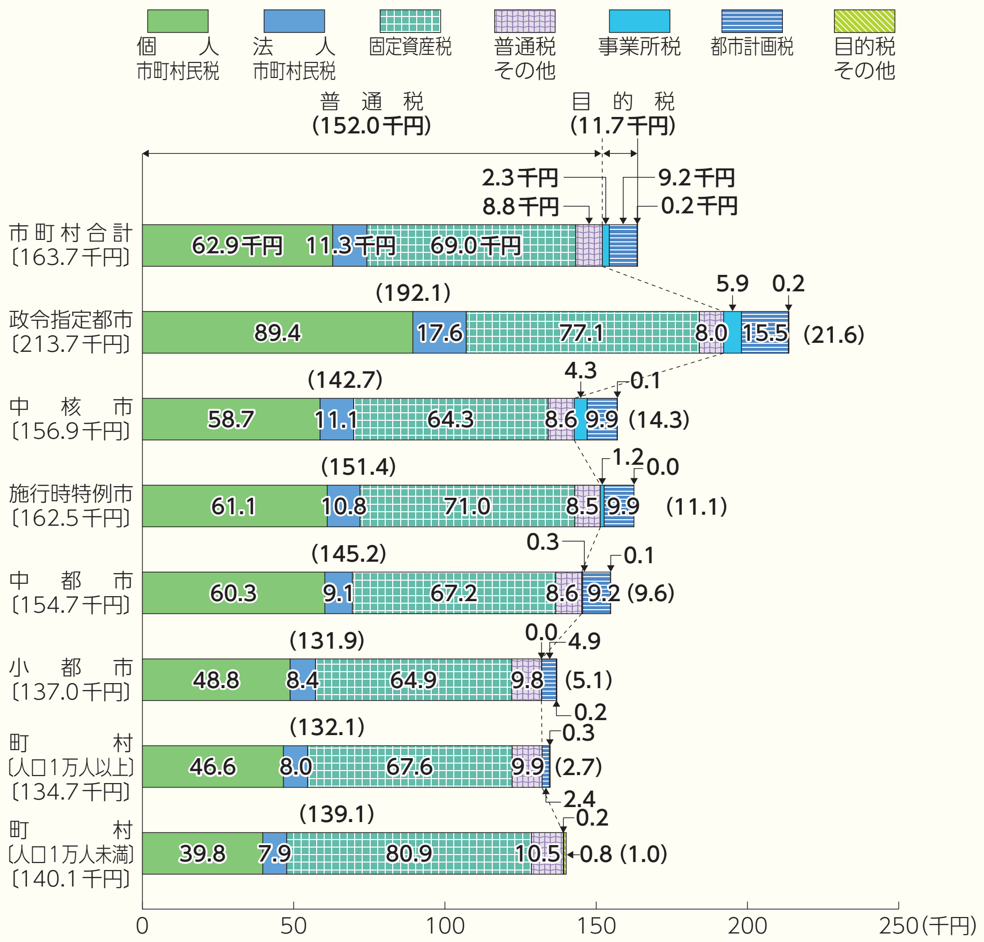

（注）１　「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
２　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの地方税額である。

ウ　歳出

目的別歳出決算の主な内訳は、第106図のとおりである。

民生費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

教育費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市が高くなっている。

農林水産業費の構成比については、団体規模が小さいほど高い傾向となっている。

性質別歳出決算の主な内訳は、第107図のとおりである。

義務的経費の構成比については、団体規模が大きいほど高い傾向となっている。人件費の構成比については、義務教育諸学校の人件費を負担していることなどから、政令指定都市が高くなっている。扶助費の構成比については、町村（福祉事務所を設置する町村を除く。）における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

投資的経費の構成比については、団体規模が小さいほど高い傾向となっている。

第106図　団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）

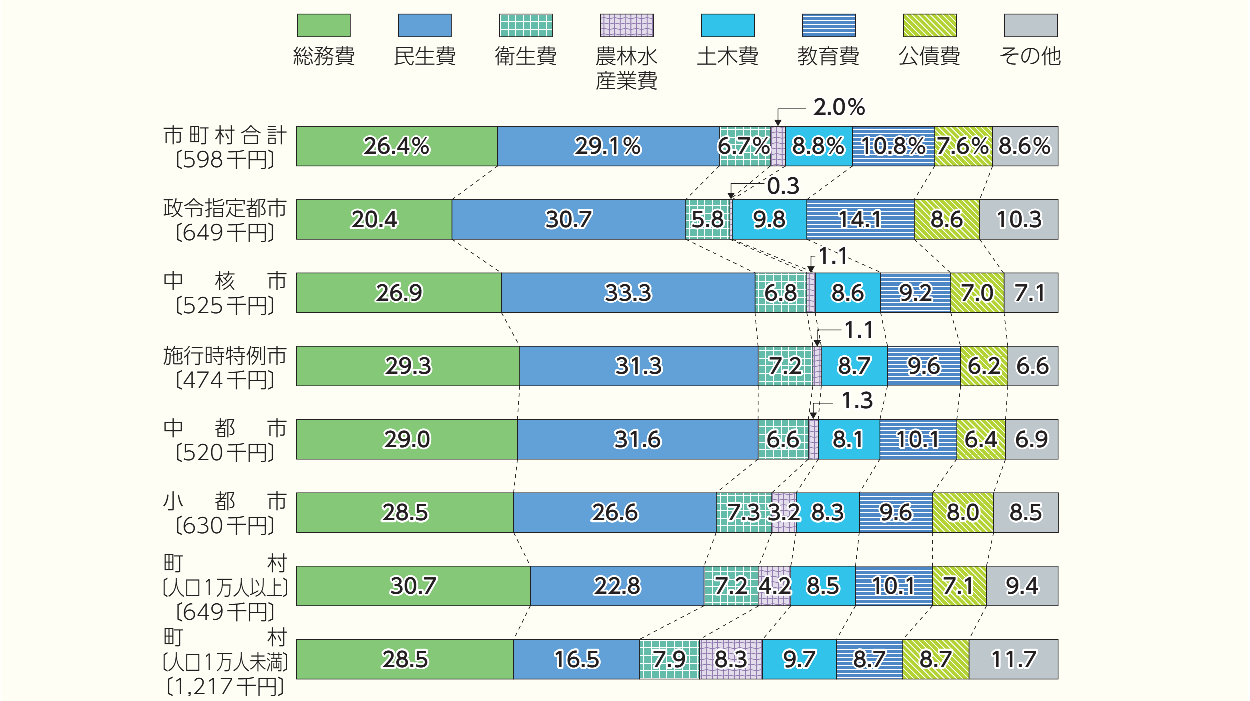

（注）１　「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
２　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳出決算額である。

第107図　団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口１人当たり額及び構成比）

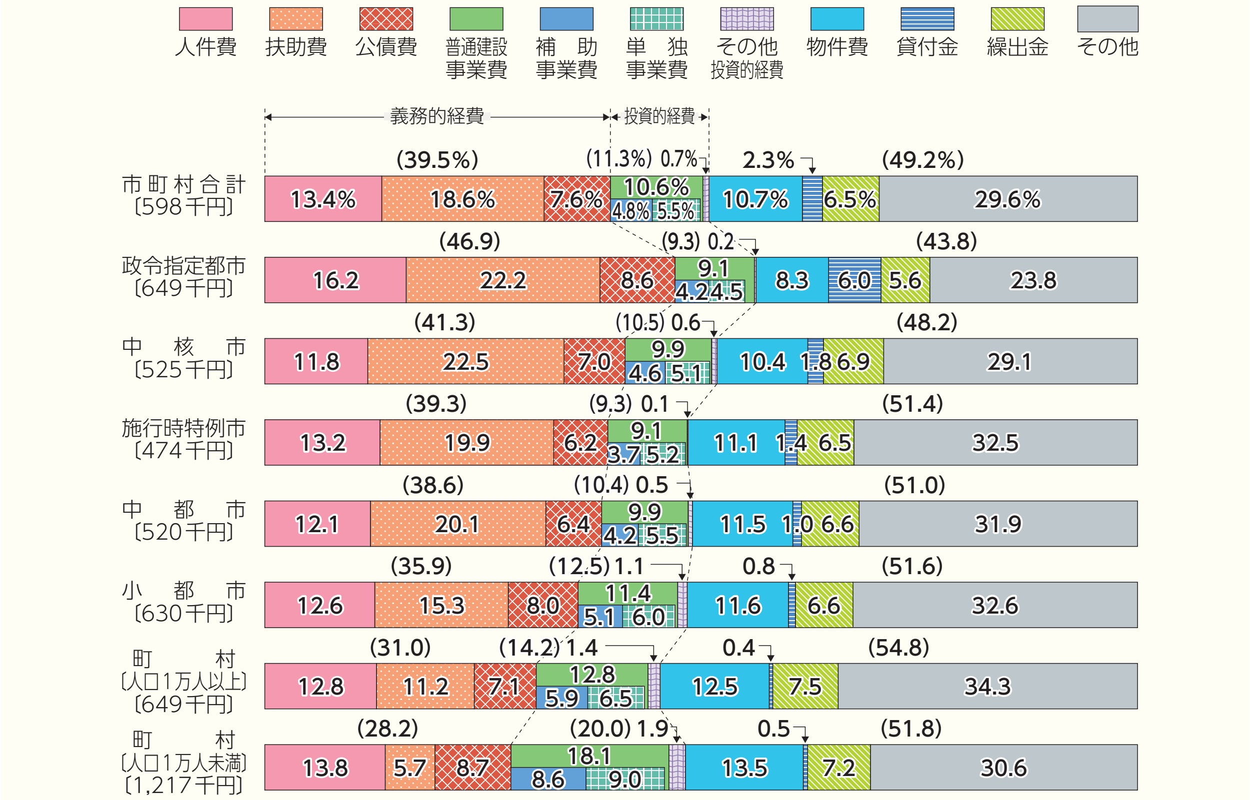

（注）１　「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
２　〔　〕内の数値は、人口１人当たりの歳出決算額である。

エ　財政構造の弾力性

（ア）経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第49表のとおりである。団体規模が大きいほど経常収支比率が高い傾向にある。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める人件費及び公債費の割合が大きいことなどによるものである。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として、福祉事務所を設置する町村を除き、生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

第49表　団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収支比率	うち 人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%
政令指定都市	97.3	31.8	12.1	16.0	7.8	18.3	9.3	2.0
中核市	92.7	24.8	15.1	15.0	8.7	15.7	11.7	1.7
施行時特例市	92.0	26.6	16.3	12.9	9.6	13.5	11.0	2.1
中都市	92.5	25.2	16.5	13.1	10.7	14.2	11.2	1.6
小都市	92.3	25.1	14.2	9.8	13.3	17.0	11.1	1.8
町村（人口1万人以上）	89.4	24.6	14.5	7.0	14.8	14.7	12.1	1.7
町村（人口1万人未満）	86.5	25.7	13.6	3.6	14.0	17.3	10.2	2.1

（注）比率は、加重平均である。

（イ）実質公債費比率

団体規模別実質公債費比率の状況は、第50表のとおりである。

これをみると、政令指定都市、中核市、施行時特例市は団体規模が大きいほど高くなる傾向にあり、中都市、人口1万人以上の町村、人口1万人未満の町村では、団体規模が小さいほど高くなる傾向にある。

第50表　団体規模別実質公債費比率の状況

区分	実質公債費比率
	%
政令指定都市	7.3
中核市	5.4
施行時特例市	3.5
中都市	4.6
小都市	7.6
町村（人口1万人以上）	7.4
町村（人口1万人未満）	7.9

（注）比率は、加重平均である。

11　公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、特に断りがない限り、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1)　道路

令和３年４月１日現在における主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定により国土交通大臣が指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別でみた、地方道の実延長及び面積は、**第51表**のとおりである。

第51表　道路（地方道）の状況

区分			令和２年度	平成22年度	増減
実延長 (km)	都道府県道	主要地方道	57,358	57,070	288
		一般都道府県道	71,495	70,995	500
	市町村道		1,036,690	1,021,582	15,108
	合計		1,165,543	1,149,646	15,896
面積 (km^2)	都道府県道	主要地方道	911.2	870.6	40.5
		一般都道府県道	954.5	919.4	35.2
	市町村道		6,749.8	6,565.1	184.7
	合計		8,615.5	8,355.1	260.4

（注）令和２年度の数値は令和３年４月１日現在、平成22年度の数値は平成23年４月１日現在のものである。

(2)　公営住宅等

令和２年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に定める公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に定める改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の戸数は、**第52表**のとおりである。

第52表　公営住宅等の状況

区分	令和２年度			平成22年度			増減		
	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計	都道府県	市町村	合計
公営住宅等（戸）	932,648	1,433,510	2,366,158	967,270	1,446,118	2,413,388	△34,622	△12,608	△47,230
うち公営住宅（戸）	905,375	1,230,087	2,135,462	932,165	1,239,628	2,171,793	△26,790	△ 9,541	△36,331

（注）１　令和２年度の数値は令和３年３月31日現在、平成22年度の数値は平成23年３月31日現在のものである。
２　公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

(3)　公園

令和２年度末現在における都市公園等及びその他の公園の箇所数及び面積は、第53表のとおりである。

第53表　公園の状況

区分		令和２年度 市町村立	令和２年度 市町村立以外	令和２年度 合計	平成22年度 市町村立	平成22年度 市町村立以外	平成22年度 合計	増減 市町村立	増減 市町村立以外	増減 合計
都市公園等（都市計画区域内）	箇所数	138,963	1,097	140,060	122,028	1,027	123,055	16,935	70	17,005
	面積（k㎡）	1,130.8	289.0	1,419.9	1,033.3	268.0	1,301.3	97.5	21.0	118.6
その他の公園（都市計画区域外）	箇所数	6,475	282	6,757	6,242	288	6,530	233	△6	227
	面積（k㎡）	134.7	37.1	171.8	131.5	36.3	167.8	3.1	0.9	4.0
合計	箇所数	145,438	1,379	146,817	128,270	1,315	129,585	17,168	64	17,232
	面積（k㎡）	1,265.5	326.2	1,591.6	1,164.8	304.3	1,469.0	100.7	21.9	122.6

（注）1　令和２年度の数値は令和３年３月31日現在、平成22年度の数値は平成23年３月31日現在のものである。
2　都市公園等とは、都市計画区域内において、地方公共団体等が設置し、及び管理する都市公園法に基づく都市公園（以下「都市公園」という。）及び都市公園以外の公園（都市公園法に定める公園施設と同種の施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものをいい、児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童遊園及び自然公園法に基づく自然公園を除く。3において同じ。）をいう。
3　その他の公園とは、都市計画区域外において、地方公共団体等が設置し、及び管理する都市公園及び都市公園以外の公園をいう。

(4)　下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

また、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。

ごみの処理については、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。

これらの下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の状況は、第54表のとおりである。

第54表　下水処理施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の状況

区分		令和２年度	平成22年度	増減
公共下水道	現在排水人口（人）	101,341,007	96,077,055	5,263,952
	現在処理区域内人口（人）	101,230,515	95,925,585	5,304,930
	現在水洗便所設置済人口（人）	96,344,672	89,302,693	7,041,979
農業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	3,076,786	3,625,053	△　548,267
	現在処理区域内人口（人）	3,073,059	3,617,284	△　544,225
	現在水洗便所設置済人口（人）	2,661,550	2,940,080	△　278,530
漁業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	149,854	174,834	△　24,980
	現在処理区域内人口（人）	149,819	174,671	△　24,852
	現在水洗便所設置済人口（人）	120,545	131,173	△　10,628
林業集落排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	2,208	3,048	△　840
	現在処理区域内人口（人）	2,208	3,048	△　840
	現在水洗便所設置済人口（人）	1,988	2,580	△　592
簡易排水施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	1,351	1,672	△　321
	現在処理区域内人口（人）	1,351	1,672	△　321
	現在水洗便所設置済人口（人）	1,286	1,541	△　255
小規模集合排水処理施設	現在排水人口（うち汚水に係るもの）（人）	5,543	6,637	△　1,094
	現在処理区域内人口（人）	5,543	6,637	△　1,094
	現在水洗便所設置済人口（人）	4,985	5,711	△　726
コミュニティ・プラント処理人口（人）＊15		188,446	254,165	△　65,719
合併処理浄化槽	処理人口（人）	12,324,850	11,880,902	443,948
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの（人）	509,861	337,684	172,177
	うち個別排水処理施設に係るもの（人）	96,348	62,910	33,438
し尿処理施設	処理人口（人）	5,980,697	10,710,987	△4,730,290
	年間総収集量（kl）	6,752,079	9,421,104	△2,669,025
ごみ処理施設	処理人口（人）	126,256,348	128,701,889	△2,445,541
	年間総収集量（t）	39,036,964	41,569,083	△2,532,119

（注）令和２年度の数値は令和３年３月31日現在、平成22年度の数値は平成23年３月31日現在のものである。

(5)　保育所

令和２年10月１日現在における公立の保育所（季節保育所を除く。）の箇所数及び延面積は、**第55表**のとおりである。

第55表　公立保育所の状況

区分	令和２年度				平成22年度				増減
	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合計	
箇所数	－	8,084	4	8,088	2	11,618	3	11,623	△　3,535
延面積(m^2)	－	6,457,222	2,990	6,460,212	2,481	8,322,350	2,695	8,327,526	△1,867,314

（注）１　令和２年度の数値は令和２年10月１日現在、平成22年度の数値は平成22年10月１日現在のものである。
２　季節保育所を含まない。

＊15　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき設置された、施設整備規模（計画人口）101人～３万人未満のし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。

(6) 高齢者福祉施設

令和２年10月１日現在における公立老人ホームの箇所数は、第56表のとおりである。

第56表　公立老人ホームの状況

区分		令和２年度 都道府県立	令和２年度 市町村立	令和２年度 一部事務組合立	令和２年度 合計	平成22年度 都道府県立	平成22年度 市町村立	平成22年度 一部事務組合立	平成22年度 合計	増減
箇所数	養護老人ホーム	3	188	67	258	10	296	84	390	△132
	特別養護老人ホーム	2	241	87	330	6	309	115	430	△100
	軽費老人ホーム	1	57	6	64	3	80	8	91	△27
	合計	6	486	160	652	19	685	207	911	△259

（注）令和２年度の数値は令和２年10月１日現在、平成22年度の数値は平成22年10月１日現在のものである。

(7) 文化施設及び体育施設

令和２年度末現在における公立の文化施設及び体育施設の状況は、第57表のとおりである。

第57表　公立の文化施設及び体育施設の状況

区分				令和２年度 都道府県立	令和２年度 市町村立	令和２年度 合計	平成22年度 都道府県立	平成22年度 市町村立	平成22年度 合計	増減 都道府県立	増減 市町村立	増減 合計
文化施設	県民会館 市民会館		箇所数	186	3,354	3,540	185	3,107	3,292	1	247	248
			延面積（千㎡）	2,584	12,098	14,682	2,458	11,272	13,729	126	826	953
	図書館		箇所数	57	3,273	3,330	60	3,130	3,190	△3	143	140
	博物館	総合博物館	箇所数	23	93	116	24	88	112	△1	5	4
		科学博物館	箇所数	13	59	72	12	59	71	1	－	1
		歴史博物館	箇所数	58	301	359	48	253	301	10	48	58
		美術博物館	箇所数	57	181	238	55	165	220	2	16	18
		その他	箇所数	19	91	110	17	84	101	2	7	9
		合計	箇所数	170	725	895	156	649	805	14	76	90
体育施設	体育館		箇所数	189	6,551	6,740	196	6,205	6,401	△7	346	339
	陸上競技場		箇所数	107	939	1,046	101	972	1,073	6	△33	△27
	野球場		箇所数	164	3,965	4,129	166	3,971	4,137	△2	△6	△8
	プール		箇所数	201	3,225	3,426	223	3,783	4,006	△22	△558	△580

（注）令和２年度の数値は令和３年３月31日現在、平成22年度の数値は平成23年３月31日現在のものである。

2

第2部

令和３年度及び令和４年度の地方財政

1　令和３年度の地方財政

(1)　令和３年度の経済見通しと国の予算

ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和２年12月18日閣議了解、令和３年１月18日閣議決定された。この中で、以下の令和２年度の経済動向、令和３年度の経済財政運営の基本的態度及び令和３年度の経済見通しが示された。

（ア）令和２年度の経済動向

令和２年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定・同月20日変更閣議決定）、令和２年度第１次・第２次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定し、また、令和２年度第３次補正予算を編成した。また、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和２年度第３次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価（総合）は前年比でマイナスとなっている。

この結果、令和２年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナス5.2％程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率はマイナス4.2％程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率はマイナス0.6％程度と見込まれる。

（イ）令和３年度の経済財政運営の基本的態度

経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需の自律的な回復も相まって、民需主導の成長軌道に戻していく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行う。

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。）に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。

日本銀行には、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2％の物価安定目標を実現することを期待する。

（ウ）令和３年度の経済見通し

令和３年度については、「令和３年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、令和３年度の実質GDP成長率は4.0％程度、名目GDP成長率は4.4％程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。

物価については、経済の改善に伴い、需給が引き締まる中で、デフレへの後戻りが避けられ、消費者物価（総合）は0.4％程度と緩やかに上昇することが見込まれる。

ただし、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

イ　国の予算

「令和３年度予算編成の基本方針」（令和２年12月８日閣議決定）及び「令和３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、同月21日、令和３年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和３年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和３年度予算の基本的な考え方

a　我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動き

が続くことが期待される。ただし、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、また感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

b　内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講じるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの２倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き、厳しい状況にある中で、「経済あっての財政」との考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないよう、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。

c　国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。骨太方針2020に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、以下の視点から、ポストコロナの新しい社会をつくっていく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行うとともに、新たな国際秩序に向けて、我が国として、外交力の強化や必要な防衛力の整備等の安全保障の強化に取り組む。

（イ）令和３年度予算編成についての考え方

a　感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくよう、上記の基本的な考え方を踏まえ、令和３年度予算編成を行う。

感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づく

り、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b　あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進＊1など安全・安心の確保を柱とし策定された総合経済対策に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに令和２年度第３次補正予算を、令和３年度当初予算と一体として、編成する。

c　令和３年度予算は、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとしたメリハリ付けを行う。新経済・財政再生計画の改革工程表について、骨太方針2020を踏まえて改定するとともに、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

　また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、骨太方針2020を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

d　さらに、行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえたEBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組をEBPMと一体として推進する。

このような方針に基づいて編成された令和３年度一般会計歳入歳出概算の規模は106兆6,097億円で、前年度当初予算と比べると３兆9,517億円増（3.8％増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は9,318億円で、前年度当初予算と比べると１兆1,422億円減（55.1％減）となった。

財政投融資計画の規模は40兆9,056億円で、前年度計画額と比べると27兆6,861億円増（209.4％増）となった。

なお、令和３年度当初予算案は、令和３年１月18日に第204回通常国会に提出され、同年３月26日に成立した。

＊１　防災・減災、国土強靱化については、令和３年度から令和７年度までの５年間において、時々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱とする。特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模は15兆円程度を目指すこととし、初年度については、令和２年度第３次補正予算において措置する。

(2)　地方財政計画

令和３年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和２年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、令和２年12月10日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和３年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和３年度の地方財政計画を策定した。

ア　通常収支分

（ア）地方税制については、令和３年度地方税制改正では、令和３年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。

（イ）財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a　財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、令和２年度に講じた令和４年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b　これに基づき、令和３年度の財源不足見込額10兆1,222億円については、次の補塡措置を講じる。

(a)　地方交付税については、令和元年度分の精算による4,811億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により２兆1,915億円（地方交付税法附則第４条の２第１項の加算額154億円及び同条第３項の加算額2,092億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項（2）及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第８項に定める「乖離是正分加算額」の前倒し2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額１兆7,169億円）増額する。

また、令和２年度の交付税特別会計借入金の償還予定額5,000億円のうち国の加算に

より償還財源を確保した分を控除した額2,500億円を繰り延べた上で令和３年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、令和３年度の交付税特別会計借入金の償還予定額6,000億円を繰り延べる。このほか、交付税特別会計剰余金1,500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を５兆4,796億円発行する。

(c) 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

c　交付税特別会計借入金については、令和３年度は償還を繰り延べた上で、令和４年度は1,000億円、令和５年度は3,000億円、令和６年度は5,000億円を償還、令和７年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和38年度までは各年度１兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

d　上記の結果、令和３年度の地方交付税については、17兆4,385億円（前年度比8,503億円、5.1％増）を確保する。

（ウ）地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13兆6,372億円（普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分２兆3,965億円）とする。

（エ）地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、一般行政経費に新たに「地域デジタル社会推進費」を2,000億円計上する。

b　「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き１兆円（前年度同額）計上する。

c　「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円（前年度同額）計上する。

d　投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災、国土強靱化を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、4,000億円（前年度比1,000億円、33.3％増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

e　「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f　社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

g　一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の平年度化に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

h　消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

i　過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

（オ）公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

（カ）地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ　東日本大震災分

（ア）復旧・復興事業

a　東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,326億円を確保する。また、一般財源充当分として２億円を計上する。

b　地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、11億円（普通会計分８億円、公営企業会計等分３億円）とする。

c　直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費3,328億円を計上する。

（イ）全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和５年度）による地方税の収入見込額として744億円を計上するとともに、一般財源充当分として345億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和３年度の地方財政計画は、**第58表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は89兆8,060億円で、前年度と比べると9,337億円減（1.0％減）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が3,328億円で、前年度と比べると5,656億円減（63.0％減）、全国防災事業が1,090億円で、前年度と比べると２億円減（0.2％減）となった。

また、令和３年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆6,372億円（普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分２兆3,965億円）で、前年度と比べると１兆9,037億円増（16.2％増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が11億円（普通会計分８億円、公営企業会計等分３億円）で、前年度と比べると13億円減（54.2％減）となった。

第58表　令和３年度地方財政計画歳入歳出一覧（その１　通常収支分）　（単位　億円・％）

区分		令和３年度 (A)	令和２年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	382,704	409,366	△26,662	△6.5
	（猶予特例分除き）	380,802	409,366	△28,564	△7.0
	地方譲与税	18,462	26,086	△7,624	△29.2
	（猶予特例分除き）	18,219	26,086	△7,867	△30.2
	地方特例交付金等	3,577	2,007	1,570	78.2
	地方交付税	174,385	165,882	8,503	5.1
	国庫支出金	147,631	152,157	△4,526	△3.0
	地方債	112,407	92,783	19,625	21.2
	うち臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5
	うち財源対策債	7,700	7,700	0	0.0
	使用料及び手数料	15,487	15,761	△274	△1.7
	雑収入	43,754	43,776	△22	△0.1
	復旧・復興事業一般財源充当分	△2	△86	84	△97.7
	全国防災事業一般財源充当分	△345	△335	△10	3.0
	計	898,060	907,397	△9,337	△1.0
	一般財源	633,577	634,318	△741	△0.1
	（猶予特例分除き）	631,432	634,318	△2,886	△0.5
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	622,077	617,518	4,559	0.7
	（猶予特例分除き）	619,932	617,518	2,414	0.4
歳出	給与関係経費	201,540	202,876	△1,336	△0.7
	退職手当以外	186,816	187,553	△737	△0.4
	退職手当	14,724	15,323	△599	△3.9
	一般行政経費	408,824	403,717	5,107	1.3
	補助	229,416	227,126	2,290	1.0
	単独	148,296	147,510	786	0.5
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,000	－	2,000	皆増
	公債費	117,799	116,979	820	0.7
	（猶予特例債除き）	115,654	116,979	△1,325	△1.1
	維持補修費	14,694	14,469	225	1.6
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	900	200	22.2
	投資的経費	119,273	127,614	△8,341	△6.5
	直轄・補助	57,136	66,477	△9,341	△14.1
	単独	62,137	61,137	1,000	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	1,000	33.3
	公営企業繰出金	24,430	24,942	△512	△2.1
	企業債償還費普通会計負担分	14,718	15,138	△420	△2.8
	その他	9,712	9,804	△92	△0.9
	不交付団体水準超経費	11,500	16,800	△5,300	△31.5
	計	898,060	907,397	△9,337	△1.0
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	886,560	890,597	△4,037	△0.5
	地方一般歳出	754,043	758,480	△4,437	△0.6

第58表　令和３年度地方財政計画歳入歳出一覧（その２　東日本大震災分）　（単位　億円・％）

（1）復旧・復興事業

区分		令和３年度 (A)	令和２年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)
歳入	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△2,416	△64.6
	一般財源充当分	2	86	△84	△97.7
	国庫支出金	1,913	5,065	△3,152	△62.2
	地方債	8	15	△7	△46.7
	雑収入	79	76	3	3.9
	計	3,328	8,984	△5,656	△63.0
歳出	給与関係経費	65	71	△6	△8.5
	一般行政経費	1,686	1,748	△62	△3.5
	補助	1,003	1,104	△101	△9.1
	単独	683	644	39	6.1
	公債費	79	75	4	5.3
	投資的経費	1,497	7,075	△5,578	△78.8
	直轄・補助	1,410	6,941	△5,531	△79.7
	単独	87	134	△47	△35.1
	公営企業繰出金	1	15	△14	△93.3
	計	3,328	8,984	△5,656	△63.0

（2）全国防災事業

区分		令和３年度 (A)	令和２年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)
歳入	地方税	744	756	△12	△1.6
	一般財源充当分	345	335	10	3.0
	雑収入	1	1	0	0.0
	計	1,090	1,092	△2	△0.2
歳出	公債費	1,090	1,092	△2	△0.2
	計	1,090	1,092	△2	△0.2

(3)　令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用及び補正予算

ア　令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用

令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年４月30日に5,000億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を創設し、5,000億円を計上することとされた。

イ　令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用とそれに伴う地方財政措置等

（ア）予備費の使用

令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年８月27日に１兆4,226億円の使用が閣議決定された。

（イ）予備費の使用に係る地方財政措置等

この予備費の使用による歳出の追加のうち後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費につい

て地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

また、全額国費により、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額等に係る事業を計上することとされた。

ウ　令和３年度補正予算（第１号）等とそれに伴う地方財政措置等

（ア）令和３年度補正予算（第１号）等

令和３年度補正予算（第１号）は、令和３年11月26日に閣議決定、同年12月６日に第207回臨時国会に提出され、同月20日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止18兆6,059億円、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え１兆7,687億円、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動８兆2,532億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保２兆9,349億円、地方交付税交付金３兆5,117億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額１兆5,665億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収６兆4,320億円、税外収入１兆3,516億円、前年度剰余金受入６兆1,479億円、公債金22兆580億円（建設公債２兆8,270億円及び特例公債19兆2,310億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和３年度当初予算に対し、35兆9,895億円増加し、142兆5,992億円となった。

また、令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和３年11月26日に7,311億円の使用が閣議決定された。

（イ）令和３年度補正予算（第１号）に係る地方財政措置等

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

a　地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第６条第２項の規定に基づき増額される令和３年度分の地方交付税の額４兆2,761億円（令和２年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額１兆9,972億円及び令和３年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額２兆2,789億円）については、以下のとおり措置する。

(a) 以下のとおり、１兆9,700億円を令和３年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講じる。

①　普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担を措置するため、令和３年度の地方交付税を4,700億円（普通交付税4,418億円及び特別交付税282億円）増額交付する。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和３年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」を創設するとともに、調整額を復活する。

②　令和３年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を措置するため、令和３年度の普通交付税を１兆5,000億円増額交付する。

これに対応して、令和３年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基

金費」を創設する。

③　上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行う。

なお、「臨時財政対策債償還基金費」の算定額については、後年度、令和３年度の臨時財政対策債に係る「臨時財政対策債償還費」に算入されない。

(b) 交付税特別会計借入金について、令和２年度補正予算（第３号）及び令和３年度当初予算において償還を繰り延べた額8,500億円（それぞれ2,500億円及び6,000億円）の償還を行う。

(c) 令和３年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和３年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用時期を見直す。

(d) 残余の額１兆2,561億円については、令和４年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を第207回臨時国会に提出し、令和３年12月20日に成立した（令和３年法律第88号）。

b　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用実績に基づき、970億円増額する。

c　追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じる。

(a) この補正予算による歳出の追加のうち、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100％まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

①　災害復旧事業債

Ⅰ　補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

Ⅱ　災害対策債

（Ⅰ）なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

（Ⅱ）災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80％を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57％を特別交付税により措置する。

Ⅲ　一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5％～85.5％を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

Ⅳ　地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

②　公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

③　一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できることとする。

(b)　この補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えとして実施する事業（未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業のうち、令和２年度補正予算（第３号）等において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置をした事業等を含む。）に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

(c)　この補正予算による歳出の追加のうち、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動及び防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保として実施する事業（上記（b）を除く。）のうち地方債の対象とならない経費（800億円程度）に係る地方負担及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動として実施する事業等のうち投資的経費に係る地方負担（3,600億円程度）については、上記a（a）①の地方交付税の増額交付の中で措置する。

なお、当該投資的経費に係る地方負担については、上記（a）の措置により地方債を発行することも可能とする。

d　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を6.8兆円（うち地方単独分1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分0.3兆円、検査促進枠分0.3兆円、協力要請推進枠等分5.0兆円）増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（2兆314億円（医療分））、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（1兆2,954億円）、子育て世帯等臨時特別支援事業（1兆2,050億円）等に係る事業を計上することとされた。

（ウ）一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用

この予備費の使用においては、子育て世帯等臨時特別支援事業（7,311億円）について、全額国費により計上することとされた。

(4)　地方公共団体の予算

令和３年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では5.3％増、９月補正後予算では7.1％減となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

・地方税が当初予算では3.6％減、９月補正後予算では5.1％減
・地方譲与税が当初予算では28.8％減、９月補正後予算では28.0％減
・地方交付税が当初予算では0.0％減、９月補正後予算では0.8％増
・国庫支出金が当初予算では10.4％増、９月補正後予算では21.3％減
・地方債が当初予算では18.9％増、９月補正後予算では14.5％増

となっている。一方、歳出では、

・人件費が当初予算では0.4％減、９月補正後予算では0.5％減
・物件費が当初予算では7.9％増、９月補正後予算では7.5％増
・扶助費が当初予算では2.4％増、９月補正後予算では1.6％増
・補助費等が当初予算では10.1％増、９月補正後予算では17.7％減
・普通建設事業費が当初予算では12.6％減、９月補正後予算では14.7％減
・災害復旧事業費が当初予算では30.1％減、９月補正後予算では34.3％減

となっている。

詳細は第59表のとおりとなっている。

第59表　令和３年度普通会計予算の状況（９月補正後）

その１　歳入

区分	予算額 当初予算 令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	予算額 9月補正後予算 令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	構成比 当初予算 令和3年度	令和2年度	構成比 9月補正後予算 令和3年度	令和2年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地方税	396,430	411,395	△14,965	△ 3.6	389,669	410,487	△ 20,818	△ 5.1	34.0	37.2	30.0	29.3
地方譲与税	18,261	25,650	△ 7,388	△ 28.8	18,262	25,380	△ 7,118	△ 28.0	1.6	2.3	1.4	1.8
地方特例交付金	4,452	1,913	2,539	132.7	4,423	1,990	2,434	122.3	0.4	0.2	0.3	0.1
地方交付税	163,548	163,594	△ 46	△ 0.0	166,715	165,358	1,356	0.8	14.0	14.8	12.8	11.8
市町村たばこ税都道府県交付金	4	7	△ 3	△ 38.0	4	7	△ 3	△ 38.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利子割交付金	172	193	△ 21	△ 11.0	172	193	△ 21	△ 11.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配当割交付金	876	926	△ 50	△ 5.4	876	926	△ 51	△ 5.5	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	806	616	190	30.8	805	617	188	30.5	0.1	0.1	0.1	0.0
分離課税所得割交付金	56	56	△ 0	△ 0.5	56	56	△ 0	△ 0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
地方消費税交付金	27,363	28,231	△ 867	△ 3.1	27,351	28,164	△ 812	△ 2.9	2.3	2.6	2.1	2.0
ゴルフ場利用税交付金	272	290	△ 18	△ 6.2	281	290	△ 8	△ 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	0	1	△ 1	△ 99.3	0	1	△ 1	△ 99.2	0.0	0.0	0.0	0.0
環境性能割交付金	489	593	△ 104	△ 17.6	489	593	△ 104	△ 17.5	0.0	0.1	0.0	0.0
軽油引取税交付金	1,258	1,299	△ 42	△ 3.2	1,258	1,299	△ 42	△ 3.2	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税交付金	1,743	1,375	368	26.8	1,740	1,381	360	26.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小計（一般財源）	615,731	636,141	△20,410	△ 3.2	612,101	636,742	△ 24,641	△ 3.9	52.9	57.5	47.1	45.5
国庫支出金	175,187	158,741	16,446	10.4	283,102	359,743	△ 76,640	△ 21.3	15.0	14.3	21.8	25.7
地方債	127,889	107,594	20,295	18.9	131,239	114,575	16,664	14.5	11.0	9.7	10.1	8.2
その他	246,238	203,753	42,486	20.9	273,741	288,073	△ 14,332	△ 5.0	21.1	18.4	21.1	20.6
歳入合計	1,165,045	1,106,229	58,816	5.3	1,300,184	1,399,133	△ 98,949	△ 7.1	100.0	100.0	100.0	100.0

その２　歳出

区分	予算額 当初予算 令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	予算額 9月補正後予算 令和3年度	令和2年度	増減額	増減率	構成比 当初予算 令和3年度	令和2年度	構成比 9月補正後予算 令和3年度	令和2年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
人件費	231,454	232,386	△ 932	△ 0.4	231,968	233,052	△ 1,085	△ 0.5	19.9	21.0	17.8	16.7
物件費	107,925	99,987	7,938	7.9	125,977	117,225	8,751	7.5	9.3	9.0	9.7	8.4
維持補修費	12,505	12,532	△ 26	△ 0.2	12,992	12,967	25	0.2	1.1	1.1	1.0	0.9
扶助費	158,897	155,154	3,742	2.4	161,297	158,730	2,568	1.6	13.6	14.0	12.4	11.3
補助費等	231,054	209,856	21,198	10.1	328,812	399,771	△ 70,959	△ 17.7	19.8	19.0	25.3	28.6
普通建設事業費	135,106	154,505	△ 19,399	△ 12.6	141,014	165,265	△ 24,252	△ 14.7	11.6	14.0	10.8	11.8
うち 補助事業費	59,813	72,350	△ 12,536	△ 17.3	63,113	79,680	△ 16,567	△ 20.8	5.1	6.5	4.9	5.7
うち 単独事業費	63,510	68,801	△ 5,291	△ 7.7	65,734	72,311	△ 6,577	△ 9.1	5.5	6.2	5.1	5.2
災害復旧事業費	5,871	8,400	△ 2,528	△ 30.1	8,352	12,708	△ 4,356	△ 34.3	0.5	0.8	0.6	0.9
失業対策事業費	0	0	0	0.0	0	0	△ 0	△ 61.5	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	120,402	119,956	446	0.4	120,809	120,170	639	0.5	10.3	10.8	9.3	8.6
その他	161,831	113,452	48,378	42.6	168,963	179,244	△ 10,280	△ 5.7	13.9	10.3	13.0	12.8
歳出合計	1,165,045	1,106,229	58,816	5.3	1,300,184	1,399,133	△ 98,949	△ 7.1	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1　この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。））である。
2　当初予算については、令和２年度又は令和３年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
3　「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
4　「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
5　表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(5)　公営企業等に関する財政措置

ア　公営企業

（ア）通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和３年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において２兆4,430億円（前年度２兆4,942億円）を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分２兆3,965億円（前年度２兆4,553億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a　公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口３万人未満の地方公共団体においても令和５年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口３万人以上の地方公共団体は令和３年度から公営企業会計の適用を要件に加えている。

b　水道事業については、多様な広域化を推進するため、各都道府県において令和４年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請しており、同プランの策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

　また、簡易水道事業を統合した上水道事業について、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる場合、必要な更新投資を可能とし、継続的な経営を確保するため、旧簡易水道施設の建設改良事業について、所要の地方財政措置を講じる。

c　下水道事業については、各都道府県において令和４年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請しており、同計画の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

d　病院事業については、引き続き、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について従前の地方財政措置を継続するほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

　また、災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備については、災害時における救急医療の提供のために必要な施設の整備のうち、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象とした地方財政措置を拡充する。このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、厳しい経営状況にある不採算地区病院等に係る特別交付税措置を拡充する。

（イ）東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、

その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において１億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分３億円を計上する。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）第72条の２に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の９%分）については、その所要額（6,277億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,410億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,569億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,285億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）高額医療費負担金（3,806億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（952億円）について地方交付税措置を講じる。

（オ）国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

（カ）国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（508億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（169億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ　後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割２割・５割・７割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,225億円）について地方交付税措置を

講じる。

（イ）高額医療費負担金（3,536億円）については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（884億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（192億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、後期高齢者医療広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（64億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

2　令和４年度の地方財政

(1)　令和４年度の経済見通しと国の予算

ア　経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和４年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和３年12月23日閣議了解、令和４年１月17日閣議決定された。この中で、以下の令和３年度の経済動向、令和４年度の経済財政運営の基本的態度及び令和４年度の経済見通しが示された。

（ア）令和３年度の経済動向

我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、令和３年９月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる。

ただし、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

こうした中、政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定。以下「経済対策」という。）を策定し、令和３年度補正予算を編成した。

新型コロナウイルス感染症に対しては、最近の感染拡大を含め、最悪の事態を想定した上で各種の対応に万全を期すとともに、経済対策を迅速かつ着実に実行することを通じて、足元の経済の下支えを図り、景気下振れリスクに対応し、感染拡大に際しても国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、「成長と分配の好循環」を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。

こうした下で、令和３年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6％程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7％程度となり、GDPは令和３年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率はマイナス0.1％程度と見込まれる。

（イ）令和４年度の経済財政運営の基本的態度

経済財政運営に当たっては、ウィズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていく。

最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げる。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期する。経済あっての財政であり、順番を間違えてはならない。

経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組んでいく。

その上で、岸田内閣が目指すのは、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」

をコンセプトとする新しい資本主義の実現である。

成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に全力で取り組む。しかし、分配なくして次の成長なし。成長の果実をしっかりと分配することで、初めて次の成長が実現する。

具体的には、「科学技術立国の実現」、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障」を３つの柱とした大胆な投資とともに、デジタル臨時行政調査会における規制・制度改革等を通じ、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する。

加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。年代・目的に応じた、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る。2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む。

これまでにない速度で厳しさを増す国際情勢の中で、国民を守り抜き、地球規模の課題解決に向けて国際社会を主導するため、外交力や防衛力を強化する等、安全保障の強化に取り組む。

これまでの政府・与党の決定を踏まえた取組を着実に進めるとともに、財政の単年度主義の弊害を是正し、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む。

日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2％の物価安定目標を実現することを期待する。

（ウ）令和４年度の経済見通し

令和４年度については、「令和４年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は3.2％程度、名目GDP成長率は3.6％程度と見込まれる。GDPは過去最高となることが見込まれ、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進していく。また、消費者物価（総合）変化率は、0.9％程度と見込まれる。

ただし、引き続き、感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

イ　国の予算

「令和４年度予算編成の基本方針」（令和３年12月３日閣議決定）及び「令和４年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、同月24日、令和４年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和４年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和４年度予算の基本的な考え方

a　我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるもの

の、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、足元では新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

b　このように先行き不透明な中、岸田内閣では、最悪の事態を想定しつつ水際対策を行うなど、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講じるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでいるところである。

c　まず、新型コロナウイルス感染症対応については、これまでも、感染状況や、企業や暮らしに与える影響に十分に目配りを行い、予備費なども活用して必要な対策を柔軟に行ってきているが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする経済対策を策定したところであり、これを速やかに実行に移していく。

d　経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げる。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期する。経済あっての財政であり、順番を間違えてはならない。まずは、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組んでいく。

e　その上で、岸田内閣が目指すのは、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現である。

成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に全力で取り組む。しかし、分配なくして次の成長なし。成長の果実をしっかりと分配することで、初めて次の成長が実現する。

具体的には、科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を３つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する。

f　加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。年代・目的に応じた、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る。2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む。

これまでにない速度で厳しさを増す国際情勢の中で、国民を守り抜き、地球規模の課題解決に向けて国際社会を主導するため、外交力や防衛力を強化する等、安全保障の強化に取り組む。

これまでの政府・与党の決定を踏まえた取組を着実に進めるとともに、財政の単年度主義の弊害を是正し、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む。

（イ）令和４年度予算編成についての考え方

a　令和４年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、上記の基本的な考え方を踏まえる。

b　具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する。

c　また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため（ア）eに掲げる成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分する。また、（ア）fのとおり、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障をしっかりと確保する。

d　あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）における令和４年度予算編成に向けた考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とする。また、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和３年度補正予算と、令和４年度当初予算を一体として編成する。その中で、単年度主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく。加えて、EBPMの仕組み等を活用し、適切かつ効果的な支出を推進する。

このような方針に基づいて編成された令和４年度一般会計歳入歳出概算の規模は107兆5,964億円で、前年度当初予算と比べると9,867億円増（0.9％増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は8,413億円で、前年度当初予算と比べると905億円減（9.7％減）となっている。

財政投融資計画の規模は18兆8,855億円で、前年度計画額と比べると22兆201億円減（53.8％減）となっている。

(2)　地方財政計画

令和４年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、基本方針2021等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡

措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、平成３年５月21日に「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」及び同年12月10日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和４年度の地方財政への対応等についての意見」が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和４年度の地方財政計画を策定している。

ア　通常収支分

（ア）地方税制については、令和４年度地方税制改正では、商業地等に係る令和４年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講じることとしている。

（イ）財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a　令和４年度の財源不足見込額２兆5,559億円については、令和２年度に講じた令和４年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補塡措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補塡すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第４条の２第１項の加算）により154億円増額する。

(c) 地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を１兆7,805億円発行する。

b　交付税特別会計借入金については、令和４年度から令和６年度までは各年度5,000億円を償還、令和７年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和36年度までは各年度１兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

c　上記の結果、令和４年度の地方交付税については、18兆538億円（前年度比6,153億円、3.5％増）を確保する。

（ウ）地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、10兆1,799億円（普通会計分７兆6,077億円、公営企業会計等分２兆5,722億円）とする。

（エ）地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a　「地域デジタル社会推進費」については、引き続き2,000億円（前年度同額）計上する。

b　「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き１兆円（前年度同額）計上する。

c　「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円（前年度同額）計上する。

d　投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設の脱炭素化の取組等を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について対象事業を拡充した上で、5,800億円（前年度比1,000億円、20.8％増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6％増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

e　「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f　社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

g　一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

h　消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

i　過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

（オ）地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

（カ）地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ　東日本大震災分

（ア）復旧・復興事業

a　東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,069億円を確保する。また、一般財源充当分として４億円を計上する。

b　地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

　この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、15億円（普通会計分９億円、公営企業会計等分６億円）とする。

c　直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費2,987億円を計上する。

（イ）全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和５年度）による地方税の収入見込額として768億円を計上するとともに、一般財源充当分として254億円を

計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和４年度の地方財政計画は、**第60表**のとおりとなっており、その規模は、通常収支分は90兆5,918億円で、前年度と比べると7,858億円増（0.9％増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,987億円で、前年度と比べると341億円減（10.2％減）、全国防災事業が1,023億円で、前年度と比べると67億円減（6.1％減）となっている。

また、令和４年度の地方債計画の規模は、通常収支分が10兆1,799億円（普通会計分７兆6,077億円、公営企業会計等分２兆5,722億円）で、前年度と比べると３兆4,574億円減（25.4％減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が15億円（普通会計分９億円、公営企業会計等分６億円）で、前年度と比べると４億円増（36.4％増）となっている。

第60表　令和４年度地方財政計画歳入歳出一覧（その１　通常収支分）

（単位　億円・％）

区分		令和４年度(A)	令和３年度(B)	増減額(A)−(B)(C)	増減率(C)/(B)
歳入	地方税	412,305	382,704	29,601	7.7
	（猶予特例分除き）	412,305	380,802	31,503	8.3
	地方譲与税	25,978	18,462	7,516	40.7
	（猶予特例分除き）	25,978	18,219	7,759	42.6
	地方特例交付金等	2,267	3,577	△ 1,310	△ 36.6
	地方交付税	180,538	174,385	6,153	3.5
	国庫支出金	148,826	147,631	1,195	0.8
	地方債	76,077	112,407	△ 36,331	△ 32.3
	うち臨時財政対策債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
	うち財源対策債	7,600	7,700	△ 100	△ 1.3
	使用料及び手数料	15,729	15,487	242	1.6
	雑収入	44,456	43,754	702	1.6
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 4	△ 2	△ 2	100.0
	全国防災事業一般財源充当分	△ 254	△ 345	91	△ 26.4
	計	905,918	898,060	7,858	0.9
	一般財源	638,635	633,577	5,058	0.8
	（猶予特例分除き）	638,635	631,432	7,203	1.1
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	620,135	622,077	△ 1,942	△ 0.3
	（猶予特例分除き）	620,135	619,932	203	0.0
歳出	給与関係経費	199,644	201,540	△ 1,896	△ 0.9
	退職手当以外	185,283	186,816	△ 1,533	△ 0.8
	退職手当	14,361	14,724	△ 363	△ 2.5
	一般行政経費	414,433	408,824	5,609	1.4
	補助	234,578	229,416	5,162	2.3
	単独	148,667	148,296	371	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,988	14,912	76	0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,000	2,000	0	0.0
	公債費	114,259	117,799	△ 3,540	△ 3.0
	（猶予特例債除き）	114,259	115,654	△ 1,395	△ 1.2
	維持補修費	14,948	14,694	254	1.7
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0	0.0
	投資的経費	119,785	119,273	512	0.4
	直轄・補助	56,648	57,136	△ 488	△ 0.9
	単独	63,137	62,137	1,000	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,800	4,800	1,000	20.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	公営企業繰出金	24,349	24,430	△ 81	△ 0.3
	企業債償還費普通会計負担分	14,398	14,718	△ 320	△ 2.2
	その他	9,951	9,712	239	2.5
	不交付団体水準超経費	18,500	11,500	7,000	60.9
	計	905,918	898,060	7,858	0.9
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	887,418	886,560	858	0.1
	地方一般歳出	758,761	754,043	4,718	0.6

第60表　令和４年度地方財政計画歳入歳出一覧（その２　東日本大震災分）　（単位　億円・％）

（1）復旧・復興事業

区分		令和４年度 (A)	令和３年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	1,069	1,326	△257	△19.4
	一般財源充当分	4	2	2	100.0
	国庫支出金	1,822	1,913	△91	△4.8
	地方債	9	8	1	12.5
	雑収入	83	79	4	5.1
	計	2,987	3,328	△341	△10.2
歳出	給与関係経費	58	65	△7	△10.8
	一般行政経費	1,418	1,686	△268	△15.9
	補助	921	1,003	△82	△8.2
	単独	497	683	△186	△27.2
	公債費	83	79	4	5.1
	投資的経費	1,428	1,497	△69	△4.6
	直轄・補助	1,426	1,410	16	1.1
	単独	2	87	△85	△97.7
	公営企業繰出金	0	1	△1	△100.0
	計	2,987	3,328	△341	△10.2

（2）全国防災事業

区分		令和４年度 (A)	令和３年度 (B)	増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	768	744	24	3.2
	一般財源充当分	254	345	△91	△26.4
	雑収入	1	1	0	0.0
	計	1,023	1,090	△67	△6.1
歳出	公債費	1,023	1,090	△67	△6.1
	計	1,023	1,090	△67	△6.1

(3)　公営企業等に関する財政措置

ア　公営企業

（ア）通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和４年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において２兆4,349億円（前年度２兆4,430億円）を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分２兆5,722億円（前年度２兆3,965億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

a　公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業

について、人口３万人未満の地方公共団体においても令和５年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口３万人以上の地方公共団体は令和３年度から公営企業会計の適用を要件に加えている。

b　水道事業については、多様な広域化を推進するため、各都道府県において令和４年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請しており、同プランの策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

　また、簡易水道事業を統合した上水道事業について、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる場合、必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、旧簡易水道施設の建設改良事業について、引き続き地方財政措置を講じる。

c　下水道事業については、施設の統廃合をはじめとした広域化を推進するため、各都道府県において令和４年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請しており、公共下水道・集落排水の流域下水道への統合や同一下水道事業内の処理区の統合に係る施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充するとともに、事業統合を行なった下水道事業に対する高資本費対策に係る地方交付税措置について、統合後の激変緩和措置の適用期間を拡充する。このほか、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。

d　病院事業については、令和３年度末までに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、令和４年度又は令和５年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定を要請する予定である。また、地方公共団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債（特別分）を拡充・延長するとともに、公立病院等の医師派遣等に係る特別交付税措置について、看護師等医療従事者の派遣及び診療所への派遣の追加、派遣元病院に対する措置の拡充を行う。

　併せて、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げるとともに、令和３年度に講じた不採算地区病院等に対する特別交付税措置の拡充を令和４年度においても継続する。

（イ）東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において0.33億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分６億円を計上する。

イ　国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じるこ

としている。

（ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法第72条の２に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の９％分）については、その所要額（6,187億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）国保被保険者のうち低所得者に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,389億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）国保被保険者のうち未就学児に係る保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（40億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,590億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,295億円）について地方交付税措置を講じる。

（オ）高額医療費負担金（3,682億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（920億円）について地方交付税措置を講じる。

（カ）国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

（キ）国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（476億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（159億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ　後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

（ア）保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割２割・５割・７割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,412億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）高額医療費負担金（3,723億円）については、後期高齢者医療広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、後期高齢者医療広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（931億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（201億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、後期高齢者医療広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（67億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）後期高齢者医療広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

3

第3部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、国民の生命と生活を守るため、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、検査の環境整備、地域経済・住民生活の支援などを、国・地方の総力を挙げて実施する必要があり、その現場を担う地方公共団体が財源面での心配なく感染症対策に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保することが重要である。こうしたことから、国においては、累次の補正予算の編成や予備費の使用により財政措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収に対する措置などを講じてきた。

(1)　令和2年度における対応等

ア　令和2年度における対応

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療機関等への支援や、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施など、ほとんどの事業を全額国費対応とした。

また、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、感染拡大の防止や医療提供体制の確保、地域経済・住民生活の支援等を行うための地方単独事業分や国庫補助事業等の地方負担分、営業時間短縮の要請等に応じた飲食店等に対する協力金等の給付のための協力要請推進枠等分が措置された（令和2年度補正予算（第1号）で1兆円、令和2年度補正予算（第2号）で2兆円、令和2年度補正予算（第3号）で1.5兆円、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費で3.4兆円の合計7.9兆円）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収が大幅に減少するおそれがあったことから、地方公共団体の当面の資金繰り対策として、①地方税の徴収猶予に伴う減収への対応、②減収補塡債の対象税目の拡大*[1]、③特別減収対策債の創設、④公営企業における特別減収対策企業債の発行、⑤共同発行市場公募地方債の増額、⑥地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化が講じられた。

イ　令和2年度の地方公共団体における新型コロナウイルス感染症対策関連経費等

令和2年度の地方公共団体の普通会計の純計決算額は、前年度と比べて大幅に増加し、歳入が130兆472億円、歳出が125兆4,588億円と、過去最高額となった。

総務省において、令和2年度の地方公共団体における普通会計の新型コロナウイルス感染症対策関連経費*[2]を調査した結果は、第108図のとおりである。新型コロナウイルス感染症対策関連経

＊1　令和2年度に限り、7税目（地方消費税（地方消費税交付金を含む。）、不動産取得税、道府県たばこ税・市町村たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む。）、ゴルフ場利用税（ゴルフ場利用税交付金を含む。）、軽油引取税（軽油引取税交付金を含む。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税）を対象税目に追加

＊2　地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年度補正予算、令和2年度当初予算・補正予算に計上された予備費により実施した事業（令和2年度当初予算に計上された事業のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策の観点から内容を見直して実施した事業を含む。）に係る経費

費の歳出については、純計額は25兆6,336億円と、普通会計の歳出純計決算額の通常収支分の対前年度からの増加額26兆416億円と概ね同規模となっている。

第108図　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況

歳出額　25.6兆円	（財源内訳）
（主な事業）	国庫支出金　20.1兆円
・特別定額給付金　12.8兆円	・特別定額給付金給付事業費補助金
・制度融資等の貸付金　4.8兆円	・地方創生臨時交付金
・営業時間短縮等に係る協力金　1.0兆円	・緊急包括支援交付金　等
・生活福祉資金貸付事業　1.0兆円	地方債　0.3兆円
・病床確保支援事業　0.8兆円	その他の収入（貸付金元利収入等）　4.5兆円
・医療従事者等への慰労金　0.6兆円　等	一般財源　0.7兆円

新型コロナウイルス感染症対策関連経費の性質別歳出内訳の状況は、**第61表**のとおりであり、補助費等が最も大きな割合を占め、次いで貸付金となっている。

都道府県の主な事業は、制度融資、営業時間短縮の要請等に応じた飲食店等に対する協力金等の給付事業、生活福祉資金貸付事業、病床確保支援事業、医療従事者等への慰労金給付事業等であった。制度融資は都道府県が主に行ったことから、市町村と比べて特に貸付金の割合が大きくなっている。

市町村の主な事業は、特別定額給付金の給付事業、プレミアム付商品券の発行事業、児童生徒向けの１人１台端末の整備事業、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業等であった。特別定額給付金の給付に係る額が大きかったことから、都道府県と比べて特に補助費等の割合が大きくなっている。

第61表　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況（性質別歳出内訳）　（単位　億円・%）

区分	純計額		都道府県		市町村	
義務的経費	5,138	2.0	591	0.6	4,547	2.8
うち人件費	591	0.2	218	0.2	373	0.2
うち扶助費	4,546	1.8	373	0.4	4,173	2.6
投資的経費（普通建設事業費）	2,705	1.1	1,228	1.2	1,505	0.9
その他の経費	248,493	96.9	99,392	98.2	155,674	96.3
うち物件費	13,645	5.3	3,819	3.8	9,826	6.1
うち補助費等	184,636	72.0	52,743	52.1	138,465	85.6
うち積立金	1,353	0.5	972	1.0	381	0.2
うち貸付金	47,707	18.6	40,989	40.5	6,718	4.2
合計	256,336	100.0	101,210	100.0	161,726	100.0

また、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の財源内訳の状況については、**第62表**のとおりであり、国庫支出金が最も大きな割合を占め、次いで貸付金元利収入等のその他の収入となっており、これらで96.0%を占めている。一方、一般財源については、2.8%と低い割合となっている。

第62表　新型コロナウイルス感染症対策関連経費の状況（財源内訳）　（単位　億円・％）

区分	純計額		都道府県		市町村	
国庫支出金	200,606	78.3	53,121	52.5	147,485	91.2
都道府県支出金	－	－	－	－	2,291	1.4
地方債	3,110	1.2	2,846	2.8	264	0.2
その他の収入	45,451	17.7	42,067	41.6	7,693	4.8
一般財源	7,169	2.8	3,176	3.1	3,994	2.5
合計	256,336	100.0	101,210	100.0	161,726	100.0

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税、地方譲与税が7,673億円の減となったが、減収補填債の対象税目を追加するなど制度的な対応も実施した。その結果、令和２年度末における地方債現在高は、144兆5,697億円で、減収補填債の発行額の増加（対前年度比8,017億円増）等により、前年度末と比べると１兆1,268億円（0.8％）の増となっている。

(2)　令和３年度における対応

令和３年度においても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療機関等への支援や、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施など、ほとんどの事業を引き続き全額国費対応とした。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方単独事業分、国庫補助事業等の地方負担分、協力要請推進枠等分が引き続き措置されたことに加え、新たに、感染拡大の影響を受ける事業者の支援のための事業者支援分や、登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援のための検査促進枠分が措置された（令和３年度補正予算（第１号）で6.8兆円、令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費で0.5兆円の合計7.3兆円）。

また、令和３年度においても、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないよう、資金繰り対策として、①臨時財政対策債に対する公的資金の大幅な増額確保、②特別減収対策債及び公営企業における特別減収対策企業債の延長、③資金調達手段の多様化・資金調達環境の整備が講じられた。このうち特別減収対策企業債については、令和４年度も引き続き措置することとしている。

(3)　保健所の恒常的な人員体制の強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和３年度と令和４年度の２年間でコロナ禍前の約1,800名から1.5倍の約2,700名に約900名増員できるよう、地方財政計画上、令和３年度において450人増員したことに加え、令和４年度においては更に450人増員し、地方交付税措置を講じることとしている。これを踏まえ、地方公共団体においては引き続き保健所の体制強化に取り組むことが求められている。

2　デジタル田園都市国家構想等の推進

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）が策定され、令和3年9月にデジタル庁が発足した。また、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）が策定された。今後、地域社会全体のデジタル変革を加速させ、活力ある地方を創るためには、「デジタル田園都市国家構想」や地方公共団体のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）等を推進していく必要がある。

（1）デジタル田園都市国家構想の推進

高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するデジタル田園都市国家構想の推進が必要である。

このため、令和3年11月には、内閣総理大臣を議長、関係閣僚及び有識者を構成員とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」が設置され、同年12月末には、同構想の実現に向けた当面の具体的施策及び中長期的に取り組んでいくべき施策の全体像が取りまとめられた。

この全体像においては、①デジタル基盤の整備、②デジタル人材の育成・確保、③デジタル実装による地方の課題解決及び④誰一人取り残されないための取組の4つの柱を重点に据えて、同構想の実現に向けた取組を進めることとされており、今後、同会議においてさらに議論を行い、令和4年春に具体的な構想を取りまとめることとされている。

また、令和3年度補正予算（第1号）において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて支援する200億円の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が新設され、令和4年度予算において、「地方創生推進交付金」について、新規事業を対象として、デジタル技術の活用・普及を要件として追加等することとしている。

地方公共団体が、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進できるよう、令和3年度に創設した「地域デジタル社会推進費」について、令和4年度においても、引き続き地方財政計画に2,000億円計上している。

さらに、総務省においては、各地方公共団体が地域社会のデジタル化に係る取組を検討・実施する際の参考となるよう、令和3年12月に、医療・福祉・健康、農林水産業など取組分野ごとに、各地方公共団体における取組事例や工夫点等をとりまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」（第109図）を公表している。

第109図　「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」（概要）

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要。

各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した**「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」**を公表し、各団体に周知（令和３年12月28日）。

✔ 地域の個性を活かしたデジタル実装の取組の横展開を強力に推進するため、住民生活、農林水産業など17分野・205事例の多様な取組を掲載し、各事例については事業概要に加え、各自治体において創意工夫した点やポイント、イメージがつかみやすいよう写真やイラストを掲載。

17分野

1. 地域活性化
2. 住民生活
3. 消防・防災
4. 医療・福祉・健康
5. 子育て
6. 公衆衛生
7. 環境
8. 労働
9. 農林水産業
10. 商業・工業
11. 観光
12. 交通
13. 土木・インフラ
14. 文化・スポーツ
15. 教育
16. デジタルデバイド対策
17. 地域におけるデジタル人材育成

一部掲載事例（抜粋）

買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築　【長野県伊那市】

○　伊那市は、中山間部に住む住民の買い物をサポートするため、スーパーで注文した商品をドローンで配達する「ゆうあいマーケット」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。

○　利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされるキャッシュレス対応となっている。

○　商品は、近くの公民館に届けられ、集落支援員等のボランティアが住民の家まで運び、手渡すこととしており、利用者の安否確認や見守りも行うことができるように工夫している。

ICT技術を活用した獣害対策　【福島県大玉村】

○　大玉村では、令和2年度から獣害（イノシシ）対策にICT技術を活用している。

○　イノシシによる生活環境被害等を防ぐためには、「捕獲」「生息環境管理」「被害防除」を組み合わせた地域ぐるみでの総合的な対策が重要になるが、村では、「被害防除」について、センサー付きのわなを導入することで、捕獲の効率化を図っている。

○　４ｍ四方の囲いわなと映像をリアルタイムに配信する機器を組み合わせることで、タイミングを調整しながら一度に複数頭のイノシシを捕獲することができる。
　こうしたICTわなを導入することで、わなの見回りに係る猟友会等の負担軽減や錯誤捕獲の回避を図っている。

(2)　地方公共団体のDXの推進・マイナンバー制度の利活用の推進等

ア　地方公共団体のDXの推進

総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和２年12月25日、以下「自治体DX推進計画」という。）では、地方公共団体が取り組むべき主な重点取組事項として、①地方公共団体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③地方公共団体の行政手続のオンライン化、④地方公共団体のAI・RPAの利用促進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底を示している。DX推進のために地方公共団体が取り組むべき事項を着実に実施するためには、各地方公共団体において、司令塔としての役割を果たすDX推進担当部門を設置するなど、全庁的・横断的な組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成等、推進体制を構築することが望ましい。デジタル人材の確保について、総務省においては、市町村における外部デジタル人材の募集情報を収集の上、総務省ホームページで公表するとともに、協力企業に対し、随時情報提供を実施している。令和３年度からは、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、特別交付税措置を講じている。

また、地方公共団体が、自治体DX推進計画を踏まえて着実にDXに取り組めるよう、「「自治体DX推進手順書」の作成について」（令和３年７月７日付け総務省自治行政局地域情報化企画室長・デジタル基盤推進室長通知）により、DXを推進するに当たって想定される一連の手順を示すほか、自治体DX推進計画等で目標時期等が設定されている情報システムの標準化・共通化及び行政手続のオンライン化については、全地方公共団体において確実に取組を進めることができるよう、詳細な手順を示した。さらに、同通知において、DXの推進体制の整備等について、先行的に行っている地方公共団体の取組事例や工夫点等をとりまとめた「自治体DX推進手順書参考事例集」も周知

している。

イ　地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和３年法律第40号）に基づき、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和７年度までに、同法第５条に基づく基本方針の下で所管府省が作成する標準化基準に適合した「ガバメントクラウド」上に構築されるシステムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進めることとされている。

また、各地方公共団体がシステムの移行の際に必要となる準備経費や移行経費について、令和７年度まで国が補助を行うこととしている。

ウ　マイナンバー制度及びマイナンバーカードの普及・利活用の推進

（ア）マイナンバー制度の意義

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤である。すなわち、所得把握の精度が向上し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担・分担の公平性がより一層確保されるとともに、行政の効率化が図られ、限られた行政資源を住民サービスの充実のために、より重点的に配分することが可能となる。

今後、各地方公共団体において業務のICT化などを進め、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバーシステム（マイナンバー制度と関連の各システム）が提供する様々な機能を積極的に活用していくことが不可欠である。

（イ）マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用

マイナンバー制度の重要な根幹が、平成29年11月から本格運用が開始された情報連携である。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づきデジタル庁が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している同一個人の情報をオンラインで情報連携し、相互に活用することが可能である。これにより、令和３年12月時点で児童手当の申請など約2,300の事務手続で情報連携による提出書類等の削減が実現し、行政手続のペーパレス化やワンストップ化の進展に寄与しており、今後も順次、対象事務が増えていくことが予定されている。

（ウ）マイナンバーカード（公的個人認証サービス等）の普及と利活用の推進

マイナンバーカードは、券面による本人確認機能に加え、ICチップに搭載された電子証明書を利用してオンラインでの安全・確実な本人確認を可能とする、デジタル社会の基盤となるツールであり、政府全体で、令和４年度末までにマイナンバーカードが、ほぼ全国民に行き渡ることを目指して取り組んでいる。普及に当たっては、市町村における申請促進や交付体制の強化などの取組が重要となることから、国として、そうした取組に必要な経費に対する支援を行っている。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、マイナンバーカードの利活用・利便性向上に向けた具体の取組方針と工程表が示され、今後は、これらに基づき、取組を着実に進めることとされている。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づくマイナポイント第2弾（マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与）について、令和3年度補正予算（第1号）に計上し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図ることとしている。

（エ）マイナポータルの利用拡大

マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」として、地方公共団体へのオンライン申請や、行政機関等が保有する本人情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供している。

令和3年5月に、国において全ての地方公共団体がLGWAN（総合行政ネットワーク）を経由してマイナポータルのオンライン申請サービスを利用できる機能を実装した上で、さらには、子育て、介護等の手続について、地方公共団体が独自に申請様式を作成しなくても、あらかじめ登録された申請様式を利用できるようにしており、同サービスの積極的な利用が期待される。

また、マイナポータルを活用した子育て、介護等のオンライン申請の導入を促進するため、市町村において必要となる経費に対し、令和4年度まで国が補助を行うこととしている。

(3)　地方創生の推進

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としており、主な取組は以下のとおりである。

ア　地方創生の取組

（ア）地方創生の動き

将来にわたる活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正を目的として、平成26年に国の第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）が策定され、これを受け、地方公共団体が「地方版総合戦略」を策定し、地方創生の取組が進められてきた。こうした取組の結果、地方の若者の雇用の改善など、一定の成果が現れてきたものの、依然として東京圏への一極集中の傾向は続いていることから、第1期の成果と課題の検証を踏まえ、第2期（令和2年度から令和6年度まで）の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）が策定された。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2020改訂版（令和2年12月21日閣議決定）が策定された。今般の感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏等への人口集中のリスクが改めて浮き彫りになり、地方への移住や就業に対しての国民の関心が高まるとともに、東京圏から地方へのひとの流れが見られるようになっており、地方創生の観点から、今後こうした動きを持続的なものにすることが重要であるとされた。

地方公共団体においても、第２期における地方版総合戦略が策定され、各地域の実情に即した切れ目ない地方創生の取組が推進されている。

（イ）地方の取組への支援

このような中、国においては、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の取組を支援している。

令和３年度補正予算（第１号）においては、460億円の地方創生拠点整備交付金等が計上された。

また、令和４年度予算においては、地方創生推進交付金について引き続き1,000億円が計上されるとともに、一定の条件下で東京23区に在住又は通勤する者が東京圏外に移住した場合に支給される移住支援金について、18歳未満の子を帯同して移住する世帯に対する加算を新たに行うこととされている。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画に計上している「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和４年度においても引き続き１兆円を計上している。

イ　活力ある地方創り

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、東京圏等への人口集中のリスクが改めて浮き彫りになるとともに、テレワークが新しい働き方として広く認知されたこと等により、地方への移住に対する関心も高まるなど、国民の意識・行動に変化が生じてきている。この機を捉え、地方への新たな人の流れを強化し、子どもを産み、育てやすい、支えあう地域社会を実現するとともに、自立分散型地域経済の構築を図ることにより、活力ある地方を創出するため、特に以下の施策を推進することとしている。

（ア）地方への新たな人の流れの強化

a　地域おこし協力隊による地域への人材還流の促進

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、一定期間以上、当該地域に居住して、地場産品の開発・販売・PRなど地域おこしの支援に向けた各種の地域協力活動に従事する取組である。令和２年度には、全国1,065の地方公共団体で5,560人の隊員が活動している。

こうした中、令和６年度に隊員数を8,000人とする目標の達成に向け、令和３年度には、隊員希望者が２週間から３ヶ月間実際の地域協力活動に従事することができる「地域おこし協力隊インターン」を創設するなど、地域おこし協力隊制度の拡充を行っている。

さらに、令和４年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動が行えなかった隊員を対象に、その活動に要する経費に係る特別交付税措置の対象期間を２年延長し、５年を上限とすることができることとしている。また、任期終了後の起業・事業承継に要する経費については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別交付税措置の対象期間を、令和３年度から１年間延長したところであるが、令和４年度も引き続き同様の措置を講じることとしている。

b　地域活性化起業人

地域活性化起業人制度は、地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定

期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に要する経費について特別交付税措置を講じるものであり、引き続き、制度の活用を推進していくこととしている。

c　地域プロジェクトマネージャー

地域活性化に向けたプロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、令和3年度から、そうした関係者間を橋渡しししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」を、地方公共団体が「地域プロジェクトマネージャー」として任用するための経費について特別交付税措置を講じており、引き続き、制度の活用を推進していくこととしている。

d　関係人口の創出・拡大

特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に向けて、令和3年度からは、「関係人口ポータルサイト」等を通じて、先進的な取組を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、地方公共団体の関係人口創出・拡大の取組に対して地方交付税措置を講じることにより、全国各地での取組の実装化を図ることとしている。

e　若者定着に向けた地方大学の振興等

若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出している中、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるため、平成27年度から内閣官房、総務省、文部科学省が連携し、「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進」を実施している。前者については、令和4年度からは、過疎地域等の条件不利地域を含む市町村については、若年層人口が流入超過の都道府県の区域内においてもそれ以外の区域と同水準の特別交付税措置となるよう、拡充を行うこととしており、取組の更なる普及を推進することとしている。

（イ）　地域資源を活かした自立分散型地域経済の構築

a　ローカル10,000プロジェクト

「ローカル10,000プロジェクト」においては、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用に対し、地方公共団体が助成を行う経費の全部又は一部を国が補助することとし、産学金官連携による取組を推進している。

令和4年度からは、新たに、脱炭素に資する地域における再生エネルギーの活用等に関連する事業について、重点支援の対象に加え、国費による補助を拡充している。

b　分散型エネルギーインフラプロジェクト

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランを策定する地方公共団体を支援している。

令和2年度末までに58団体がマスタープランを策定しており、引き続き、関係省庁タスクフォースと連携して、マスタープランの策定支援や、事業化までのアドバイスを実施するとともに、令和4年度からは、地域に不足している専門家の紹介、その専門家を招へいする際に必要となる費用を支援するなど、事業化に向けた支援を行うこととしている。

c　特定地域づくり事業の推進

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律

第64号）に基づき都道府県の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合の運営費等を支援する地方公共団体を対象に、国が補助を行うとともに、これに伴う地方負担等について特別交付税措置を講じることとしている。令和3年12月末時点において、全国で30組合が認定を受けている。

ウ　過疎対策の推進

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化する中、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっている一方、人口減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続し、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能や医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

令和3年3月、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が第5次過疎対策法（令和3年法律第19号）として制定され、同年4月から施行されている。同法に基づき、「人口要件」及び「財政力要件」を満たす市町村が過疎地域とされ、過疎対策事業債や国庫補助率の嵩上げ等の特例措置が講じられている。

令和3年4月1日現在、過疎関係市町村は820市町村、過疎関係市町村の全市町村に占める割合は47.7%となっている。なお、令和4年度より、令和2年国勢調査結果に基づき過疎地域の追加が予定されている。

令和4年度においては、過疎対策事業債について、公共施設の老朽化対策の推進等のため、地方債計画に対前年度200億円増の5,200億円を計上するとともに、過疎地域における人材の育成や、ICT等技術を活用した取組等を支援する過疎地域持続的発展支援交付金について、対前年度0.2億円増の8.0億円を予算計上している。

3　防災・減災、国土強靱化の推進

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、また大規模地震の発生が切迫している。このような中、国民の生命・財産を守るため、地方公共団体が国と連携しつつ、引き続き以下のとおり防災・減災、国土強靱化対策に取り組む必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしている。なお、5か年加速化対策の2年目である令和4年度においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和3年度補正予算（第1号）に計上されているため、その地方負担については、補正予算債により措置することとしている。

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策のための施設整備等に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、新たに消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受入れ施設等の整備（一部は令和3年度から適用）及び連携・協力によるはしご自動車等の整備を対象事業に追加した上で、令和4年度の地方財政計画に前年度同額の5,000億円を計上している。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、令和4年度の地方財政計画に前年度同額の4,000億円を計上している。

さらに、地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、令和4年度の地方財政計画に前年度同額の1,100億円を計上している。

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため、被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費について、令和4年度から、特別交付税措置を講じることとした。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）を踏まえ、令和4年度から、消防団員の年額報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置の見直しを行うとともに、災害に係る出動報酬について新たに特別交付税措置を講じることとした。また、都道府県が実施する消防団員確保の取組に係る経費について、令和4年度から、地方交付税措置を講じることとした。

4　公共施設等の適正管理の推進

我が国においては、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える中、人口減少や少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化や地方財政の厳しい状況等を踏まえると、各地方公共団体においては、地域における公共施設等の適正管理に向けた取組を着実に推進する必要がある。また、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこととされたことを踏まえ、地方公共団体における公共施設等の脱炭素化を推進していく必要がある。

(1)　公共施設等の適正管理の更なる推進

総務省においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総務大臣通知）により、各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画（以下「総合管理計画」という。）を策定するよう要請し、令和3年3月31日時点で、都道府県においては100%、市町村においても99.9%の団体が、総合管理計画を策定している。

そのような中、総合管理計画については、その策定を要請した平成26年度以降、一定の期間が経過していることも踏まえ、総務省としては、地方公共団体に対して、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を反映しつつ、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通しや適正管理に取り組むことによる効果額を盛り込んだ上で、充実を図り、令和3年度までに見直しを行うよう要請してきた。その上で、地方公共団体における総合管理計画の見直しを推進するため、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）により、総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項の考え方等について、改めて周知するとともに、市町村における総合管理計画の見直しのための専門家の招へいや業務委託等を支援してきた。その結果、令和3年9月末時点で91.3%の団体が令和3年度中に見直し予定となっている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体においては、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了するよう要請している。

また、地方公共団体による公共施設等の適正管理の取組を推進するため、平成29年度に事業期間5年間で創設した「公共施設等適正管理推進事業費」について、令和4年度以降も、地方公共団体が引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、事業期間を令和8年度まで5年間延長し、後述する脱炭素化事業を加えるとともに、長寿命化事業の対象に空港施設とダム（本体、放流設備等）を追加することとしている。

なお、総務省においては、同事業費の活用例を施設や事業の内容ごとにまとめた手引きを公表しており、各地方公共団体においては、同事業費や基金などの財源を活用しながら、公共施設等の適正管理に係る取組を積極的に進めていくことが求められる。

(2) 公共施設等の脱炭素化の推進

「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、令和４年度から、公共施設及び公用施設における太陽光発電の導入、建築物におけるZEB（一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物）の実現、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入を対象とする脱炭素化事業を「公共施設等適正管理推進事業費」に追加することとしている。脱炭素化事業の事業規模は1,000億円とし、令和４年度の地方財政計画に、「公共施設等適正管理推進事業費」全体で対前年度比1,000億円増の5,800億円を計上している。なお、事業期間については、「地球温暖化対策計画」において、令和７年度までを集中期間として、脱炭素を前提とした施策を総動員することとされたことを踏まえ、令和７年度までとしている。

併せて、公営企業の脱炭素化の取組についても、上記の脱炭素化事業と同様の事業を対象に、令和７年度までを事業期間として、新たに公営企業債（脱炭素化事業）を充当できることとしている。

5　社会保障制度改革

少子高齢化など人口構成の変化が一層進んでいく中、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である。

また、子育て、医療、介護など社会保障分野のサービス・給付の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていることから、国と地方が一体となって安定的に実施していくことが重要であり、社会保障制度改革は国・地方が協力して推進していく必要がある。

(1)　社会保障の充実と人づくり革命

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化に向け、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

消費税率の引上げ分は、全額社会保障の財源に使われることとされている。消費税を巡る税制抜本改革については、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）が成立し、消費税率を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引き上げることとされた。その後、8%への引上げは平成26年4月に行われたが、8%から10%への引上げは二度にわたり延期され、令和元年10月に10%へ引き上げられた。

「社会保障の充実」については、消費税率5%から10%への引上げによる増収分の一部及び「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「社会保障改革プログラム法」という。）等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して実施することとされた。

令和4年度における「社会保障の充実」の施策に係る所要額については、国・地方合計で2.80兆円程度（国：1.90兆円程度、地方：0.90兆円程度）であり、内訳としては、

・子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度（国：0.32兆円程度、地方：0.38兆円程度）、
・医療・介護分野に1.50兆円程度（国：0.98兆円程度、地方：0.52兆円程度）、
・年金分野に0.60兆円程度（国：0.59兆円程度、地方：0.003兆円程度）、

となっている。

なお、具体的な事業内容については、第63表のとおりであり、拡充された主なものは以下のとおりである。

【令和4年度に拡充された主なもの】

・看護職員の処遇改善（診療報酬改定における消費税増収分等の活用分の内数として144億円、対前年度比皆増）
・不妊治療の保険適用（診療報酬改定における消費税増収分等の活用分の内数として本体分120億円、薬価分54億円、対前年度比皆増）

・介護職員の処遇改善（313億円、対前年度比皆増）

・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置（81億円、対前年度比皆増）

第63表　令和4年度における「社会保障の充実」（概要）　（単位：億円）

事項		事業内容	令和4年度予算案	国分	地方分	(参考)令和3年度予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526
		社会的養育の充実	474	237	237	474
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・地域医療介護総合確保基金（医療分）	1,029	751	278	1,179
		・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善 (注4)	144	100	44	－
		うち 不妊治療の保険適用（本体分）	120	100	20	－
		うち 不妊治療の保険適用（薬価分）	54	45	9	－
		・医療情報化支援資金	735	735	0	－
		地域包括ケアシステムの構築				
		・地域医療介護総合確保資金（介護分）	824	549	275	824
		・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分（介護職員の処遇改善等）	1,196	604	592	1,196
		・介護職員の処遇改善 (注4)	313	153	160	－
		・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置	81	40	40	－
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572
		介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
年金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80
		年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220
合計			27,968	18,982	8,986	27,078 (注5)

（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
（注2）消費税増収分（2.4兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（△0.4兆円）を活用し、上記の社会保障の充実（2.8兆円）の財源を確保
（注3）保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施（平成27年度）
（注4）令和4年10月からの措置
（注5）令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「人づくり革命」を断行し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとされた。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生

きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」を推進することとされた。

「人づくり革命」では、待機児童の解消・保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされており、施策を推進するための安定財源として、消費税率8%から10%への引上げによる増収分の一部を活用することとされた。

令和4年度におけるこれらの施策に係る所要額については、国・地方合計で1.62兆円程度（国：0.95兆円程度、地方：0.67兆円程度）であり、内訳としては、

・待機児童の解消・保育士の処遇改善が0.07兆円程度（国：0.04兆円程度、地方：0.04兆円程度）、
・幼児教育・保育の無償化が0.89兆円程度（国：0.34兆円程度、地方：0.54兆円程度）、
・高等教育の無償化が0.56兆円程度（国：0.52兆円程度、地方：0.04兆円程度）、
・介護人材の処遇改善が0.10兆円程度（国：0.05兆円程度、地方：0.05兆円程度）、

となっている。

(2)　全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）の規定を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進めることとされたこと、また、令和3年10月の内閣総理大臣所信表明演説（以下「所信表明演説」という。）において、人生百年時代を見据えて、子供から子育て世代、お年寄りまで、全ての方が安心できる、全世代型社会保障の構築を進める旨の発言がなされたことを踏まえ、同年11月に有識者を構成員とする全世代型社会保障構築会議が、令和4年1月には内閣総理大臣・関係閣僚を構成員とする全世代型社会保障構築本部が、それぞれ設置された。その後、同月に開催された、第1回全世代型社会保障構築本部において、全世代型社会保障構築会議が同本部の下に位置づけられた。

今後は、全世代型社会保障構築会議において、男女が希望通り働ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う、持続的な社会保障制度の構築に向け、議論が進められることとなる。

また、公的価格の見直しについては、所信表明演説において、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方を抜本的に見直すこととされた。全世代型社会保障構築会議の下に位置づけられた同委員会は、令和3年12月までに3回開催され、公的価格の在り方についての中間整理（以下「中間整理」という。）がとりまとめられた。

これに先立ち、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年2月から9月までの間、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するとともに、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を

行うことを前提として、収入を1%程度引き上げるための措置を実施することとされており、その経費について、令和3年度補正予算（第1号）において、全額国費（2,600億円）による措置を講じることとされた。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」や中間整理を踏まえ、令和4年10月以降は、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬、介護報酬等において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することとされており、その地方負担について、令和4年度から、地方交付税措置を講じることとしている。

公的価格に関する今後の処遇改善の方向性については、中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討されることとなる。

6　財政マネジメントの強化

地方公共団体や公営企業が、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行うためには、自らの財政・経営状況、ストック情報等を的確に把握し、「見える化」することが重要であり、地方公会計の推進、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等に取り組む必要がある。

(1)　地方公会計の整備・活用の推進及び地方財政の「見える化」の推進

ア　地方公会計の整備・活用の推進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用することにより、現金主義会計では見えにくいコスト情報（減価償却費、退職手当引当金等）やストック情報（資産等）を把握することを可能とするものである。令和3年3月31日時点において、令和元年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については都道府県及び市町村の87.5％に当たる1,565団体が整備済となり、令和元年度決算に係る財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表をいう。）については都道府県及び市町村の86.1％に当たる1,539団体が作成済となっている。こうした状況を踏まえつつ、固定資産台帳及び財務書類（以下「財務書類等」という。）のさらなる活用を図る観点等から、後述する「経営・財務マネジメント強化事業」も活用し、全ての地方公共団体において、決算年度の翌年度末までに財務書類等の作成・更新が行われることが求められる。

また、総務省においては、各地方公共団体が作成した財務書類に関する情報等を集約し、統一的な様式に基づく比較可能な形で公表しているところであり、令和元年度決算については、令和3年度中に公表することとしている。

さらに、令和2年度における財務書類等の活用状況に関しては、各種指標の分析を行った地方公共団体は一定数あるものの、公共施設等の適正管理に活用した団体は依然として一部の団体に限られていることから、財務書類等から得られる情報を資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが重要であり、総務省においては、これらの取組に関する具体的な活用事例を毎年度とりまとめて公表するとともに、地方公共団体に周知している。

イ　地方財政の「見える化」の推進

地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」、「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示を行ってきた。

「財政状況資料集」について、平成27年度決算からは、住民一人当たりのコストについて性質別や目的別で網羅的に公表するとともに、施設類型別の有形固定資産減価償却率＊3などのストックに関する情報についても、固定資産台帳の整備に合わせて順次充実を図り、経年比較や類似団体比較を行うことができるようにしている。平成29年度決算からは、基金の使途・増減理由・今後

＊3　保有する償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率であり、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標

の方針等について、新たに項目を追加し、公表している。令和元年度決算からは、各地方公共団体の財政状況が一目でわかるよう、「財政状況資料集」に掲載する主な指標等を1枚にまとめた「概要版」を公表している。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

こうした中、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえて実施されている多種多様な地方単独事業（ソフト）についても、決算情報の「見える化」に向けた取組が進められてきた。平成29年度決算からは、総務省において、地方単独事業（ソフト）の試行調査結果を公表しており、令和4年度決算額に関する調査（令和5年度に実施予定）からは、決算統計システムによる調査を実施する予定である。

(2) 公営企業の経営改革等

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。今後の本格的な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中にあって、各公営企業が将来にわたってこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表[*4]の活用による「見える化」を推進することが求められる。また、第三セクター等については、地方公共団体の財政に及ぼすリスクを踏まえ、各地方公共団体において、第三セクター等の経営健全化のための方針の策定・公表を推進することが求められる。

ア 公営企業の更なる経営改革の推進

（ア）経営戦略の改定の推進

経営戦略については、**第64表**のとおり、令和3年度末までに98.0%の事業が策定を完了する予定となっている。

今後は、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映することが求められる。

そのため、地方公共団体に向けた支援策として、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成31年3月作成）や、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」（同月作成）を公表しているほか、後述する「経営・財務マネジメント強化事業」

＊4　経営比較分析表とは、各公営企業の経営及び施設の状況を主要な経営指標やその経年の推移、類似団体との比較により表し、分析を行ったものをいう。

において、経営戦略に係るアドバイザーを派遣しており、これらの積極的な活用が望まれる。

第64表　公営企業経営戦略の策定状況

	①策定済		②令和３年度に策定予定		合計（①＋②）		③令和４年度以降に策定予定		合計	
	事業数	（構成比）	事業数	（構成比）	事業数	（構成比）	事業数	（構成比）	事業数	（構成比）
水道	1,676	(94.3%)	90	(5.1%)	1,766	(99.3%)	12	(0.7%)	1,778	(100.0%)
うち上水道	1,252	(95.2%)	57	(4.3%)	1,309	(99.5%)	6	(0.5%)	1,315	(100.0%)
うち簡易水道	424	(91.6%)	33	(7.1%)	457	(98.7%)	6	(1.3%)	463	(100.0%)
工業用水道	123	(86.0%)	20	(14.0%)	143	(100.0%)	0	(0.0%)	143	(100.0%)
交通	70	(86.4%)	7	(8.6%)	77	(95.1%)	4	(4.9%)	81	(100.0%)
電気	77	(85.6%)	10	(11.1%)	87	(96.7%)	3	(3.3%)	90	(100.0%)
ガス	20	(95.2%)	1	(4.8%)	21	(100.0%)	0	(0.0%)	21	(100.0%)
港湾整備	73	(80.2%)	16	(17.6%)	89	(97.8%)	2	(2.2%)	91	(100.0%)
市場	79	(56.0%)	43	(30.5%)	122	(86.5%)	19	(13.5%)	141	(100.0%)
と畜場	21	(53.8%)	12	(30.8%)	33	(84.6%)	6	(15.4%)	39	(100.0%)
観光施設	135	(64.0%)	59	(28.0%)	194	(91.9%)	17	(8.1%)	211	(100.0%)
宅地造成	163	(62.9%)	63	(24.3%)	226	(87.3%)	33	(12.7%)	259	(100.0%)
駐車場	120	(69.8%)	37	(21.5%)	157	(91.3%)	15	(8.7%)	172	(100.0%)
下水道	3,414	(96.2%)	111	(3.1%)	3,525	(99.4%)	23	(0.6%)	3,548	(100.0%)
合計	5,971	(90.8%)	469	(7.1%)	6,440	(98.0%)	134	(2.0%)	6,574	(100.0%)

（※1）策定状況は、令和3年3月31日時点
（※2）事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業等は含まない。

（イ）抜本的な改革の検討の推進

各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等に取り組むことが求められる。

その取組状況は、

・水道事業及び下水道事業については、広域化等や公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法、民間委託などさらなる民間活用の取組

・病院事業については、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の取組

等が進められており、令和２年度では、**第65表**のとおり、民営化・民間譲渡18件、広域化等131件などとなっている。

総務省においては、各公営企業の取組のうち、特に他の地方公共団体において参考となる取組について先進・優良事例集を作成しており、毎年度更新の上、地方公共団体への周知を行っている。

第65表　公営企業の抜本的な改革の取組状況

事業廃止（※3）		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人（※2）		広域化等（※3）		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP／PFI	
111件		18件		1件		131件		14件		65件		11件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
5件	106件	3件	15件	0件	1件	6件	125件	2件	12件	3件	62件	4件	7件
水道	2	水道	0	水道	0	水道	57	水道	0	水道	13	水道	6
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1
交通	0	交通	2	交通	0	交通	0	交通	0	交通	1	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	1
ガス	0	ガス	3	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	4	病院	1	病院	1	病院	0	病院	1	病院	0	病院	0
下水道	30	下水道	0			下水道	67	下水道	2	下水道	47	下水道	3
簡易水道	20	簡易水道	1			簡易水道	5	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	1	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	0			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	2			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	15	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	3	駐車場	0	駐車場	0
観光	8	観光	3			観光	0	観光	5	観光	0	観光	0
介護サービス	16	介護サービス	6			介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

合計
351件

（令和元年度実績　277件）

（※1）取組状況は、令和3年3月31日時点
（※2）公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
（※3）広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念
経営統合については、統合する事業を広域化等、統合される事業を事業廃止として計上
（※4）1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等又は民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。
（※5）都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

（ウ）公営企業の経営状況の「見える化」の推進

公営企業の経営状況の「見える化」については、各公営企業の経営状況の把握や財政マネジメントの向上に有用であることから、公営企業会計の適用拡大及び経営比較分析表の作成・公表を柱として推進している。

a　公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（同日付け総務省自治財政局長通知）において、

・下水道事業及び簡易水道事業を重点事業とし、人口3万人未満の市町村については、令和5年度までに公営企業会計に移行すること
・重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められること
・市町村における公営企業会計への移行が円滑に進むよう、都道府県において、個別の市町村の取組状況を踏まえた助言等の支援を行うこと

等としている（第110図）。

令和3年4月時点における地方公共団体の公営企業会計適用の取組状況は第66表のとおりであるが、引き続き、各地方公共団体における取組状況のフォローアップや、後述する「経

営・財務マネジメント強化事業」等により、さらなる取組を促進することとしている。

第110図　公営企業会計の適用拡大のロードマップ

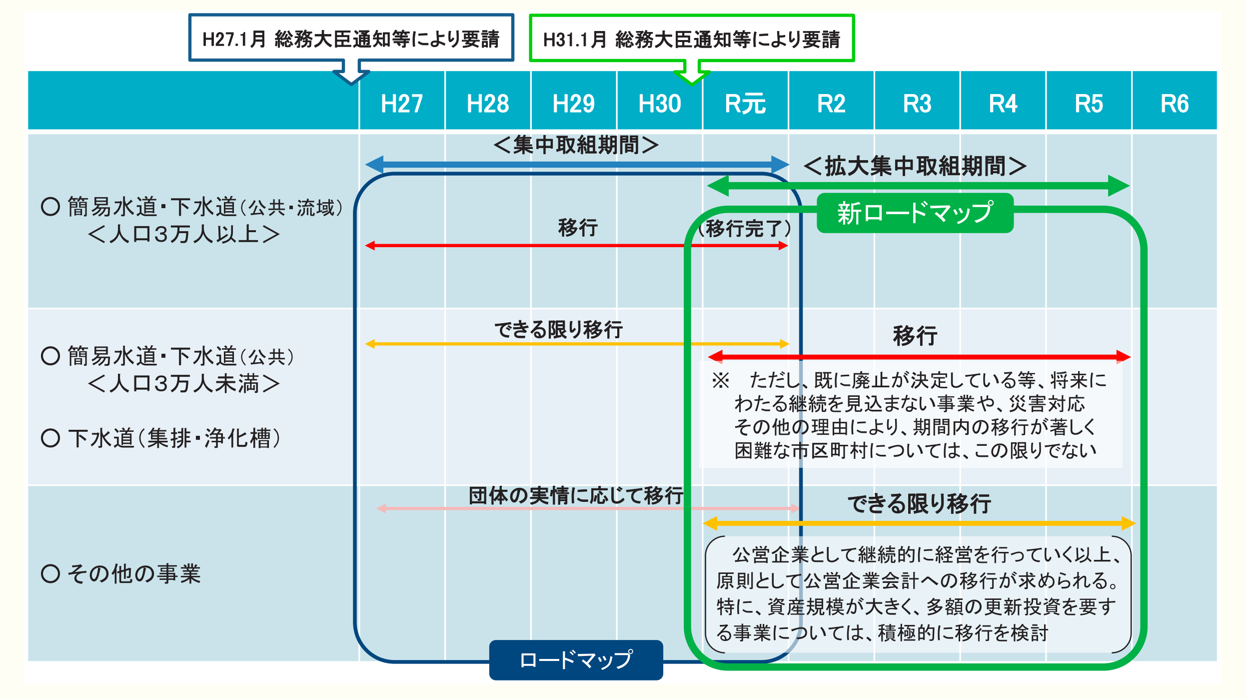

第66表　公営企業会計適用の取組状況

○ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する事業

	人口3万人以上							
	簡易水道事業				公共下水道事業及び流域下水道事業			
	R2.4.1時点		R3.4.1時点		R2.4.1時点		R3.4.1時点	
①適用済及び適用に取組中	311	(98.4%)	318	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)
②検　討　中	5	(1.6%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
③検　討　未　着　手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合　計	316	(100%)	318	(100%)	1,155	(100%)	1,155	(100%)

○新ロードマップに基づき令和５年度までに公営企業会計を適用する事業

	人口3万人未満								人口3万人以上			
	簡易水道事業				公共下水道事業及び流域下水道事業				その他下水道事業			
	R2.4.1時点		R3.4.1時点		R2.4.1時点		R3.4.1時点		R2.4.1時点		R3.4.1時点	
①適用済及び適用に取組中	406	(68.0%)	523	(87.8%)	1,101	(68.0%)	1,465	(90.6%)	598	(79.1%)	651	(87.0%)
②検　討　中	163	(27.3%)	67	(11.2%)	475	(29.4%)	138	(8.5%)	121	(16.0%)	85	(11.4%)
③検　討　未　着　手	28	(4.7%)	6	(1.0%)	42	(2.6%)	14	(0.9%)	37	(4.9%)	12	(1.6%)
合　計	597	(100%)	596	(100%)	1,618	(100%)	1,617	(100%)	756	(100%)	748	(100%)

※その他下水道事業は、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

b　経営比較分析表の活用

経営比較分析表については、総務省において、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の９分野のひな形を作成し、各公営企業において、これを基に作

成・公表が行われている。経営比較分析表が、各公営企業において経営課題の把握や経営改革の検討に活用されることが期待される。

（エ）主な事業における経営改革の取組

a　水道事業

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、広域化、適切なストックマネジメント、料金収入の確保、民間活用、ICT等の利活用によるデジタル化の推進などに取り組むことで持続可能な経営を確保することが必要である。

特に、広域化については、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出しており、都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請している。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月）を発出し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。さらに、令和2年12月に、連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化の推進の検討等を内容とするプラン策定に当たっての留意事項を示している。また、引き続き多様な広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じることとしている。

b　下水道事業

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、広域化・共同化、汚水処理施設の最適化、適切なストックマネジメント、使用料収入の確保、民間活用、ICT等の利活用、公営企業会計の適用などに取り組むことで持続可能な経営を確保することが必要である。

特に、広域化・共同化については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知）を踏まえ、都道府県において、令和4年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請するとともに、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月）を発出したほか、令和3年1月には、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう要請している。また、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じるとともに、令和4年度からは、公共下水道・集落排水の流域下水道への統合や同一下水道事業内の処理区の統合に係る施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充することとしている。

イ　公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療、救急・小児・周産期などの不採算医療や高度・先進医療を提供する重要な役割を担っており、今般の新型コロナウイルス感染症への対応においても大きな役割を果たしている。

一方、地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、経営の効率化等の様々な改革に取り組んできたが、公立病院の経営は、医師不足等により、依然として厳しい状況が続いている。さらに、今後、新興感染症への対応や医師の時間外労働規制への対応も必要となっているところである。このような中で、今後も地域に必要な医療提供

体制を持続可能な形で確保するためには、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を図っていくことが重要である。

そのため、総務省においては、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点をこれまで以上に重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえながら、令和３年度末までに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、令和４年度又は令和５年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定を要請することとしている。

また、地方公共団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、令和４年度から、公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債（特別分）を拡充・延長するとともに、医師派遣等に係る特別交付税措置について、看護師等医療従事者の派遣及び診療所への派遣の追加、派遣元病院に対する措置の拡充を行うこととしている。併せて、令和４年度から、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げるとともに、令和３年度に講じた不採算地区病院等に対する特別交付税措置の拡充を令和４年度においても継続するほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしている。

ウ　第三セクター等の経営改革の推進

各地方公共団体においては、財政規律の強化と財政的リスク管理の一環として、第三セクター等のうち、出資比率が高い法人や損失補償等の財政援助を行っている法人等、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される法人について、自らの判断と責任により経営効率化・健全化に取り組むことが必要である。

総務省においては、令和２年度決算で、地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資等」という。）を行っている第三セクター等の中で、地方公共団体が25％以上の出資等を行っている法人のうち債務超過である法人や損失補償等を行っている1,126法人について財政的リスクの調査を実施し、地方公共団体別に、調査対象法人全ての結果を公表したところである。

この調査対象法人のうち、302法人において一定以上の財政的リスクが存在するものとなっている。具体的には、①債務超過の法人は248法人、②時価評価した場合に債務超過になる法人は８法人、③土地開発公社で債務保証などの対象となっている５年以上の長期保有土地の簿価総額が標準財政規模の10％以上のものは17法人、④地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償などの額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は47法人となっている（複数項目に該当する法人がある。）。

このような法人については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年７月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対して、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を作成し、着実な取組を実施するとともに、取組状況を公表するよう要請している。

(3) 地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化

人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている。

令和３年度に地方公共団体金融機構との共同事業として創設した、地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和４年度も引き続き実施し、「公営企業・第三セクター等の経営改革」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備・活用」及び「公共施設等総合管理計画の見直し・実行」についてアドバイザーを派遣することとしている。

7　地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

(1)　第33次地方制度調査会の発足

令和4年1月に第33次地方制度調査会が発足しており、内閣総理大臣の諮問に基づき、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、現在、調査審議が行われている。

(2)　多様な広域連携の推進

第32次地方制度調査会答申（令和2年6月26日）を踏まえ、2040年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、地方公共団体間の多様な広域連携を推進する。そのためには、地方公共団体が、それぞれの地域における長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）を作成し、これを踏まえ、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携を検討していくことが考えられる。

ア　定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」とは、人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村が連携・協力し、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域のマネジメント能力の強化」を行うことにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

令和4年1月現在では、140市が中心市として圏域を形成する意思を宣言し、130の圏域（延べ545市町村）が形成されるなど、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

イ　連携中枢都市圏構想の推進

「連携中枢都市圏構想」とは、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であり、平成26年度から全国展開を行っている。

令和4年1月現在では、36市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、34の圏域（延べ330市町村）が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。

ウ　定住自立圏・連携中枢都市圏以外の市町村における広域連携の推進

核となる都市がなく、規模・能力が同程度の市町村が複数存在するような地域においても、共同で「地域の未来予測」を整理すること等を通じ、安定的・継続的な広域連携の取組によって必要な行政サービスを提供していくことが重要である。

そこで、定住自立圏・連携中枢都市圏以外の核となる都市のない地域等においても、相互補完的・双務的な役割分担に基づく広域連携を進めやすくするため、その前提となる「地域の未来予測」について、広域連携を目指す複数の地方公共団体が共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、令和４年度から特別交付税措置を講じることとしている。

(3)　地方公務員行政に係る取組

ア　定年の引上げ

地方公務員の定年の引上げは、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、複雑高度化する行政課題へ的確に対応するために、能力と意欲のある高齢期の職員が、知識・経験を活かして活躍できるようにすることで、若手を含めた全ての職員が能力を存分に発揮できる環境を整えるとともに、質の高い行政サービスを維持していくことを目的に実施するものである。

地方公務員の定年については、令和３年６月に成立した「地方公務員法の一部を改正する法律」（令和３年法律第63号）により、国家公務員と同様、令和５年４月１日以降、60歳から65歳まで段階的に引き上げられることに合わせ、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講じることが予定されている。

各地方公共団体においては、役職定年制等に係る条例等の規定の整備や、今後増加する高齢期職員の活躍のあり方の検討等の準備を進め、円滑な制度施行に取り組む必要がある。

イ　働き方改革

地方公務員の働き方改革は、多様な人材の確保や質の高い行政サービスの提供のためにも重要であり、それぞれの地方公共団体において取組が進められている。今後も、時間外勤務の上限規制の適切な運用や職員の健康確保措置の強化に取り組むほか、育児休業や各種休暇などの取得促進やテレワークの導入・活用による柔軟な働き方の推進などの取組をより一層推進していく必要がある。

ウ　その他

地方公務員の給与水準及び職員数については第１部で述べたとおりであるが、地方公共団体の厳しい財政状況の下、住民への説明責任を果たす見地からも、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、給与の適正化や適正な定員管理などの取組を行っている。

また、令和２年度に導入された会計年度任用職員制度に係る任用や給与決定などの施行状況については、任用根拠の明確化や勤務条件の改善など、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、一部にまだ対応が十分でない地方公共団体もあり、こうした団体においては、必要な適正化を図る必要がある。

(4)　地方分権改革の推進

ア　地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次地方分権一括法」）以降、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）について、具体的な改革が積み重ねられてきた。

平成26年には、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）により地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方に対する事務・権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案を受け付けている。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」）から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第44号。いわゆる「第11次地方分権一括法」）までの一括法により、地方側の長年の懸案であった農地転用許可の権限移譲や地方版ハローワークの創設をはじめとするさらなる事務・権限の移譲等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会等を開催し、専門的な見地から検討が行われている。

地方分権改革における主な取組は、以下のとおりである。

（ア）事務・権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

これまでの地方分権一括法等により、国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を都道府県へ移譲する改正や、自家用有償旅客運送の登録、監督等の国（地方運輸局）の事務・権限を希望する市町村へ移譲する改正等が、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、都市計画に関する事務を市町村へ移譲する改正や、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定等に係る権限を道府県から政令指定都市へ移譲する改正等が行われた。

以上のような事務・権限の移譲により、窓口の一本化等による住民の利便性向上、地域課題の解決に資する独自の取組、総合行政の展開による行政の効果的・効率的な運営が進んでいる。

（イ）地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することがで

きるように改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、累次にわたる地方分権一括法等により、これまで法令により全国画一的に定められていた保育所や放課後児童クラブの設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任すること等により、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

イ　令和3年の地方からの提案等に関する対応方針

令和3年12月、地方分権改革推進本部及び閣議において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定。以下「令和3年対応方針」という。）が決定された。

令和3年対応方針においては、現場の課題に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を推進することとされている。

令和3年対応方針に盛り込まれた事項のうち、主なものは**第111図**のとおりである。

第111図　令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの
① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
・ 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
・ 脱炭素社会実現に係る各計画
・ 鳥獣管理に係る各計画

⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大（地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務）
⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大（療育手帳関係）

3. その他

⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

出典：内閣府ホームページ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）・主な対応方針に係る説明資料
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r03/k_tb_r3_setumei.pdf

令和3年対応方針に盛り込んだ事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を第208回通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとされている。

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

また、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行できるよう、地方税、地方交

付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとされている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実かつ強力に進めていくこととされている。

ウ　地方税財源の充実確保

各地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを進めていくためには、その基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが重要である。

なお、令和4年度税制改正については、令和3年11月16日に、地方財政審議会から、「令和4年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」が提出されるとともに、同年12月24日に「令和4年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

以上を踏まえ、地方税制の改正を行うため、第208回通常国会における地方税法等の改正等の所要の措置を講じることとしている。

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、松本市及び一宮市は令和３年４月１日の指定であるため、令和２年度決算においては中核市に含まれていない。）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年４月１日より特例市制度が廃止されたが、平成27年４月１日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の３第１項の指定を受けた市（つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が

処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

都市

　政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

　なお、市となる時には、地方自治法第８条第１項で定める要件（人口５万以上を有すること等）を具えていなければならない。

町村

　地方自治法第１条の３第２項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第８条第２項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

特別区

　地方自治法第281条第１項の規定による東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

　特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の２第１項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第２条第３項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

　地方自治法第284条第２項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

　地方自治法第284条第３項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

会計区分等

普通会計

　地方公共団体における公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

　個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

一般会計等

　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたも

のとする取扱い）は行わないこととしている。

公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

決算額（純計）

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）及び法人事業税交付金を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、特別法人事業譲与税がある。

地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補塡するために交付される個人住民税減収補塡特例交付金、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減

による地方公共団体の減収を補塡するため交付される自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用	×	測定単位	×	補正係数
（測定単位１当たり費用）		（人口・面積等）		（寒冷補正等）

単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位１単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100＋地方譲与税等

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

使用料

地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するもの。

手数料

特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するもの。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の２の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

財政分析指標関係

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補塡債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、（1）地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、（2）地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、（3）個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

地方債計画

地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条の３第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

減収補塡債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第５条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、同条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債。

平成13年度～令和４年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補塡することとされている。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸

施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

公営企業

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの７事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

公営企業等の状況を調査する公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第６条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

損益収支

公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額※の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定する。経営健全化計画を定めている地方公共団体を経営健全化団体という。

※公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。